

昭和四十年大蔵省令第十一号

所得税法及び所得税法施行令の規定に基づき、並びに同法及び同令を実施するため、所得税法施行細則(昭和二十二年大蔵省令第二十九号)の全部を改正する省令を次のように定める。

目次

第一編 総則
第一章 通則(第一条―第一条の四)
第二章 非課税所得(第二条―第三条の二)
第三章 障害者等の少額預金の利子所得等の非課税(第三条の三―第十五条の二)
第四章 公共法人等及び公益信託等に係る非課税(第十六条―第十七条)
第二編 居住者の納税義務
第一章 各種所得の金額の計算
第一節 所得の種類及び各種所得の金額(第十八条―第十九条の三)
第二節 所得金額の計算の通則(第十九条の四)
第三節 収入金額の計算(第二十条―第二十一条の二)
第四節 必要経費等の計算
第一款 家事関連費等の必要経費不算入等(第二十一条の三)
第二款 棚卸資産の評価(第二十二条―第二十三条)
第三款 有価証券の評価(第二十三条の二―第二十三条の四)
第四款 減価償却資産の償却(第二十四条―第二十四条の三)
第五款 引当金(第三十五条―第三十六条の三)
第六款 専従者控除(第三十六条の四)
第七款 給与所得者の特定支出(第三十六条の五―第三十六条の六)
第八款 外貨建取引の換算(第三十六条の七―第三十六条の八)
第九款 第四節資産の譲渡に関する総収入金額並びに必要経費及び取得費の計算の特例(第三十七条―第三十八条)
第十款 第五節資産に係る控除対象外消費税額等の必要経費算入(第三十八条の二)

第六節 生命保険契約等に基づく年金等に係る所得の計算(第三十八条の三)
第七節 収入及び費用の帰属時期の特例(第三十九条―第四十条の二)
第二章 所得控除及び税額控除(第四十条の三―第四十四条)
第三章 申告、納付及び還付
第一節 予定納税(第四十五条―第四十六条)
第二節 確定申告並びにこれに伴う納付及び還付
第一款 確定申告(第四十七条―第四十九条)
第二款 延納(第五十条―第五十二条)
第三款 納税の猶予(第五十二条の二―第五十二条の三)
第四款 還付(第五十三条―第五十四条)
第五款 青色申告(第五十五条―第六十六条)
第三編 非居住者及び法人の納税義務
第一章 非居住者の納税義務(第六十六条の二―第七十一条)
第二章 法人の納税義務
第一節 内国法人の納税義務(第七十二条―第七十二条の四)
第二節 外国法人の納税義務(第七十二条の五―第七十二条の六)
第四編 源泉徴収
第一章 給与所得に係る源泉徴収(第七十三条―第七十六条の三)
第二章 退職所得に係る源泉徴収(第七十七条)
第三章 公的年金等に係る源泉徴収(第七十七条の二―第七十七条の六)
第四章 非居住者の所得に係る源泉徴収(第七十七条の七)
第五章 源泉徴収に係る所得税の納期の特例(第七十八条―第七十九条)
第六章 源泉徴収に係る所得税の納付(第八十条)
第五編 雑則
第一章 支払調書の提出等の義務(第八十一条―第一百条)

第二章 その他の雑則(第一百一条―第一百四十一条)

附則

第一編 総則

第一章 通則

第一条 この省令において、「国内」、「国外」、「居住者」、「非居住者」、「内国法人」、「外国法人」、「人格のない社団等」、「法人課税信託」、「恒久的施設」、「公社債」、「預貯金」、「合同運用信託」、「貸付信託」、「投資信託」、「証券投資信託」、「オープン型の証券投資信託」、「公社債投資信託」、「公社債等運用投資信託」、「公社債等運用投資信託」、「特定目的信託」、「特定受益証券発行信託」、「棚卸資産」、「有価証券」、「固定資産」、「減価償却資産」、「繰延資産」、「各種所得」、「各種所得の金額」、「変動所得」、「臨時所得」、「純損失の金額」、「雑損失の金額」、「災害」、「障害者」、「特別障害者」、「寡婦」、「ひとり親」、「勤労学生」、「同一生計配偶者」、「控除対象配偶者」、「源泉控除対象配偶者」、「老人控除対象配偶者」、「扶養親族」、「控除対象扶養親族」、「特定扶養親族」、「老人扶養親族」、「特別農業所得者」、「予定納税額」、「修正申告書」、「青色申告書」、「出国」、「更正」、「決定」又は「源泉徴収」とは、それぞれ所得税法(昭和四十年法律第三十三号。以下「法」という。)第二条

第一項(定義)に規定する国内、国外、居住者、非居住者、内国法人、外国法人、人格のない社団等、法人課税信託、恒久的施設、公社債、預貯金、合同運用信託、貸付信託、投資信託、証券投資信託、オープン型の証券投資信託、公社債投資信託、公社債等運用投資信託、特定目的信託、特定受益証券発行信託、棚卸資産、有価証券、固定資産、減価償却資産、繰延資産、各種所得、各種所得の金額、変動所得、臨時所得、純損失の金額、雑損失の金額、災害、障害者、特別障害者、寡婦、ひとり親、勤労学生、同一生計配偶者、控除対象配偶者、源泉控除対象配偶者、老人控除対象配偶者、扶養親族、控除対象扶養親族、特定扶養親族、老人扶養親族、特別農業所得者、予定納税額、確定申告書、修正申告書、青色申告書、出国、更正、決定又は源泉徴収をいう。

2 この省令において、「不動産所得」、「事業所得」、「山林所得」、「譲渡所得」、「不動産所得の金額」、「雑所得の金額」、「総所得金額」、「退職所得金額」、「山林所得金額」、「雑損控除」、「医療費控除」、「社会保険料控除」、「小規模企業共済等掛金控除」、「生命保険料控除」、「地震保険料控除」、「寄附金控除」、「障害者控除」、「寡婦控除」、「ひとり親控除」、「勤労学生控除」、「配偶者控除」、「配偶者特別控除」、「扶養控除」、「基礎控除」、「課税総所得金額」、「課税所得金額」又は「課税山林所得金額」とは、それぞれ所得税法施行令(昭和四十年政令第九十六号。以下「令」という。)第一条第二項(定義)に規定する不動産所得、事業所得、山林所得、譲渡所得、不動産所得の金額、事業所得の金額、山林所得の金額、雑所得の金額、雑損控除、医療費控除、社会保険料控除、小規模企業共済等掛金控除、生命保険料控除、地震保険料控除、寄附金控除、障害者控除、寡婦控除、ひとり親控除、勤労学生控除、配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除、基礎控除、課税総所得金額、課税退職所得金額又は課税山林所得金額をいう。

3 この省令において、「配当控除」、「分配時調整外国税相当額控除」又は「外国税額控除」とは、それぞれ法第二編第三章第二節(税額控除)に規定する配当控除、分配時調整外国税相当額控除又は外国税額控除をいう。
4 この省令において、「相続人」には、包括受遺者を含むものとし、「被相続人」には、包括遺贈者を含むものとする。
第一条の二 令第一条の二第九項(恒久的施設の範囲)に規定する財務省令で定める特殊の関係は、次に掲げる関係とする。
一 一方の者が他方の法人の発行済株式(投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第九十八号)第二条第十二項(定義)に規定する投資法人にあつては、発行済みの投資口(同条第十四項に規定する投資口をいう。以下この号において同じ。))又は出資(自己が有する自己の株式(投資口を含む。以下この号において同じ。))又は出資を除く。の総数又は総額(以下この条において「発行済株式等」という。)の百分の五十を超える数又は金額の株式等(株式又は出資をいう。以下この条において同じ。)を直接

し、子育てに関する指導、相談、同号に規定する業務その他の援助の利用に対する助成を行うものとする。

2 法第九条第一項第十六号に規定する財務省令で定める場所は、次に掲げる場所とする。
一 法第九条第一項第十六号に規定する便宜を供与する者の居宅

二 前号に掲げる場所のほか、法第九条第一項第十六号に規定する便宜を適切に供与することができるところ
三 法第九条第一項第十六号に規定する財務省令で定める施設は、次に掲げる施設とする。

- 一 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第六条の三第二項（定義）に規定する放課後児童健全育成事業、同条第三項に規定する子育て短期支援事業、同条第七項に規定する一時預かり事業、同条第九項に規定する家庭的保育事業、同条第十項に規定する小規模保育事業、同条第十一項に規定する居宅訪問型保育事業、同条第十二項に規定する事業所内保育事業、同条第十三項に規定する病児保育事業、同条第十四項に規定する子育て援助活動支援事業又は同条第二十一項に規定する親子関係形成支援事業に係る施設
- 二 児童福祉法第六六項に規定する地域子育て支援拠点事業に係る施設及び当該施設に類する施設
- 三 児童福祉法第三十九条第一項（保育所）に規定する保育所
- 四 児童福祉法第五十九条の二第一項（認可外保育施設の届出）に規定する施設
- 五 母子保健法（昭和四十年法律第四百一十一号）第十七条の二第二項（産後ケア事業）に規定する産後ケア事業に係る施設及び当該施設に類する施設

六 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第六項（定義）に規定する認定こども園

七 子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第七條第十項第五号（定義）又は第五十九條第二号若しくは第三号（地域子ども・子育て支援事業）に掲げる事業に係る施設

八 子ども・子育て支援法第三十條第一項第四号（特別地域型保育給付費の支給）に規定する特別保育を行う施設

九 子ども・子育て支援法第五十九條第四号に掲げる事業（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条（学校の範囲）に規定する小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業に係る施設の利用に要する費用の助成を行うものに限る。）に係る施設及び当該施設に類する施設（第四号に掲げる施設を除く。）

十 保育その他の子育てについての指導、相談、情報の提供又は助言を行う事業に係る施設

第三章 障害者等の少額預金の利子所得等の非課税（用語の意義）

第三条の三 この章において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 非課税貯蓄申込書、非課税貯蓄申告書、非課税貯蓄限度額変更申告書、非課税貯蓄に関する異動申告書、非課税貯蓄廃止申告書、非課税貯蓄者死亡届出書又は非課税貯蓄相続申込書 それぞれ法第十条第一項（障害者等の少額預金の利子所得等の非課税）に規定する非課税貯蓄申告書、同条第四項に規定する非課税貯蓄限度額変更申告書、令第四十三條第六項（非課税貯蓄に関する異動申告書）に規定する非課税貯蓄に関する異動申告書、令第四十五條第一項（非課税貯蓄廃止申告書）に規定する非課税貯蓄廃止申告書、令第四十六條第二項（非課税貯蓄者死亡届出書等）に規定する非課税貯蓄者死亡届出書又は令第四十七條第一項（非課税貯蓄相続申込書）に規定する非課税貯蓄相続申込書をいう。
- 二 障害者等又は金融機関の営業所等 法第十条第一項に規定する障害者等又は金融機関の営業所等をいう。
- 三 預入等又は預貯金等 令第三十一条第一号又は第二号（用語の意義）に規定する預入等又は預貯金等をいう。
- 四 預貯金等の種別 法第十条第一項に規定する預貯金、合同運用信託、特定公募公社債等運用投資信託又は有価証券の別をいう。

第四条 令第三十一条の二第十八号（障害者等の範囲）に規定する財務省令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下この条において「国民年金法等改正法」という。）附則第三十二条第一項（旧国民年金法による給付）に規定する年金たる給付のうち障害を支給事由とするものを受けている者又は同項に規定する年金たる給付のうち死亡を支給事由とするものを受けている当該死亡した者の妻である者

二 厚生年金保険法（昭和二十九年法律第五十五号）附則第二十八条（指定共済組合の組合員）に規定する共済組合が支給する年金たる給付のうち障害を支給事由とするものを受けている者又は同条に規定する年金たる給付のうち死亡を支給事由とするものを受けている当該死亡した者の妻である者若しくは同法附則第二十八条の四第一項（旧共済組合員期間を有する者の遺族に対する特別遺族年金の支給）に規定する特別遺族年金を受けている同法第五十九条第一項（遺族）に規定する遺族（妻に限る。）である者

三 国民年金法等改正法附則第七十八条第一項（旧厚生年金保険法による給付）に規定する年金たる保険給付のうち障害を支給事由とするものを受けている者又は同項に規定する年金たる保険給付のうち死亡を支給事由とするものを受けている当該死亡した者の妻である者

四 国民年金法等改正法附則第八十七条第一項（旧船員保険法による給付）に規定する年金たる保険給付のうち障害を支給事由とするものを受けている者又は同項に規定する年金たる保険給付のうち死亡を支給事由とするものを受けている当該死亡した者の妻である者

五 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下この条において「一元化法」という。）附則第四十一条第一項（追加費用対象期間を有する者の特例等）に規定する障害共済年金若しくは一元化法附則第六十五条第一項（追加費用対象期間を有する者の特例等）に規定する障害共済年金を受けている者又はこれらの規定に規定する遺族共済年金を受けている被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の

一部に施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十五号）第八号（国共済組合員等期間を算定の基礎とする退職共済年金等に係る厚生年金保険法の規定の適用）若しくは被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十七号）第二十号（地共済組合員等期間を算定の基礎とする退職共済年金等に係る厚生年金保険法の規定の適用）の規定によりみなして適用する厚生年金保険法の規定を適用する場合における同法第五十九条第一項（遺族）に規定する遺族（妻に限る。）である者

六 国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第五十五号）附則第二条第六号（用語の定義）に規定する旧共済法による年金のうち障害を給付事由とするものを受けている者又は同号に規定する旧共済法による年金のうち死亡を給付事由とするものを受けている当該死亡した者の妻である者

七 一元化法附則第三十七条第一項（改正前国共済法による給付等）の規定によりなおその効力を有するものとされる一元化法第二条（国家公務員共済組合法の一部改正）の規定による改正前の国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号。以下この号及び第十六号において「旧効力国共済法」という。）第七十二条第一項第二号（長期給付の種類等）に掲げる障害共済年金を受けている者又は同項第四号に掲げる遺族共済年金を受けている旧効力国共済法第二条第一項第三号（定義）に規定する遺族（妻に限る。）である者

八 国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十三年法律第二百二十九号）第三条（施行日前に給付事由が生じた給付の取扱）に規定する給付のうち障害を給付事由とする年金である給付若しくは同法第三十四条第一項（特別措置法の施行日前に給付事由が生じた給付等の取扱）に規定する長期給付のうち障害を給付事由とする年金である給付

の一部に施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十五号）第八号（国共済組合員等期間を算定の基礎とする退職共済年金等に係る厚生年金保険法の規定の適用）若しくは被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十七号）第二十号（地共済組合員等期間を算定の基礎とする退職共済年金等に係る厚生年金保険法の規定の適用）の規定によりみなして適用する厚生年金保険法の規定を適用する場合における同法第五十九条第一項（遺族）に規定する遺族（妻に限る。）である者

十 令第三十一条の二第八号に掲げる者 同号に規定する障害補償費又は遺族補償費に係る都道府県知事の支給決定通知書(当該遺族補償費を受けている同号に規定する妻である者にあつては、当該支給決定通知書及び妻であることを証する書類)

十一 令第三十一条の二第九号に掲げる者 同号に規定する障害年金又は遺族年金に係る支給決定通知書(当該遺族年金を受けている同号に規定する妻である者にあつては、当該支給決定通知書及び妻であることを証する書類)

十二 令第三十一条の二第十号に掲げる者 同号に規定する障害年金又は遺族年金若しくは遺族給与金に係る年金証書又は遺族給与金証書(当該遺族年金又は遺族給与金を受けている同号に規定する妻である者にあつては、当該年金証書又は遺族給与金証書及び妻であることを証する書類)

十三 令第三十一条の二第十一号に掲げる者 同号に規定する児童扶養手当に係る児童扶養手当証書及び当該児童扶養手当を受けている同号に規定する児童の母であることを証する事項の記載がある住民票の写し又は住民票の記載事項証明書

十四 令第三十一条の二第十二号に掲げる者 同号に規定する障害年金又は遺族年金に係る年金証書(当該遺族年金を受けている同号に規定する妻である者にあつては、当該年金証書及び妻であることを証する書類)

十五 令第三十一条の二第十三号に掲げる者 同号に規定する障害児福祉手当又は特別障害者手当に係る認定通知書

十六 令第三十一条の二第十四号に掲げる者 同号に規定する療育手帳

十七 令第三十一条の二第十五号に掲げる者 同号の精神障害者保健福祉手帳

十八 令第三十一条の二第十六号に掲げる者 同号に規定する医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当、健康管理手当又は保健手当に係る医療特別手当証書、特別手当証書、原子爆弾小頭症手当証書、健康管理手当証書又は保健手当証書

十九 令第三十一条の二第十七号に掲げる者 戦傷病者手帳

年金たる給付又は死亡を支給事由とする年金たる給付に係る年金証書(当該死亡を支給事由とする年金たる給付を受けている同号に規定する妻である者にあつては、当該年金証書及び妻であることを証する書類)

二十一 第四条第二号に掲げる者 同号に規定する障害を支給事由とする年金たる給付又は死亡を支給事由とする年金たる給付若しくは特別遺族年金に係る年金証書(当該死亡を支給事由とする年金たる給付又は特別遺族年金を受けている同号に規定する妻である者にあつては、当該年金証書及び妻であることを証する書類)

二十二 第四条第三号又は第四号に掲げる者 これらの規定に規定する障害を支給事由とする年金たる保険給付又は死亡を支給事由とする年金たる保険給付に係る年金証書(当該死亡を支給事由とする年金たる保険給付を受けているこれらの規定に規定する妻である者にあつては、当該年金証書及び妻であることを証する書類)

二十三 第四条第五号、第七号、第十二号又は第十六号に掲げる者 これらの規定に規定する障害共済年金又は遺族共済年金に係る年金証書(当該遺族共済年金を受けているこれらの規定に規定する妻である者にあつては、当該年金証書及び妻であることを証する書類)

二十四 第四条第六号又は第十五号に掲げる者 これらの規定に規定する障害を給付事由とする年金又は死亡を給付事由とする年金に係る年金証書(当該死亡を給付事由とする年金を受けているこれらの規定に規定する妻である者にあつては、当該年金証書及び妻であることを証する書類)

二十五 第四条第八号、第九号又は第十四号に掲げる者 これらの規定に規定する障害を給付事由とする年金である給付又は死亡を給付事由とする年金である給付に係る年金証書(当該死亡を給付事由とする年金である給付を受けているこれらの規定に規定する妻である者にあつては、当該年金証書及び妻であることを証する書類)

二十六 第四条第十号に掲げる者 同号に規定する旧公務傷病年金若しくは特別公務傷病年金又は旧遺族年金若しくは特別遺族年金に係る年金証書(当該旧遺族年金又は特別遺族年金を受けている同号に規定する妻である者にあつては、当該年金証書及び妻であることを証する書類)

二十七 第四条第十一号に掲げる者 同号に規定する障害年金又は遺族年金若しくは通算遺族年金に係る年金証書(当該遺族年金又は通算遺族年金を受けている同号に規定する妻である者にあつては、当該年金証書及び妻であることを証する書類)

二十八 第四条第十三号に掲げる者 同号に規定する障害を給付事由とする年金である給付又は死亡を給付事由とする年金である給付、遺族共済年金若しくは通算遺族年金に係る年金証書(当該死亡を給付事由とする年金である給付、遺族共済年金又は通算遺族年金を受けている同号に規定する妻である者にあつては、当該年金証書及び妻であることを証する書類)

二十九 第四条第十七号に掲げる者 同号に規定する障害を給付事由とする年金である給付又は死亡を給付事由とする年金である給付に係る年金証書(当該死亡を給付事由とする年金である給付を受けている同号に規定する妻である者にあつては、当該年金証書及び妻であることを証する書類)

三十 第四条第十八号に掲げる者 同号に規定する公務傷病年金又は遺族扶助年金に係る年金証書(当該遺族扶助年金を受けている同号に規定する妻である者にあつては、当該年金証書及び妻であることを証する書類)

三十一 第四条第十九号に掲げる者 同号に規定する増加恩給、傷病年金若しくは特別傷病恩給又は傷病者遺族特別年金に係る恩給証書(当該傷病者遺族特別年金を受けている同号に規定する妻である者にあつては、当該恩給証書及び妻であることを証する書類)

三十二 第四条第二十号、第二十三号又は第二十八号から第三十号までに掲げる者 これらの規定に規定する傷病補償年金若しくは障害補償年金又は遺族補償年金に係る年金証書(当該遺族補償年金を受けているこれらの規定に規定する妻である者にあつては、当該年金証書及び妻であることを証する書類)

三十三 第四条第二十一号又は第二十二号に掲げる者 これらの規定に規定する傷病補償年金若しくは障害補償年金の例による補償又は遺族補償年金の例による補償に係る年金証書(当該遺族補償年金の例による補償を受けて

いるこれらの規定に規定する妻である者にあつては、当該年金証書及び妻であることを証する書類)

三十四 第四条第二十四号から第二十六号までに掲げる者 これらの規定に規定する傷病補償年金若しくは障害補償年金に準ずる補償又は遺族補償年金に準ずる補償に係る年金証書(当該遺族補償年金に準ずる補償を受けているこれらの規定に規定する妻である者にあつては、当該年金証書及び妻であることを証する書類)

三十五 第四条第二十七号に掲げる者 同号に規定する傷病補償年金若しくは障害補償年金に相当する補償又は遺族補償年金に相当する補償に係る年金証書(当該遺族補償年金に相当する補償を受けている同号に規定する妻である者にあつては、当該年金証書及び妻であることを証する書類)

三十六 第四条第三十一号から第三十三号までに掲げる者 これらの規定に規定する傷病給付年金若しくは障害給付年金又は遺族給付年金に係る年金証書(当該遺族給付年金を受けているこれらの規定に規定する妻である者にあつては、当該年金証書及び妻であることを証する書類)

三十七 第四条第三十四号に掲げる者 都道府県知事の公害健康被害の補償等に関する法律第四条第二項(認定等)の規定による認定をした旨を証する書類(同号に規定する妻である者にあつては、当該書類及び妻であることを証する書類)

三十八 第四条第三十五号に掲げる者 同号に規定する障害補償費に相当する給付又は遺族補償費に相当する給付の決定に係る市長の通知書(当該遺族補償費に相当する給付を受けている同号に規定する妻である者にあつては、当該通知書及び妻であることを証する書類)

三十九 第四条第三十六号に掲げる者 同号に規定する障害年金又は遺族年金に係る年金証書(当該遺族年金を受けている同号に規定する妻である者にあつては、当該年金証書及び妻であることを証する書類)

四十 第四条第三十七号に掲げる者 同号に規定する遺族年金に係る年金証書及び妻であることを証する書類

- 一 交付を受けた法第四十二条第一項に規定する国庫補助金等の額及びその交付の目的
- 二 法第四十二条第一項の規定の適用を受けた固定資産に関する明細
- 三 法第四十二条第二項に規定する固定資産の取得をした場合には、その取得の事由及びその資産の価額
- 四 その他参考となるべき事項

(条件付国庫補助金等の総収入金額不算入の特例の適用を受けるための記載事項)

- 第二十一条** 法第四十三条第四項(条件付国庫補助金等の総収入金額不算入)に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
 - 一 交付を受けた法第四十三条第一項に規定する国庫補助金等の額、その交付の目的及びその交付の条件
 - 二 前号の国庫補助金等をもって取得又は改良をしようとする法第四十三条第一項に規定する固定資産の取得予定年月日又は改良予定年月日並びにその取得に要する金額の見込額及びその内訳
 - 三 その他参考となるべき事項

(免責許可の決定等により債務免除を受けた場合の経済的利益の総収入金額不算入の特例の適用を受けるための記載事項)

- 第二十一条の二** 法第四十四条の二第三項(免責許可の決定等により債務免除を受けた場合の経済的利益の総収入金額不算入)に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
 - 一 法第四十四条の二第一項の債務の免除を受けた年月日
 - 二 法第四十四条の二第二項の債務の免除により受ける経済的な利益の価額
 - 三 資力を喪失して債務を弁済することが著しく困難である事情の詳細
 - 四 その他参考となるべき事項

第三節 必要経費等の計算
第一款 家事関連費等の必要経費不算入等

第二十一条の三 法第四十五条第三項第一号ロ(家事関連費等の必要経費不算入等)に規定する財務省令で定める場所は、同号ロの居住者の住所若しくは居所又はその営む事業に係る事務所若しくは事業所、雑所得を生ずべき業務を行う場所その他これらに準ずるもの所在地とする。

第一款の二 棚卸資産の評価

(特別な評価の方法の承認申請書の記載事項)
第二十二条 令第九十九条の二第二項(棚卸資産の特別な評価の方法)に規定する財務省令で定

める事項は、同項に規定する申請書を提出する者の氏名及び住所(国内に住所がない場合には、居所。以下この款及び第二款において同じ。)、その他参考となるべき事項とする。
(棚卸資産の評価の方法の変更申請書の記載事項)

第二十三条 令第一百一条第二項(棚卸資産の評価の方法の変更手続)に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 令第一百一条第二項に規定する申請書を提出する者の氏名及び住所
- 二 その評価の方法を変更しようとする事業の種類並びに商品又は製品(副産物及び作業くずを除く)、半製品、仕掛品(半成工事を含む)、主要原材料及び補助原材料その他の棚卸資産の区分
- 三 現によつている評価の方法及びその評価の方法を採用しようとする新たな評価の方法
- 四 採用しようとする新たな評価の方法
- 五 その他参考となるべき事項

第一款の三 有価証券の評価

(合併により取得した株式等の取得価額)
第二十三条の二 令第一百二十二条第一項(合併により取得した株式等の取得価額)に規定する財務省令で定める関係は、合併の直前に当該合併に係る法人税法第二条第十二号(定義)に規定する合併法人と当該合併法人以外の法人との間に当該法人による完全支配関係をいう。以下この条及び次条において同じ。)がある場合の当該完全支配関係とする。
(分割型分割により取得した株式等の取得価額)
第二十三条の三 令第一百十三条第一項(分割型分割により取得した株式等の取得価額)に規定する財務省令で定める関係は、法人税法第二条第十二号の九(定義)に規定する分割型分割の直前に当該分割型分割に係る同条第十二号の三に規定する分割継承法人と当該分割継承法人以外の法人との間に当該法人による完全支配関係がある場合の当該完全支配関係とする。
(発行日取引の範囲)

第二十三条の四 令第一百九条(信用取引等による株式又は公社債の取得価額)に規定する有価証券が発行される前にその有価証券の売買を行う取引であつて財務省令で定める取引は、金融商品取引法第六十一条の二に規定する取引及びその保証金に関する内閣府令(昭和二十八年

大蔵省令第七十五号)第一条第二項(定義)に規定する発行日取引とする。

第二款 減価償却資産の償却

(特別な償却方法の承認申請書の記載事項)
第二十四条 令第二百二十条の三第二項(減価償却資産の特別な償却の方法)に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 令第二百二十条の三第二項に規定する申請書を提出する者の氏名及び住所
- 二 その採用しようとする償却の方法が令第三百二十二条第一項各号(年の中途中途で業務の用に供した減価償却資産等の償却の特例)のイ又はロに掲げる償却の方法のいずれに類するかの場合
- 三 その他参考となるべき事項

(取替資産の範囲)
第二十四条の二 令第二百二十一条第三項(取替資産の意義)に規定する財務省令で定める取替資産は、次に掲げる資産とする。

- 一 鉄道設備又は軌道設備に属する構造物のうち、軌条及びその附属品、まくら木、分岐器、ボンド、信号機、通信線、信号線、電灯電力線、送配電線、き電線、電車線、第三軌条並びに電線支持物(鉄柱、铁塔、コンクリート柱及びコンクリート塔を除く。)
- 二 送電設備に属する構造物のうち、木柱、がい子、送電線、地線及び添架電話線
- 三 配電設備に属する構造物のうち、木柱、配電線、引込線及び添架電話線
- 四 電気事業用配電設備に属する機械及び装置のうち、計器、柱上変圧器、保安開閉装置、電力用蓄電器及び屋内配線
- 五 ガス又はコークスの製造設備及びガスの供給設備に属する機械及び装置のうち、鑄鉄ガス導管(口径二十・三センチメートル以下のものに限る。)、鋼鉄ガス導管及び需要者用ガス計量器

(取替法を採用する場合の承認申請書の記載事項)
第二十五条 令第二百二十一条第四項(取替資産に係る償却の方法の特例)に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 令第二百二十一条第四項に規定する申請書を提出する者の氏名及び住所
- 二 令第二百二十一条第二項に規定する取替法を採用しようとする年の一月一日(年の中途中途において事業所得を生ずべき事業を開始した場

合には、その日。第二十七条(特別な償却率の認定申請書の記載事項)において同じ。)
において見込まれる令第二百二十一条第一項の規定の適用を受けようとする減価償却資産の種類ごとの数量並びにその取得価額の合計額及び償却後の価額の合計額

三 その他参考となるべき事項
(旧リース期間定額法を採用する場合の届出書の記載事項)

第二十五条の二 令第二百二十一条の二第二項(リース賃貸資産の償却の方法の特例)に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 令第二百二十一条の二第二項に規定する届出書を提出する者の氏名及び住所
- 二 令第二百二十一条の二第一項に規定する旧リース期間定額法を採用しようとする資産の種類(同条第二項に規定する資産の種類をいう。)(この同条第三項に規定する改定取得価額の合計額)
- 三 その他参考となるべき事項

(特別な償却率によることのできる減価償却資産の範囲)
第二十六条 令第二百二十二条第一項(特別な償却率による償却の方法)に規定する財務省令で定めるものは、次に掲げる減価償却資産とする。

- 一 なつ染用銅ロール
- 二 映画用フィルム(二以上の常設館において順次上映されるものに限る。)
- 三 非鉄金属圧延用ロール(電線圧延用ロールを除く。)
- 四 短期間(その型等が変更される製品でその生産期間があらかじめ生産計画に基づき定められているもの)の生産のために使用する金型その他の工具で、当該製品以外の製品の生産のために使用することが著しく困難であるもの
- 五 漁網、活字に常用されている金属及び前各号に掲げる資産に類するもの

(特別な償却率の認定申請書の記載事項)
第二十七条 令第二百二十二条第二項(特別な償却率による償却の方法)に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 令第二百二十二条第二項に規定する申請書を提出する者の氏名及び住所
- 二 前号の申請書を提出する日の属する年の一月一日における令第二百二十二条第一項の規定

3 居住者がそのよるべき償却の方法として令第二百二十条の二第一号イ(二)(減価償却資産の償却の方法)に規定する定率法を採用している減価償却資産のうち平成二十四年三月三十一日以前に取得された資産と同年四月一日以後に取得された資産とがある場合には、これらの資産は、それぞれ償却の方法が異なるものとして、第一項の規定を適用する。

(増加償却割合の計算等)

第三十四条 令第三百三十三(通常の使用時間を超えて使用される機械及び装置の償却費の特例)に規定する財務省令で定めるところにより計算した増加償却割合は、同条に規定する平均的な使用時間を超えて使用する機械及び装置につき、千分の三十五にその年における当該機械及び装置の一日当たりの超過使用時間の数を乗じて計算した割合(当該割合に小数点以下二位未満の端数があるときは、これを切り上げる)とする。

2 前項の機械及び装置の一日当たりの超過使用時間とは、次の各号に掲げる時間のうちその居住者の選択したいずれかの時間をいう。

- 一 当該機械及び装置に属する個々の機械及び装置ごとにイに掲げる時間にロに掲げる割合を乗じて計算した時間の合計時間
- イ 当該個々の機械及び装置のその年における平均超過使用時間(当該個々の機械及び装置が当該機械及び装置の通常の経済事情における一日当たりの平均的な使用時間を超えてその年において使用された場合におけるその超えて使用された時間の合計時間を当該個々の機械及び装置のその年において通常使用されるべき日数で除して計算した時間をいう。次号において同じ。)
- ロ 当該機械及び装置の取得価額(減価償却資産の償却費の計算の基礎となる取得価額をい、令第三百三十三条第九項(耐用年数の短縮)の規定の適用がある場合には同項の規定の適用がないものとした場合に減価償却資産の償却費の計算の基礎となる取得価額となる金額とする。以下この号において同じ。)のうち当該個々の機械及び装置の取得価額の占める割合

二 当該機械及び装置に属する個々の機械及び装置のその年における平均超過使用時間の合計時間をその年十二月三十一日(その居住者が年の中途において死亡し又は出国をした場合)には、その死亡又は出国の時)における当該個々の機械及び装置の総数で除して計算した時間

令第三百三十三条に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 令第三百三十三条に規定する書類を提出する者の氏名及び住所
- 二 令第三百三十三条の規定の適用を受けようとする機械及び装置の種類及び名称並びに所在する場所
- 三 第一号の者の営む事業の通常の経済事情における当該機械及び装置の一日当たりの平均的な使用時間
- 四 その年における当該機械及び装置を通常使用するべき日数
- 五 その年における当該機械及び装置の第三号の平均的な使用時間を超えて使用した時間の合計時間
- 六 当該機械及び装置の一日当たりの超過使用時間
- 七 その年における当該機械及び装置に係る第一項の増加償却割合
- 八 当該機械及び装置を第三号の平均的な使用時間を超えて使用したことを証する書類として保存するもの名称
- 九 その他参考となるべき事項

第三十四条の二 次に掲げる貸付け(次項の規定に該当する貸付けを除く。)は、令第三百三十八

条第一項(少額の減価償却資産の取得価額の必要経費算入)に規定する主要な業務として行われる貸付けに該当するものとする。

- 一 当該居住者に対して資産の譲渡又は役務の提供を行う者の当該資産の譲渡又は役務の提供の業務の用に専ら供する資産の貸付け
- 二 継続的に当該居住者の経営資源(業務の用に供される設備(その貸付けの用に供する資産を除く。)、業務に関する当該居住者又はその従業者の有する技能又は知識(租税に関するものを除く。))その他これらに準ずるものをいう。)を活用して行い、又は行うことが見込まれる業務としての資産の貸付け
- 三 当該居住者が行う主要な業務に付随して行う資産の貸付け
- 四 資産の貸付け後に譲渡人(当該居住者に対して当該資産を譲渡した者をいう。)その他の者が

が当該資産を買い取り、又は当該資産を第三者に買い取らせることをあつせん旨の契約が締結されている場合(当該貸付けの対価の額及び当該資産の買取りの対価の額(当該対価の額が確定していない場合には、当該対価の額として見込まれる金額)の合計額が当該居住者の当該資産の取得価額のおおむね百分の九十に相当する金額を超える場合に限る。)における当該貸付けは、令第三百三十八条第一項に規定する主要な業務として行われる貸付けに該当しないものとする。

第三十四条の三 前条の規定は、令第三百三十九条

第一項(一括償却資産の必要経費算入)に規定する主要な業務として行われる貸付けに該当するかどうかの判定について準用する。

第三款 引当金

(更生計画認可の決定等に準ずる事由)

第三十五条 令第四百四十四条第一項第一号ホ(個別評価貸金等に係る貸倒引当金勘定への繰入限度額)に規定する財務省令で定める事由は、法令の規定による整理手続によらない関係者の協議決定で次に掲げるもの(同号二に掲げる事由を除く。)とする。

- 一 債権者集会の協議決定で合理的な基準により債務者の負債整理を定めているもの
- 二 行政機関、金融機関その他第三者のあつせんによる当事者間の協議により締結された契約でその内容が前号に準ずるもの
- (更生手続開始の申立て等に準ずる事由)
- 第三十五条の二 令第四百四十四条第一項第三号ホ(個別評価貸金等に係る貸倒引当金勘定への繰入限度額)に規定する財務省令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

- 一 手形交換所(手形交換所のない地域にあつては、当該地域において手形交換業務を行う銀行団を含む。)による取引停止処分
- 二 電子記録債権法(平成十九年法律第二百二

- 号)第二条第二項(定義)に規定する電子債権記録機関(次に掲げる要件を満たすものに限る。)による取引停止処分
- イ 金融機関(預金保険法(昭和四十六年法律第三十四号)第二条第一項各号(定義)に掲げる者をいう。以下この号において同じ。)の総額の百分の五十を超える数の金融機関に業務委託(電子記録債権法第五十

八条第一項(電子債権記録業の一部の委託)の規定による同法第五十一条第一項(電子債権記録業を営む者の指定)に規定する電子債権記録業の一部の委託をいう。ロにおいて同じ。)をしていること。

第三十六条 (保存書類)

第三十六条 令第四百四十四条第二項(個別評価貸金等に係る貸倒引当金勘定への繰入限度額)に規定する財務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- 一 令第四百四十四条第一項各号に掲げる事実が生じていることを証する書類
- 二 担保権の履行、保証債務の履行その他により取立て又は弁済の見込みがあると認められる部分の金額がある場合には、その金額を明らかにする書類
- (退職給与引当金に係る書類)
- 第三十六条の二 令第五百五十四条第二項(退職給与引当金勘定への繰入限度額)に規定する財務省令で定める書類は、令第五百五十三条第三号(退職給与規程の範囲)に掲げる規程の作成又は変更について、令第五百五十四条第二項に規定する使用者の全員の意見を記載した書面及び当該作成又は変更に係る規程を常時各作業場の見やすい場所に掲示し、又は備え付ける等の方法によつて周知を行っていることの詳細を記載した書面とする。
- (退職給与引当金勘定の累積限度額から控除する過去勤務債務に係る掛金の額等)
- 第三十六条の三 令第五百五十六条第三号ロ(退職金共済契約等を締結している場合の繰入限度額の特例等)に規定する財務省令で定める金額は、確定給付企業年金法施行規則第四十六条第一項(特別掛金額)に規定する掛金の額、法人税法施行令附則第十六条第一項第七号(適格退職年金契約の要件等)に規定する過去勤務債務等の額に係る同項第二号に規定する掛金等の額及び確定拠出年金法施行令(平成十三年政令第二百四十八号)第二十二條第一項第五号(他の

3 前条第二項の規定は、法第六十条の第三十一項第二号に規定する財務省令で定めるところにより算出した利益の額に相当する金額及び同項第三号に規定する財務省令で定めるところにより算出した損失の額に相当する金額について準用する。この場合において、前条第二項中「当該国外転出の日」とあるのは、「その法第六十条の第三十一項（贈与等により非居住者に資産が移転した場合の特例）」に規定する五年を経過する日」と読み替えるものとする。

4 前条第四項の規定は、法第六十条の第三十一項第五号に規定する財務省令で定めるところにより算出した利益の額に相当する金額及び同項第六号に規定する財務省令で定めるところにより算出した損失の額に相当する金額について準用する。この場合において、前条第四項第一号中「当該国外転出の日」とあるのは、「その法第六十条の第三十一項に規定する五年を経過する日（以下この項において「五年経過日」という。）」と、同項第二号及び第三号中「国外転出の時」とあるのは「五年経過日」と読み替えるものとする。

(保証債務の履行のため資産を譲渡した場合の所得計算の特例の適用を受けるための記載事項)

第三十八條 法第六十四条第三項（資産の譲渡代金が回収不能となつた場合等の所得計算の特例）に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 法第六十四条第二項に規定する譲渡をした資産の数量及び譲渡金額並びに保証債務の履行に伴う求償権の全部又は一部を行使することができないこととなつた金額
- 二 主たる債務者及び債権者の氏名又は名称及び住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地
- 三 保証債務の履行に伴う求償権の全部又は一部を行使することができないこととなつた年月日
- 四 第一号に規定する資産の譲渡の年月日及び取得の年月日
- 五 求償権の行使ができないこととなつた事情の説明
- 六 その他参考となるべき事項

第五節 資産に係る控除対象外消費税額等の必要経費算入

第三十八條之二 消費税法施行令（昭和六十三年政令第三百六十号）第四十八條第一項（課税売

上割合の計算方法）の規定は、令第八十二条の第二項（資産に係る控除対象外消費税額等の必要経費算入）に規定する課税売上割合に準ずる割合として財務省令で定めるところにより計算した割合について準用する。この場合において、消費税法施行令第四十八條第一項中「課税期間中」とあるのは、「年中」と読み替えるものとする。

2 令第八十二条の二第五項に規定する区分されるべき消費税の額及び当該消費税の額を課税標準として課されるべき地方消費税の額に相当する金額並びに課税仕入れ等の税額及び当該課税仕入れ等の税額に係る地方消費税の額に相当する金額を、それぞれ仮受消費税及び仮払消費税等としてこれらに係る取引の対価と区分する方法その他これに準ずる方法により行うものとする。

第六節 生命保険契約等に基づく年金等に係る所得の計算

(損害保険契約等に基づく年金に係る支払総額の見込額の計算)

第三十八條之三 令第八十四条第一項第二号イ(2)（損害保険契約等に基づく年金に係る雑所得の金額の計算上控除する保険料等）に規定する財務省令で定めるところにより計算した金額は、同号イ(2)に掲げる年金（有期の年金で契約対象者が保証期間内に死亡した場合にその死亡した日からその保証期間の終了の日までの期間に相当する部分の金額の支払が行われるものに限る。）の支払の基礎となる損害保険契約等（同項に規定する損害保険契約等をいう。以下この条において同じ。）において定められているその年額（当該年金の支払開始の日以後に当該損害保険契約等に基づき分配を受ける剰余金又は割戻しを受ける割戻金の額を除く。）に、当該損害保険契約等において定められているその支払期間に係る年数（その年数がその保証期間に係る年数とこの契約対象者に係る当該年金の支払開始の日における令別表に定める余命年数とのうちいずれか長い年数を超える場合には、そのいずれか長い年数）を乗じて計算した金額とする。

2 前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 契約対象者 年金の支払の基礎となる損害保険契約等においてその者の生存が支払の条件とされている者をいう。

二 保証期間 有期の年金の支払開始の日以後一定期間をいう。

第七節 収入及び費用の帰属時期の特例

(工事未収入金に係る売掛債権等の額の計算)

第三十九條 令第九十三条第一項（工事進行基準の方法による未収入金）の居住者が有する同項の売掛債権等については、同項に規定する期間内において、貸倒れにより生じた損失の金額がある場合には、同項の売掛債権等の額は、同項に規定する控除した金額から当該損失の金額を控除した金額とする。

(再び小規模事業者の収入及び費用の帰属時期の特例の適用を受ける場合の手続)

第三十九條之二 令第九十五条第二号（小規模事業者の要件）に規定する税務署長の承認を受けようとする者は、再び法第六十七条第一項（小規模事業者等の収入及び費用の帰属時期）の規定の適用を受けようとする年の一月三十一日までに、次に掲げる事項を記載した申請書を、納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

- 一 その申請書を提出する者の氏名及び住所（国内に住所がない場合には、居所）並びに住所地（国内に住所がない場合には、居所地）と納税地とが異なる場合には、その納税地
- 二 前に法第六十七条第一項の規定の適用を受けていた期間及びその適用を受けないこととなつた事由
- 三 その他参考となるべき事項

2 税務署長は、前項の申請書の提出があつた場合において、法第六十七条第一項の規定による不動産所得の金額又は事業所得の金額の計算によつてはその者のその後の各年分の不動産所得の金額又は事業所得の金額の計算が適正に行われ難いと認めるときは、その申請を却下することができるとする。

3 税務署長は、第一項の申請書の提出があつた場合において、その申請につき承認又は却下の処分をするときは、その申請をした者に對し、書面によりその旨を通知する。

4 第一項の申請書の提出があつた場合において、再び法第六十七条第一項の規定の適用を受けようとする年の三月十五日までにその申請につき承認又は却下の処分がなかつたときは、その日においてその承認があつたものとみなす。

(収入及び費用の帰属時期の特例の適用の細目)

第四十條 法第六十七条第一項（小規模事業者等の収入及び費用の帰属時期）の規定の適用を受ける居住者がその適用を受けないこととなつた場合におけるその適用を受けないこととなつた年分の不動産所得の金額又は事業所得の金額の計算については、次に定めるところによる。

一 法第六十七条第一項の規定の適用を受けることとなつた年の前年十二月三十一日（年中途において新たに不動産所得又は事業所得を生ずべき業務を開始した場合）には、当該業務を開始した日。次号において同じ。）における売掛金、買掛金、未収収益、前受収益、前払費用、未払費用その他これらに類する資産及び負債並びに棚卸資産（以下この号において「売掛金等」という。）の額と同項の規定の適用を受けないこととなつた年の一月一日における売掛金等の額との差額に相当する金額は、その適用を受けないこととなつた年分の不動産所得の金額又は事業所得の金額の計算上、それぞれ総収入金額又は必要経費に算入する。

二 法第六十七条第一項の規定の適用を受けることとなつた年の前年十二月三十一日における法その他所得税に関する法令の規定による引当金及び準備金の金額は、それぞれ同項の規定の適用を受けないこととなつた年の前年から繰り越されたこれらの引当金及び準備金の金額とみなす。

2 その年の前年において法第六十七条第二項の規定の適用を受けていた雑所得を生ずべき業務を行う居住者がその年において同項の規定の適用を受けないこととなる場合におけるその適用を受けないこととなる年分の当該雑所得を生ずべき業務に係る雑所得の金額の計算については、その適用を受けることとなつた年の前年十二月三十一日（年中途において新たに雑所得を生ずべき業務を開始した場合には、当該業務を開始した日）における売掛金、買掛金、未収収益、前受収益、前払費用、未払費用その他これらに類する資産及び負債並びに当該雑所得を生ずべき業務に係る令第三条各号（棚卸資産の範囲）に掲げる資産に準ずる資産（以下この項において「売掛金等」という。）の額と法第六十七条第二項の規定の適用を受けないこととなる年の一月一日における売掛金等の額との差額に相当する金額は、その適用を受けないこととなる年分の当該雑所得を生ずべき業務に係る雑所得の金額の計算上、それぞれ総収入金額又は必要経費に算入する。

三 前号の延払条件付譲渡に係る税額の計算に
関する明細

四 第一号の申請書を提出する者に係る法第百
三十二条第一項各号に掲げる要件の全てに該
当する事実及び当該申請書に係る同項に規定
する延払条件付譲渡が同条第三項各号に掲げ
る条件に該当する事実

五 法第百三十二条第二項の規定により担保を
提供する場合に、その担保の種類並びにそ
の担保として提供する財産の内容、数量、価
額及びその所在場所（その担保が保証人の保
証である場合には、その保証人の氏名又は名
称及び住所若しくは居所又は本店若しくは主
たる事務所の所在地）

六 その他参考となるべき事項
（延払条件付譲渡に係る所得税額の延納条件の
変更の申請書の記載事項）

第五十二条 法第百三十四条第一項（延払条件付
譲渡に係る所得税額の延納条件の変更の手續）
に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げ
る事項とする。

一 法第百三十四条第一項に規定する申請書を
提出する者の氏名及び住所（国内に住所がな
い場合には、居所）並びに住所（国内に住
所がない場合には、居所地）と納税地とが異
なる場合には、その納税地

二 法第百三十四条第一項の規定により延納の
条件の変更を求めようとする理由

三 法第百三十二条第一項（延払条件付譲渡に
係る所得税額の延納）の規定による延納の許
可を受けた所得税の額及び期間（二回以上に
分割して納付する場合には、各分納税額に係
る延納の期間及びその額）

四 その他参考となるべき事項
第三款 納税の猶予

（国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の適
用がある場合の納税猶予）

第五十二条の二 合第二百六十六条の二第一項
（国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の適
用がある場合の納税猶予）に規定する財務省令
で定める書類は、法第百三十七条の二第一項

第二号（国外転出をする場合の譲渡所得等の特
例の適用がある場合の納税猶予）に規定する非
上場株式等（以下この項において「非上場株式
等」という。）の次の各号に掲げる区分に応じ
当該各号に定める書類とする。
一 次号に掲げる非上場株式等以外のもの
次に掲げる書類

イ 法第百三十七条の二第一項の規定の適用
を受けようとする個人が非上場株式等であ
る株式に質権の設定をすることについて承
諾した旨を記載した書類（当該個人が自署
したものに限るものとし、ロ（一）に掲げ
る書類を提出する場合には自己の印を押し
ているものに限る。）

ロ 次に掲げるいずれかの書類
（一） イの個人の印に係る印鑑証明書
（二） イの個人の自署に係る領事官（領事官
の職務を行う大使館若しくは公使館の長
又はその事務を代理する者を含む。次号
ロ（二）において同じ。）が証する書類

ハ 当該非上場株式等に係る株式会社が交付
した会社法（平成十七年法律第八十六号）
第百四十九条第一項（株主名簿の記載事項
を記載した書面の交付等）の書面（当該株
式会社の代表権を有する者が自署し、自己
の印を押ししているものに限る。）及び当該
株式会社の代表権を有する者の印に係る印
鑑証明書

ニ 合名会社、合資会社又は合同会社に係る非
上場株式等 次に掲げる書類
イ 法第百三十七条の二第一項の規定の適用
を受けようとする個人が非上場株式等であ
る当該合名会社、合資会社又は合同会社の
社員の持分に質権の設定をすることにつ
いて承諾した旨を記載した書類（当該個人が
自署したものに限るものとし、ロ（一）に
掲げる書類を提出する場合には自己の印を
押ししているものに限る。）

ロ 次に掲げるいずれかの書類
（一） イの個人の印に係る印鑑証明書
（二） イの個人の自署に係る領事官が証する
書類

ハ 当該合名会社、合資会社又は合同会社が
イの質権の設定について承諾したことを証
する書類で次に掲げるいずれかのもの
（一） 当該質権の設定について承諾した旨が
記載された公正証書
（二） 当該質権の設定について承諾した旨が
記載された私署証書で登記所又は公証人
役場において日付のある印章が押されて
いるもの（当該合名会社、合資会社又は
合同会社の印を押ししているものに限る。）

及び当該合名会社、合資会社又は合同会
社の印に係る印鑑証明書

（三） 当該質権の設定について承諾した旨が
記載された書類（当該合名会社、合資会
社又は合同会社の印を押ししているもの
に限る。）で郵便法（昭和二十二年法律第
百六十五号）第四十八条第一項（内容証
明）の規定により内容証明を受けたもの
及び当該合名会社、合資会社又は合同会
社の印に係る印鑑証明書

二 令第二百六十六条の二第二項に規定する財務
省令で定める書類は、前項第一号イ及びハ又は
同項第二号イ及びハに掲げる書類とする。
三 法第百三十七条の二第二項に規定する財務省
令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
一 法第百三十七条の二第二項の届出書を提出
する者の氏名及び住所（国内に住所がない場
合には、居所。以下この款において同じ。）

二 法第百三十七条の二第一項（国外転出をする場
合の譲渡所得等の特例）に規定する国外転出
（以下この条において「国外転出」という。）
をした年月日
三 法第百三十七条の二第六項第一号に規定する帰
国をする予定年月日（当該帰国をする予定が
ない場合には、その旨）

四 その他参考となるべき事項
四 法第百三十七条の二第三項に規定する財務省
令で定める事項は、第四十七条第三項第十二号
イ及びロ（確定所得申告書の記載事項）に掲げ
る事項その他参考となるべき事項とする。
五 法第百三十七条の二第六項に規定する財務省
令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
一 法第百三十七条の二第六項に規定する継続
適用届出書を提出する者の氏名及び住所

二 国外転出をした年月日及び当該国外転出の
時における国内の住所
三 法第百三十七条の二第二項に規定する適用
資産のうち、その年十二月三十一日（その者
が年の中途において死亡した場合には、その
死亡の時。次条第六項第三号において同じ。）
まで引き続き有しているものの種類別及び名
称又は銘柄別の数量及び法第百六十条の二第一
項各号、第二項各号又は第三項各号に掲げる
金額
四 その他参考となるべき事項

令第二百六十六条の二第八項に規定する財務
省令で定める事実、国税通則法（昭和三十
七

年法律第六十六号）第一百七十一条（納税管
理人）に規定する納税管理人が破産手続開始の
決定又は後見開始の審判を受けたこととする。

七 法第百三十七条の二第二項第二号に規定す
るその他財務省令で定める要件は、次に掲げる
要件とする。
一 当該株式が金融商品取引法第二条第十六項
（定義）に規定する金融商品取引所に類する
ものであつて外国に所在するものの上場がさ
れていないこと。

二 当該株式が金融商品取引法第六十七条の十
一第一項（店頭売買有価証券登録原簿への登
録）に規定する店頭売買有価証券登録原簿
（次号において「店頭売買有価証券登録原簿」
という。）に登録がされていないこと。
三 当該株式が店頭売買有価証券登録原簿に類
するものであつて外国に備えられるものに登
録がされていないこと。

四 当該株式に係る株式会社が会社法第百十七
条第七項（株式の価格の決定等）に規定する
株券発行会社以外の株式会社であること。
五 第九項に規定する要件を満たすものである
こと。

八 前項第一号、第三号及び第五号の規定は、法
第百三十七条の二第二項第二号に規定する合
名会社、合資会社又は合同会社の社員の持分
財務省令で定める要件について準用する。
九 法第百三十七条の二第二項第二号の規定に
より読み替えて適用する国税通則法第五十条第
二号（担保の種類）に規定する財務省令で定め
る要件は、当該有価証券及び社員の持分につ
いて、質権の設定がされていないこと、差押えが
されていないことその他の当該有価証券及び社
員の持分について担保の設定又は処分の制限
（民事執行法（昭和五十四年法律第四号））が
されていないこと及び譲渡についての制限が解
除されていることとする。

（贈与等により非居住者に資産が移転した場合
の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶
予）

第五十二条の三 前条第一項の規定は、令第二百
六十六条の三第一項（贈与等により非居住者に
資産が移転した場合の譲渡所得等の特例の適用
がある場合の納税猶予）（同条第五項において
準用する場合を含む。）に規定する財務省令で
定める書類について準用する。

令第二百六十六条の三第一項（贈与等により非居住者に
資産が移転した場合の譲渡所得等の特例の適用
がある場合の納税猶予）（同条第五項において
準用する場合を含む。）に規定する財務省令で
定める書類について準用する。

- 2 前条第二項の規定は、令第二百六十六条の第三項(同条第五項において準用する場合を含む。)に規定する財務省令で定める書類について準用する。
- 3 法第二百三十七条の第三項(贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予)に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
 - 一 法第二百三十七条の第三項の届出書を提出する者の氏名及び住所
 - 二 法第二百三十七条の第三項又は第二項の規定に係る贈与又は相続の開始があつた年月日(同条第三項第二号に掲げる者にあつては、当該年月日及び当該相続に係る法第五十一条の五第一項(遺産分割等があつた場合の期限後申告等の特例)に規定する遺産分割等の事由が生じた年月日)
 - 三 当該贈与に係る受贈者の氏名及び住所若しくは居所又は当該相続若しくは遺贈に係る被相続人若しくは遺贈者の氏名及び死亡の時ににおける住所若しくは居所
 - 四 当該贈与又は相続を受けた非居住者が前条第三項第三号に規定する帰国をする予定年月日(当該帰国をする予定がない場合には、その旨)
 - 五 その他参考となるべき事項
- 4 法第二百三十七条の第四項に規定する財務省令で定める事項は、第四十七条第三項第十三号イからニまで(確定所得申告書の記載事項)に掲げる事項その他参考となるべき事項とする。
- 5 令第二百六十六条の第三十一項に規定する財務省令で定める事項は、第四十七條第三項第十三号イからニまでに掲げる事項で令第二百六十六条の第三十一項の修正申告書の提出に係るもの並びに同項に規定する適用被相続人等について生じた法第五十一条の六第一項(遺産分割等があつた場合の修正申告の特例)に規定する遺産分割等の事由の別及び当該遺産分割等の事由が生じた年月日とする。
- 6 法第二百三十七条の第三項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
 - 一 法第二百三十七条の第三項に規定する継続適用届出書を提出する者の氏名及び住所
 - 二 法第二百三十七条の第三項又は第二項の規定に係る贈与又は相続の開始があつた年月日
- 7 法第二百三十七条の第三項第二号の規定により読み替へて適用する国税通則法第五十条第二号(担保の種類)に規定する財務省令で定める要件は、前条第九項に規定する要件とする。
 - 一 法第八十一条第一項(利子所得及び配当所得に係る源泉徴収義務)の規定により徴収された所得税の額がある場合には、公社債、預貯金、合同運用信託、株式(投資信託及び投資法人に関する法律第一條第十四項(定義)に規定する投資口を含む)、出資、基金(保険業法(平成七年法律第五十号)第三十条の三第一項(基金の払込み)に規定する基金をいう)、投資信託又は特定受益証券発行信託の受益権及び社債的受益権(法第六条の三第四号(受託法人等)に関するこの法律の適用)に規定する社債的受益権をいう。以下同じ。))について、その支払者及び種類(とくにその元本又は数量、法第八十一条第一項に規定する利率等又は配当等の収入金額及び徴収された所得税の額並びにその支払者の氏名又は名称及び住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地若しくは法人番号(職所得に係る源泉徴収義務)及び第九十九条(退職所得に係る源泉徴収義務)の規定により徴収された所得税の額がある場合には、法第二十八条第一項(給与所得)に規定する給与等
 - 二 法第八十三条(給与所得に係る源泉徴収義務)、第九十条(年末調整に係る源泉徴収義務)、第九十二条(年末調整に係る不足額の源泉徴収義務)及び第九十九条(退職所得に係る源泉徴収義務)の規定により徴収された所得税の額がある場合には、法第二十八條第一項(給与所得)に規定する給与等
 - 三 法第二百三十三条の二(源泉徴収義務)の規定により徴収された所得税の額がある場合には、法第三十五条第三項(雑所得)に規定する公的年金等について、その支払者及び種類ごとに、その収入金額(法第二百三十三条の五第二号又は第三号(公的年金等)から控除される社会保険料がある場合等の徴収税額の計算)に規定する年金については、その金額のうち同号の規定により公的年金等の支払を受けたものとみなされる額に相当する金額)、その徴収された所得税の額並びにその支払者の氏名又は名称及び住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地若しくは法人番号
 - 四 法第二百四條(報酬、料金等)に係る源泉徴収義務)、第二百七條(生命保険契約等)に基づく年金に係る源泉徴収義務)又は第二百九條(匿名組合契約等の利益の分配に係る源泉徴収義務)の規定により徴収された所得税の額がある場合には、これらの規定に規定する報酬、料金、契約金、賞金、年金又は利益の分配について、その支払者及び種類(とくに、その金額(賞金のうち金銭以外のもの)で支払われたものについては令第三百二十一条(金銭以外のもの)で支払われる賞金の価額)の規定により計算した金額とし、年金についてはその年金の年額からその年金に係る令第三百二十六条第三項(生命保険契約等)に基づく年金の額から控除する掛金額の計算)の規定により計算した金額を控除した金額とする。)、その徴収された所得税の額並びにその支払者の氏名又は名称及び住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地若しくは法人番号
 - 五 法第二百二十二條第一項(非居住者の所得に係る源泉徴収義務)の規定により徴収された所得税の額(法第二百十五條(非居住者の人の役務の提供による給与等)に係る源泉徴収の特例)の規定により所得税の徴収が行われたものとみなされるものを含む。令第二百六十四条(各種所得につき源泉徴収された所得税の額から控除する所得税の額)に規定する金額を除く。がある場合には、同項に規定する国内源泉所得についてその支払者及び種類ごとに、その国内源泉所得の金額(法第二百三十三条第一項第一号ロ(非居住者の所得に係る徴収税額)に掲げる賞金のうち金銭以外のもの)で支払われたものについては令第三百二十九條第一項(金銭以外のもの)で支払われる賞金の価額等)の規定により計算した金額とし、法第二百三十三条第一項第一号ハに掲げる年金についてはその年金の年額からその年金に係る令第二百二十九條第二項の規定により計算した金額を控除した残額とする。)、その徴収された所得税の額並びにその支払者の氏名又は名称及び住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地若しくは法人番号
 - 六 租税特別措置法第三條の三第三項(国外で発行された公社債等の利子所得の分離課税等)(同条第一項に規定する国外一般公社債等の利子等に係る部分を除く。)、第八條の三第三項(国外で発行された投資信託等の収益の分配に係る配当所得の分離課税等)(同条第二項第二号に係る部分に限る。)、第九條の第二項(国外で発行された株式の配当所得の源泉徴収の特例)又は第九條の三の第二項(上場株式等の配当等に係る源泉徴収義務等の特例)の規定により徴収された所得税の額がある場合には、同法第三條の三第二項に規定する国外公社債等の利子等、同法第八條の三第三項に規定する国外投資信託等の配当等、同法第九條の二第二項に規定する国外株式の配当等又は同法第九條の三の第二項に規定する上場株式等の配当等(次号に規定する未成年者口座内上場株式等の配当等を除く。以下この号において「配当等」という。))について、その支払者又はこれらの規定に規定する支払の取扱者及び種類ごとに、その元本又は数量、配当等の収入金額及び徴収された所得税の額(同法第三十七條の十一の六第六項(源泉徴収選択口座内配当等)に係る所得計算及び源泉徴収の特例)の適用がある場合には、その適用後の金額)並びにその支払者の名称及び本店若しくは主たる事務所の所

- 一 集団投資信託の収益の分配の支払を受ける者の氏名又は名称及び住所（国内に住所を有しない者にあつては、第八十一条（国内に住所を有しない者の告知すべき居所等）に規定する場所）
 - 二 その支払の確定した前号の収益の分配の額及びその支払の確定した日（無記名の投資信託又は特定受益証券発行信託の受益証券に係る同号の収益の分配については、その支払をした収益の分配の額及びその支払をした日）
 - 三 前号の収益の分配の額につき源泉徴収をされる所得の額
 - 四 第一号の集団投資信託の受益権の名称並びに当該受益権の口数及び第二号の収益の分配の額の計算の基礎
 - 五 その支払の確定した第一号の収益の分配（無記名の投資信託又は特定受益証券発行信託の受益証券に係る同号の収益の分配については、その支払をした収益の分配）に係る通知外国所得税の額
 - 六 無記名の投資信託又は特定受益証券発行信託の受益証券に係る第一号の収益の分配の支払を受けた者が元本の所有者と異なる場合には、その元本の所有者の氏名又は名称及び住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所所在地
 - 七 第一号の収益の分配が租税特別措置法第九十一条第四号（配当控除の特例）に規定する外貨建等証券投資信託に係るものである場合には、当該外貨建等証券投資信託に係る租税特別措置法施行令第四条の四第二項（配当控除の特例）に規定する外貨建資産割合及び同項に規定する非株式割合
 - 八 第一号の支払を受ける者が国税通則法第一百七十一条第二項（納税管理人）の規定により届け出た納税管理人が明らかかな場合には、その氏名及び住所又は居所
 - 九 令第三百条第六項から第八項まで又は第十項ただし書の規定に基づく通知である旨
 - 十 第一号の支払を受ける者の再発行の請求を受けて作成された書面による通知である場合には、その旨
 - 十一 その他他参考となるべき事項
- 前項の規定は、令第三百条第七項に規定する財務省令で定める事項について準用する。この場合において、前項第二号中「その支払の確定した前号」とあるのは、「その年中に支払の確定

- した前号」と、「その」とあるのは、「その年中に」と、同項第五号中「その支払の確定した」とあるのは、「その年中に支払の確定した」と、「その」とあるのは、「その年中に」と読み替えるものとする。
- 6 前二項の規定は、令第三百条第十項ただし書の規定による同項ただし書の書面の通知について準用する。
 - 7 令第三百条第七項の規定による同項の書面の通知は、同項に規定する内国法人ごとに選択しなければならない。
 - 8 令第三百条第十項に規定する財務省令で定める方法は、第九十二条の二第二項（支払通知書に記載すべき事項の提供に係る電磁的方法）に規定する方法とする。
 - 9 前項に規定する方法は、第九十二条の二第二項に規定する基準に適合するものでなければならぬ。
 - 10 第九十二条の三（支払通知書に係る電磁的方法による提供の承諾）の規定は、令第三百条第十二項に規定する内国法人が同項の規定により同項の個人又は法人の承諾を得る場合について準用する。
- 第二節 外国法人の納税義務**
- （恒久的施設を有する外国法人の受ける国内源泉所得に係る課税の特例に係る公示の方法等）
- 1 法第八十条第五項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
 - 一 法第八十条第五項に規定する届出をした者又は通知を受けた者の名称
 - 二 前号に規定する者の令第三百五条第一項第二号（外国法人が課税の特例の適用を受けるための手続等）に規定する納税地にある事務所等の名称及び所在地並びにその代表者その他の責任者の氏名
 - 三 法第八十条第六項第一号の有効期限
 - （集団投資信託の信託財産に係る利子等の課税の特例）
 - 第七十二条の六 法第八十条の二第二項（信託財産に係る利子等の課税の特例）に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
 - 一 法第八十条の二第二項に規定する外国信託会社（次項第一号において「外国信託会社」という。）の名称及び国内にある主たる事務所の所在地
 - 二 法第八十条の二第二項に規定する証券投資信託の信託された営業所の名称及び所在地並びに当該証券投資信託に係る信託契約の委託者の氏名又は名称
 - 三 法第八十条の二第二項の規定による登録をした年月日

- 1 法第八十条の二第二項に規定する外国信託会社（次項第一号において「外国信託会社」という。）の名称及び国内にある主たる事務所の所在地
- 2 法第八十条の二第二項に規定する証券投資信託の信託された営業所の名称及び所在地並びに当該証券投資信託に係る信託契約の委託者の氏名又は名称
- 3 法第八十条の二第二項の規定による登録をした年月日
- 4 法第八十条の二第二項に規定する退職年金等信託の信託された営業所の名称及び所在地並びに当該退職年金等信託に係る信託契約の種類
- 5 法第八十条の二第二項の規定による登録をした年月日
- 6 法第八十条の二第二項に規定する退職年金等信託の信託された営業所の名称及び所在地並びに当該退職年金等信託に係る信託契約の種類
- 7 法第八十条の二第二項の規定による登録をした年月日
- 8 法第八十条の二第二項に規定する退職年金等信託の信託された営業所の名称及び所在地並びに当該退職年金等信託に係る信託契約の種類
- 9 法第八十条の二第二項の規定による登録をした年月日
- 10 法第八十条の二第二項に規定する退職年金等信託の信託された営業所の名称及び所在地並びに当該退職年金等信託に係る信託契約の種類

- 8 令第三百六条の二第八項に規定する財務省令で定める方法は、第九十二条の二第二項（支払通知書に記載すべき事項の提供に係る電磁的方法）に規定する方法とする。
 - 9 前項に規定する方法は、第九十二条の二第二項に規定する基準に適合するものでなければならない。
 - 10 第九十二条の三（支払通知書に係る電磁的方法による提供の承諾）の規定は、令第三百六条の二第十項に規定する外国法人が同項の規定により同項の個人又は法人の承諾を得る場合について準用する。
- 第四編 源泉徴収**
- 第一章 給与所得に係る源泉徴収**
- （給与所得者の扶養控除等申告書の記載事項）
- 第七十三条 法第九十四条第一項第八号（給与所得者の扶養控除等申告書）に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- 一 法第九十四条第一項の規定による申告書を提出する者（以下この項において「申告者」という。）の氏名、住所（国内に住所がない場合には居所とし、国内に住所及び居所がない場合には国外における住所及び居所とする。以下この章において同じ。）及び個人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名及び住所。以下この章において同じ。）
 - 二 源泉控除対象配偶者の生年月日、住所及び法第二条第一項第三十号（定義）に規定する合計所得金額（以下この章において「合計所得金額」という。）の見積額
 - 三 控除対象扶養親族の生年月日、住所及び申告者との続柄並びに合計所得金額の見積額
 - 四 同一生計配偶者（源泉控除対象配偶者を除く。）又は扶養親族（控除対象扶養親族を除く。）のうち障害者がある場合には、その者の住所及び申告者との続柄（同一生計配偶者にあつては、住所）並びに合計所得金額の見積額
 - 五 法第八十五条第四項又は第五項（扶養親族等の判定の時期等）の規定により申告者以外の居住者（以下この号において「他の居住者」という。）の同一生計配偶者又は扶養親族に該当するものとみなされる者のうちに、当該他の居住者の控除対象配偶者若しくはその他の同一生計配偶者（前号の規定に該当する者に限る。以下この号において同じ。）又は控除対象扶養親族若しくはその他の扶養親

- 族(前号の規定に該当する者に限る。以下この号において同じ。)がある場合には、その旨、他の居住者の氏名及び申告者との続柄並びに他の居住者がその控除対象配偶者若しくはその他の同一生計配偶者又は控除対象扶養親族若しくはその他の扶養親族とする者の氏名、住所及び申告者との続柄
- 六 その年において法第九十五条第一項(従たる給与についての扶養控除等申告書)の規定による申告書を提出した場合に、その旨
- 七 その他参考となるべき事項
- 2 法第九十四条第三項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
 - 一 法第九十四条第三項の規定による申告書を提出する者の氏名、住所及び個人番号
 - 二 法第九十四条第三項の規定により經由すべき同条第一項の給与等の支払者の氏名又は名称
 - 三 年の中途中途において再就職した場合及び年の中途において従たる給与の支払者が主たる給与の支払者となった場合における次に掲げる事項
 - イ その年中においてこれらの場合に該当することとなった日までに支払を受けた法第二十八条第一項(給与所得)に規定する給与等(以下この編において「給与等」という。)がある場合には、その給与等の支払者(その支払者が二以上ある場合には、主たる給与等の支払者。以下この号において同じ。)の氏名又は名称及びその事務所、事業所その他これらに準ずるものでその給与等の支払事務を取り扱ったものの所在地
 - ロ イの給与等の支払者から支払を受けた給与等の金額及びその給与等について法第九十三條第一項(給与所得に係る源泉徴収義務)の規定により徴収された所得税の額
 - その他参考となるべき事項
- 3 法第九十四条第六項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
 - 一 法第九十四条第六項の規定による申告書を提出する者の氏名、住所及び個人番号
 - 二 法第九十四条第六項の規定により經由すべき同条第一項に規定する給与等の支払者の氏名又は名称
 - 三 その他参考となるべき事項
 - 4 法第九十四条第八項に規定する給与所得者の扶養控除等申告書を受け受理した同条第一項に規

- 定する給与等の支払者は、当該申告書に、当該給与等の支払者の個人番号又は法人番号を付記するものとする。
- (給与所得者の扶養控除等申告書に添付すべき書類等)
- 第七十三条之二 令第三百十六条の二第一項(給与所得者の扶養控除等申告書に関する書類の提出又は提示)に規定する財務省令で定める書類は、第四十七条の二第一項各号(確定所得申告書に添付すべき書類等)に定める書類とする。
- 2 令第三百十六条の二第二項に規定する財務省令で定める書類は、次の各号に掲げる国外居住親族(同項に規定する国外居住親族をいう。以下この条において同じ。)の区分に応じ当該各号に定める書類とする。
 - 一 令第三百十六条の二第二項第一号又は第二号に掲げる国外居住親族 当該国外居住親族に係る次に掲げるいずれかの書類であつて、同項第一号又は第二号に掲げる者の区分に応じ同項第一号又は第二号に定める旨を証するもの(当該書類が外国語で作成されている場合は、その翻訳文を含む。)
 - イ 戸籍の附票の写しその他の国又は地方公共団体が発行した書類(当該国外居住親族の氏名、生年月日及び住所又は居所の記載があるものに限る。)
 - ロ 外国政府又は外国の地方公共団体が発行した書類(当該国外居住親族に係る次に掲げるいずれかの書類であつて、当該国外居住親族が同項に規定する居住者の配偶者以外の親族に該当する旨を証するもの(当該書類が外国語で作成されている場合には、その翻訳文を含む。)(当該国外居住親族の法第九十四条第一項第七号(給与所得者の扶養控除等申告書)に掲げる控除対象扶養親族に該当する事実が法第二条第一項第三十四号の二(一)(定義)に掲げる者に該当することである場合には、当該証明する書類及び外国政府又は外国の地方公共団体が発行した当該国外居住親族に係る第四十七条の二第九項各号に掲げるいずれかの書類であつて、当該国外居住

- 親族が外国における出入国管理及び難民認定法別表第一の四の表(在留資格)の留学の在留資格に相当する資格をもつて当該外国に在留することにより国内に住所及び居所を有しなくなつた旨を証するもの(当該書類が外国語で作成されている場合には、その翻訳文を含む。)
- イ 戸籍の附票の写しその他の国又は地方公共団体が発行した書類及び旅券の写し
- ロ 外国政府又は外国の地方公共団体が発行した書類(当該国外居住親族の氏名、生年月日及び住所又は居所の記載があるものに限る。)
- 3 令第三百十六条の二第三項に規定する生計を一にすることを明らかにする書類として財務省令で定める書類は、次に掲げるいずれかの書類であつて、同項に規定する居住者がその年において国外居住親族の生活費又は教育費に充てるための支払を必要の都度、各人に行ったことを明らかにするもの(当該書類が外国語で作成されている場合には、その翻訳文を含む。)とす
- 一 内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調査の提出等に関する法律第二条第三号(定義)に規定する金融機関の書類又はその写しで、当該金融機関が行う為替取引によつて当該居住者から当該国外居住親族に支払をしたことを明らかにするもの
- 二 第四十七条の二第六項第二号に規定するクレジットカード等購入あつせん業者の書類又はその写しで、同号に規定するクレジットカード等を当該国外居住親族が提示し又は通知して、特定の販売業者から商品若しくは権利を購入し、又は同号に規定する特定の役員提供事業者から有償で役務の提供を受けたことにより支払うこととなる当該商品若しくは権利の代金又は当該役務の対価に相当する額の金銭を当該居住者から受領し、又は受領することとなることを明らかにするもの
- 三 第四十七条の二第六項第三号に規定する電子決済手段等取引業者の書類又はその写しで、当該電子決済手段等取引業者が当該居住者の依頼に基づいて行う同号に規定する電子決済手段の移転によつて当該居住者から当該国外居住親族に支払をしたことを明らかにするもの(同号に規定するのみ電子決済手段等取引業者の書類又はその写しにあつては、

- 当該みなし電子決済手段等取引業者が発行する同号に規定する電子決済手段に係るものに限る。)
- 4 令第三百十六条の二第三項に規定する法第二十一条第一項第三十四号の二(3)に掲げる者に該当することを明らかにする書類として財務省令で定める書類は、前項に規定する財務省令で定める書類であつて、令第三百十六条の二第三項に規定する居住者から国外居住親族である各人へのその年における前項に規定する支払の金額の合計額が三十八万円以上であることを明らかにするものとする。
- (従たる給与についての扶養控除等申告書の記載事項)
- 第七十四条 法第九十五条第一項第五号(従たる給与についての扶養控除等申告書)に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
 - 一 法第九十五条第一項の規定による申告書を提出する者(以下この項において「申告者」という。)の氏名、住所及び個人番号
 - 二 源泉控除対象配偶者の生年月日、住所及びその合計所得金額の見積額
 - 三 控除対象扶養親族の生年月日、住所、申告者との続柄及びその合計所得金額の見積額
 - 四 法第九十四条第一項(給与所得者の扶養控除等申告書)に規定する主たる給与等の支払者の氏名又は名称並びにその支払者からの年中に支払を受けるべき給与等の収入金額の見積額、当該見積額から当該給与等から控除される法第七十四条第二項(社会保険料控除)に規定する社会保険料の金額の見積額及び法第七十五条第二項(小規模企業共済等掛金控除)に規定する小規模企業共済等掛金の見積額を控除した金額並びに申告者につき認められる障害者控除の額、寡婦控除の額、ひとり親控除の額、勤労学生控除の額、源泉控除対象配偶者について控除を受ける配偶者控除の額又は配偶者特別控除の額、扶養控除の額及び基礎控除の額に相当する金額の合計額
 - 五 その他参考となるべき事項
- 2 法第九十五条第三項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
 - 一 法第九十五条第三項の規定による申告書を提出する者の氏名、住所及び個人番号

より当該給与等の支払者が提供を受けた当該申告書に記載すべき事項を含む。以下この条において「申告書等」という。を、これらの規定に規定する税務署長が当該給与等の支払者に対しその提出を求めるまでの間、当該給与等の支払者が保存するものとする。ただし、当該申告書等に係るこれらの規定に規定する提出期限の属する年（法第九十五条第一項（従たる給与についての扶養控除等申告書）の規定による申告書（法第九十八条第二項の規定の適用により当該給与等の支払者が提供を受けた当該申告書に記載すべき事項を含む。）にあつては、当該申告書を法第九十五条第一項に規定する従たる給与等の支払者が受理した日（法第九十八条第二項の規定の適用がある場合には、当該申告書に記載すべき事項を当該従たる給与等の支払者が提供を受けた日）の属する年）の翌年一月十日の翌日から七年を経過する日後においては、この限りでない。

第二章 退職所得に係る源泉徴収

第七十七条 退職所得に関する申告書の記載事項等（退職所得）に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 法第二十三条第一項の規定による申告書を提出する者の氏名、住所（国内に住所がない場合には、居所。以下この号において同じ。）及び個人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名及び住所）
- 二 法第二十三条第一項第三号に掲げる勤続年数の計算の基礎
- 三 法第三十条第六項第一号（退職所得）に掲げる場合に該当するときは、法第二十一条第二項（徴収税額）に規定する退職所得控除額の計算の基礎
- 四 法第二十三条第一項第二号に規定する支払済みの他の退職手当等がある場合には、当該支払済みの他の退職手当等の支払者の氏名又は名称、当該支払済みの他の退職手当等につき法第九十九条（源泉徴収義務）の規定により徴収された所得税の額及びその支払を受けた年月日
- 五 法第二十三条第一項に規定する退職手当等又は同項第二号に規定する支払済みの他の退職手当等の全部又は一部が同号に規定する短期退職手当等に該当する場合には、次に掲げる事項

- イ 令第七十一条の二第二項（一般退職手当等、短期退職手当等又は特定役員退職手当等のうち二以上の退職手当等がある場合）の退職所得の金額の計算に規定する短期勤続年数及びその計算の基礎
- ロ 令第七十一条の二第十一項各号に掲げる場合に該当するときは、令第三十九条の三第二項（一般退職手当等、短期退職手当等又は特定役員退職手当等のうち二以上の退職手当等がある場合）の退職所得に係る源泉徴収に規定する短期退職所得控除額の計算の基礎
- ハ 法第二十三条第一項に規定する退職手当等又は同項第二号に規定する支払済みの他の退職手当等の全部又は一部が同号に規定する特定役員退職手当等に該当する場合には、次に掲げる事項
 - イ 令第七十一条の二第四項に規定する特定役員等勤続年数及びその計算の基礎
 - ロ 令第七十一条の二第十二項各号に掲げる場合に該当するときは、令第三十九条の三第二項に規定する特定役員退職所得控除額の計算の基礎
- ニ その他参考となるべき事項

七 その他参考となるべき事項

法第二十三条第一項の規定による申告書の提出を受ける同項の退職手当等の支払者（次項及び第四項において「退職手当等の支払者」という。）が、当該申告書に記載されるべき当該申告書の提出をする居住者の氏名及び個人番号その他の事項を記載した帳簿（当該申告書の提出の前にその居住者から法第九十八条第四項各号（給与所得者の源泉徴収に関する申告書の提出時期等の特例）に掲げる申告書の提出を受けた作成されたものに限る。）を備えているときは、その居住者は、前項第一号の規定にかかわらず、当該退職手当等の支払者に提出する法第二十三条第一項の規定による申告書には、当該帳簿に記載された個人番号の記載を要しないものとする。ただし、当該申告書に記載されるべき氏名又は個人番号が当該帳簿に記載されているその居住者の氏名又は個人番号と異なるときは、この限りでない。

- 3 退職手当等の支払者が前項の規定により帳簿を作成する場合には、その者は、当該帳簿に次に掲げる事項を記載しなければならない。
 - 一 法第九十八条第四項各号に掲げる申告書に記載された当該居住者の氏名、住所及び個人番号

- 二 前号の申告書の提出を受けた年月及び当該申告書の名称
- 三 その他参考となるべき事項
- 4 退職手当等の支払者は、前項の帳簿を、最後に第二項の規定の適用を受けて提出された法第九十九条の規定による申告書に係る第六項ただし書の規定による期限まで保存しなければならない。
- 5 第七十六条の二第七項から第九項まで（給与所得者の源泉徴収に関する申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供等）の規定は、第二項の規定の適用を受けて法第二十三条第一項の規定による申告書を提出した居住者が当該申告書に記載すべき氏名、住所又は個人番号を変更した場合について準用する。
- 6 法第二十三条第一項に規定する退職手当等の支払者がその退職手当等の支払を受ける居住者から同項の規定による申告書を受領した場合に、当該申告書（同条第四項の規定の適用により当該退職手当等の支払者が提供を受けた当該申告書に記載すべき事項を含む。次項において同じ。）を、同条第一項に規定する税務署長が当該退職手当等の支払者に対しその提出を求めるまでの間、当該退職手当等の支払者が保存するものとする。ただし、当該申告書に係る同項に規定する提出期限の属する年の翌年一月十日の翌日から七年を経過する日後においては、この限りでない。
- 7 法第二十三条第一項の規定による申告書を受領した同項に規定する退職手当等の支払者は、当該申告書に、当該退職手当等の支払者の個人番号又は法人番号を付記するものとする。

第三章 公的年金等に係る源泉徴収

（公的年金等に係る源泉徴収）
第七十七条の二 令第三十九条の六第一項第一号ハ（公的年金等の金額から控除する金額の調整等）に規定する財務省令で定める退職共済年金は、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下この条及び次条において「一元化法」という。）附則第三十七条第一項（改正前国共済法による給付等）の規定によりなおその効力を有するものとされる一元化法第二条（国家公務員共済組合法の一部改正）の規定による改正前の国家公務員共済組合法（第一号及び第三項第一号において「旧効力

- 一 旧効力国共済法附則第十二条の三（退職共済年金の特例）又は第十二条の八（特例による退職共済年金の支給の繰上げ）の規定により支給される旧退職共済年金
- 二 国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第五号）附則第十六条第四項（退職共済年金の額の経過的加算）の規定により加算することとされている金額を加算して支給される旧退職共済年金
- 三 令第三十九条の六第一項第一号ホに規定する財務省令で定める退職共済年金は、一元化法附則第七十九条（改正前私学共済法による給付）の規定によりなおその効力を有するものとされる一元化法第四条（私立学校教職員共済法の一部改正）の規定による改正前の私立学校教職員共済法（第一号において「旧効力私学共済法」という。）第二十条第二項第一号（給付

- 一 旧効力地共済法附則第十九条（退職共済年金の特例）又は第二十六条（特例による退職共済年金の支給の繰上げ）の規定により支給される旧退職共済年金
- 二 地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第八号）附則第十六条第四項（退職共済年金の額の経過的加算）の規定により加算することとされている金額を加算して支給される旧退職共済年金
- 三 令第三十九条の六第一項第一号ニに規定する財務省令で定める退職共済年金は、一元化法附則第六十一条第一項（改正前地共済法による給付等）の規定によりなおその効力を有するものとされる一元化法第三条（地方公務員等共済組合法の一部改正）の規定による改正前の地方公務員等共済組合法（第一号において「旧効力地共済法」という。）第七十四条第一号（長期給付の種類）に掲げる退職共済年金（以下この項及び次条第二項において「旧退職共済年金」という。）で令第三十九条の六第二項第一号ロに規定する退職年金の支払を受ける者に支給されるもののほか、次に掲げる旧退職共済年金とする。

- 一 旧効力地共済法附則第十九条（退職共済年金の特例）又は第二十六条（特例による退職共済年金の支給の繰上げ）の規定により支給される旧退職共済年金
- 二 地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第八号）附則第十六条第四項（退職共済年金の額の経過的加算）の規定により加算することとされている金額を加算して支給される旧退職共済年金
- 三 令第三十九条の六第一項第一号ホに規定する財務省令で定める退職共済年金は、一元化法附則第七十九条（改正前私学共済法による給付）の規定によりなおその効力を有するものとされる一元化法第四条（私立学校教職員共済法の一部改正）の規定による改正前の私立学校教職員共済法（第一号において「旧効力私学共済法」という。）第二十条第二項第一号（給付

二以上の預貯金に関する事項を併せて付け込んで証明する目的をもつて一の通帳が作成され、かつ、当該通帳に係る口座により当該事項が総括して管理されるものに限る。）

六 指定金銭信託及び貸付信託のうち反復して信託することを約するもの

七 前条第一号又は第二号に掲げる者から公社債又は投資信託及び投資法人に関する法律第二十条第一項(定義)に規定する委託者指図型投資信託(第九号において「委託者指図型投資信託」という。)、特定目的信託若しくは特定受益証券発行信託の受益権を反復して購入することを約するもの

八 長期信用銀行法第八條(長期信用銀行債の発行)の規定による長期信用銀行債、金融機関の合併及び転換に関する法律第八條第一項(特定社債の発行)(同法第五十五條第四項(長期信用銀行が普通銀行となる転換)において準用する場合を含む。))の規定による特定社債、信用金庫法第五十四條の二の四第一項(全国連合会債の発行)の規定による全国連合会債、農林中央金庫法第六十條(農林債の発行)の規定による農林債又は株式会社商工組合中央金庫法第三十二條(商工債の発行)の規定による商工債を反復して購入することを約するもの

九 前各号に掲げる契約のほか、令第三百三十六條第二項第一号に規定する預貯金等のうち性格の異なる二以上のものを反復して預入し、信託し又は購入すること(投資信託及び投資法人に関する法律第二條第二項に規定する委託者指図型投資信託にあつては、信託し、かつ、その受益権の社債、株式等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)に規定する振替口座簿への記載又は記録をすることとし、公社債及び委託者指図型投資信託の受益権にあつては、購入し、かつ、同法に規定する振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託をすることとする。)、を約するもの(当該性格の異なる二以上の預貯金等に関する事項を併せて付け込んで証明する目的をもつて一の通帳が作成され、かつ、当該通帳に係る口座により当該事項が総括して管理されるものに限る。)

第八十一条の五 令第三百三十六條第二項第五号(預貯金、株式等に係る利子、配当等の受領者

の告知)に規定する特定株式投資信託の要件を定める同号に規定する財務省令で定める要件は、次に掲げる要件とする。

- 一 当該証券投資信託の投資信託及び投資法人に関する法律第四條第一項(投資信託契約の締結)に規定する委託者指図型投資信託約款に次のイからへまでに掲げる事項の定めがあること(当該証券投資信託が外国投資信託(令第三百三十六條第二項第五号において同外国投資信託をいう。以下この号において同じ。))である場合には、当該委託者指図型投資信託約款に類する書類に次のロ及びニからへまでに掲げる事項の定めがあり、かつ、その受益権を上場することとされている金融商品取引所(金融商品取引法第二條第十六項(定義)に規定する金融商品取引所をいう。以下この条において同じ。))の上場に関する規則に次のト及びチに掲げる事項の定めがあること。
- イ 当該証券投資信託の設定又は追加設定に係る信託又は追加信託についての当初の受益者については、その者の氏名又は名称、住所及び個人番号又は法人番号(個人番号及び法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び住所。ト、次項第一号及び第三項において同じ。))の受託者への登録を行った上で、受益権の振替又は交付を行うこと。
- ロ 収益の分配は、信託の計算期間(当該証券投資信託が外国投資信託である場合には、収益の分配に係る計算期間)ごとに、信託財産について生ずる配当、受取利息その他これらに類する収益の額の合計額から支払利子、信託報酬その他これらに類する費用の額の合計額を控除した額の金額についてすることとされていること。
- ハ 収益の分配の支払は、当該収益の分配に係る計算期間の終了する日において受益者としてその氏名又は名称、住所及び個人番号又は法人番号(個人番号及び法人番号を有しない者又は当該収益の分配につき租税特別措置法第九條の三の二第一項(上場株式等の配当等に係る源泉徴収義務等の特別例)に規定する支払の取扱者を通じて交付を受ける者にあつては、氏名又は名称及び住所。チ及び次項第二号において同じ。))が受託者に登録されている者に対して行われること。

二 受益者は、その者の有する一定口数以上の受益権をもつて、当該受益権と当該受益権の信託財産に対する持分に相当する株式との交換(当該信託財産に属する株式のうち、その株式の発行法人から支払がされる法第二十四條第一項(配当所得)に規定する配当等を受ける権利その他の株主の権利に係る基準日がその交換の日であるもの(二において「権利落ち株式」という。))がある場合には、当該権利落ち株式の価額に相当する金銭の交付を含む。ホ及びへにおいて同じ。))を請求することができ、こと。

- ホ ニの交換の請求があつた場合には、当該証券投資信託の委託者は、その受託者に対し、当該受益権と信託財産に属する株式のうち当該受益権の信託財産に対する持分に相当するものとの交換をしよう指図すること(当該証券投資信託が外国投資信託であるときは、当該外国投資信託の受託者は、当該受益権と信託財産に属する株式のうち当該受益権の信託財産に対する持分に相当するものとの交換をすること)。
- ヘ 当該証券投資信託の受益権の口数がホの交換を行うことにより一定の口数を下ることになつた場合には、委託者は当該証券投資信託を終了させることができること(当該証券投資信託が外国投資信託である場合には、当該外国投資信託の信託財産の純資産額がホの交換を行うことにより一定の金額を下ることとなつたときは、委託者は当該外国投資信託を終了させることができること)。
- ト 当該証券投資信託の設定又は追加設定に係る信託又は追加信託についての当初の受益者については、その者の氏名又は名称、住所及び個人番号又は法人番号の売買決済の委託を受けた法人(その受益権を上場することとされている金融商品取引所から当該受益権の売買の決済に関する事務の委託を受けた法人をいう。チにおいて同じ。))への登録を行った上で、受益権の振替又は交付を行うこと。
- チ 収益の分配の支払は、当該収益の分配に係る計算期間の終了する日において受益者としてその氏名又は名称、住所及び個人番号又は法人番号が売買決済の委託を受けた法人に登録されている者に対して行われること。

二 当該証券投資信託が投資信託及び投資法人に関する法律施行令(平成十二年政令第四百八十号)第十二條第一号又は第二号(金銭信託以外の委託者指図型投資信託の禁止の適用除外)に掲げるものであること。

- 2 令第三百三十六條第二項第五号に規定する特定不動産投資信託の要件を定める同号に規定する財務省令で定める要件は、当該証券投資信託以外の投資信託の投資信託約款(投資信託及び投資法人に関する法律第四條第一項に規定する委託者指図型投資信託約款又は同法第四十九條第一項(投資信託契約の締結)に規定する委託者指図型投資信託約款をいう。))に次に掲げる事項の定めがあることとする。
 - 一 当該投資信託の設定又は追加設定に係る信託又は追加信託についての当初の受益者については、その者の氏名又は名称、住所及び個人番号又は法人番号の受託者への登録を行った上で、受益権の振替又は交付を行うこと。
 - 二 収益の分配の支払は、当該収益の分配に係る計算期間の終了する日において受益者としてその者の氏名又は名称、住所及び個人番号又は法人番号が受託者に登録されている者に対して行われること。
- 3 令第三百三十六條第二項第五号の登録は、同号に規定する特定株式投資信託又は特定不動産投資信託の収益の分配につき支払を受ける者が、令第三百三十七條第二項(告知に係る住民票の写しその他の書類の提示等)に規定する書類その他これに類する書類の提示又は署名用電子証明書等(令第三百三十六條第四項に規定する署名用電子証明書等をいう。以下この章において同じ。))の送信をして、当該特定株式投資信託の同号に規定する委託者指図型投資信託約款又は当該特定不動産投資信託の同号に規定する投資信託約款に定めるところにより、その者の氏名又は名称、住所及び個人番号又は法人番号を当該収益の分配に係る令第三百三十六條第一項に規定する支払事務取扱者に登録することにより行われるものとする。
- 4 令第三百三十六條第二項第五号に規定する財務省令で定める期間は、当該証券投資信託に係る契約において定める信託期間が、その信託の設定の日から百年を経過した日以後の日で当該契約において定めた日若しくは当該契約で指定された者のうち最後の生存者の死亡の日から二十年を経過した日以後の日で当該契約において

ることとなつた場合にはその変更前の氏名又は名称及び住所を含むものとし、第二号に掲げる場合に該当することとなつた場合にはその変更前の氏名又は名称、住所及び個人番号を含むものとする。)を記載した届出書(令第三百三十七條第二項各号に定める書類のいずれか(第一号に掲げる場合に該当することとなつた場合には、当該書類又は同條第三項に規定する住所等変更確認書類)の写し(次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める事項の記載があるものに限る。))の添付があるもの又はその提出の際にその者の署名用電子証明書等を送信し、若しくは同條第四項の規定による確認を受けているものに限る。)を提出しなければならない。当該届出書を提出した後、再び第一号又は第二号に掲げる場合に該当することとなつた場合も、同様とする。

- 一 その者の氏名若しくは名称又は住所の変更をした場合、その者のその変更をした後の氏名又は名称、住所及び個人番号(その者が個人である場合には、その変更をした後の氏名及び住所)
- 二 その者の個人番号の変更をした場合、その者のその変更をした後の氏名、住所及び個人番号
- 三 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定により個人番号又は法人番号が初めて通知された場合、その者のその通知を受けた後の氏名又は名称、住所及び個人番号又は法人番号
- 五 第三項の規定により同項の帳簿を作成した貯蓄取扱機関等の営業所の長は、前項の届出書を受領した場合には、当該帳簿の第三項各号に掲げる事項を、当該届出書に記載されている事項に訂正しておかなければならない。
- 六 貯蓄取扱機関等の営業所の長は、その受理した第三項に規定する申請書(令第三百三十七條第五項に規定する書類及び署名用電子証明書等を含む。)及び第四項に規定する届出書(同項に規定する書類の写し又は住所等変更確認書類の写し及び署名用電子証明書等を含む。)を、当該受理した日の属する年の翌年から三年間保存しなければならない。

(貯蓄取扱機関等の営業所の長の確認事項の記録及び帳簿書類の保存等)

第八十一条の八 貯蓄取扱機関等の営業所の長は、令第三百三十八條第一項(貯蓄取扱機関等

の営業所の長の確認等)又は第三百三十七條第四項(告知に係る住民票の写しその他の書類の提示等)の規定による確認をした場合には、令第三百三十八條第四項の規定により、同項に規定する帳簿に、令第三百三十六條第一項から第三項まで(預貯金、株式等に係る利子、配当等の受領者の告知)の規定による告知の際に提示された令第三百三十七條第二項各号に定める書類若しくは同條第三項に規定する住所等変更確認書類の名称、当該告知の際に署名用電子証明書等の送信を受けた旨(当該告知をした者が第八十一条の六第五項(貯蓄取扱機関等の営業所の長に提示する書類の範囲等)の規定による確認を受けた法人である場合には、その旨及び当該告知の際に提示された令第三百三十七條第二項第二号に定める書類の名称)又は令第三百三十七條第四項の規定による確認をした旨を記載することにより、令第三百三十八條第一項又は第三百三十七條第四項の規定による確認をした旨を明らかにしておかなければならない。

- 二 令第三百三十八條第三項に規定する登録の取扱いをする者又は同項に規定する振替口座簿に記載若しくは記録をする者若しくは同項に規定する保管の委託を受けた者は、同條第二項又は第三項の規定による通知を受けた場合には、当該登録又は振替若しくは保管の委託に関する帳簿(これに類する帳簿を含む。)に、当該通知を受けた氏名又は名称、住所(第八十一条(国内に住所を有しない者の告知すべき居所地等))に規定する場所。以下この項に規定する場所を含む。以下この項において同じ。)、及び個人番号又は法人番号(個人番号及び法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び住所)並びにその旨を記載することにより、当該通知を受けた事実を明らかにしておかなければならない。
- 三 貯蓄取扱機関等の営業所の長及び前項に規定する登録の取扱いをする者又は同項に規定する振替口座簿に記載若しくは記録をする者若しくは同項に規定する保管の委託を受ける者は、令第三百三十八條第四項に規定する帳簿(令第三百三十七條第五項に規定する帳簿を含む。)又は前項に規定する登録若しくは振替若しくは保管の委託に関する帳簿を、これらの帳簿の閉鎖の日の属する年の翌年から五年間保存しなければならない。
- 四 第二項に規定する登録の取扱いをする者又は同項に規定する振替口座簿に記載若しくは記録

をする者若しくは同項に規定する保管の委託を受ける者は、その受けた令第三百三十八條第二項又は第三項の規定による通知の内容を記載した書類を、当該通知を受けた日の属する年の翌年から五年間保存しなければならない。

- 五 第一項又は第三項の場合において、貯蓄取扱機関等の営業所の長が郵便貯金銀行(郵政民営化法第九十四条(定義)に規定する郵便貯金銀行をいう。以下この項において同じ。))の営業所の長である場合には、令第三百三十八條第四項に規定する帳簿については、郵便貯金銀行が当該営業所の所在地以外の場所においてこれを保存することができるものとする。

(無記名公社債の利子等の受領者の告知書の記載事項等)

**第八十一条の九 令第三百三十九條第一項(無記名公社債の利子等に係る告知書等の提出等)に規定する財務省令で定める者は、無記名公社債等(同項に規定する無記名公社債等をいう。以下この条において同じ。))の利子等(同項に規定する利子等をいう。以下この条において同じ。))の支払の取扱者(令第三百三十九條第二項の規定により支払の取扱者とみなされる者を含む。次項において同じ。))が、当該無記名公社債等の利子等の支払を受ける者の氏名又は名称、住所(国内に住所を有しない者にあつては、第八十一条(国内に住所を有しない者の告知すべき居所地等))に規定する場所。以下この項、第三項第一号及び第六項第一号において同じ。))及び個人番号又は法人番号その他の事項を記載した帳簿(その者の令第三百三十九條第九項において準用する令第三百三十七條第二項各号(告知に係る住民票の写しその他の書類の提示等)に定める書類のいずれかの提示若しくはその者の署名用電子証明書の送信を受け、又は令第三百三十九條第九項において準用する令第三百三十七條第四項の規定による確認をして作成されたものに限る。)を備えている場合におけるその支払を受ける者(その者の氏名若しくは名称、住所又は個人番号若しくは法人番号が当該帳簿に記載されているその者の氏名若しくは名称、住所又は個人番号若しくは法人番号と異なるものを除く。)とする。

無記名公社債等の利子等の支払の取扱者が前項の規定により帳簿を作成する第六項各号(貯蓄取扱機関等の営業所の長に提示する書類**

の範囲等)に掲げる事項を記載しなければならない。この場合において、同條第九項の規定は、当該帳簿について準用する。

- 三 令第三百三十九條第一項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
 - 一 無記名公社債等の利子等の支払を受ける者の氏名又は名称、住所及び個人番号又は法人番号(個人番号及び法人番号を有しない者又は第一項の規定に該当する者にあつては、氏名又は名称及び住所。第六項第一号において同じ。))
 - 二 無記名公社債等の種類又は名称
 - 三 無記名公社債等について、その元本の所有者以外の者が当該無記名公社債等の利子等につき支払を受ける場合には、当該無記名公社債等の元本の所有者の氏名又は名称及び住所(国内に住所がない場合には、居所)
 - 四 第一号の支払を受ける者が国税通則法第一百七條第二項(納税管理人)の規定による納税管理人の届出をしている場合には、その納税管理人の氏名及び住所(国内に住所がない場合には、居所)
 - 五 その他他参考となるべき事項
- 四 令第三百三十九條第三項に規定する財務省令で定める金融機関の営業所等は、第八十一条の三第三号(金融機関等の範囲)に掲げる投資信託委託会社の営業所とする。
- 五 令第三百三十九條第三項に規定する財務省令で定める事項は、第三項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項とする。
 - 一 令第三百三十九條第三項に規定する契約に基づき保管の委託をしようとする無記名公社債等の種別(公社債、無記名株式等(同條第一項に規定する無記名株式等をいう。))又は貸付信託、投資信託若しくは特定受益証券発行信託の受益証券の別をいう。次項第二号及び第七項第二号において同じ。))
 - 二 前号の保管の委託をする無記名公社債等の利子等につき当該保管の委託をしている期間内に支払を受ける利子等の支払の取扱いを依頼する旨
 - 三 その他参考となるべき事項

令第三百三十九條第六項に規定する財務省令で定める事項は、次項に規定する場合に該当する場合を除き、次に掲げる事項とする。

- 一 令第三百三十九条第三項の規定による告知書を提出した者の当該告知書に記載された氏名又は名称、住所及び個人番号又は法人番号
- 二 保管の委託を受けた無記名公社債等の種類及び名称並びに当該保管の委託を受けた年月日
- 三 前号の無記名公社債等の保管の委託をやめた年月日
- 四 その他参考となるべき事項
- 7 令第三百三十九条第三項の保管の委託が同項に規定する保管委託取次契約に係る保管の委託の契約に基づくものである場合における同条第六項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
 - 一 前項第一号に掲げる事項
 - 二 保管の委託がされた無記名公社債等の種類及び名称並びに当該保管の委託がされた年月日
 - 三 前号の無記名公社債等の保管の委託を受けた者の名称及び所在地
 - 四 第二号の無記名公社債等の保管の委託の取次ぎをした年月日
 - 五 第二号の無記名公社債等の保管の委託の取りやめがされた年月日
 - 六 その他参考となるべき事項
 - 8 令第三百三十九条第八項の登録は、第八十一条の五第三項（特定株式投資信託等の収益の分配につき支払を受ける者の登録等）に定めるところにより行われるものとする。
 - 9 令第三百三十九条第一項の告知書の書式は、別表第四（一）から別表第四（三）までによる。

（国内に住所を有しない者の告知すべき居所地等）に規定する場所の記載のあるものに限る。）とする。この場合において、第八十一条の第六項第一号イ中「第三百三十七条第一項に規定する貯蓄取扱機関等の営業所の長」とあるのは「第三百三十九条第一項（無記名公社債の利子等に係る告知書等の提出等）に規定する支払の取扱者（同条第二項の規定により支払の取扱者とみなされる者を含む）」と、同項第三号中「令第三百二十六条第四項（預貯金、株式等に係る利子、配当等の受領者の告知）」とあるのは「第八十一条の九第一項（無記名公社債の利子等の受領者の告知書の記載事項等）」と、同条第三項第二号中「令第三百二十六条第四項」とあるのは「第八十一条の九第一項」と、同条第五項中「第三百三十六条第一項に規定する利子等又は配当等」とあるのは「第三百三十九条第一項に規定する利子等」と、同項から同条第三項までの規定による告知」とあるのは「同項に規定する告知書の提出若しくは同条第三項の規定による告知書の提出又は同条第四項（同条第五項において準用する場合を含む。）に規定する書類の提出」と、「当該告知があつた」とあるのは「これらの告知書又は書類に記載された」と、「第三百三十七条第一項」とあるのは「第三百三十九条第九項において準用する令第三百三十七条第一項」と、同条第六項中「第三百三十六条第一項に規定する利子等又は配当等」とあるのは「第三百三十九条第一項に規定する利子等」とする。

（無記名公社債の利子等の受領者の申請により作成する帳簿の記載事項）
 第八十一条の十一 令第三百三十九条第九項（無記名公社債の利子等に係る告知書等の提出等）において準用する令第三百三十七条第三項（告知に係る住民票の写しその他の書類の提示等）に規定する財務省令で定める書類は、第八十一条の六第二項（貯蓄取扱機関等の営業所の長に提示する書類の範囲等）に規定する書類（同項第一号に掲げる書類を除く。）のうち、令第三百三十九条第四項に規定する書類の提出をする個人の変更前の氏名又は住所の記載がある書類とする。

2 令第三百三十九条第九項において準用する令第三百三十七条第五項に規定する財務省令で定める者は、第八十一条の七第二項各号（利子等の受領者の申請により作成する帳簿の記載事項）に掲げる者とする。この場合において、同項第一号中「令第三百三十七条第一項に規定する貯蓄取扱機関等の営業所の長（当該貯蓄取扱機関等の営業所の長）」とあるのは「令第三百三十九条第一項（無記名公社債の利子等に係る告知書等の提出等）に規定する支払の取扱者（同条第二項の規定により支払の取扱者とみなされる者を含むものとし、当該支払の取扱者」と、同項第二号中「貯蓄取扱機関等の営業所の長」とあるのは「支払の取扱者」と、同項第四号中「令第三百三十六条第一項に規定する利子等又は配当等」とあるのは「令第三百三十九条第一項に規定する利子等」と、それぞれ読み替えるものとする。

3 令第三百三十九条第一項に規定する支払の取扱者（同条第二項の規定により支払の取扱者とみなされる者を含む。以下この条及び次条において「貯蓄取扱機関等の営業所の長」という。）は、令第三百三十九条第九項において準用する令第三百三十七条第五項に規定する申請書を受領した場合に、同項の規定により、帳簿を作成し、当該帳簿に次に掲げる事項を記載しておかなければならない。

一 当該申請書を提出した者の氏名又は名称、住所（国内に住所を有しない者にあつては、第八十一条（国内に住所を有しない者の告知すべき居所地等）に規定する場所とする。以下この号及び次項において同じ。）及び個人番号又は法人番号（個人番号及び法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び住所。第六項において同じ。）

二 当該申請書の提出があつた年月日及び当該申請書に添付された令第三百三十九条第九項において準用する令第三百三十七条第二項各号に定める書類の写しの当該書類の名称（前条の規定により読み替えられた第八十一条の六第五項の規定による確認を受けた法人にあつては、当該書類の名称及び当該確認をした旨）、署名用電子証明書等の送信を受けた旨又は令第三百三十九条第九項において準用する令第三百三十七条第四項の規定による確認をした旨

三 その他参考となるべき事項

4 前項に規定する申請書を提出した者は、その提出後、次の各号に掲げる場合に該当することとなつた場合には、その者は、遅滞なく、当該申請書を提出した貯蓄取扱機関等の営業所の長に、当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める事項（第一号に掲げる場合に該当することとなつた場合にはその変更前の氏名又は名称及び住所を含むものとし、第二号に掲げる場合に該当することとなつた場合にはその変更前の氏名又は名称、住所及び個人番号を含むものとする。）を記載した届出書（令第三百三十九条第九項において準用する令第三百三十七条第二項各号に定める書類のいずれか（第一号に掲げる場合に該当することとなつた場合には、当該書類又は令第三百三十九条第九項において準用する令第三百三十七条第三項に規定する住所等変更確認書類）の写し（次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める事項の記載があるものに限る。）の添付があるもの又はその提出の際にその者の署名用電子証明書を送信し、若しくは同条第四項の規定による確認を受けているものに限る。）を提出しなければならぬ。当該届出書を提出した後、再び第一号又は第二号に掲げる場合に該当することとなつた場合も、同様とする。

一 その者の氏名若しくは名称又は住所の変更をした場合

二 その者の個人番号の変更をした場合

三 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定により個人番号又は法人番号が初めて通知された場合

四 その者のその通知を受けた後の氏名又は名称、住所及び個人番号又は法人番号

五 第三項の規定により同項の帳簿を作成した貯蓄取扱機関等の営業所の長は、前項の届出書を受領した場合には、当該帳簿の第三項各号に掲げる事項を、当該届出書に記載されている事項に訂正しておかなければならない。

6 貯蓄取扱機関等の営業所（貯蓄取扱機関等の営業所の長がその営業所、事務所その他これらに準ずるもの長である場合における当該営業所、事務所その他これらに準ずるものをいう。）の所在地の所轄税務署長は、第三項に規定する申請書を提出した者について、その者の氏名若しくは名称、住所又は個人番号若しくは法人番号が同項の帳簿に記載されているこれらの事項

と異なる認められるときは、当該貯蓄取扱機関等の営業所の長に対し、当該異なる認められる者に係る令第三百三十九条第九項において準用する令第三百三十七條第四項及び第五項本文の規定の適用に關し、必要な指示をすることができる。

7 貯蓄取扱機関等の営業所の長は、その受理した第三項に規定する申請書（令第三百三十九條第九項において準用する令第三百三十七條第五項に規定する書類及び署名用電子証明書等を含む。）及び第四項に規定する届出書（同項に規定する書類の写し又は住所等変更確認書類の写し及び署名用電子証明書等を含む。）を、当該受理した日の属する年の翌年から三年間保存しなければならない。

第八十一条の十二 貯蓄取扱機関等の営業所の長

は、令第三百三十九條第九項（無記名公社債の利子等に係る告知書等の提出等）において準用する令第三百三十八條第一項（貯蓄取扱機関等の営業所の長の確認等）又は令第三百三十九條第九項において準用する令第三百三十七條第四項（告知に係る住民票の写しその他の書類の提示等）の規定による確認をした場合には、令第三百三十九條第九項において準用する令第三百三十八條第四項の規定により、同項に規定する帳簿に令第三百三十九條第九項において準用する令第三百三十七條第二項各号に定める書類若しくは同条第三項に規定する住所等変更確認書類の名称、署名用電子証明書等の送信を受けた旨（令第三百三十九條第一項に規定する告知書の提出若しくは同条第三項の規定による告知書の提出又は同条第四項（同条第五項において準用する場合を含む。）に規定する書類の提出をした者が第八十一条の十（無記名公社債に係る貯蓄取扱機関等の営業所の長に提示する書類の範囲）の規定により読み替えられた第八十一条の六第五項（貯蓄取扱機関等の営業所の長に提示する書類の範囲等）の規定による確認を受けた法人である場合には、その旨及びこれらの告知書又は書類の提出の際に提示された令第三百三十九條第九項において準用する令第三百三十七條第二項各号に定める書類の名称）又は令第三百三十九條第九項の規定による確認をした旨を記載することにより、令第三百三十九條第九項

において準用する令第三百三十八條第一項又は令第三百三十九條第九項において準用する令第三百三十七條第四項の規定による確認をした旨を明らかにしておくなければならない。

2 令第三百三十九條第九項において準用する令第三百三十八條第三項に規定する登録の取扱いをする者又は同項に規定する保管の委託を受ける者は、同条第二項又は第三項の規定による通知を受けた場合には、当該登録又は保管の委託に關する帳簿（これに類する帳簿を含む。）に、当該通知を受けた氏名又は名称、住所（第八十一条（国内に住所を有しない者の告知すべき居所地等）に規定する場所を含む。以下この項において同じ。）及び個人番号又は法人番号（個人番号及び法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び住所）並びにその旨を記載することにより、当該通知を受けた事実を明らかにしておくなければならない。

3 貯蓄取扱機関等の営業所の長及び前項に規定する登録の取扱いをする者又は同項に規定する保管の委託を受ける者は、令第三百三十九條第九項において準用する令第三百三十八條第四項に規定する帳簿又は前項に規定する登録若しくは保管の委託に關する帳簿を、これらの帳簿の閉鎖の日の属する年の翌年から五年間保存しなければならない。この場合においては、第八十一条の八第五項（貯蓄取扱機関等の営業所の長の帳簿書類の保存）の規定は、貯蓄取扱機関等の営業所の長が同項に規定する郵便貯金銀行の営業所の長であるときに準用する。

4 貯蓄取扱機関等の営業所の長及び第二項に規定する登録の取扱いをする者又は同項に規定する保管の委託を受ける者は、その受理した令第三百三十九條第一項若しくは第三項若しくは同条第四項に規定する告知書若しくは書類及び署名用電子証明書等又はその受けた同条第九項において準用する令第三百三十八條第二項若しくは第三項の規定による通知の内容を記載した書類及び署名用電子証明書等を、当該受理し、又は当該通知を受けた日の属する年の翌年から五年間保存しなければならない。

第八十一条の十三から第八十一条の十六まで 削除

第八十一条の十七 国内において譲渡性預金（法

第二百二十四条の二（譲渡性預金の譲渡等に関する告知）に規定する譲渡性預金をいう。以下

この項、第三項及び第六項において同じ。）の譲渡をし、又は譲受けをした者は、同条の規定により、次に掲げる事項を記載した告知書をその譲渡性預金を受け入れていた金融機関の営業所又は事務所の長に提出しなければならない。

一 当該譲渡をし、又は譲受けをした者の氏名又は名称、住所（国内に住所を有しない者にあつては第八十一条（国内に住所を有しない者の告知すべき居所地等）に規定する場所。以下この条において同じ。）及び個人番号又は法人番号（個人番号及び法人番号を有しない者又は番号既告知者にあつては、氏名又は名称及び住所。第四項において同じ。）
二 当該譲渡をし、又は譲受けをした譲渡性預金の証書に記載されている記号番号、預入者の氏名又は名称、預入金額、預入年月日、利率及び払戻しの期限
三 当該譲渡性預金の譲渡をし、又は譲受けをした年月日及びその譲渡価額又は譲受けの対価の額
四 その他参考となるべき事項

2 法第二百二十四条の二の規定による告知書の提出をする者は、その提出をする際、同条に規定する金融機関の営業所又は事務所の長に、その者の令第三百三十七條第二項各号（告知に係る住民票の写しその他の書類の提示等）に定める書類のいずれかを提示し、又はその者の署名用電子証明書を送信しなければならない。この場合における第八十一条の六（貯蓄取扱機関等の営業所の長に提示する書類の範囲等）の規定の適用については、同条第一項第三号中「令第三百三十六條第四項（預貯金、株式等に係る利子、配当等の受領者の告知）」とあるのは「第八十一条の十七第六項（譲渡性預金の譲渡等に関する告知書）」と、同条第三項第二号中「令第三百三十六條第四項」とあるのは「第八十一条の十七第六項」と、同条第五項中「同項から同条第三項までの規定による告知」とあるのは「法第二百二十四条の二（譲渡性預金の譲渡等に関する告知）」の規定による告知書の提出」と、「当該告知があつた」とあるのは「当該告知書に記載された」と、「令第三百三十七條第一項の規定による前項」とあるのは「第八十一条の十七第二項の規定による第八十一条の六第四項」と、「とみなす」とあるのは「とみなす」。この場合において、当該告知書を受取りする法第二百二十四条の二に規定する金融機関の

営業所又は事務所の長は、当該確認をした旨を当該告知書に記載しておくなければならないものとす。

3 譲渡性預金の譲渡をし、又は譲受けをした法人が、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第三十九條第四項（通知等）に規定する法人番号保有者に該当するものである場合において、当該譲渡性預金に係る法第二百二十四条の二の規定による告知書の提出を受ける同条に規定する金融機関の営業所又は事務所の長が、当該告知書に記載された名称、住所及び個人番号又は法人番号の規定により公表された当該譲渡性預金の譲渡をし、又は譲受けをした法人の名称、住所及び個人番号と同じであることの確認をしたときは、当該譲渡性預金の譲渡をし、又は譲受けをした法人は、前項の規定にかかわらず、当該告知書の提出をする際、当該金融機関の営業所又は事務所の長に対しては、同項に規定する書類の提示を要しないものとし、当該金融機関の営業所又は事務所の長は、当該確認をした旨を当該告知書に記載しておくなければならないものとす。

4 法第二百二十四条の二に規定する金融機関の営業所又は事務所の長は、同条の規定による告知書を受取りする場合には、前項の規定による確認をした場合を除き、当該告知書に記載された氏名又は名称、住所及び個人番号又は法人番号が当該告知書の提出の際に提示又は送信を受けた第二項の書類又は署名用電子証明書に記載又は記録がされた氏名又は名称、住所及び個人番号又は法人番号と同じであるかどうかを確認し、かつ、当該確認をした旨を当該告知書に記載しておくなければならない。

5 法第二百二十四条の二に規定する金融機関の営業所又は事務所の長は、その受理した前項の告知書を、その受理した日の属する年の翌年から五年間保存しなければならない。

6 第一項第一号に規定する番号既告知者とは、法第二百二十四条の二に規定する金融機関の営業所又は事務所の長が、譲渡性預金の譲渡をし、又は譲受けをした者の氏名又は名称、住所及び個人番号又は法人番号その他の事項を記載した帳簿（その者の令第三百三十七條第二項各号に定める書類のいずれかの提示若しくはその者の署名用電子証明書等の送信を受け、又は第三項の規定による確認をして作成されたものに

つては、氏名及び住所。以下この条において同じ。）

ロ その年中に差金等決済により成立した商品先物取引等の種類、数量及び対価の額又は商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第二百二十条第一項（取引の成立の通知）の約定価格等

ハ その商品先物取引等の差金等決済の方法及びその差金等決済をした日

ニ その年中に商品先物取引等の差金等決済を行ったことにより確定した利益又は損失の額及びその差金等決済に係る取引の手数料等（商品先物取引法施行規則（平成十七年農林水産省・経済産業省令第三号）第百条の五（顧客が支払うべき対価に関する事項）に規定する手数料等をいう。）の額の合計額

ホ その商品先物取引等の差金等決済をした者が国税通則法第一百七十七条第二項（納税管理人）の規定により届け出た納税管理人が明らかなる場合には、その氏名及び住所又は居所

二 市場デリバティブ取引等（法第二百二十四条の五第一項第四号に規定する市場デリバティブ取引（次号に規定する暗号資産デリバティブ取引を除く。）若しくは外国市場デリバティブ取引（次号に規定する暗号資産デリバティブ取引を除く。）又は同項第六号に規定する店頭デリバティブ取引（次号に規定する暗号資産デリバティブ取引を除く。）をいう。以下この号において同じ。） 次に掲げる事項

イ その市場デリバティブ取引等の差金等決済をした者の氏名、住所及び個人番号

ロ その年中に差金等決済により成立した市場デリバティブ取引等の種類、数量及び対価の額又は約定数値（金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）第百条第一項第五号（有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等に係る契約締結時交付書面の共通記載事項）に掲げる対価の額又は約定数値をいう。第四号ロにおいて同じ。）

ハ その市場デリバティブ取引等の差金等決済の方法及びその差金等決済をした日

ニ その年中に市場デリバティブ取引等の差金等決済を行ったことにより確定した利益

又は損失の額及びその差金等決済に係る取引の手数料等（金融商品取引業等に関する内閣府令第七十四号第一項（顧客が支払うべき対価に関する事項）に規定する手数料等をいう。次号ニ及び第四号ニにおいて同じ。）の額の合計額

ホ その市場デリバティブ取引等の差金等決済をした者が国税通則法第一百七十七条第二項の規定により届け出た納税管理人が明らかなる場合には、その氏名及び住所又は居所

ハ その市場デリバティブ取引等の種類、数量及び対価の額又は約定数値（金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）第百条第一項第五号（有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等に係る契約締結時交付書面の共通記載事項）に掲げる対価の額又は約定数値をいう。第四号ロにおいて同じ。）

ニ その市場デリバティブ取引等の差金等決済をした者の氏名、住所及び個人番号

ロ その年中に差金等決済により成立した暗号資産デリバティブ取引の種類

ハ その年中に暗号資産デリバティブ取引の差金等決済を行ったことにより確定した利益の額の合計額から損失の額の合計額を控除した金額

ニ その年中に行つた暗号資産デリバティブ取引の差金等決済に係る取引の手数料等の額の合計額

ホ その暗号資産デリバティブ取引の差金等決済をした者が国税通則法第一百七十七条第二項の規定により届け出た納税管理人が明らかなる場合には、その氏名及び住所又は居所

ハ その市場デリバティブ取引等の差金等決済の方法及びその差金等決済をした日

ハ その有価証券の差金等決済の方法及びその差金等決済をした日

ニ その年中に有価証券の差金等決済を行ったことにより確定した利益又は損失の額及びその差金等決済に係る取引の手数料等の額の合計額

ホ その有価証券の差金等決済をした者が国税通則法第一百七十七条第二項の規定により届け出た納税管理人が明らかなる場合には、その氏名及び住所又は居所

ハ その市場デリバティブ取引等の種類、数量及び対価の額又は約定数値（金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）第百条第一項第五号（有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等に係る契約締結時交付書面の共通記載事項）に掲げる対価の額又は約定数値をいう。第四号ロにおいて同じ。）

ニ その市場デリバティブ取引等の差金等決済をした者の氏名、住所及び個人番号

ロ その年中に差金等決済により成立した暗号資産デリバティブ取引の種類

ハ その年中に暗号資産デリバティブ取引の差金等決済を行ったことにより確定した利益の額の合計額から損失の額の合計額を控除した金額

ニ その年中に行つた暗号資産デリバティブ取引の差金等決済に係る取引の手数料等の額の合計額

ホ その暗号資産デリバティブ取引の差金等決済をした者が国税通則法第一百七十七条第二項の規定により届け出た納税管理人が明らかなる場合には、その氏名及び住所又は居所

ハ その市場デリバティブ取引等の差金等決済の方法及びその差金等決済をした日

（オープン型の証券投資信託の収益の分配等の通知書）

第九十二条 法第二十五条第二項各号（支払通知書）の規定に該当する者は、同項の規定により、同項各号に規定する支払を受ける者ごとに、その者に関する同項各号に規定する収益の分配又は剰余金の配当、利益の配当、剰余金の分配若しくは金銭の分配とみなされるものの第八十三条第一項第二号（同条第四項の規定により読み替えて適用される場合を含む。以下この項において同じ。）及び第三号（配当等の支払通知書）に掲げる区分に応じ同条第一項第二号又は第三号に定める事項を記載した通知書を、その支払を受ける者に交付しなければならない。

この場合における同項第二号又は第三号の規定の適用については、これらの規定中「住所等及び個人番号又は法人番号」とあるのは、「及び住所等」とする。

2 前項の場合において、法第二十五条第二項第一号に規定するオープン型の証券投資信託の収益の分配につき租税特別措置法第四条の二第一項（勤労者財産形成住宅貯蓄の利子所得等の非課税）又は同法第四条の三第一項（勤労者財産形成年金貯蓄の利子所得等の非課税）の規定の適用がある場合には、当該オープン型の証券投資信託の収益の分配に係る前項の通知書は、交付することを要しない。

3 第一項の規定は、法第二十五条第三項ただし書の規定により同項に規定する支払を受ける者に交付する同項の通知書について準用する。

4 第一項に規定する通知書の書式は、別表第五（六）及び別表第五（七）による。

第九十二条の二 法第二十五条第三項（支払通知書及び支払通知書）に規定する財務省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるもの

イ 送信者等（送信者又は当該送信者との契約によりファイルを自己の管理する電子計算機に備え置き、これを受信者若しくは当該送信者の用に供する者をいう。ロにおいて同じ。）の使用に係る電子計算機と受信者等（受信者又は当該受信者との契約により受信者ファイル（専ら当該受信者の用に

第九十一条 第八十二条から前条まで（支払調書）に規定する調書の書式は、別表第五（二）から別表第五（三十二）までによる。

は公的年金等の支払を受ける者に対し、次に掲げる事項を示し、同項に規定する書面又は電磁的方法による承諾を得なければならぬ。

一 第九十二条の二第二項各号(支払通知書に記載すべき事項の提供に係る電磁的方法)に掲げる方法のうち当該給与等、退職手当等又は公的年金等の支払をする者が使用するもの

二 記載情報の受信者ファイルへの記録の方式
2 令第三百五十三条第一項に規定する給与等の支払をする者が、当該給与等の支払を受ける者から前項の規定による承諾を得ようとする場合において、当該支払をする者が定める期限までに当該承諾をしない旨の回答がないときは当該承諾があつたものとみなす旨の通知をし、当該期限までに当該支払を受ける者から当該回答がなかつたときは、当該承諾を得たものとみなす。

第九十五条の三 法第二百二十六条第六項(源泉徴収票)に規定する財務省令で定める事項は、次の各号に掲げる報告書の区分に応じ当該各号に定める事項とする。

- 一 法第二百二十六条第六項第一号に掲げる報告書 第九十三条第一項第一号イ(給与等の源泉徴収票)に定める事項、同項第二号から第五号までに掲げる事項、同項第六号イ(一)に定める事項、同号ロ及びハに掲げる事項、同項第七号から第十号までに掲げる事項並びに同項第十二号に掲げる事項
二 法第二百二十六条第六項第二号に掲げる報告書 第九十四条の二第一項第一号イ(公的年金等の源泉徴収票)に定める事項、同項第二号から第六号までに掲げる事項、同項第七号イ(一)に定める事項、同号ロ及びハに掲げる事項並びに同項第九号に掲げる事項(信託の計算書)

第九十六条 法第二百二十七条(信託の計算書)に規定する信託の受託者は、同条の規定により、その信託に係る法第十三条第一項(信託財産に属する資産及び負債並びに信託財産に帰せられる収益及び費用の帰属)に規定する受益者(同条第一項の規定により同条第一項に規定する受益者とみなされる者を含む。以下この項及び第三項において「受益者等」という。別に、次に掲げる事項を記載した計算書を、その受託者の事務所、事業所その他これらに準ずるものとしての信託に関する事務を取り扱うものの所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。

一 委託者及び受益者等の氏名又は名称、住所若しくは居所(国内に居所を有しない者にあつては、国外におけるその住所。以下この号において同じ。)(又は本店若しくは主たる事務所)の所在地及び個人番号又は法人番号(個人番号及び法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所)の所在地
二 その信託の期間及び目的
三 信託会社(法第二百二十七条に規定する信託会社をいう。以下この項において同じ。)

四 信託会社が受託者である信託にあつては各事業年度中、信託会社以外の者が受託者である信託又は特定寄附信託にあつては前年中におけるその信託に係る資産及び負債の異動並びに信託財産に帰せられる収益及び費用の額
五 受益者等に交付した信託の利益の内容、受益者等の異動及び受託者の受けるべき報酬等に関する事項
六 委託者又は受益者等が国税通則法第一百七十二条第二項(納税管理人)の規定により届け出た納税管理人が明らかでない場合には、その氏名及び住所又は居所
七 その信託が特定寄附信託である場合には、その旨及び次に掲げる事項
イ 当該特定寄附信託に係る特定寄附信託契約(租税特別措置法第四条の五第二項に規定する特定寄附信託契約をいう。)締結時の信託の元本の額
ロ 前年中に当該特定寄附信託の信託財産から支出した寄附金の額及び当該信託財産に帰せられる租税特別措置法第四条の五第一項の規定の適用を受けた同項に規定する利子等の金額のうち前年中に寄附金として支出した金額並びにこれらの寄附金を支出した年月日
ハ ロの寄附金を受領した法人又は法第十一条第二項(公共法人等及び公益信託等に係る非課税)に規定する公益信託の受託者の氏名又は名称及び住所若しくは居所又は所在地並びに当該公益信託の名称
八 その他参考となるべき事項

第九十六条の二 有限責任事業組合に関する法律(平成十七年法律第四十号)第三條第一項(有限責任事業組合契約)において、「有限責任事業組合契約」という。以下この項において同法第二條(定義)に規定する有限責任事業組合(以下この項において「有限責任事業組合」という。)

一 前項の場合において、各人別の同項第四号に掲げる信託財産に帰せられる収益の額の合計額が三万円(当該合計額の計算の基礎となつた期間が一年未満である場合には、一万五千元)以下であるときは、その信託に係る同項の計算書は、提出することを要しない。
二 その信託が次に掲げる場合に該当する場合には、その信託(その受益者等が居住者又は恒久的施設を有する非居住者であるものに限り)に係る第一項の計算書については、前項の規定は、適用しない。
一 特定寄附信託である場合
二 前項に規定する収益の額に租税特別措置法第八条の五第一項第二号から第七号まで(確定申告を要しない配当所得等)に掲げる利子等若しくは配当等又は同法第四十一条の十二の第三項(割引債の差益金額に係る源泉徴収の特例)に規定する特定割引債の同項の償還金若しくは同条第一項第二号に規定する国外割引債の償還金で同法第三十七條の十一第二項(上場株式等に係る譲渡所得等の課税の特例)に規定する上場株式等に該当する同法第四十一条の十二の第六項第一号に規定する割引債に係るものが含まれる場合
四 第一項の計算書の書式は、別表第七(一)による。

第九十六条の二 有限責任事業組合に関する法律(平成十七年法律第四十号)第三條第一項(有限責任事業組合契約)において、「有限責任事業組合契約」という。以下この項において同法第二條(定義)に規定する有限責任事業組合(以下この項において「有限責任事業組合」という。)

一 当該有限責任事業組合の計算期間の終了の時までに当該有限責任事業組合に係る組合員が当該有限責任事業組合契約に基づいて有限責任事業組合契約に関する法律第十一条(組合員の出資)の規定により出資をした同条の金銭その他の財産の価額で同法第二十九條第二項の規定により当該有限責任事業組合の会計帳簿に記載された同項の出資の価額の合計額に相当する金額その他出資に関する事項又は当該投資事業有限責任組合の計算期間の終

二 前項に規定する収益の額に租税特別措置法第八条の五第一項第二号から第七号まで(確定申告を要しない配当所得等)に掲げる利子等若しくは配当等又は同法第四十一条の十二の第三項(割引債の差益金額に係る源泉徴収の特例)に規定する特定割引債の同項の償還金若しくは同条第一項第二号に規定する国外割引債の償還金で同法第三十七條の十一第二項(上場株式等に係る譲渡所得等の課税の特例)に規定する上場株式等に該当する同法第四十一条の十二の第六項第一号に規定する割引債に係るものが含まれる場合
四 第一項の計算書の書式は、別表第七(一)による。

第九十六条の二 有限責任事業組合に関する法律(平成十七年法律第四十号)第三條第一項(有限責任事業組合契約)において、「有限責任事業組合契約」という。以下この項において同法第二條(定義)に規定する有限責任事業組合(以下この項において「有限責任事業組合」という。)

一 前項の場合において、各人別の同項第四号に掲げる信託財産に帰せられる収益の額の合計額が三万円(当該合計額の計算の基礎となつた期間が一年未満である場合には、一万五千元)以下であるときは、その信託に係る同項の計算書は、提出することを要しない。
二 その信託が次に掲げる場合に該当する場合には、その信託(その受益者等が居住者又は恒久的施設を有する非居住者であるものに限り)に係る第一項の計算書については、前項の規定は、適用しない。
一 特定寄附信託である場合
二 前項に規定する収益の額に租税特別措置法第八条の五第一項第二号から第七号まで(確定申告を要しない配当所得等)に掲げる利子等若しくは配当等又は同法第四十一条の十二の第三項(割引債の差益金額に係る源泉徴収の特例)に規定する特定割引債の同項の償還金若しくは同条第一項第二号に規定する国外割引債の償還金で同法第三十七條の十一第二項(上場株式等に係る譲渡所得等の課税の特例)に規定する上場株式等に該当する同法第四十一条の十二の第六項第一号に規定する割引債に係るものが含まれる場合
四 第一項の計算書の書式は、別表第七(一)による。

第九十六条の二 有限責任事業組合に関する法律(平成十七年法律第四十号)第三條第一項(有限責任事業組合契約)において、「有限責任事業組合契約」という。以下この項において同法第二條(定義)に規定する有限責任事業組合(以下この項において「有限責任事業組合」という。)

一 当該有限責任事業組合に係る組合員の氏名又は名称、住所若しくは居所(国内に居所を有しない者にあつては、国外におけるその住所。以下この号において同じ。)(又は本店若しくは主たる事務所)の所在地及び個人番号又は法人番号(個人番号及び法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所)の所在地
二 当該有限責任事業組合の名称及び主たる事務所の所在地並びに当該有限責任事業組合の会計帳簿を作成した組合員(有限責任事業組合契約に関する法律第二十九條第三項に規定する会計帳簿を作成した組合員をいう。)(又は投資事業有限責任組合の業務を執行する無限責任組合員の氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号及び法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称))

三 当該有限責任事業組合の計算期間(有限責任事業組合契約に関する法律第四條第三項第八号(組合契約書の作成)の有限責任事業組合の事業年度の期間又は投資事業有限責任組合契約に関する法律第八條第一項(財務諸表等の備付け及び閲覧等)の投資事業有限責任組合の事業年度の期間をいう。以下この項において同じ。)(及び当該有限責任事業組合の事業の内容
四 当該有限責任事業組合の計算期間の終了の時までに当該有限責任事業組合に係る組合員が当該有限責任事業組合契約に基づいて有限責任事業組合契約に関する法律第十一条(組合員の出資)の規定により出資をした同条の金銭その他の財産の価額で同法第二十九條第二項の規定により当該有限責任事業組合の会計帳簿に記載された同項の出資の価額の合計額に相当する金額その他出資に関する事項又は当該投資事業有限責任組合の計算期間の終

第九十六条の二 有限責任事業組合に関する法律(平成十七年法律第四十号)第三條第一項(有限責任事業組合契約)において、「有限責任事業組合契約」という。以下この項において同法第二條(定義)に規定する有限責任事業組合(以下この項において「有限責任事業組合」という。)

一 前項の場合において、各人別の同項第四号に掲げる信託財産に帰せられる収益の額の合計額が三万円(当該合計額の計算の基礎となつた期間が一年未満である場合には、一万五千元)以下であるときは、その信託に係る同項の計算書は、提出することを要しない。
二 その信託が次に掲げる場合に該当する場合には、その信託(その受益者等が居住者又は恒久的施設を有する非居住者であるものに限り)に係る第一項の計算書については、前項の規定は、適用しない。
一 特定寄附信託である場合
二 前項に規定する収益の額に租税特別措置法第八条の五第一項第二号から第七号まで(確定申告を要しない配当所得等)に掲げる利子等若しくは配当等又は同法第四十一条の十二の第三項(割引債の差益金額に係る源泉徴収の特例)に規定する特定割引債の同項の償還金若しくは同条第一項第二号に規定する国外割引債の償還金で同法第三十七條の十一第二項(上場株式等に係る譲渡所得等の課税の特例)に規定する上場株式等に該当する同法第四十一条の十二の第六項第一号に規定する割引債に係るものが含まれる場合
四 第一項の計算書の書式は、別表第七(一)による。

第九十六条の二 有限責任事業組合に関する法律(平成十七年法律第四十号)第三條第一項(有限責任事業組合契約)において、「有限責任事業組合契約」という。以下この項において同法第二條(定義)に規定する有限責任事業組合(以下この項において「有限責任事業組合」という。)

了の時までに当該投資事業有限責任組合に係る組合員が当該投資事業有限責任組合契約に基づいて投資事業有限責任組合契約に関する法律第六条第二項（組合員の出資）の規定により出資をした同項の金銭その他の財産の価額で当該投資事業有限責任組合の会計帳簿に記載された出資の価額の合計額に相当する金額その他出資に関する事項

五 当該事業組合の計算期間において当該事業組合に係る組合員が交付を受けた金銭その他の資産に係る有限責任事業組合契約に関する法律第三十五条第一項（財産分配に関する責任）に規定する分配額又は投資事業有限責任組合契約に関する法律第十条第一項（財産分配の制限）に規定する組合財産の価額のうち、当該組合員がその交付を受けた部分に相当する金額及び当該事業組合の計算期間の終了の時までに当該組合員がその交付を受けた部分に相当する金額の合計額

六 当該事業組合に係る組合員の有限責任事業組合契約に関する法律第三十三条（組合員の損益分配の割合）に規定する損益分配の割合又は投資事業有限責任組合契約に関する法律第十六条（民法の準用）において準用する民法第六百七十四条（組合員の損益分配の割合）の規定による損益分配の割合

七 当該事業組合の計算期間における当該事業組合の損益計算書に計上されている収益及び費用の内訳並びに当該収益及び費用のうち当該事業組合に係る組合員の当該収益及び費用の額に相当する額

八 当該事業組合の計算期間の終了の日における当該事業組合の貸借対照表に計上されている資産及び負債の内訳並びに当該資産及び負債のうち当該事業組合に係る組合員の当該資産及び負債の額に相当する額（当該事業組合に係る組合員が当該計算期間の中途において脱退をした組合員である場合には、当該脱退をした日の直前における当該事業組合の貸借対照表その他これに類するものに計上されている資産及び負債の内訳並びに当該資産及び負債のうち当該脱退をした組合員の当該資産及び負債の額に相当する額）

九 当該事業組合に係る組合員が国税通則法第百七十七条第二項（納税管理人）の規定により届け出た納税管理人が明らかでない場合には、その氏名及び住所又は居所

十 その他参考となるべき事項

2 前項の計算書の書式は、別表第七（二）による。

（名義人受領の配当所得等の調査）

第九十七条 業務に関連して他人のために法第二十三条第一項（利子所得）に規定する利子等（以下この条において「利子等」という。）又は法第二十四条第一項（配当所得）に規定する配当等（以下この条において「配当等」という。）の支払を受ける者は、法第二十八条第一項（名義人受領の配当所得等の調査）の規定により、その者がその名義人として利子等又は配当等（法第二百二十五条第一項（支払調書）に規定する調書又は法第二百二十七条の二（有限責任事業組合等に係る組合員所得に関する計算書）に規定する計算書を提出するものを除く。）の支払を受ける当該他人について、各人別に、次に掲げる事項を記載した調書を、その支払を受ける者の事務所、事業所その他これらに準ずるもので当該他人のためにその名義人として利子等又は配当等の支払を受ける契約に関する事務を取り扱うもの所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。

一 その者が名義人として利子等又は配当等の支払を受ける当該他人の氏名又は名称、住所（国内に住所を有しない者にあつては、第八十一条（国内に住所を有しない者の告知すべき居所等）に規定する場所。以下この号及び第五項第一号において同じ。）及び個人番号又は法人番号（個人番号及び法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び住所。同号において同じ。）

二 その年中の当該他人の名義人として支払を受ける利子等又は配当等の金額の合計額

三 前号に規定する利子等に係る公社債、預貯金、合同運用信託若しくは公社債投資信託若しくは公社債等運用投資信託の受益権の種類別及び当該受益権を表示する受益証券の種類別並びに当該利子等の支払年月日及び金額又は同号に規定する配当等に係る株式（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十四項（定義）に規定する投資口、公募公社債等運用投資信託以外の公社債等運用投資信託及び信託的受益権を含む。）の出資若しくは投資信託若しくは特定受益証券発行信託の受益権の種類別、銘柄別の株数若しくは口数及び当該配当等の金額並びにその計算の基礎

四 その他参考となるべき事項

2 前項の場合において、各人別の同項第二号に掲げる利子等の金額の合計額が三万円以下であるときは又は同号に掲げる配当等の金額の合計額（外国法人の発行する株式で金融商品取引法第二条第六項（定義）に規定する金融商品取引所に上場されているものについては、当該株式に係る事務取扱者ごとに各人別の当該合計額）が五万円以下であるときは、その利子等又は配当等に係る前項の調査は、提出することを要しない。

3 国外において発行された公社債又は公社債投資信託若しくは公募公社債等運用投資信託の受益権に係る利子等（租税特別措置法第三条の三分離課税等）の規定の適用を受ける同条第二項に規定する国外公社債等の利子等に限り、前項の規定の適用については、同条第三項に規定する交付をする金額を第一号第二号に規定する支払を受ける利子等の金額とみなす。

4 国外において発行された投資信託（公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託を除く。）若しくは特定受益証券発行信託の受益権若しくは株式（第八十三条第一項（配当等の支払調書）に規定する株式をいう。）に係る配当等（租税特別措置法第八条の三第三項（国外で発行された投資信託等の収益の分配に係る配当所得の分離課税等）又は第九条の二第二項（国外で発行された株式の配当所得の源泉徴収の特例）の規定の適用を受ける同法第八条の三第二項に規定する国外投資信託等の配当等又は同法第九条の二第二項に規定する国外株式の配当等に限り、）又は同法第九条の三の二第一項（上場株式等の配当等に係る源泉徴収義務の特例）の規定の適用については、同法第八条の三第三項、第九条の二第二項又は第九条の三の二第二項に規定する交付をする金額を第一号第二号に規定する支払を受ける配当等の金額とみなす。

5 業務に関連して他人のために株式等（法第二百二十四条の三第二項（株式等の譲渡の対価の受領者等の告知）に規定する株式等をいう。以下この項において同じ。）の譲渡の対価（同条第一項に規定する対価をい、同条第三項に規定する金銭等及び同条第四項に規定する償還金等を含む。以下この項において同じ。）の支払

六 法第二百二十八条第三項に規定する譲渡性預金の受入れをする者は、同項の規定により、その受領した法第二百二十四条の二（譲渡性預金の譲渡等に関する告知）に規定する譲渡又は譲受けに関する告知書について、その受領した告知書ごとに、当該告知書に記載された第八十一条の十七第一項各号（譲渡性預金の譲渡等に関

（同条第三項及び第四項に規定する交付を含む。以下この項において同じ。）を受ける者は、法第二百二十八条第二項の規定により、その者がその名義人として株式等の譲渡の対価（法第二百二十五条第一項に規定する調査又は法第二百二十七条の二に規定する計算書を提出するものを除く。）の支払を受ける当該他人について、各人別に、次に掲げる事項を記載した調書を、その支払を受ける者の事務所、事業所その他これらに準ずるもので当該他人のためにその名義人として株式等の譲渡の対価の支払を受ける契約に関する事務を取り扱うもの所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。

一 その者が名義人として株式等の譲渡の対価の支払を受ける当該他人の氏名又は名称、住所及び個人番号又は法人番号

二 その年中に当該他人の名義人として支払を受けることが確定した株式等の譲渡の対価の額及びその確定した日

三 前号の株式等の銘柄別の数（社債的受益権及び公社債にあつては、額面金額）

四 第二号の株式等の法第二百二十四条の三第二項各号に規定する区分

五 当該株式等の譲渡の対価の支払を受ける契約が民法第六百六十七条第一項（組合契約）に規定する組合契約（外国におけるこれに類する契約を含む。以下この号において同じ。）に基づくものである場合には、次に掲げる事項

イ 当該組合契約に係る組合（これに類するものを含む。）の名称及び当該組合の主たる事務所、事業所その他これらに準ずるもの所在地

ロ その年中に当該組合契約に係る名義人と銘柄別の譲渡の対価の額の総額

ハ ロに掲げる金額のうち当該他人が支払を受ける株式等の譲渡の対価の額の占める割合

六 その他参考となるべき事項

（同条第三項及び第四項に規定する交付を含む。以下この項において同じ。）を受ける者は、法第二百二十八条第二項の規定により、その者がその名義人として株式等の譲渡の対価（法第二百二十五条第一項に規定する調査又は法第二百二十七条の二に規定する計算書を提出するものを除く。）の支払を受ける当該他人について、各人別に、次に掲げる事項を記載した調書を、その支払を受ける者の事務所、事業所その他これらに準ずるもので当該他人のためにその名義人として株式等の譲渡の対価の支払を受ける契約に関する事務を取り扱うもの所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。

一 その者が名義人として株式等の譲渡の対価の支払を受ける当該他人の氏名又は名称、住所及び個人番号又は法人番号

二 その年中に当該他人の名義人として支払を受けることが確定した株式等の譲渡の対価の額及びその確定した日

三 前号の株式等の銘柄別の数（社債的受益権及び公社債にあつては、額面金額）

四 第二号の株式等の法第二百二十四条の三第二項各号に規定する区分

五 当該株式等の譲渡の対価の支払を受ける契約が民法第六百六十七条第一項（組合契約）に規定する組合契約（外国におけるこれに類する契約を含む。以下この号において同じ。）に基づくものである場合には、次に掲げる事項

イ 当該組合契約に係る組合（これに類するものを含む。）の名称及び当該組合の主たる事務所、事業所その他これらに準ずるもの所在地

ロ その年中に当該組合契約に係る名義人と銘柄別の譲渡の対価の額の総額

ハ ロに掲げる金額のうち当該他人が支払を受ける株式等の譲渡の対価の額の占める割合

六 その他参考となるべき事項

（同条第三項及び第四項に規定する交付を含む。以下この項において同じ。）を受ける者は、法第二百二十八条第二項の規定により、その者がその名義人として株式等の譲渡の対価（法第二百二十五条第一項に規定する調査又は法第二百二十七条の二に規定する計算書を提出するものを除く。）の支払を受ける当該他人について、各人別に、次に掲げる事項を記載した調書を、その支払を受ける者の事務所、事業所その他これらに準ずるもので当該他人のためにその名義人として株式等の譲渡の対価の支払を受ける契約に関する事務を取り扱うもの所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。

一 その者が名義人として株式等の譲渡の対価の支払を受ける当該他人の氏名又は名称、住所及び個人番号又は法人番号

二 その年中に当該他人の名義人として支払を受けることが確定した株式等の譲渡の対価の額及びその確定した日

三 前号の株式等の銘柄別の数（社債的受益権及び公社債にあつては、額面金額）

四 第二号の株式等の法第二百二十四条の三第二項各号に規定する区分

五 当該株式等の譲渡の対価の支払を受ける契約が民法第六百六十七条第一項（組合契約）に規定する組合契約（外国におけるこれに類する契約を含む。以下この号において同じ。）に基づくものである場合には、次に掲げる事項

イ 当該組合契約に係る組合（これに類するものを含む。）の名称及び当該組合の主たる事務所、事業所その他これらに準ずるもの所在地

ロ その年中に当該組合契約に係る名義人と銘柄別の譲渡の対価の額の総額

ハ ロに掲げる金額のうち当該他人が支払を受ける株式等の譲渡の対価の額の占める割合

六 その他参考となるべき事項

する告知書)に掲げる事項を記載した調査書を、その譲渡性預金の受入れをする営業所又は事務所の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。

7 第一項及び前二項の調査書の書式は、別表第八(一)から別表第八(四)までによる。
(新株予約権の行使に関する調査書)
第九十七条の二 個人又は法人に対し会社法第二百三十八条第二項(募集事項の決定)の決議(同法第二百三十九条第一項(募集事項の決定)の委任)の決議による委任に基づく同項に規定する募集事項の決定及び同法第二百四十条第一項(公開会社における募集事項の決定の特則)の規定による取締役会の決議を含む。第三号において同じ。により同法第二百三十八条第一項の新株予約権若しくは同法第二百二十二条第一項(ある種類の種類株主に損害を及ぼすおそれがある場合の種類株主総会)の決議(同条第二項の規定による定款の定めを含む。第三号において同じ。により同法第二百七十七条(新株予約権無償割当て)の新株予約権又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十七年法律第八十七号)第六十四条(商法の一部改正)の規定による改正前の商法(明治三十二年法律第四十八号。第三号において「旧商法」という。)第二百八十条ノ二十一第一項(新株予約権の有利発行の決議)の決議により同項に規定する新株予約権(以下この項において「新株予約権」という。)の法第二百二十八条の二(新株予約権の行使に関する調査書)に規定する発行又は割当てをした株式会社は、同条の規定により、その発行又は割当てに係る新株予約権の行使をした者の各人別に、次に掲げる事項を記載した調査書を、当該株式会社の本店の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。

一 その新株予約権の行使をした者の氏名又は名称、住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び個人番号又は法人番号(個人番号及び個人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地) 二 その新株予約権の行使があつた年月日 三 その行使があつた新株予約権に係る会社法第二百三十八条第二項の決議若しくは同法第三百二十二条第一項の決議(同条第二項の規定による定款の定めがある場合にあつては、

当該新株予約権の発行又は割当てに係る決定をした取締役会の決議又は取締役の決定)又は旧商法第二百八十条ノ二十一第一項の規定による決議をした年月日 四 その新株予約権の行使により交付をした株式の種類及び数 五 その新株予約権の発行又は割当てに係る払い込まれるべき額及びその行使に際して払い込まれるべき額 六 その新株予約権の行使があつた日における当該株式会社の株式の一株当たりの価額 七 その他参考となるべき事項

2 前項に規定する調査書の書式は、別表第九(株式無償割当てに関する調査書)
第九十七条の三 個人又は法人に対し会社法第二百二十二条第一項(ある種類の種類株主に損害を及ぼすおそれがある場合の種類株主総会)の決議(同条第二項の規定による定款の定めを含む。第三号において同じ。により同法第二百二十八条の三(株式無償割当てに関する調査書)に規定する株式無償割当て(以下この項において「株式無償割当て」という。)をした株式会社は、同条の規定により、その割当てを受けた者の各人別に、次に掲げる事項を記載した調査書を、当該株式会社の本店の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。

一 当該株式無償割当てを受けた者の氏名又は名称、住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び個人番号又は法人番号(個人番号及び個人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地) 二 当該株式無償割当ての効力を生ずる年月日 三 当該株式無償割当てに係る会社法第三百二十二条第一項の決議(同条第二項の規定による定款の定めがある場合にあつては、当該株式無償割当てに係る決定をした取締役会の決議又は取締役の決定)をした年月日 四 当該株式無償割当てにより交付をした株式の種類及び数 五 前号の株式と引換えに払い込まれるべき額がある場合には、その額 六 当該株式無償割当ての効力を生ずる日における第四号の株式の一株当たりの価額 七 その他参考となるべき事項

2 前項に規定する調査書の書式は、別表第九(一)による。

(外国親会社等が国内の役員等に供与等をした経済的利益に関する調査書)
第九十七条の三の二 外国法人と法第二百二十八条の三の二(外国親会社等が国内の役員等に供与等をした経済的利益に関する調査書)に規定する政令で定める関係にある内国法人の役員(同条に規定する役員をいう。以下この項において同じ。)若しくは使用人(役員又は使用人であつた者を含む。)で同条各号に掲げる者のいづれかに該当するもの又は外国法人の国内にある営業所等(同条に規定する営業所等をいう。以下この項において同じ。において勤務する当該外国法人の役員若しくは使用人(役員又は使用人であつた者を含む。))で同条各号に掲げる者のいづれかに該当するもの(以下この項において「役員等」と総称するもの)が、当該役員等と当該役員等に係る外国親会社等(同条に規定する外国親会社等をいう。以下この項において同じ。))との間の契約により付与された令第三百五十四条の三第二項各号(外国親会社等が国内の役員等に供与等をした経済的利益に関する調査書)に掲げる権利(以下この項において単に「権利」という。)に基づき当該外国親会社等から株式、金銭その他の経済的利益の交付、支払又は供与(以下この項において「供与等」という。)を受けた場合は、当該内国法人又は営業所等の長は、法第二百二十八条の三の二の規定により、その経済的利益の供与等を受けた者の各人別に、次に掲げる事項を記載した調査書を、当該内国法人の本店若しくは主たる事務所の所在地又は当該営業所等の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。

一 その経済的利益の供与等を受けた者の次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める事項
イ 法第二百二十八条の三の二第一号に掲げる居住者 その者の氏名、住所又は居所及び個人番号
ロ 法第二百二十八条の三の二第二号に掲げる非居住者 次に掲げる事項
(1) その者の氏名、法第六十条の二第一項(国外転出をする場合の譲渡所得等の特例)に規定する国外転出の時の直前における国内の住所又は居所及び個人番号(個人番号を有しない者にあつては、氏名及び当該国外転出の時の直前における国内の住所又は居所)

(2) その者が当該内国法人又は外国法人と締結した委任契約、雇用契約その他これらに類する契約に係る期間
二 その経済的利益の供与等を受けた年月日
三 その供与等を受けた株式の価額又は金銭その他の経済的利益の額及びその表示通貨並びにその計算の基礎となつた次に掲げる事項
イ その供与等を受けた株式の数又は金銭その他の経済的利益の供与等の基因となつた権利の単位数
ロ その供与等を受けた日における株式一株当たりの価額又は権利一単位当たりにつき供与等を受けた金銭その他の経済的利益の額及びその表示通貨
五 その経済的利益の供与等の基因となつた権利に関する次に掲げる事項
イ 当該権利の付与に関する契約を締結した年月日
ロ 当該権利の種類
ハ 当該権利に基づき取得することができる株式の総数又は金銭その他の経済的利益の総額(当該権利の付与に関する契約において、当該株式の総数又は経済的利益の総額が定められていない場合には、当該契約により付与された権利の総額)
ニ 当該権利の付与に関する契約を締結した外国親会社等の名称及び本店又は主たる事務所が所在する国の国名(法人番号を有する者にあつては、名称、本店又は主たる事務所が所在する国の国名及び個人番号)
六 その他参考となるべき事項

2 前項に規定する調査書の書式は、別表第九(三)による。
第九十七条の四 法第二百二十八条の四第一項(支払調査書の提出の特例)に規定する財務省令で定めるところにより算出した数は、同項に規定する調査書等(以下この項及び次項において「調査書」という。)の提出期限の属する年の前々年の一月一日から十二月三十一日までの間にその者が提出すべきであつた当該調査書の枚数を別表第五(一)から別表第五(十五)まで及び別表第五(十七)から別表第九(三)までの表ごとに計算した数とする。
2 調査等を提出すべき者が法第二百二十八条の四第一項第一号に規定する電子情報処理組織を

使用して同項に規定する記載事項（次項、第四項及び第六項第三号において「記載事項」という。）を同条第一項に規定する税務署長に提供しようとする場合における届出その他の手続については、次項第一号に掲げる方法により提供しようとする場合には国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第四項（事前届出等）の規定の例により、次項第二号に掲げる方法により提供しようとする場合は同条第四項及び第六項の規定の例による。

3 法第二百二十八条の四第一項第一号に規定する財務省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

- 一 国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第五項第一項（電子情報処理組織による申請等）の定めるところにより記載事項を送信する方法
- 二 国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第五項の第二項（電子情報処理組織による申請等）の定めるところにより、同項に規定する特定ファイルに記載事項を記録し、かつ、税務署長に対して、当該特定ファイルに記録された当該記載事項を閲覧し、及び国税庁の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する権限を付与する方法

4 前項第二号に掲げる方法により記載事項の提供を行う者は、同項に規定する特定ファイルに記録した記載事項を国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第五項の第二項の定めるところにより保存しなければならない。

5 法第二百二十八条の四第一項第二号に規定する財務省令で定める記録用の媒体は、光ディスク又は磁気ディスクとする。

6 令第三百五十五条第一項（支払調書等の提出の特例）に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 令第三百五十五条第一項の申請書の提出をする者の氏名及び住所若しくは居所又は名称、所在地及び法人番号
- 二 法第二百二十八条の四第三項の承認を受けようとする旨
- 三 記載事項を提供しようとする税務署長及び当該税務署長に提供しようとする理由

四 法第二百二十八条の四第一項各号に掲げる方法のうちいずれの方法によるかの別

5 その他参考となるべき事項

7 法第二百二十八条の四第三項に規定する財務省令で定める税務署長は、令第三百五十五条第一項の所轄の税務署長への申請に基づく同条第二項又は第三項の規定による承認に係る前項第三号の税務署長とする。

（開業等の届出）

第九十八条 居住者又は非居住者は、国内において新たに不動産所得、事業所得又は山林所得を生ずべき事業（以下この条において「事業所得等を生ずべき事業」という。）を開始し、又はその事業所得等を生ずべき事業に係る事務所に事業所その他これらに準ずるもの（以下この条において「事務所等」という。）を設け、若しくはその事務所等を移転し、若しくは廃止した場合には、法第二百二十九条（開業等の届出）の規定により、次に掲げる事項を記載した届出書を、納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

- 一 その届出書を提出する者の氏名、住所（国内に住所がない場合には、居所）及び個人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名及び住所（国内に住所がない場合には、居所））並びに住所（国内に住所がない場合には、居所）と納税地とが異なる場合には、その納税地
- 二 国内において新たに事業所得等を生ずべき事業を開始し、又はその事業所得等を生ずべき事業に係る事務所等を設け、若しくはその事務所等を移転し、若しくは廃止した旨及びその開始し、又はその事務所等を設け、若しくはその事務所等を移転し、若しくは廃止した年月日
- 三 国内において新たに事業所得等を生ずべき事業を開始した場合にその事業所得等を生ずべき事業の概要
- 四 その事務所等の所在地（事務所等を移転した場合）には、その移転後の事務所等の所在地
- 五 その他参考となるべき事項

第九十九条 国内において法第二百二十八条第一項（給与所得）に規定する給与等（以下この条において「給与等」という。）の支払事務を取り扱う事務所、事業所その他これらに準ずるもの（以下この条において「給与支払事務所等」という。）を設け、又はこれを移転し、若しくは

廃止した者は、法第二百三十条（給与等の支払をする事務所の開設等の届出）の規定により、次に掲げる事項を記載した届出書を、その給与支払事務所等の所在地の所轄税務署長（給与支払事務所等を移転する場合には、その移転前の給与支払事務所等の所在地の所轄税務署長）に提出しなければならない。

- 一 その届出書を提出する者の氏名又は名称、住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び個人番号又は法人番号（個人番号及び法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地）
- 二 給与支払事務所等を設け、又はこれを移転し、若しくは廃止した旨及びその年月日
- 三 給与支払事務所等の所在地（給与支払事務所等を移転する場合には、その移転前の給与支払事務所等の所在地及びその移転後の給与支払事務所等の所在地）
- 四 その届出書を提出する日の現況におけるその給与支払事務所等において給与等の支払を受ける者の人員数
- 五 その他参考となるべき事項

（給与等、退職手当等又は公的年金等の支払明細書）

第一百条 法第二百三十一条第一項（給与等、退職手当等又は公的年金等の支払明細書）に規定する給与等、退職手当等又は公的年金等の支払を受ける者は、同項の規定により、次に掲げる事項を記載した支払明細書を、その支払の際、その支払を受ける者に交付しなければならない。

- 一 その支払に係る法第二百三十一条第一項に規定する給与等、退職手当等又は公的年金等の金額
- 二 前号の給与等、退職手当等又は公的年金等につき法第四編第二章（給与所得に係る源泉徴収）、第三章（退職所得に係る源泉徴収）又は第三章の二（公的年金等に係る源泉徴収）の規定により徴収された所得税の額（法第二百二十二条（不徴収税額の支払金額からの控除及び支払請求等）の規定により控除された金額を含む。）
- 三 法第九十一条（過納額の還付）の規定により還付した金額
- 四 租税特別措置法第四十一条の三の七第三項（令和六年六月以後に支払われる給与等に係る特別控除の額の控除等）に規定する給与と特

別控除額のうち同条第一項又は第二項の規定により控除した金額

2 前項の場合において、同項に規定する公的年金等の支払をする者が、その支払の際、当該支払に係る支払明細書に当該支払に係る同項各号に掲げる事項と併せて当該支払に係る月分（当該月分が二以上ある場合には、最後の月分）と同一年度内の月分の当該公的年金等の当該支払後の支払（以下この条において「次回以後の支払」という。）に係る次に掲げる事項を記載し、これを交付したときは、当該次回以後の支払に係る支払明細書は、交付することを要しない。ただし、当該次回以後の支払について、当該記載をした事項に変更が生じたとき又は同項第三号に掲げる金額があることとなつたときは、当該変更が生じた支払又は当該金額があることとなつた支払以後の当該次回以後の支払に係る支払明細書の交付については、この限りでない。

- 一 当該公的年金等の次回以後の支払に係る前項第一号及び第二号に掲げる事項
- 二 当該公的年金等の次回以後の支払に係る支払の予定日

3 前項ただし書の場合において、同項の公的年金等の支払をする者が、その変更が生じた事項又はそのあることとなつた第一項第三号に掲げる金額について、当該変更が生じた支払又は当該公的年金等の支払の際に、当該支払及び当該支払に係る次回以後の支払に係る前項本文の規定による記載をした支払明細書の交付をしたときは、当該次回以後の支払に係る支払明細書の交付については、同項の規定の適用があるものとする。

4 第九十五条の二（源泉徴収票に係る電磁的方法による提供の承諾）の規定は、令第三百五十六条第一項（給与等、退職手当等又は公的年金等の支払明細書に記載すべき事項の電磁的方法による提供の承諾等）の規定により承諾を得る場合について準用する。

5 第一項の規定は、法第二百三十一条第二項ただし書の規定により給与等、退職手当等又は公的年金等の支払を受ける者に交付する同項の給与等、退職手当等又は公的年金等の支払明細書について準用する。

第二章 その他の雑則

第一百一条 削除

二百二十条（源泉徴収に係る所得税の納付手続）の規定により添付した同条に規定する計算書については、なお従前の例による。

2 新規別表第四（一）に定める書式は、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に新法第二百二十四条第二項（利子、配当、償還金等の受領者の告知）の規定により提出する同項に規定する告知書について適用し、施行日前に旧法第二百二十四条第二項（利子、配当、償還金等の受領者の告知）の規定により提出した同項に規定する告知書については、なお従前の例による。

3 新規別表第五（一）及び別表第五（十五）に定める書式は、施行日以後に新法第二百二十五条第一項（支払調書）の規定により提出する同項に規定する調書について適用し、施行日前に旧法第二百二十五条第一項（支払調書）の規定により提出した同項に規定する調書については、なお従前の例による。

4 別表第五（三十一）の改正規定（附則第一条第二号に規定する同表の改正規定に限る。）による新規別表第五（三十一）に定める書式は、平成二十三年一月一日以後に新法第二百二十五条第一項の規定により提出する同項に規定する調書について適用し、同日前に旧法第二百二十五条第一項の規定により提出した同項に規定する調書については、なお従前の例による。

5 別表第五（三十一）の改正規定（附則第一条第四号に規定する同表の改正規定に限る。）による新規別表第五（三十一）に定める書式は、同号に定める日以後に新法第二百二十五条第一項の規定により提出する同項に規定する調書について適用し、同日前に旧法第二百二十五条第一項の規定により提出した同項に規定する調書については、なお従前の例による。

6 別表第六（一）の改正規定（附則第一条第二号に規定する同表の改正規定に限る。）による新規別表第六（一）に定める書式は、平成二十三年以後の各年において支払の確定した新法第二百二十六条第一項（源泉徴収票）に規定する給与等については同項の規定により提出し、又は同項若しくは同条第四項ただし書の規定により交付する同条第一項に規定する源泉徴収票について適用し、平成二十二年以前の各年において支払の確定した旧法第二百二十六条第一項（源泉徴収票）に規定する給与等については同項の規定により提出し、又は同項若しくは同条第四項ただし書の規定により提出し、又は同項若しくは同条第四項ただし書の規定により提出する同項に規定する調書について適用し、同日前に旧法第二百二十五条第一項の規定により提出した同項に規定する調書については、なお従前の例による。

四項ただし書の規定により交付する同条第一項に規定する源泉徴収票については、なお従前の例による。

7 別表第六（一）の改正規定（附則第一条第三号に規定する同表の改正規定に限る。）による新規別表第六（一）に定める書式は、平成二十四年以後の各年において支払の確定した新法第二百二十六条第一項に規定する給与等について同項の規定により提出し、又は同項若しくは同条第四項ただし書の規定により交付する同条第一項に規定する源泉徴収票について適用し、平成二十三年以前の各年において支払の確定した旧法第二百二十六条第一項に規定する給与等について同項の規定により提出し、又は同項若しくは同条第四項ただし書の規定により交付する同条第一項に規定する源泉徴収票については、なお従前の例による。

8 新規別表第六（三）に定める書式は、平成二十三年以後の各年において支払の確定した新法第二百二十六条第三項に規定する公的年金等について同項の規定により提出し、又は同項若しくは同条第四項ただし書の規定により交付する同条第三項に規定する源泉徴収票について適用し、平成二十二年以前の各年において支払の確定した旧法第二百二十六条第三項に規定する公的年金等について同項の規定により提出し、又は同項若しくは同条第四項ただし書の規定により交付する同条第三項に規定する源泉徴収票については、なお従前の例による。

9 前各項に規定する書式は、当分の間、改正前の所得税法施行規則の相当の規定に定める計算書、告知書、調書又は源泉徴収票に、新規別表第三（四）、別表第四（一）、別表第五（一）、別表第五（十五）、別表第五（三十一）、別表第六（一）及び別表第六（三）に準じて、記載したものをもってこれに代えることができる。

附則（平成二十二年二月二十八日財務省令第六一号）
（施行期日）
第一条 この省令は、平成二十三年一月一日から施行する。
（書式に関する経過措置）
第二条 第二条の規定による改正後の所得税法施行規則（以下「新所得税法施行規則」という。）別表第五（三十一）に定める書式は、この省令の施行の日以後に所得税法第二百二十五条第一項の規定により提出する同項に規定する調書に

ついて適用し、同日前に提出した当該調書については、なお従前の例による。
2 前項に規定する書式は、当分の間、第二条の規定による改正前の所得税法施行規則の相当の規定に定める調書に、新所得税法施行規則別表第五（三十一）に準じて、記載したものをもってこれに代えることができる。
附則（平成二十三年五月二十七日財務省令第五号）
この省令は、地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第五十六号）の施行の日（平成二十三年六月一日）から施行する。
附則（平成二十三年六月三〇日財務省令第二十九号）抄
（施行期日）
第一条 この省令は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 目次の改正規定、第一条の二第一項の改正規定、第三十一条第三号の改正規定、第三十二条の改正規定、第三十四条の改正規定、第三十五条を削る改正規定、第二編第一章第三節第三款第三十五条の二を第三十五条とする改正規定、第八十一条の三第六の次に四号を加える改正規定、第九十条の二第一項の改正規定、第九十条の五の次に一条を加える改正規定、第九十一条の改正規定、第九十七条の四の改正規定（同条第五項に係る部分に限る。）、別表第五（二十九）の改正規定、別表第五（三十一）の改正規定及び同表の次に一条を加える改正規定、平成二十四年一月一日
二 第八十六条の改正規定（同条第一項第四号に係る部分を除く。）、第八十七条の改正規定（同条第一項第四号に係る部分を除く。）、第九十四条の二第一項第五号の改正規定、別表第五（十二）の改正規定、別表第五（十四）の改正規定及び別表第六（三）の改正規定並びに次条第一項、附則第三条第一項並びに附則第四条第二項及び第四項の規定、平成二十五年一月一日
三 第九十七条の四の改正規定（同条第五項に係る部分を除く。）、平成二十六年一月一日
四 別表第三（三）の改正規定及び別表第五（二十八）の改正規定並びに附則第四条第三項及び第六項の規定、特定多国籍企業による

研究開発事業等の促進に関する特別措置法（平成二十四年法律第五十五号）の施行の日（生命保険金等の支払調書に関する経過措置）
第二条 改正後の所得税法施行規則（以下「新規別表」という。）第八十六条（第二項に係る部分に限る。）（生命保険金等の支払調書）の規定は、平成二十五年一月一日以後に支払の確定する現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第八十二号。次項において「改正法」という。）第一条（所得税法の一部改正）の規定による改正後の所得税法（以下「新法」という。）第二百九条第二号（源泉徴収を要しない年金）に掲げる年金について適用する。

平成二十三年及び平成二十四年において支払の確定した前項に規定する年金（その支払開始の日の属する年が平成二十三年又は平成二十四年であるものに限る。）の支払をする者は、その支払開始の日の属する年分の当該年金に係る改正法第一条の規定による改正前の所得税法（以下「旧法」という。）第二百二十五条第一項（支払調書）に規定する調書を提出する場合における改正前の所得税法施行規則（以下「旧規則」という。）第八十六条第一項（生命保険金等の支払調書）の規定の適用については、「掲げる事項」とあるのは、「掲げる事項」とあるのは、「掲げる事項及び当該損害保険等給付が法

（損害保険等給付の支払調書に関する経過措置）
第三条 新規別表第八十七条（第二項に係る部分に限る。）（損害保険等給付の支払調書）の規定は、平成二十五年一月一日以後に支払の確定する新法第二百九条第二号（源泉徴収を要しない年金）に掲げる年金について適用する。
2 平成二十三年及び平成二十四年において支払の確定した前項に規定する年金（その支払開始の日の属する年が平成二十三年又は平成二十四年であるものに限る。）の支払をする者は、その支払開始の日の属する年分の当該年金に係る旧法第二百二十五条第一項（支払調書）に規定する調書を提出する場合における旧規則第八十七条第一項（損害保険等給付の支払調書）の規定の適用については、「掲げる事項」とあるのは、「掲げる事項及び当該損害保険等給付が法

研究開発事業等の促進に関する特別措置法（平成二十四年法律第五十五号）の施行の日（生命保険金等の支払調書に関する経過措置）
第二条 改正後の所得税法施行規則（以下「新規別表」という。）第八十六条（第二項に係る部分に限る。）（生命保険金等の支払調書）の規定は、平成二十五年一月一日以後に支払の確定する現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第八十二号。次項において「改正法」という。）第一条（所得税法の一部改正）の規定による改正後の所得税法（以下「新法」という。）第二百九条第二号（源泉徴収を要しない年金）に掲げる年金について適用する。

平成二十三年及び平成二十四年において支払の確定した前項に規定する年金（その支払開始の日の属する年が平成二十三年又は平成二十四年であるものに限る。）の支払をする者は、その支払開始の日の属する年分の当該年金に係る旧法第二百二十五条第一項（支払調書）に規定する調書を提出する場合における旧規則第八十七条第一項（損害保険等給付の支払調書）の規定の適用については、「掲げる事項」とあるのは、「掲げる事項及び当該損害保険等給付が法

研究開発事業等の促進に関する特別措置法（平成二十四年法律第五十五号）の施行の日（生命保険金等の支払調書に関する経過措置）
第二条 改正後の所得税法施行規則（以下「新規別表」という。）第八十六条（第二項に係る部分に限る。）（生命保険金等の支払調書）の規定は、平成二十五年一月一日以後に支払の確定する現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第八十二号。次項において「改正法」という。）第一条（所得税法の一部改正）の規定による改正後の所得税法（以下「新法」という。）第二百九条第二号（源泉徴収を要しない年金）に掲げる年金について適用する。

第二百九条第二号（源泉徴収を要しない年金）に掲げる年金である旨」とする。

4 新規別表第六（三）に定める書式は、平成二十五年以後の各年において支払の確定した新法第二百二十六条第三項（源泉徴収票）に規定する公的年金等について同項の規定により提出し、又は同項若しくは同条第四項ただし書の規定により交付する源泉徴収票について適用し、平成二十四年以前の各年において支払の確定した旧法第二百二十六条第三項（源泉徴収票）に規定する公的年金等について同項の規定により提出し、又は同項若しくは同条第四項ただし書の規定により交付する源泉徴収票については、なお従前の例による。

2 新規別表第五（十二）及び別表第五（十四）に定める書式は、平成二十五年以後の各年において支払の確定した居住者に支払う新法第二百二十五条第一項第四号（支払調書）に規定する給付及び非居住者に支払う新法第六十一条第十号（国内源泉所得）に規定する給付のうち年金並びに非居住者に支払う新法第二百九条第二号（源泉徴収を要しない年金）に掲げる年金について同項の規定により提出する同項に規定する調書について適用し、平成二十四年以前の各年において支払の確定した居住者に支払う旧法第二百二十五条第一項第四号（支払調書）に規定する給付及び非居住者に支払う旧法第六十一条第十号（国内源泉所得）に規定する給付のうち年金について同項の規定により提出する同項に規定する調書については、なお従前の例による。

3 新規別表第五（二十八）に定める書式は、附則第一条第四号に定める日以後に新法第二百二十五条第一項の規定により提出する同項に規定する調書について適用し、同日前に旧法第二百二十五条第一項の規定により提出した同項に規定する調書については、なお従前の例による。

4 新規別表第六（三）に定める書式は、平成二十五年以後の各年において支払の確定した新法第二百二十六条第三項（源泉徴収票）に規定する公的年金等について同項の規定により提出し、又は同項若しくは同条第四項ただし書の規定により交付する源泉徴収票について適用し、平成二十四年以前の各年において支払の確定した旧法第二百二十六条第三項（源泉徴収票）に規定する公的年金等について同項の規定により提出し、又は同項若しくは同条第四項ただし書の規定により交付する源泉徴収票については、なお従前の例による。

5 前各項に規定する書式は、当分の間、旧規則の相当の規定に定める調書、源泉徴収票又は計算書に、新規別表第五（十二）、別表第五（十四）、別表第五（二十八）、別表第六（三）及び別表第七（一）に準じて、記載したものをもってこれに代えることができる。

6 附則第一条第四号に定める日から平成二十三年十二月三十一日までの間における新規別表第五（二十八）に定める書式の適用については、同表の備考1中「第19条の3第23項」とあるのは「第19条の3第25項」と、同表の備考2（2）及び（5）中「第19条の3第24項」とあるのは「第19条の3第26項」とする。

附則（平成二十三年七月二日財務省令第五〇号） この省令は、予防接種法及び新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

附則（平成二十三年一月二日財務省令第六七号） この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。

附則（平成二十三年一月二日財務省令第七六号） この省令は、資本市場及び金融業の基盤強化のための金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第四十九号）附則第一条第二号に定める日（平成二十三年十一月二十四日）から施行する。

第一条 この省令は、資本市場及び金融業の基盤強化のための金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第四十九号）附則第一条第二号に定める日（平成二十三年十一月二十四日）から施行する。

第二条 改正後の所得税法施行規則（以下「新規別表」という。）別表第四（二）及び別表第五（三）に定める書式は、この省令の施行の日以後に所得税法第二百二十四条第二項（利子、配当 償還金等の受領者の告知）及び第二百二十五条第一項（支払調書）の規定により提出するこれらの規定に規定する告知書及び調書について適用し、同日前に提出した当該告知書及び調書については、なお従前の例による。

2 前項に規定する書式は、当分の間、改正前の所得税法施行規則の相当の規定に定める告知書又は調書に、新規別表第四（二）及び別表第五（三）に準じて、記載したものをもってこれに代えることができる。

附則（平成二十三年一月二日財務省令第八五号） この省令は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一条 この省令は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三十三条に一項を加える改正規定及び第二条の規定 平成二十四年四月一日

二 目次の改正規定、第五十三条第一項第一号の改正規定、第六十三條の改正規定、第百一条の改正規定、第百二条の改正規定、第百三条を削り、第百四条を第百三条とする改正規定、第百五条第二項第三号の改正規定、同条を第百四条とする改正規定及び第百六条を第百五条とする改正規定 平成二十六年一月一日

第二条 所得税法施行令の一部を改正する政令（平成二十三年政令第三百七十八号。以下「改正令」という。）附則第二条第三項第三号（減価償却資産の償却の方法等に関する経過措置）に規定する財務省令で定める事項は、同項に規定する届出書を提出する者の氏名及び住所（国内に住所がない場合には、居所）その他参考となるべき事項とする。

2 改正後の所得税法施行規則第三十三条第三項（種類等と同じくする減価償却資産の償却費）の規定は、平成二十四年分以後の所得税について適用する。

3 個人が、その有する減価償却資産について改正令附則第二条第二項の規定を受ける場合には、当該減価償却資産は、平成二十四年三月三十一日以前に取得された資産とみなして、所得税法施行規則第三十三条第三項（種類等と同じくする減価償却資産の償却費）の規定を適用する。

4 個人が、その有する減価償却資産について改正令附則第二条第三項の規定の適用を受ける場合には、当該減価償却資産は、平成二十四年四月一日以後に取得された資産とみなして、所得税法施行規則第三十三条第三項の規定を適用する。

5 改正令附則第二条第五項に規定する新たに取得したものとされる減価償却資産に係る所得税法施行規則第三十三条第三項の規定の適用については、当該減価償却資産は、平成二十四年三月三十一日以前に取得された資産に該当するものとする。

附則（平成二十四年三月三十一日財務省令第二四号） この省令は、平成二十五年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一条 この省令は、平成二十五年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第七条の改正規定（同条第二項第五号に係る部分に限る）、第四十条の三第一項第一号の改正規定、第八十一条の六の改正規定（同条第一項第一号二及びホに係る部分に限る）、第九十七條の二第一項の改正規定及び第九十七條の三第一項の改正規定 平成二十四年四月一日

二 第九十七條の四第一項及び第百六条の改正規定（同項に係る部分に限る） 平成二十六年一月一日

三 第七条の改正規定（同条第二項第五号に係る部分を除く）、第十三条第一項第七号の改正規定、第八十一条の六の改正規定（同条第一項第一号二及びホに係る部分を除く）、第八十一条の十の改正規定、第八十一条の十四の改正規定、第八十一条の二十の改正規定、第八十一条の二十五の改正規定、第八十一条の二十九の改正規定、第八十一条の三十三の改正規定、第八十一条の三十六の改正規定及び第八十一条の三十八第二項を削る改正規定並びに次条及び附則第四条の規定 出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特別法の一部を改正する等の法律（平成二十一年法律第七十九号。以下「入管法等改正法」という。）の施行の日（平成二十四年七月九日）

第二条 改正前の所得税法施行規則（以下「旧規則」という。）第七条第三項（障害者等に該当する旨を証する書類の範囲等）の国内に住所を有する個人が、前条第三号に定める日前に租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号。以下「改正法」という。）第二条（所得税法の一部改正）の規定による改正前の所得税法（以下「旧法」という。）第十條第五項（障害者等の少額預金の利子所得等の非課税）の規定による告知又は所得税法施行令

（障害者等に該当する旨を証する書類の範囲等に関する経過措置）

第二条 改正前の所得税法施行規則（以下「旧規則」という。）第七条第三項（障害者等に該当する旨を証する書類の範囲等）の国内に住所を有する個人が、前条第三号に定める日前に租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号。以下「改正法」という。）第二条（所得税法の一部改正）の規定による改正前の所得税法（以下「旧法」という。）第十條第五項（障害者等の少額預金の利子所得等の非課税）の規定による告知又は所得税法施行令

（障害者等に該当する旨を証する書類の範囲等に関する経過措置）

の一部を改正する政令（平成二十四年改正令第百号。以下「改正令」という。）による改正前の所得税法施行法第四十三条第一項（非課税貯蓄に関する異動申告書）の規定による申告書の提出若しくは同令第四十七条第二項（非課税貯蓄相続申込書）の規定による同項の非課税貯蓄相続申込書の提出の際に提示したこれらの規定に規定する書類については、なお従前の例による。

2 入管法等改正法附則第十五条第二項（入管法の一部改正に伴う経過措置等）に規定する中長期在留者の同項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める日が経過するまでの期間における改正後の所得税法施行規則（以下「新規規則」という。）第七條第二項（障害者等に該当する旨を証する書類の範囲等）の規定の適用については、同項第七号中「在留カード又は」とあるのは、「在留カード」と、「特別永住者証明書」とあるのは、「特別永住者証明書又は出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成二十一年法律第七十九号）附則第十五条第一項（入管法の一部改正に伴う経過措置等）に規定する外国人登録証明書」とする。

3 前項の規定は、入管法等改正法附則第二十八条第二項（特例法の一部改正に伴う経過措置等）に規定する特別永住者の同項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める日が経過するまでの期間における新規規則第七條第二項の規定の適用について準用する。

4 改正法第二条の規定による改正後の所得税法（以下「新法」という。）第十条第五項（障害者等の少額預金の利子所得等の非課税）の規定による告知又は改正令による改正後の所得税法施行令（以下「新令」という。）第四十三條第一項（非課税貯蓄に関する異動申告書。若しくは第四十七條第二項（非課税貯蓄相続申込書）の規定による提示をする個人で国内に住所を有するものが、前条第三号に定める日の前日において住民票に記載されていない者である場合には、同号に定める日以後六月を経過する日までの間は、その者の外国人登録原票の写し、外国人登録原票の記載事項証明書（地方公共団体の長の外国人登録原票に登録された事項を証する書類をいう。附則第四条第四項（貯蓄取扱機関等の営業所の長に提示する書類の範囲等）に

る経過措置）において同じ。）又は官公署から発行され、若しくは発給された書類その他これらに類するもの（いづれもその者の氏名、生年月日及び住所の記載があるもので当該告知又は提示をする日前六月以内に作成されたものに限る。）は、新規規則第七條第二項第一号に規定する書類とみなす。

（給与所得者の源泉徴収に関する申告書の保存等）に関する経過措置
 第三条 新規規則第七十六條の三（給与所得者の源泉徴収に関する申告書の保存）の規定は、同条に規定する給与等の支払者がこの省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に同条に規定する居住者から受領する同条に規定する申告書等について適用する。

2 新規規則第七十七條第三項（退職所得の受給に関する申告書の記載事項等）の規定は、同項に規定する退職手当等の支払者が施行日以後に同項に規定する居住者から受領する同項に規定する申告書について適用する。

3 新規規則第七十七條の三第三項（公的年金等の受給者の扶養親族等申告書の記載事項等）の規定は、同項に規定する公的年金等の支払者が施行日以後に同項に規定する居住者から受領する同項に規定する申告書について適用する。

（貯蓄取扱機関等の営業所の長に提示する書類の範囲等）に関する経過措置
 第四条 新規規則第八十一條の六第一項第二号（貯蓄取扱機関等の営業所の長に提示する書類の範囲）（新規規則第八十一條の十（無記名公社債に係る貯蓄取扱機関等の営業所の長に提示する書類の範囲）及び第八十一條の十四（無記名割引債に係る貯蓄取扱機関等の営業所等の長に提示する書類の範囲）において読み替えて適用する場合並びに新規規則第八十一條の二十第一項（株式等の譲渡の対価の支払者に提示する書類の範囲）の三十六條第二項（先物取引の差金等決済をする者の告知）及び第八十一條の三十八（金地金等の譲渡の対価の支払者に提示する書類の範囲）において準用する場合を含む。次項及び第三項において同じ。）の規定は、附則第一条第三号

（施行期日）に定める日以後に新法第二百二十四條第一項（利子、配当、償還金等の受領者の告知）、第二百二十四條第三項（株式等の譲渡の対価の受領者の告知）（同条第三項及び第四項において準用する場合を含む）、第二百二十四條の四（信託受益権の譲渡の対価の受領者の告知）、第二百二十四條の五第一項（先物取引の差金等決済をする者の告知）若しくは第二百二十四條の六（金地金等の譲渡の対価の受領者の告知）の規定による告知又は新法第二百二十四條第二項若しくは第四項若しくは第二百二十四條の二（譲渡性預金の譲渡等に関する告知）の規定による告知書の提出に提示するこれらの規定に規定する書類について適用し、同日前に旧法第二百二十四條第一項（利子、配当、償還金等の受領者の告知）、第二百二十四條の三第一項（株式等の譲渡の対価の受領者等の告知）（同条第三項及び第四項において準用する場合を含む）、第二百二十四條の四（信託受益権の譲渡の対価の受領者の告知）、第二百二十四條の五第一項（先物取引の差金等決済をする者の告知）若しくは第二百二十四條の六（金地金等の譲渡の対価の受領者の告知）の規定による告知又は旧法第二百二十四條第二項若しくは第四項若しくは第二百二十四條の二（譲渡性預金の譲渡等に関する告知）の規定による告知書の提出の際に提示したこれらの規定に規定する書類については、なお従前の例による。

2 入管法等改正法附則第十五条第二項（入管法の一部改正に伴う経過措置等）に規定する中長期在留者の同項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める日が経過するまでの期間における新規規則第八十一條の六第一項の規定の適用については、同項第一号中「又は特別永住者証明書」とあるのは、「特別永住者証明書又は外国人登録証明書」とする。

3 前項の規定は、入管法等改正法附則第二十八条第二項（特例法の一部改正に伴う経過措置等）に規定する特別永住者の同項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める日が経過するまでの期間における新規規則第八十一條の六第一項の規定の適用について準用する。

4 次の各号に掲げる個人で国内に住所を有するものが、附則第一条第三号に定める日の前日において住民票に記載されていない者である場合には、同号に定める日以後六月を経過する日ま

での間は、その者の外国人登録原票の写し、外国人登録原票の記載事項証明書又は官公署から発行され、若しくは発給された書類その他これらに類するもの（いづれもその者の氏名及び住所の記載があるもので当該各号に規定する告知又は告知書若しくは書類の提出をする日前六月以内に作成されたものに限る。）は、当該各号に掲げる個人の区分に応じ当該各号に定める書類とみなす。

一 新令第三百三十六條第一項から第三項まで（預貯金、株式等に係る利子、配当等の受領者の告知）の規定による告知又は新法第二百二十四條の二の規定による告知書の提出をする個人。新規規則第八十一條の六第一項第一号に規定する書類

二 新令第三百三十九條第一項若しくは第三項（無記名公社債の利子等に係る告知書等の提出等）又は同条第四項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による告知書又は書類の提出をする個人。新規規則第八十一條の十の規定により読み替えられた新規規則第八十一條の六第一項第二号に規定する書類

三 新令第三百三十九條の二第一項若しくは第二項（無記名割引債の償還金に係る告知書等の提出等）又は同条第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定による告知書又は書類の提出をする個人。新規規則第八十一條の十四の規定により読み替えられた新規規則第八十一條の六第一項第一号に規定する書類

四 新令第三百四十二條第一項から第三項まで（株式等の譲渡の対価の受領者の告知）の規定による告知をする個人。新規規則第八十一條の二十第一項において準用する新規規則第八十一條の六第一項第一号に規定する書類

五 新令第三百四十五條第三項（交付金銭等の受領者の告知等）の規定による告知をする個人。新規規則第八十一條の二十五第一項において準用する新規規則第八十一條の六第一項第一号に規定する書類

六 新令第三百四十六條第三項（株式等証券投資信託等の償還金等の受領者の告知等）の規定による告知をする個人。新規規則第八十一條の二十九第一項において準用する新規規則第八十一條の六第一項第一号に規定する書類

七 新令第三百四十八條（信託受益権の譲渡の対価の受領者の告知）の規定による告知をする

個人。新規規則第八十一條の六第一項第一号に規定する書類

る個人 新規則第八十一条の三十三第一項において準用する新規則第八十一条の六第一項第一号に規定する書類
八 新令第三百五十条の三(先物取引の差金等決済をする者の告知)の規定による告知をする個人 新規則第八十一条の三十六第二項において準用する新規則第八十一条の六第一項第一号に規定する書類

九 新令第三百五十条の八(金地金等の譲渡の対価の受領者の告知)の規定による告知をする個人 新規則第八十一条の三十八において準用する新規則第八十一条の六第一項第一号に規定する書類
(退職手当等の源泉徴収票に関する経過措置)

第五条 新規則第九十四条(退職手当等の源泉徴収票)の規定及び別表第六(一)に定める書式は、平成二十五年以後の各年において支払の確定した新法第二百二十六条第二項(源泉徴収票)に規定する退職手当等について同項の規定により提出し、又は同項若しくは同条第四項ただし書の規定により交付する同条第二項に規定する源泉徴収票について適用し、平成二十四年前の各年において支払の確定した旧法第二百二十六条第二項(源泉徴収票)に規定する退職手当等について同項の規定により提出し、又は同項若しくは同条第四項ただし書の規定により交付する同条第二項に規定する源泉徴収票については、なお従前の例による。

2 前項に規定する書式は、当分の間、旧規則の相当の規定に定める源泉徴収票に、新規則別表第六(一)に準じて、記載したものをもってこれに代えることができる。
附 則 (平成二十四年九月二八日財務省令 第五九号)

この省令は、郵政民営化法等の一部を改正する等の法律(平成二十四年法律第三十号)の施行の日(平成二十四年十月一日)から施行する。
附 則 (平成二十四年一〇月三二日財務省令 第六三三号)

この省令は、特定多国籍企業による研究開発事業等の促進に関する特別措置法(平成二十四年法律第五十五号)の施行の日から施行する。ただし、第三条の規定は、公布の日から施行する。
附 則 (平成二十五年三月三〇日財務省令 第一六号)

(施行期日)
第一条 この省令は、平成二十五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 別表第三(一)の改正規定、別表第三(二)の改正規定、別表第三(四)の改正規定及び別表第八(三)の改正規定並びに附則第三条第一項の規定 平成二十六年一月一日
二 第九十条の五の改正規定及び別表第五(三十一)の改正規定 金融商品取引法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第八十六号)の施行の日
(財産債務明細書の記載事項に関する経過措置)

第二条 改正後の所得税法施行規則(以下「新規則」という。)第五百条(財産債務明細書の記載事項)の規定は、平成二十五年分以後の所得税について適用し、平成二十四年分以前の所得税については、なお従前の例による。
第三条 新規則別表第三(一)、別表第三(二)、別表第三(四)及び別表第八(三)に定める書式は、平成二十六年一月一日以後に所得税法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第五号。以下「改正法」という。)第一条(所得税法の一部改正)の規定による改正後の所得税法(以下「新法」という。)第二百二十条(源泉徴収に係る所得税の納付手続)又は第二百二十八条第二項(名義人受領の配当所得等の調査)の規定により添付し、又は提出するこれらの規定に規定する計算書又は調査書について適用し、同日前に改正法第一条の規定による改正前の所得税法(以下「旧法」という。)第二百二十条(源泉徴収に係る所得税の納付手続)又は第二百二十八条第二項(名義人受領の配当所得等の調査)の規定により添付し、又は提出したものは、なお従前の例による。

2 新規則第八十三条第一項(配当等の支払調書)の規定及び新規則別表第五(三)に定める書式は、この省令の施行の日以後に新法第二百二十五条第一項(支払調書)の規定により提出する同項に規定する調査書について適用し、同日前に旧法第二百二十五条第一項(支払調書)の規定により提出した同項に規定する調査書については、なお従前の例による。
3 前二項に規定する書式は、当分の間、改正前の所得税法施行規則の相当の規定に定める計算書又は調査書に、新規則別表第三(一)、別表第三(二)、別表第三(四)及び別表第五(三)及び別表第八(三)に準じて、記載したものをもってこれに代えることができる。
附 則 (平成二十五年五月三十一日財務省令 第三五五号) 抄

(施行期日)
第一条 この省令は、平成二十八年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 別表第六(一)の改正規定並びに附則第五条第二項及び第三項の規定 平成二十六年一月一日
二 附則第三条の規定 平成二十七年一月一日
(還付を受ける場合の源泉徴収税額等の明細書の記載事項に関する経過措置)

第二条 改正後の所得税法施行規則(以下「新規則」という。)第五十三条(還付を受ける場合の源泉徴収税額等の明細書の記載事項)の規定は、平成二十八年分以後の所得税について適用し、平成二十七年分以前の所得税については、なお従前の例による。
第三条 所得税法等の純損失の繰戻しによる還付請求書の記載事項の一部を改正する法律(平成二十五年法律第五号。以下「改正法」という。)附則第六条(平成二十七年分の純損失の繰戻しによる還付に係る特例)の規定又は所得税法施行令の一部を改正する政令(平成二十五年政令第六十五号。次条において「改正令」という。)附則第五十五条第一項(平成二十七年分の純損失の繰戻しによる還付に係る特例)の規定の適用がある場合における改正法第一条(所得税法の一部改正)の規定による改正後の所得税法(以下「新法」という。)第四百二十二条第一項(純損失の繰戻しによる還付の手続等)に規定する還付請求書には、同項に規定する事項(新規則第五十四条第一項第二号(純損失の繰戻しによる還付請求書の記載事項)に掲げる事項を除く。)のほか、平成二十六年分の同号に規定する総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額に係る改正法第一条の規定による改正前の所得税法(以下「旧法」という。)第二編第三章第一節(税率)の規定及び旧法第六十五条(総合課税に係る所得税の課税標準、税額等の計算)の規定を適用して計算した所得税の額を記載しなければならない。

3 前二項に規定する書式は、当分の間、改正前の所得税法施行規則の相当の規定に定める計算書又は調査書に、新規則別表第三(一)、別表第三(二)、別表第三(四)及び別表第五(三)及び別表第八(三)に準じて、記載したものをもってこれに代えることができる。
附 則 (平成二十五年五月三十一日財務省令 第三五五号) 抄

(株式等の譲渡の対価の受領者の告知等に関する経過措置)
第三条の二 改正令附則第八十二条第二項(株式等の譲渡の対価の受領者の告知等に関する経過措置)に規定する公社債等(以下この条において「公社債等」という。)の譲渡の対価の同項に規定する支払者(以下この条において「支払者」という。)は、同項に規定する書類(以下この条において「確認書類」という。)の提示を受けた場合(平成二十七年十二月三十一日までに当該提示を受けた場合に限る。)には、同項に規定する帳簿に、当該確認書類の名称並びに当該確認書類に記載された氏名又は名称及び住所(国内に住所を有しない者にあつては、新規則第八十一条の二十一第一項第一号(株式等の譲渡の対価の受領者の申請により作成する帳簿の記載事項等)に規定する場所)を記載しておくなければならない。

2 前項の確認書類の提示をした者が、その提示をした日から平成二十七年十二月三十一日までの間に、その氏名若しくは名称又は住所を変更した場合には、その者は、遅滞なく、当該書類の提示をした公社債等の譲渡の対価の支払者に、その変更前の氏名又は名称及び住所並びに変更後の氏名又は名称及び住所が記載された確認書類を提示しなければならない。当該確認書類を提示した日から平成二十七年十二月三十一日までの間に、再び当該提示をした確認書類に記載された氏名若しくは名称又は住所を変更した場合も、同様とする。

3 第一項の規定により同項の帳簿を作成した公社債等の譲渡の対価の支払者は、前項の確認書類の提示を受けた場合には、当該帳簿の第一項に規定する事項を、当該確認書類に記載されている事項に訂正しておくなければならない。
4 公社債等の譲渡の対価の支払者は、第一項に規定する帳簿を、当該帳簿の閉鎖の日の属する年の翌年から五年間保存しなければならない。(支払調書の提出等に関する経過措置)

第四条 新規則第八十二条第二項第一号(利子等の支払調書)の規定は、この省令の施行の日(以下「施行日」という。)以後に支払の確定する同条第一項に規定する利子等について適用し、施行日前に支払の確定した改正前の所得税法施行規則(以下「旧規則」という。)第八十二条第一項(利子等の支払調書)に規定する利子等については、なお従前の例による。

この省令は、特定多国籍企業による研究開発事業等の促進に関する特別措置法(平成二十四年法律第五十五号)の施行の日から施行する。ただし、第三条の規定は、公布の日から施行する。
附 則 (平成二十五年三月三〇日財務省令 第一六号)

2 新規則第八十三条第二項第五号(配当等の支払調書)の規定は、施行日以後に支払の確定する同条第一項に規定する配当等について適用し、施行日前に支払の確定した旧規則第八十三条第一項(配当等の支払調書)に規定する配当等については、なお従前の例による。

3 施行日前に支払又は交付の確定した旧規則第九十条の第二項(株式等の譲渡の対価等の支払調書)の株式等の譲渡の対価及び償還金等については、なお従前の例による。

4 施行日前に交付の確定した旧規則第九十条の第三項(交付金銭等の支払調書)の交付金銭等については、なお従前の例による。

5 新規則第九十六条第三項(信託の計算書)(同項第一号に規定する特定割引債の償還金及び国外割引債の償還金に係る部分に限る)の規定は、これらの償還金が施行日以後に信託財産の収益に帰せられる同条第一項の信託について適用する。

6 施行日前に旧規則第九十七条第五項(名義人受領の株式等の譲渡の対価の調書)に規定する支払を受けるべき同条第六項の株式等の譲渡の対価については、なお従前の例による。

第五号 新規則別表第三(一)、別表第三(二)及び別表第三(四)に定める書式は、施行日以後に新法第二百二十条(源泉徴収に係る所得税の納付手続)の規定により添付する同条に規定する計算書について適用し、施行日前に旧法第二百二十条(源泉徴収に係る所得税の納付手続)の規定により添付した同条に規定する計算書については、なお従前の例による。

2 新規則別表第六(一)に定める書式は、平成二十六年以後の各年において支払の確定した新法第二百二十六条第一項(源泉徴収票)に規定する給与等について同項の規定により提出し、又は同項若しくは同条第四項ただし書の規定により交付する同条第一項に規定する源泉徴収票について適用し、平成二十五年以前の各年において支払の確定した旧法第二百二十六条第一項(源泉徴収票)に規定する給与等について同項の規定により提出し、又は同項若しくは同条第四項ただし書の規定により交付する同条第一項に規定する源泉徴収票については、なお従前の例による。

3 前二項に規定する書式は、当分の間、旧規則の相当の規定に定める計算書又は源泉徴収票

に、新規則別表第三(一)、別表第三(二)、別表第三(四)及び別表第六(一)に準じて、記載したものをもちこれに代えることができ

附則 (平成二十六年三月三十一日財務省令第二〇号) (施行期日)

第一条 この省令は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中所得税法施行規則第九十条の二の改正規定 平成二十八年一月一日

二 第一条中所得税法施行規則第八十一条の五等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第四十五号)附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日

(給与等の支払者による証明等に関する経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の所得税法施行規則(以下「新規則」という。)第三十六条の規定は、個人がこの省令の施行の日(以下「施行日」という。)以後に所得税法施行令等の一部を改正する政令(平成二十六年政令第三十七号。以下「改正令」という。)第一条(所得税法施行令の一部改正)の規定による改正後の所得税法施行令第六十七条の第三項第一号(給与所得者の特定支出の範囲)に規定する料金の支出について適用し、個人が施行日前にした改正令第一条の規定による改正前の所得税法施行令第六十七号の第三項第一号(給与所得者の特定支出の範囲)に規定する料金の支出については、なお従前の例による。

第三条 新規則第八十一条の第二項(株式等の譲渡の対価の受領者の申請により作成する帳簿の記載事項等)の規定は、施行日以後に同条第二項の届出書を提出する場合について適用する。

2 新規則第八十一条の三十五項(先物取引の差金等決済をする者の告知)の規定は、施行日以後に同条第四項の届出書を提出する場合について適用する。

(平成二十五年法律第二十七号)附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日から施行する。(非課税貯蓄申込書の特例が認められる預貯金等の範囲等に関する経過措置)

第二条 改正後の所得税法施行規則(以下「新規則」という。)第六十二条(非課税貯蓄申込書の特例が認められる預貯金等の範囲等)の規定は、この省令の施行の日(以下「施行日」という。)以後に提出する行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う財務省関係政令の整備に関する政令(以下「番号利用法整備令」という。)第十五条(所得税法施行令の一部改正)の規定による改正後の所得税法施行令(以下「新令」という。)第三十五条第四項(普通預金貯蓄申込書の特例)の届出書について適用し、施行日前に提出した番号利用法整備令第十五条の規定による改正前の所得税法施行令(以下「旧令」という。)第三十五条第四項(普通預金契約等)については、なお従前の例による。

第三条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成二十五年法律第二十八号。以下「番号利用法整備令」という。)第十九条(住民基本台帳法の一部改正)の規定による改正前の住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号。以下この項及び附則第四十七号(貯蓄取扱機関等の営業所の長に提示する書類の範囲に関する経過措置)において「旧住民基本台帳法」という。)第三十条の四(第四項(住民基本台帳カードの交付)の規定により交付された同条第一項に規定する住民基本台帳カードで、番号利用法整備令第二十条第一項(住民基本台帳法の一部改正に伴う経過措置)の規定によりなお従前の例によることとされたもの(以下この項及び附則第四十七条において「住民基本台帳カード」という。))が旧住民基本台帳法第三十条の四(第四項)の規定によりその効力を失う時又は当該住民基本台帳カードの交付を受けた者が行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する

法律第十七条第一項(個人番号カードの交付等)の規定により同法第二条第七項(定義)に規定する個人番号カードの交付を受ける時のいづれか早い時までの間における所得税法施行規則第七條第二項(障害者等に該当する旨を証する書類の範囲等)の規定の適用については、同項中「掲げる書類」とあるのは、「掲げる書類又は所得税法施行規則の一部を改正する省令(平成二十六年財務省令第五十三号)附則第三条第一項(障害者等に該当する旨を証する書類の範囲等に関する経過措置)に規定する住民基本台帳カードで告知等の日において有効なもの」とする。

2 新規則第七條第六項の規定は、施行日以後に同項の規定により提出する届出書について適用し、施行日前に改正前の所得税法施行規則(以下「旧規則」という。)第七條第五項(障害者等に該当する旨を証する書類の範囲等)の規定により提出した届出書については、なお従前の例による。

第四条 新規則第八條の三(金融機関等において事業譲渡等があった場合に提出すべき書類の記載事項)の規定は、施行日以後に提出する新令第四十四條第一項(金融機関等において事業譲渡等があった場合の申告)の書類について適用し、施行日前に提出した旧令第四十四條第一項(金融機関等において事業譲渡等があった場合の申告)の書類については、なお従前の例による。

(非課税貯蓄廃止申告書等の記載事項に関する経過措置)

第五条 新規則第九條第一項(非課税貯蓄廃止申告書等の記載事項)の規定は、施行日以後に提出する新令第四十五條第一項(非課税貯蓄廃止申告書)に規定する非課税貯蓄廃止申告書について適用し、施行日前に提出した旧令第四十五條第一項(非課税貯蓄廃止申告書)に規定する非課税貯蓄廃止申告書については、なお従前の例による。

2 新規則第九條第二項の規定は、施行日以後に提出する新令第四十五條第五項の書類について適用し、施行日前に提出した旧令第四十五條第五項の書類については、なお従前の例による。

(非課税貯蓄者死亡届出書の記載事項等に関する経過措置)

第六条 新規則第十条第二項(非課税貯蓄者死亡届出書の記載事項等)の規定は、施行日以後に新令第四十六条第二項(非課税貯蓄者死亡届出書等)の規定により提出する書類について適用し、施行日前に旧令第四十六条第二項(非課税貯蓄者死亡届出書等)の規定により提出した書類については、なお従前の例による。

2 新令第四十六条第二項の金融機関の営業所等の長が同項の規定により書類を提出する場合において、当該書類を提出する日までに新規則第十条第二項第一号に規定する被相続人等から番号利用法整備法第十四条(所得税法の一部改正)の規定による改正後の所得税法(以下「新法」という。)第十条第一項(障害者等の少額預金の利子所得等の非課税)に規定する非課税貯蓄申込書その他の書類で当該被相続人等の個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第五項(定義)に規定する個人番号をいう。以下同じ。)を記載したものが提出されていない場合には、当該金融機関の営業所等の長については、同号のうち当該被相続人等の個人番号に係る部分の規定は、適用しない。

第七條 新規則第十一条(非課税貯蓄相続申込書の記載事項)の規定は、施行日以後に提出する新令第四十七条第一項(非課税貯蓄相続申込書)に規定する非課税貯蓄相続申込書について適用し、施行日前に提出した旧令第四十七条第一項(非課税貯蓄相続申込書)に規定する非課税貯蓄相続申込書については、なお従前の例による。

第八條 金融機関の営業所等の届出に関する経過措置(金融機関第十五条の二(金融機関の営業所等の届出)の規定は、施行日以後に同条第一項又は第二項の規定により提出する届出書について適用し、施行日前に旧規則第十五条の二第一項又は第二項(金融機関の営業所等の届出)の規定により提出した届出書については、なお従前の例による。

第九條 新規則第十六条の二(公共法人等及び公益信託等に係る経過措置)の規

定は、施行日以後に提出する新法第十一条第三項(公共法人等及び公益信託等に係る非課税)の申告書について適用し、施行日前に提出した番号利用法整備法第十四条(所得税法の一部改正)の規定による改正前の所得税法(以下「旧法」という。)第十一条第三項(公共法人等及び公益信託等に係る非課税)の申告書については、なお従前の例による。

第十條 新規則第十七条(納税地を変更するための届出書類の記載事項)の規定は、施行日以後に提出する新法第十六条第三項から第五項まで(納税地の特例)の書類については、施行日前に提出した旧法第十六条第三項から第五項まで(納税地の特例)の書類については、なお従前の例による。

第十一條 新規則第十九条第一項(特定退職金共済団体の承認申請書の記載事項)の規定は、施行日以後に提出する新令第七十四条第一項(特定退職金共済団体の承認)の申請書について適用し、施行日前に提出した旧令第七十四条第一項(特定退職金共済団体の承認)の申請書については、なお従前の例による。

第十二條 新規則第二十二條(特別な評価の方法に関する経過措置)の承認申請書の記載事項)の規定は、施行日以後に提出する新令第九十九条の二第二項(棚卸資産の特別な評価の方法)の申請書について適用し、施行日前に提出した旧令第九十九条の二第二項(棚卸資産の特別な評価の方法)の申請書については、なお従前の例による。

第十三條 新規則第二十三條(棚卸資産の評価の方法の変更申請書の記載事項)の規定は、施行日以後に提出する新令第一百一条第二項(棚卸資産の評価の方法の変更手続)の申請書について適用し、施行日前に提出した旧令第一百一条第二項(棚卸資産の評価の方法の変更手続)の申請書については、なお従前の例による。

第十四條 新規則第二十四條(特別な償却方法の承認申請書の記載事項)の規定は、施行日以後に提出する新令第二百二十条の三第二項(減価償却資産の特別な償却の方法)の申請書について適用し、施行日前に提出した旧令第二百二十条の三第二項(減価償却資産の特別な償却の方法)の申請書については、なお従前の例による。

第十五條 新規則第二十五條(取替法を採用する場合の承認申請書の記載事項)の規定は、施行日以後に提出する新令第二百一十一条第四項(取替資産に係る償却の方法の特例)の申請書について適用し、施行日前に提出した旧令第二百一十一条第四項(取替資産に係る償却の方法の特例)の申請書については、なお従前の例による。

第十六條 新規則第二十五條の二(旧リース期間の記載事項に関する経過措置)の規定は、施行日以後に提出する新令第二百一十一条第四項(取替資産に係る償却の方法の特例)の申請書について適用し、施行日前に提出した旧令第二百一十一条第四項(取替資産に係る償却の方法の特例)の申請書については、なお従前の例による。

第十七條 新規則第二十七條(特別な償却率の認定申請書の記載事項)の規定は、施行日以後に提出する新令第二百二十二条第二項(特別な償却率による償却の方法)の申請書について適用し、施行日前に提出した旧令第二百二十二条第二項(特別な償却率による償却の方法)の申請書については、なお従前の例による。

第十八條 新規則第二十九條(減価償却資産の償却の方法の変更申請書の記載事項)の規定は、施行日以後に提出する新令第二百二十四条第二項(減価償却資産の償却の方法の変更手続)の申請書について適用し、施行日前に提出した旧令第二百二十四条第二項(減価償却資産の償却の方法の変更手続)の申請書については、なお従前の例による。

第十九條 新規則第三十一條(耐用年数短縮の承認申請書の記載事項)の規定は、施行日以後に提出する新令第三百三十条第二項(耐用年数の短縮)の申請書について適用し、施行日前に提出した旧令第三百三十条第二項(耐用年数の短縮)の申請書については、なお従前の例による。

第二十條 新規則第三十二條第二項及び第四項(耐用年数短縮が届出により認められる資産の更新の場合等に関する経過措置)の規定は、施行日以後に提出する新令第三百三十条第七項又は第八項(耐用年数の短縮)の届出書について適用し、施行日前に提出した旧令第三百三十条第七項又は第八項(耐用年数の短縮)の届出書については、なお従前の例による。

第二十一條 新規則第三十四條第三項(増加償却割合の計算等)の規定は、施行日以後に提出する新令第三百三十三條(通常の使用時間を超えて使用される機械及び装置の償却費の特例)の書類について適用し、施行日前に提出した旧令第三百三十三條(通常の使用時間を超えて使用される機械及び装置の償却費の特例)の書類については、なお従前の例による。

第二十二條 新規則第三十六條の四第二項(青色専従者給与に関する届出書の記載事項等)の規定は、施行日以後に同項の規定により提出する書類について適用し、施行日前に旧規則第三十六條の四第二項(青色専従者給与に関する届出書の記載事項等)の規定により提出した書類については、なお従前の例による。

第二十三條 新規則第三十九條の二第一項(再び小規模事業者の収入及び費用の帰属時期の特例の適用を受ける場合の手続)の規定は、施行日以後に同項の規定により提出する申請書について適用し、施行日前に旧規則第三十九條の二第一項(再び小規模事業者の収入及び費用の帰属時期の特例の適用を受ける場合の手続)の規定により提出した申請書については、なお従前の例による。

第二十四條 新規則第四十條(特別な償却方法の承認申請書の記載事項)の規定は、施行日以後に提出する新令第二百一十一条第四項(取替資産に係る償却の方法の特例)の申請書について適用し、施行日前に提出した旧令第二百一十一条第四項(取替資産に係る償却の方法の特例)の申請書については、なお従前の例による。

第二十五條 新規則第四十一條(耐用年数短縮の承認申請書の記載事項)の規定は、施行日以後に提出する新令第三百三十条第二項(耐用年数の短縮)の申請書について適用し、施行日前に提出した旧令第三百三十条第二項(耐用年数の短縮)の申請書については、なお従前の例による。

第二十六條 新規則第四十二條(増加償却割合の計算等に関する経過措置)の規定は、施行日以後に提出する新令第三百三十三條(通常の使用時間を超えて使用される機械及び装置の償却費の特例)の書類について適用し、施行日前に提出した旧令第三百三十三條(通常の使用時間を超えて使用される機械及び装置の償却費の特例)の書類については、なお従前の例による。

第二十七條 新規則第四十三條(再び小規模事業者の収入及び費用の帰属時期の特例の適用を受ける場合の手続)の規定は、施行日以後に同項の規定により提出する申請書について適用し、施行日前に旧規則第三十九條の二第一項(再び小規模事業者の収入及び費用の帰属時期の特例の適用を受ける場合の手続)の規定により提出した申請書については、なお従前の例による。

(小規模事業者の収入及び費用の帰属時期の特例の適用に関する届出書の記載事項に関する経過措置)

第二十四条 新規則第四十条の二(小規模事業者の収入及び費用の帰属時期の特例の適用に関する届出書の記載事項)の規定は、施行日以後に提出する新令第九十七条第一項又は第二項(収入及び費用の帰属時期の特例を受けるための手続等)の届出書について適用し、施行日前に提出した旧法第九十七条第一項又は第二項(収入及び費用の帰属時期の特例を受けるための手続等)の届出書については、なお従前の例による。

(社会保険料控除の対象となる互助会の範囲に関する経過措置)

第二十五条 新規則第四十条の四(社会保険料控除の対象となる互助会の範囲)の規定は、施行日以後に同条の規定により提出する申請書について適用し、施行日前に旧規則第四十条の四(社会保険料控除の対象となる互助会の範囲)の規定により提出した申請書については、なお従前の例による。

(特別農業所得者の申請書に記載すべき事項に関する経過措置)

第二十六条 新規則第四十五条(特別農業所得者の申請書に記載すべき事項)の規定は、施行日以後に提出する新法百十條第二項(特別農業所得者の申請)の申請書について適用し、施行日前に提出した旧法百十條第二項(特別農業所得者の申請)の申請書については、なお従前の例による。

(予定納税額減額承認申請書の記載事項に関する経過措置)

第二十七条 新規則第四十六条(予定納税額減額承認申請書の記載事項)の規定は、施行日以後に提出する新法百十二條第一項(予定納税額減額の承認の申請手続)の申請書について適用し、施行日前に提出した旧法百十二條第一項(予定納税額減額の承認の申請手続)の申請書については、なお従前の例による。

(確定所得申告書の記載事項に関する経過措置)

第二十八条 新規則第四十七条(確定所得申告書の記載事項)の規定は、施行日が属する年分以後の所得税について適用し、施行日が属する年分以前の所得税については、なお従前の例による。

(確定損失申告書の記載事項に関する経過措置)

第二十九条 新規則第四十八条(確定損失申告書の記載事項)の規定は、施行日が属する年分以後の所得税について適用し、施行日が属する年分以前の所得税については、なお従前の例による。

後の所得税について適用し、施行日が属する年分以前の所得税については、なお従前の例による。

(死亡の場合の確定申告書の記載事項に関する経過措置)

第三十条 新規則第四十九条(死亡の場合の確定申告書の記載事項)の規定は、施行日が属する年分以後の所得税について適用し、施行日が属する年分以前の所得税については、なお従前の例による。

(延納届出書の記載事項に関する経過措置)

第三十一条 新規則第五十条(延納届出書の記載事項)の規定は、施行日以後に提出する新法百三十一條第二項(確定申告税額の延納)に規定した旧法百三十一條第二項(確定申告税額の延納)に規定する延納届出書については、なお従前の例による。

(延払条件付譲渡に係る所得税額の延納申請書の記載事項に関する経過措置)

第三十二条 新規則第五十一条(延払条件付譲渡に係る所得税額の延納申請書の記載事項)の規定は、施行日以後に提出する新法百三十三條第一項(延払条件付譲渡に係る所得税額の延納の手続等)の申請書について適用し、施行日前に提出した旧法百三十三條第一項(延払条件付譲渡に係る所得税額の延納の手続等)の申請書については、なお従前の例による。

(延払条件付譲渡に係る所得税額の延納条件の変更の申請書の記載事項に関する経過措置)

第三十三条 新規則第五十二条(延払条件付譲渡に係る所得税額の延納条件の変更の申請書の記載事項)の規定は、施行日以後に提出する新法百三十四條第一項(延払条件付譲渡に係る所得税額の延納条件の変更)の申請書について適用し、施行日前に提出した旧法百三十四條第一項(延払条件付譲渡に係る所得税額の延納条件の変更)の申請書については、なお従前の例による。

(純損失の繰戻しによる還付請求書の記載事項に関する経過措置)

第三十四条 新規則第五十四条(純損失の繰戻しによる還付請求書の記載事項)の規定は、施行日以後に提出する新法百四十二條第二項(純損失の繰戻しによる還付請求書の手続等)に規定した旧法百四十二條第二項(純損失の繰戻しによる還付請求書)について適用し、施行日前に提出した旧法百四十二條第二項(純損失の繰戻しによる還付請求書)については、なお従前の例による。

(給与所得者の扶養控除等申告書の記載事項に関する経過措置)

第三十五条 新規則第五十五条(青色申告承認申請書の記載事項)の規定は、施行日以後に提出する新法百四十四條(青色申告の承認の申請)の申請書について適用し、施行日前に提出した旧法百四十四條(青色申告の承認の申請)の申請書については、なお従前の例による。

(青色申告をやめようとする場合の届出に関する経過措置)

第三十六条 新規則第六十六条(青色申告をやめようとする場合の届出)の規定は、施行日以後に提出する新法百五十一條第一項(青色申告の取りやめ等)の届出書について適用し、施行日前に提出した旧法百五十一條第一項(青色申告の取りやめ等)の届出書については、なお従前の例による。

(給与所得者の扶養控除等申告書の記載事項に関する経過措置)

第三十七条 新規則第七十三条第三項(給与所得者の扶養控除等申告書の記載事項)の規定は、施行日以後に提出する新法百九十四條第四項(給与所得者の扶養控除等申告書)に規定する給与所得者の扶養控除等申告書について適用する。

(従たる給与についての扶養控除等申告書の記載事項に関する経過措置)

第三十八条 新規則第七十四条第三項(従たる給与についての扶養控除等申告書の記載事項)の規定は、施行日以後に提出する新法百九十五条第四項(従たる給与についての扶養控除等申告書)に規定する従たる給与についての扶養控除等申告書について適用する。

(給与所得者の配偶者特別控除申告書の記載事項に関する経過措置)

第三十九条 新規則第七十四条の二第二項(給与所得者の配偶者特別控除申告書の記載事項)の規定は、施行日以後に提出する新法百九十五条第二項(給与所得者の配偶者特別控除申告書)に規定する給与所得者の配偶者特別控除申告書について適用する。

(給与所得者の保険料控除申告書の記載事項に関する経過措置)

第四十条 新規則第七十五条(給与所得者の保険料控除申告書の記載事項)の規定は、施行日以後に提出する新法第九十六条第三項(給与所得者の保険料控除申告書)に規定する給与所得者の保険料控除申告書について適用し、施行日前に提出した旧法第九十六条第三項(給与所得者の保険料控除申告書)に規定する給与所得者の保険料控除申告書については、なお従前の例による。

(給与所得者の源泉徴収に関する申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供に関する経過措置)

第四十一条 新規則第七十六条の二第四項及び第五項(給与所得者の源泉徴収に関する申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供)これらの規定を新規則第七十七条第二項(退職所得の受給に関する申告書の記載事項等)又は第七十七条の四第三項(公的年金等の受給者の扶養親族等申告書の記載事項等)において準用する場合を含む。)の規定は、施行日以後に提出する新令第三百九十九條の二第二項又は第五項(給与所得者の源泉徴収に関する申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供に係る承認等に関する手続)これらに規定する新令第三百九十九條の四(退職所得の受給に関する申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供に係る承認等に関する手続)又は第三百九十九條の十一(公的年金等の受給者の扶養親族等申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供に係る承認等に関する手続)において準用する場合を含む。)の申請書又は届出書について適用し、施行日前に提出した旧令第三百九十九條の二第二項又は第五項(給与所得者の源泉徴収に関する申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供に係る承認等に関する手続)又は第三百九十九條の十一(公的年金等の受給者の扶養親族等申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供に係る承認等に関する手続)これらに規定する旧令第三百九十九條の四(退職所得の受給に関する申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供に係る承認等に関する手続)又は第三百九十九條の十一(公的年金等の受給者の扶養親族等申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供に係る承認等に関する手続)において準用する場合を含む。)の申請書又は届出書については、なお従前の例による。

(退職所得の受給に関する申告書の記載事項等に関する経過措置)

第四十二条 新規則第七十七条第一項及び第四項(退職所得の受給に関する申告書の記載事項等)の規定は、施行日以後に提出する新法第二百三十三條第八項(退職所得の受給に関する申告書)に

規定する退職所得の受給に関する申告書について適用し、施行日前に提出した旧法第二百三十八条項（退職所得の受給に関する申告書）に規定する退職所得の受給に関する申告書については、なお従前の例による。

（公的年金等の受給者の扶養親族等申告書の記載事項等に関する経過措置）
第四十三条 新規則第七十七条の四第二項（公的年金等の受給者の扶養親族等申告書の記載事項等）の規定は、施行日以後に提出する新法第二百三十八条の五第八項（公的年金等の受給者の扶養親族等申告書）に規定する公的年金等の受給者の扶養親族等申告書について適用する。

（簡易な公的年金等の受給者の扶養親族等申告書の承認申請書の記載事項等に関する経過措置）
第四十四条 新規則第七十七条の五第一項（簡易な公的年金等の受給者の扶養親族等申告書の承認申請書の記載事項等）の規定は、施行日以後に提出する新令第三十九条の十第一項（簡易な公的年金等の受給者の扶養親族等申告書の提出に係る国税庁長官の承認に関する手続）の申請書について適用し、施行日前に提出した旧令第三十九条の十第一項（簡易な公的年金等の受給者の扶養親族等申告書の提出に係る国税庁長官の承認に関する手続）の申請書については、なお従前の例による。

（納期の特例に関する承認の申請書に関する経過措置）
第四十五条 新規則第七十八条（納期の特例に関する承認の申請書）の規定は、施行日以後に提出する新法第二百三十七条第一項（納期の特例に関する承認の申請等）の申請書について適用し、施行日前に提出した旧法第二百三十七条第一項（納期の特例に関する承認の申請等）の申請書については、なお従前の例による。

（納期の特例の要件を欠いた場合の届出書の記載事項に関する経過措置）
第四十六条 新規則第七十九条（納期の特例の要件を欠いた場合の届出書の記載事項）の規定は、施行日以後に提出する新法第二百三十八条（納期の特例の要件を欠いた場合の届出）の届出書について適用し、施行日前に提出した旧法第二百三十八条（納期の特例の要件を欠いた場合の届出）の届出書については、なお従前の例による。

（貯蓄取扱機関等の営業所の長に提示する書類の範囲に関する経過措置）
第四十七条 住民基本台帳カードが旧住民基本台帳法第三十条の四第四第九項（住民基本台帳カ

ードの交付）の規定によりその効力を失う時又は当該住民基本台帳カードの交付を受けた者が行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十七条第一項（個人番号カードの交付等）の規定により同法第二条第七項（定義）に規定する個人番号カードの交付を受ける時のいずれか早い時までの間に於ける所得税法施行規則第八十一条の六第二項（貯蓄取扱機関等の営業所の長に提示する書類の範囲等）の規定の適用については、同項中「掲げる書類」とあるのは、「掲げる書類又は所得税法施行規則の一部を改正する省令（平成二十六年財務省令第五十三号）附則第四十七条（貯蓄取扱機関等の営業所の長に提示する書類の範囲に関する経過措置）に規定する住民基本台帳カードで貯蓄取扱機関等の営業所の長に提示する日において有効なもの」とする。

（支払事務取扱者等に提示する書類の範囲）
第四十八条 番号利用法整備令第十六条第五項（所得税法施行令の一部改正に伴う経過措置）に規定する財務省令で定める書類は、所得税法施行規則第八十一条の六第一号若しくは第二号（ロに係る部分に限る。）又は第三項第一号若しくは第二号（貯蓄取扱機関等の営業所の長に提示する書類の範囲等）に掲げる者の区分に応じ当該貯蓄取扱機関等の営業所の長がその支払の取扱いをするものについては、前項の規定にかかわらず、同令第三十三条第五項及び所得税法施行規則第八十一条の七第三項の規定を適用する。

（告知に係る住民票の写しその他の書類の提示等）の申請書については、なお従前の例による。

（告知に係る住民票の写しその他の書類の提示等）の申請書については、なお従前の例による。

（告知に係る住民票の写しその他の書類の提示等）の申請書については、なお従前の例による。

法人番号（以下「法人番号」という。）を有しない者にあつては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定により同日以後に個人番号又は法人番号が初めて通知された日（以下「番号通知日」という。）から一月を経過する日。以下この項において「支払日」という。）までに、当該申請書を受領した所得税法施行令第三百三十七条第一項（告知に係る住民票の写しその他の書類の提示等）に規定する貯蓄取扱機関等の営業所の長（以下この項及び次項において「貯蓄取扱機関等の営業所の長」という。）に、その者の同条第二項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書類（次項並びに附則第五十一条及び第五十四条から第五十九条まで（金地金等の譲渡の対価の受領者の申請により作成する帳簿の記載事項等に関する経過措置等）において「確認書類」という。）を提示し、又は番号利用法整備令第八條第三項（租税特別措置法の一部改正に伴う経過措置）に規定する署名用電子証明書等（以下「署名用電子証明書」という。）を送信して個人番号又は法人番号を告知しなればならない。この場合において、当該利子等又は配当等の支払を受ける者が支払日までに当該告知をしないときは、当該支払日までに支払を受けるべき当該利子等又は配当等当該貯蓄取扱機関等の営業所の長がその支払の取扱いをするものについては、前項の規定にかかわらず、同令第三十三条第五項及び所得税法施行規則第八十一条の七第三項の規定を適用する。

（告知）という。）を受けた貯蓄取扱機関等の営業所の長は、旧規則第八十一条の七第二項（利子等の受領者の申請により作成する帳簿の記載事項）の規定により作成した帳簿に当該告知のあった者の個人番号又は法人番号及び当該告知の際に提示を受けた確認書類の名称又は当該告知の際に署名用電子証明書等の送信を受けた旨を記載しななければならない。

（告知）という。）を受けた貯蓄取扱機関等の営業所の長は、旧規則第八十一条の七第二項（利子等の受領者の申請により作成する帳簿の記載事項）の規定により作成した帳簿に当該告知のあった者の個人番号又は法人番号及び当該告知の際に提示を受けた確認書類の名称又は当該告知の際に署名用電子証明書等の送信を受けた旨を記載しななければならない。

（告知）という。）を受けた貯蓄取扱機関等の営業所の長は、旧規則第八十一条の七第二項（利子等の受領者の申請により作成する帳簿の記載事項）の規定により作成した帳簿に当該告知のあった者の個人番号又は法人番号及び当該告知の際に提示を受けた確認書類の名称又は当該告知の際に署名用電子証明書等の送信を受けた旨を記載しななければならない。

（告知）という。）を受けた貯蓄取扱機関等の営業所の長は、旧規則第八十一条の七第二項（利子等の受領者の申請により作成する帳簿の記載事項）の規定により作成した帳簿に当該告知のあった者の個人番号又は法人番号及び当該告知の際に提示を受けた確認書類の名称又は当該告知の際に署名用電子証明書等の送信を受けた旨を記載しななければならない。

（無記名公社債の利子等の受領者の告知書の記載事項等に関する経過措置）
第五十一条 新規則第八十一条の九（無記名公社債の利子等の受領者の告知書の記載事項等）

（無記名公社債の利子等の受領者の告知書の記載事項等に関する経過措置）
第五十一条 新規則第八十一条の九（無記名公社債の利子等の受領者の告知書の記載事項等）

（無記名公社債の利子等の受領者の告知書の記載事項等に関する経過措置）
第五十一条 新規則第八十一条の九（無記名公社債の利子等の受領者の告知書の記載事項等）

（無記名公社債の利子等の受領者の告知書の記載事項等に関する経過措置）
第五十一条 新規則第八十一条の九（無記名公社債の利子等の受領者の告知書の記載事項等）

（無記名公社債の利子等の受領者の告知書の記載事項等に関する経過措置）
第五十一条 新規則第八十一条の九（無記名公社債の利子等の受領者の告知書の記載事項等）

第八十一条の十（無記名公社債に係る貯蓄取扱機関等の営業所の長に提示する書類の範囲）及び第八十一条の十二（無記名公社債の利子等の支払の取扱者等の確認事項の記録及び帳簿書類の保存等）（これらの規定のうち、新令第三百三十九条第一項（無記名公社債の利子等に係る告知書等の提出等）に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後に支払を受けるべき同項に規定する無記名公社債等の同項に規定する利子等について適用し、施行日前に支払を受けるべき旧令第三百三十九条第一項（無記名公社債の利子等に係る告知書等の提出等）に規定する無記名公社債等（以下この条において「無記名公社債等」という。）の同項に規定する利子等（以下この条において「利子等」という。）については、なお従前の例による。

2 新規則第八十一条の九、第八十一条の十及び第八十一条の十二（これらの規定のうち、新令第三百三十九条第三項に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後に提出する同項の告知書について適用し、施行日前に提出した旧令第三百三十九条第三項の告知書については、なお従前の例による。

3 施行日前に旧令第三百三十九条第三項の規定による告知書を提出した者で施行日以後に無記名公社債等の利子等の支払を受けるものは、経過日以後最初に当該無記名公社債等の利子等の支払を受ける日（同日において個人番号及び法人番号を有しない者にあつては、番号通知日から一月を経過する日。以下この項において「支払日」という。）までに、当該告知書を受領した所得税法施行令第三百三十九条第三項（無記名公社債の利子等に係る告知書等の提出等）に規定する金融機関の営業所等の長（以下この条及び次条において「金融機関の営業所等の長」という。）に、その者の確認書類を提示し、又は署名用電子証明書を送信して個人番号又は法人番号を告知しなければならない。この場合において、当該無記名公社債等の利子等の支払を受ける者が支払日までに当該告知をしないときは、当該支払日以後に支払を受けるべき当該無記名公社債等の利子等で当該金融機関の営業所等の長がその支払の取扱いをするものについては、前項の規定にかかわらず、同令第三百三十九条第三項（無記名公社債の利子等の受領者の告知書の記載事項等）の規定を適用する。

4 金融機関の営業所等の長は、前項の規定による告知（以下この条において「告知」という。）があつた場合には、当該告知があつた個人番号又は法人番号が、当該告知の際に提示を受けた確認書類又は送信を受けた署名用電子証明書等に記載又は記録がされた個人番号又は法人番号と同じであるかどうかを確認しなければならない。

5 金融機関の営業所等の長は、告知に係る無記名公社債等につき国債に関する法律（明治三十九年法律第三十四号）の規定による登録の取次ぎをしている場合又は告知に係る無記名公社債等につき保管の委託の取次ぎをしている場合には、その告知後、当該登録の取扱いをした者又は当該保管の委託を受けた者に対し、前項の確認をした個人番号又は法人番号及び当該確認をした旨を、通知しなければならない。

6 金融機関の営業所等の長は、第四項の規定による確認をした場合には、当該確認に係る所得税法施行令第三百三十九条第九項において準用する同令第三百三十八条第四項（貯蓄取扱機関等の営業所の長の確認等）の預貯金又は合同運用信託の受入れに関する帳簿、株主名簿その他有価証券の発行に関する帳簿（これらに類する帳簿又は書類を含む。）に、告知の際に提示された確認書類の名称又は当該告知の際に署名用電子証明書等の送信を受けた旨を記載することにより、当該確認をした旨を明らかにしておくなければならない。

7 第五項に規定する登録の取扱いをした者又は同項に規定する保管の委託を受けた者は、同項の規定による通知を受けた場合には、当該登録又は保管の委託に関する帳簿（これに類する帳簿を含む。）に、当該通知を受けた個人番号又は法人番号及びその旨を記載することによう、当該通知を受けた事実を明らかにしておくなければならない。

8 金融機関の営業所等の長及び第五項に規定する登録の取扱いをした者又は同項に規定する保管の委託を受けた者は、第六項に規定する帳簿又は前項に規定する登録若しくは保管の委託に関する帳簿を、これらの帳簿の閉鎖の日の属する年の翌年から五年間保存しなければならない。この場合においては、前条第五項の規定は、金融機関の営業所等の長が同項に規定する郵便貯金銀行の営業所の長であるときに準用する。

9 金融機関の営業所等の長及び第五項に規定する登録の取扱いをした者又は同項に規定する保管の委託を受けた者は、その受けた同項の規定による通知の内容を記載した書類を、当該通知を受けた日の属する年の翌年から五年間保存しなければならない。

（無記名公社債の利子等の受領者の申請により作成する帳簿の記載事項に関する経過措置）

第五十二条 新規則第八十一条の十一第二項（無記名公社債の利子等の受領者の申請により作成する帳簿の記載事項）の規定は、施行日以後に提出する新令第三百三十九条第九項（無記名公社債の利子等に係る告知書等の提出等）において準用する新令第三百三十七条第三項（告知に係る住民票の写しその他の書類の提示等）の申請書について適用し、施行日前に提出した旧令第三百三十九条第九項（無記名公社債の利子等に係る告知書等の提出等）において準用する旧令第三百三十七条第三項（告知に係る住民票の写しその他の書類の提示等）の申請書については、なお従前の例による。

2 施行日前に旧令第三百三十九条第九項において準用する旧令第三百三十七条第三項の申請書を提出した者で施行日以後に旧令第三百三十九条第一項に規定する無記名公社債等の同項に規定する利子等の支払を受けるものは、経過日以後最初に当該無記名公社債等の利子等の支払を受ける日（同日において個人番号及び法人番号を有しない者にあつては、番号通知日から一月を経過する日。以下この項において「支払日」という。）までに、当該申請書を受領した金融機関の営業所等の長に、その者の確認書類を提示し、又は署名用電子証明書を送信して個人番号又は法人番号を告知しなければならない。この場合において、当該無記名公社債等の利子等の支払を受ける者が支払日までに当該告知をしないときは、当該支払日以後に支払を受けるべき当該無記名公社債等の利子等で当該金融機関の営業所等の長がその支払の取扱いをするものについては、前項の規定にかかわらず、所得税法施行令第三百三十九条第九項（無記名公社債の利子等に係る告知書等の提出等）において準用する同令第三百三十七条第五項（告知に係る住民票の写しその他の書類の提示等）及び所得税法施行規則第八十一条の十一第三項（無記名公社債の利子等の受領者の申請により作成する帳簿の記載事項）の規定を適用する。

3 前項の場合において、同項の規定による告知（以下この項において「告知」という。）を受けた金融機関の営業所等の長は、旧規則第八十一条の十一第二項（無記名公社債の利子等の受領者の申請により作成する帳簿の記載事項）の規定により作成した帳簿に当該告知があつた者の個人番号又は法人番号及び当該告知の際に提示を受けた確認書類の名称又は当該告知の際に署名用電子証明書等の送信を受けた旨を記載しなければならない。

4 新規則第八十一条の十一第三項の規定は、施行日以後に同項の規定により提出する届出書について適用し、施行日前に旧規則第八十一条の十一第三項の規定により提出した届出書については、なお従前の例による。

（譲渡性預金の譲渡等に関する告知書に関する経過措置）

第五十三条 新規則第八十一条の十七第一項及び第三項（譲渡性預金の譲渡等に関する告知書）の規定は、施行日以後に行われる新法第二百二十四条の二（譲渡性預金の譲渡等に関する告知）に規定する譲渡性預金の譲渡又は譲受けについて適用し、施行日前に行われた旧法第二百二十四条の二（譲渡性預金の譲渡等に関する告知）に規定する譲渡性預金の譲渡又は譲受けについては、なお従前の例による。

（株式等の譲渡の対価の受領者の申請により作成する帳簿の記載事項等に関する経過措置）

第五十四条 新規則第八十一条の二十一第一項（株式等の譲渡の対価の受領者の申請により作成する帳簿の記載事項等）（新規則第八十一条の二十六（交付金銭等の受領者の申請により作成する帳簿の記載事項等））又は第八十一条の三十（償還金等の受領者の申請により作成する帳簿の記載事項等）において準用する場合を含む。）の規定は、施行日以後に提出する新令第三百四十三条第三項（株式等の譲渡の対価の受領者の告知に係る住民票の写しその他の書類の提示等）（新令第三百四十五条第六項（交付金銭等の受領者の告知等））又は第三百四十六条第六項（償還金等の受領者の告知等））において準用する場合を含む。）の申請書について適用し、施行日前に提出した旧令第三百四十三条第三項（株式等の譲渡の対価の受領者の告知に係る住民票の写しその他の書類の提示等）（旧令第三百四十五条第六項（交付金銭等の受領者の告知等））又は第三百四十六条第六項（償還金等の受領者の告知等））の規定を適用する。

領者の告知等)において準用する場合を含む)の申請書については、なお従前の例による。

2 施行日前に旧令第三百四十三条第三項の申請書提出した者で施行日以後に旧令第三百四十二條第一項(株式等の譲渡の対価の受領者の告知)に規定する株式等の譲渡の対価の支払を受けるものは、経過日以後最初に当該株式等の譲渡の対価の支払を受ける日(同日において個人番号及び法人番号を有しない者にあつては、番号通知日の属する月の翌末日。以下この項において「支払日」という。)までに、当該申請書を受領した所得税法施行規則第八十一条の第二十一項(株式等の譲渡の対価の受領者の申請により作成する帳簿の記載事項等)に規定する株式等の譲渡の対価の支払者(以下この項及び次項において「株式等の譲渡の対価の支払者」という。)に、その者の確認書類を提示し、又は署名用電子証明書を送信して個人番号又は法人番号を告知しなければならない。この場合において、当該株式等の譲渡の対価の支払を受ける者が支払日までに当該告知をしないときは、当該支払日以後に支払を受けるべき当該株式等の譲渡の対価で当該株式等の譲渡の対価の支払者に係るものについては、前項の規定にかかわらず、所得税法施行令第三百四十三条第五項(株式等の譲渡の対価の受領者の告知に係る住民票の写しその他の書類の提示等)及び所得税法施行規則第八十一条の第二十一項の規定を適用する。

3 前項の規定による告知(以下この項において「告知」という。)を受けた株式等の譲渡の対価の支払者は、旧規則第八十一条の第二十一項(株式等の譲渡の対価の受領者の申請により作成する帳簿の記載事項等)の規定により作成した帳簿に当該告知のあった者の個人番号又は法人番号及び当該告知の際に提示を受けた確認書類の名称又は当該告知の際に署名用電子証明書等の送信を受けた旨を記載しなければならない。

4 新規規則第八十一条の第二十二項(新規規則第八十一条の二十六又は第八十一条の三十において準用する場合を含む)の規定は、施行日以後に同項の規定により提出する届出書について適用し、施行日前に旧規則第八十一条の第二十二項(旧規則第八十一条の二十六又は第八十一条の三十において準用する場合を含む)の規定により提出した届出書については、なお従

(交付金銭等の受領者の申請により作成する帳簿の記載事項等)に関する経過措置)

第五十五条 前条第二項及び第三項の規定は、施行日前に旧令第三百四十五条第六項(交付金銭等の受領者の告知等)において準用する旧令第三百四十三条第三項(株式等の譲渡の対価の受領者の告知に係る住民票の写しその他の書類の提示等)の申請書を出した者で施行日以後に旧令第三百四十五条第三項に規定する交付金銭等の交付を受ける者について準用する。この場合において、前条第二項中「旧令第三百四十三条第三項」とあるのは「旧令第三百四十五條第六項において準用する旧令第三百四十三條第三項」と、「旧令第三百四十二條第一項(株式等の譲渡の対価の受領者の告知)」とあるのは「旧令第三百四十五條第三項」と、「旧令第三百四十五條第六項」とあるのは「交付金銭等の交付」と、「支払日」とあるのは「交付日」と、「所得税法施行規則第八十一条の第二十一項(株式等の譲渡の対価の受領者の申請により作成する帳簿の記載事項等)」に「とあるのは「交付金銭等の交付者」と、「支払を受けるべき当該株式等の譲渡の対価」とあるのは「交付金銭等の交付者」と、「所得税法施行令第三百四十三條第五項(株式等の譲渡の対価の受領者の告知に係る住民票の写しその他の書類の提示等)及び所得税法施行規則第八十一条の第二十一項(株式等の譲渡の対価の受領者の申請により作成する帳簿の記載事項等)」において準用する」と、「交付金銭等の受領者の告知等」とあるのは「交付金銭等の交付者」と、「旧規則第八十一条の第二十一項(株式等の譲渡の対価の受領者の申請により作成する帳簿の記載事項等)」とあるのは「旧規則第八十一条の二十六(交付金銭等の受領者の申請により作成する帳簿の記載事項等)において準用する」と、「旧規則第八十一条の第二十一項(株式等の譲渡の対価の受領者の申請により作成する帳簿の記載事項等)」とあるのは「旧規則第八十一条の三十一(債還金等の受領者の申請により作成する帳簿の記載事項等)」と読み替えるものとする。

渡の対価の受領者の申請により作成する帳簿の記載事項等)」と読み替えるものとする。

(償還金等の受領者の申請により作成する帳簿の記載事項等)に関する経過措置)

第五十六条 附則第五十四条第二項及び第三項(株式等の譲渡の対価の受領者の申請により作成する帳簿の記載事項等)に関する経過措置)の規定は、施行日前に旧令第三百四十六条第六項(償還金等の受領者の告知等)において準用する旧令第三百四十三条第三項(株式等の譲渡の対価の受領者の告知に係る住民票の写しその他の書類の提示等)の申請書を出した者で施行日以後に旧令第三百四十六条第三項に規定する償還金等の交付を受ける者について準用する。この場合において、附則第五十四条第二項中「旧令第三百四十三条第三項」とあるのは「旧令第三百四十六条第六項において準用する旧令第三百四十三条第三項」と、「旧令第三百四十二條第一項(株式等の譲渡の対価の受領者の告知)」とあるのは「旧令第三百四十六條第三項」と、「株式等の譲渡の対価の支払」とあるのは「償還金等の交付」と、「支払日」とあるのは「交付日」と、「所得税法施行規則第八十一条の第二十一項(株式等の譲渡の対価の受領者の申請により作成する帳簿の記載事項等)」に「とあるのは「交付金銭等の交付者」と、「支払を受けるべき当該株式等の譲渡の対価」とあるのは「交付を受けるべき当該償還金等」と、「所得税法施行令第三百四十三條第五項(株式等の譲渡の対価の受領者の告知に係る住民票の写しその他の書類の提示等)及び所得税法施行規則第八十一条の第二十一項」とあるのは「所得税法施行令第三百四十六條第六項(償還金等の受領者の告知等)において準用する旧令第三百四十三條第五項(株式等の譲渡の対価の受領者の告知に係る住民票の写しその他の書類の提示等)及び所得税法施行規則第八十一条の三十一(債還金等の受領者の申請により作成する帳簿の記載事項等)」と、「株式等の譲渡の対価の支払」とあるのは「償還金等の交付者」と、「旧規則第八十一条の第二十一項(株式等の譲渡の対価の受領者の申請により作成する帳簿の記載事項等)」とあるのは「旧規則第八十一条の三十一(債還金等の受領者の申請により作成する帳簿の記載事項等)」と読み替えるものとする。

載事項等)とあるのは「旧規則第八十一条の三十(償還金等の受領者の申請により作成する帳簿の記載事項等)において準用する旧規則第八十一条の第二十一項(株式等の譲渡の対価の受領者の申請により作成する帳簿の記載事項等)」と読み替えるものとする。

(信託受益権の譲渡の対価の受領者の申請により作成する帳簿の記載事項等)に関する経過措置)

第五十七条 新規規則第八十一条の三十四第一項(信託受益権の譲渡の対価の受領者の申請により作成する帳簿の記載事項等)の規定は、施行日以後に提出する新令第三百四十九條第三項(信託受益権の譲渡の対価の受領者の告知に係る住民票の写しその他の書類の提示等)の申請書について適用し、施行日前に提出した旧令第三百四十九條第三項(信託受益権の譲渡の対価の受領者の告知に係る住民票の写しその他の書類の提示等)の申請書については、なお従前の例による。

2 施行日前に旧令第三百四十九條第三項の申請書を出した者で施行日以後に旧令第三百四十八條第一項(信託受益権の譲渡の対価の受領者の告知)に規定する信託受益権の譲渡の対価の支払を受けるものは、経過日以後最初に当該信託受益権の譲渡の対価の支払を受ける日(同日において個人番号及び法人番号を有しない者にあつては、番号通知日の属する年の翌年一月三十一日。以下この項において「支払日」という。)までに、当該申請書を受領した所得税法施行規則第八十一条の三十四第二項(信託受益権の譲渡の対価の受領者の申請により作成する帳簿の記載事項等)に規定する信託受益権の譲渡の対価の支払者(以下この項及び次項において「信託受益権の譲渡の対価の支払者」という。)に、その者の確認書類を提示し、又は署名用電子証明書を送信して個人番号又は法人番号を告知しなければならない。この場合において、当該信託受益権の譲渡の対価の支払を受ける者が支払日までに当該告知をしないときは、当該支払日以後に支払を受けるべき当該信託受益権の譲渡の対価で当該信託受益権の譲渡の対価の支払者に係るものについては、前項の規定にかかわらず、所得税法施行令第三百四十九條第五項(信託受益権の譲渡の対価の受領者の告知に係る住民票の写しその他の書類の提示

載事項等)とあるのは「旧規則第八十一条の三十(償還金等の受領者の申請により作成する帳簿の記載事項等)において準用する旧規則第八十一条の第二十一項(株式等の譲渡の対価の受領者の申請により作成する帳簿の記載事項等)」と読み替えるものとする。

(信託受益権の譲渡の対価の受領者の申請により作成する帳簿の記載事項等)に関する経過措置)

第五十七条 新規規則第八十一条の三十四第一項(信託受益権の譲渡の対価の受領者の申請により作成する帳簿の記載事項等)の規定は、施行日以後に提出する新令第三百四十九條第三項(信託受益権の譲渡の対価の受領者の告知に係る住民票の写しその他の書類の提示等)の申請書について適用し、施行日前に提出した旧令第三百四十九條第三項(信託受益権の譲渡の対価の受領者の告知に係る住民票の写しその他の書類の提示等)の申請書については、なお従前の例による。

2 施行日前に旧令第三百四十九條第三項の申請書を出した者で施行日以後に旧令第三百四十八條第一項(信託受益権の譲渡の対価の受領者の告知)に規定する信託受益権の譲渡の対価の支払を受けるものは、経過日以後最初に当該信託受益権の譲渡の対価の支払を受ける日(同日において個人番号及び法人番号を有しない者にあつては、番号通知日の属する年の翌年一月三十一日。以下この項において「支払日」という。)までに、当該申請書を受領した所得税法施行規則第八十一条の三十四第二項(信託受益権の譲渡の対価の受領者の申請により作成する帳簿の記載事項等)に規定する信託受益権の譲渡の対価の支払者(以下この項及び次項において「信託受益権の譲渡の対価の支払者」という。)に、その者の確認書類を提示し、又は署名用電子証明書を送信して個人番号又は法人番号を告知しなければならない。この場合において、当該信託受益権の譲渡の対価の支払を受ける者が支払日までに当該告知をしないときは、当該支払日以後に支払を受けるべき当該信託受益権の譲渡の対価で当該信託受益権の譲渡の対価の支払者に係るものについては、前項の規定にかかわらず、所得税法施行令第三百四十九條第五項(信託受益権の譲渡の対価の受領者の告知に係る住民票の写しその他の書類の提示

載事項等)とあるのは「旧規則第八十一条の三十(償還金等の受領者の申請により作成する帳簿の記載事項等)において準用する旧規則第八十一条の第二十一項(株式等の譲渡の対価の受領者の申請により作成する帳簿の記載事項等)」と読み替えるものとする。

(信託受益権の譲渡の対価の受領者の申請により作成する帳簿の記載事項等)に関する経過措置)

第五十七条 新規規則第八十一条の三十四第一項(信託受益権の譲渡の対価の受領者の申請により作成する帳簿の記載事項等)の規定は、施行日以後に提出する新令第三百四十九條第三項(信託受益権の譲渡の対価の受領者の告知に係る住民票の写しその他の書類の提示等)の申請書について適用し、施行日前に提出した旧令第三百四十九條第三項(信託受益権の譲渡の対価の受領者の告知に係る住民票の写しその他の書類の提示等)の申請書については、なお従前の例による。

等)及び所得税法施行規則第八十一条の三十四第二項の規定を適用する。

3 前項の規定による告知(以下この項において「告知」という。)を受けた信託受益権の譲渡の対価の支払者は、旧規則第八十一条の三十四第一項(信託受益権の譲渡の対価の受領者の申請により作成する帳簿の記載事項等)の規定により作成した帳簿に当該告知のあった者の個人番号又は法人番号及び当該告知の際に提示を受けた確認書類の名称又は当該告知の際に署名用電子証明書等の送信を受けた旨を記載しなければならず。

4 新規則第八十一条の三十四第二項の規定は、施行日以後に同項の規定により提出する届出書について適用し、施行日前に旧規則第八十一条の三十四第二項の規定により提出した届出書については、なお従前の例による。

(先物取引の差金等決済をする者の告知に関する経過措置)

第五十八条 新規則第八十一条の三十六第三項(先物取引の差金等決済をする者の告知)の規定は、施行日以後に提出する新令第三百五十条の四第三項(先物取引の差金等決済をする者の告知に係る住民票の写しその他の書類の提示等)の申請書について適用し、施行日前に提出した旧令第三百五十条の四第三項(先物取引の差金等決済をする者の告知に係る住民票の写しその他の書類の提示等)の申請書については、なお従前の例による。

2 施行日前に旧令第三百五十条の四第三項の申請書を出した者で施行日以後に旧令第三百五十条の三第一項(先物取引の差金等決済をする者の告知)に規定する先物取引の同項に規定する差金等決済(以下この項において「差金等決済」という。)をするものは、経過日以後最初に当該先物取引の差金等決済をする日(同日において個人番号及び法人番号を有しない者にあつては、番号通知日の属する月の翌月末日。以下この項において「決済日」という。)までに、当該申請書を受領した所得税法施行規則第八十一条の三十六第五項(先物取引の差金等決済をする者の告知)に規定する商品先物取引業者等(以下この項及び次項において「商品先物取引業者等」という。)に、その者の確認書類を提示し、又は署名用電子証明書を送信し、個人番号又は法人番号を告知しなければならず。この場合において、当該先物取引の差金等決済

をする者が決済日までに当該告知をしないときは、当該決済日以後にする当該先物取引の差金等決済で当該商品先物取引業者等に係るものについては、前項の規定にかかわらず、所得税法施行令第三百五十条の四第五項(先物取引の差金等決済をする者の告知に係る住民票の写しその他の書類の提示等)及び所得税法施行規則第八十一条の三十六第五項の規定を適用する。

3 前項の規定による告知(以下この項において「告知」という。)を受けた商品先物取引業者等は、旧規則第八十一条の三十六第三項(先物取引の差金等決済をする者の告知)の規定により作成した帳簿に当該告知のあった者の個人番号又は法人番号及び当該告知の際に提示を受けた確認書類の名称又は当該告知の際に署名用電子証明書等の送信を受けた旨を記載しなければならず。

4 新規則第八十一条の三十六第四項の規定は、施行日以後に同項の規定により提出する届出書について適用し、施行日前に旧規則第八十一条の三十六第四項の規定により提出した届出書については、なお従前の例による。

(金地金等の譲渡の対価の受領者の申請により作成する帳簿の記載事項等に関する経過措置)

第五十九条 新規則第八十一条の三十九第一項(金地金等の譲渡の対価の受領者の申請により作成する帳簿の記載事項等)の規定は、施行日以後に提出する新令第三百五十条の九第三項(金地金等の譲渡の対価の受領者の告知に係る住民票の写しその他の書類の提示等)の申請書について適用し、施行日前に提出した旧令第三百五十条の九第三項(金地金等の譲渡の対価の受領者の告知に係る住民票の写しその他の書類の提示等)の申請書については、なお従前の例による。

領者の申請により作成する帳簿の記載事項等)に規定する金地金等の譲渡の対価の支払者(以下この項及び次項において「金地金等の譲渡の対価の支払者」という。)に、その者の確認書類を提示し、又は署名用電子証明書を送信し、個人番号又は法人番号を告知しなければならず。この場合において、当該金地金等の譲渡の対価の支払を受ける者が支払日までに当該告知をしないときは、当該支払日以後に当該告知を受けるべき当該金地金等の譲渡の対価の支払者(以下この項において「金地金等の譲渡の対価の支払者」という。)に、その者の確認書類を提示し、又は署名用電子証明書を送信し、個人番号又は法人番号を告知しなければならず。

3 前項の規定による告知(以下この項において「告知」という。)を受けた金地金等の譲渡の対価の支払者は、旧規則第八十一条の三十九第一項(金地金等の譲渡の対価の受領者の申請により作成した帳簿の記載事項等)の規定により作成した帳簿に当該告知のあった者の個人番号又は法人番号及び当該告知の際に提示を受けた確認書類の名称又は当該告知の際に署名用電子証明書等の送信を受けた旨を記載しなければならず。

4 新規則第八十一条の三十九第二項の規定は、施行日以後に同項の規定により提出する届出書について適用し、施行日前に旧規則第八十一条の三十九第二項の規定により提出した届出書については、なお従前の例による。

(利子等の支払調書及び配当等の支払調書に関する経過措置)

第六十条 新規則第八十二条第一項(利子等の支払調書)及び第八十三条第一項(配当等の支払調書)の規定は、新法第二百二十五条第一項(支払調書)に規定する支払の確定した日が施行日以後である新規則第八十二条第一項に規定する利子等又は新規則第八十三条第一項に規定する配当等について適用し、旧法第二百二十五条第一項(支払調書)に規定する支払の確定した日が施行日前である旧規則第八十二条第一項(利子等の支払調書)に規定する利子等又は旧規則第八十三条第一項(配当等の支払調書)に規定する配当等については、なお従前の例による。

領者の申請により作成する帳簿の記載事項等)に規定する金地金等の譲渡の対価の支払者(以下この項及び次項において「金地金等の譲渡の対価の支払者」という。)に、その者の確認書類を提示し、又は署名用電子証明書を送信し、個人番号又は法人番号を告知しなければならず。この場合において、当該金地金等の譲渡の対価の支払を受ける者が支払日までに当該告知をしないときは、当該支払日以後に当該告知を受けるべき当該金地金等の譲渡の対価の支払者(以下この項において「金地金等の譲渡の対価の支払者」という。)に、その者の確認書類を提示し、又は署名用電子証明書を送信し、個人番号又は法人番号を告知しなければならず。

3 前項の規定による告知(以下この項において「告知」という。)を受けた金地金等の譲渡の対価の支払者は、旧規則第八十一条の三十九第一項(金地金等の譲渡の対価の受領者の申請により作成した帳簿の記載事項等)の規定により作成した帳簿に当該告知のあった者の個人番号又は法人番号及び当該告知の際に提示を受けた確認書類の名称又は当該告知の際に署名用電子証明書等の送信を受けた旨を記載しなければならず。

4 新規則第八十一条の三十九第二項の規定は、施行日以後に同項の規定により提出する届出書について適用し、施行日前に旧規則第八十一条の三十九第二項の規定により提出した届出書については、なお従前の例による。

(利子等の支払調書及び配当等の支払調書に関する経過措置)

第六十条 新規則第八十二条第一項(利子等の支払調書)及び第八十三条第一項(配当等の支払調書)の規定は、新法第二百二十五条第一項(支払調書)に規定する支払の確定した日が施行日以後である新規則第八十二条第一項に規定する利子等又は新規則第八十三条第一項に規定する配当等について適用し、旧法第二百二十五条第一項(支払調書)に規定する支払の確定した日が施行日前である旧規則第八十二条第一項(利子等の支払調書)に規定する利子等又は旧規則第八十三条第一項(配当等の支払調書)に規定する配当等については、なお従前の例による。

告知)の告知をした者に対して施行日以後に当該各号に定める利子等又は配当等の支払をする者(所得税法施行規則第八十二条第一項(利子等の支払調書)又は第八十三条第一項(配当等の支払調書)に規定する支払をする者をいう。次項において同じ。)が、当該利子等又は配当等のうちその支払を受ける者が番号利用法整備令第十六条第五項(所得税法施行令の一部改正に伴う経過措置)の規定による告知をする日(その者が同項に規定する支払日までに当該告知をしないときは、当該支払日)までに支払の確定するものにつき所得税法施行規則第八十二条第一項又は第八十三条第一項の規定により提出する調書については、同令第八十二条第一項第一号又は第八十三条第一項第一号イ、第二号イ若しくは第三号イのうちその支払を受ける者の個人番号又は法人番号に係る部分の規定は、適用しない。

3 施行日前に旧令第三百三十九条第三項(無記名公社債の利子等に係る告知書等の提出等)の告知書を提出した者に対して施行日以後に同条第一項に規定する無記名公社債等の同項に規定する利子等の支払をする者が、当該利子等のうちその支払を受ける者が附則第五十一条第三項(無記名公社債の利子等の受領者の告知書の記載事項等に関する経過措置)の規定による告知をする日(その者が同項に規定する支払日)までに当該告知をしないときは、当該支払日)までに支払をするものにつき所得税法施行規則第八十二条第一項又は第八十三条第一項の規定により提出する調書については、同令第八十二条第一項第一号又は第八十三条第一項第一号イ、第二号イ若しくは第三号イのうちその支払を受ける者の個人番号又は法人番号に係る部分の規定は、適用しない。

(報酬、料金等の支払調書に関する経過措置)

第六十一条 新規則第八十四条第一項(報酬、料金等の支払調書)の規定は、施行日以後に支払の確定する同項に規定する報酬等について適用し、施行日前に支払の確定した旧規則第八十四条第一項(報酬、料金等の支払調書)に規定する報酬等については、なお従前の例による。

(定期積金の給付補填金等の支払調書に関する経過措置)

第六十二条 新規則第八十四条の二第一項(定期積金の給付補填金等の支払調書)の規定は、施行日以後に支払の確定する同項に規定する給付

補填金等について適用し、施行日前に支払の確定した旧規則第八十四条の第二項（定期積金の給付補てん金等の支払調書）に規定する給付補てん金等については、なお従前の例による。（匿名組合契約等の利益の分配の支払調書に関する経過措置）

第六十三条 新規規則第八十五条第一項（匿名組合契約等の利益の分配の支払調書）の規定は、施行日以後に支払の確定する同項に規定する利益の分配について適用し、施行日前に支払の確定した旧規則第八十五条第一項（匿名組合契約等の利益の分配の支払調書）に規定する利益の分配については、なお従前の例による。

第六十四条 新規規則第八十六条第一項（生命保険金等の支払調書）の規定は、施行日以後に支払の確定する同項に規定する生命保険金等について適用し、施行日前に支払の確定した旧規則第八十六条第一項（生命保険金等の支払調書）に規定する生命保険金等については、なお従前の例による。

第六十五条 新規規則第八十七条第一項（損害保険等給付の支払調書）の規定は、施行日以後に支払の確定する同項に規定する損害保険等給付について適用し、施行日前に支払の確定した旧規則第八十七条第一項（損害保険等給付の支払調書）に規定する損害保険等給付については、なお従前の例による。

第六十六条 新規規則第八十八条第一項（保険等代理報酬の支払調書）の規定は、施行日以後に支払の確定する同項に規定する報酬について適用し、施行日前に支払の確定した旧規則第八十八条第一項（保険等代理報酬の支払調書）に規定する報酬については、なお従前の例による。

第六十七条 新規規則第八十九条第一項及び第二項（非居住者等の所得の支払調書）の規定は、施行日以後に支払の確定する同条第一項に規定する利益又は同条第二項に規定する国内源泉所得について適用し、施行日前に支払の確定した旧規則第八十九条第一項（非居住者等の所得の支払調書）に規定する利益又は同条第二項に規定する国内源泉所得については、なお従前の例による。

（不動産所得等の支払調書に関する経過措置）
第六十八条 新規規則第九十条第一項及び第二項（不動産所得等の支払調書）の規定は、施行日以後に支払の確定する同条第一項に規定する対価若しくは手数料又は同条第二項に規定する対価について適用し、施行日前に支払の確定した旧規則第九十条第一項（不動産所得等の支払調書）に規定する対価若しくは手数料又は同条第二項に規定する対価については、なお従前の例による。

第六十九条 新規規則第九十条の二第一項及び第二項（株式等の譲渡の対価等の支払調書）の規定は、施行日以後に支払の確定する同条第一項に規定する株式等の譲渡の対価若しくは償還金等又は同条第二項に規定する割引債の償還金等について適用し、施行日前に支払の確定した旧規則第九十条の二第一項（株式等の譲渡の対価等の支払調書）に規定する株式等の譲渡の対価若しくは償還金等又は同条第二項に規定する割引債の償還金等については、なお従前の例による。

第七十条 新規規則第九十条の三第一項（交付金銭等の支払調書）の規定は、施行日以後に行われた旧規則第九十条の三第一項（交付金銭等の支払調書）に規定する交付金銭等の交付については、なお従前の例による。

第七十一条 新規規則第九十条の三第二項（交付金銭等の支払調書）の規定は、施行日以後に行われた旧規則第九十条の三第二項（交付金銭等の支払調書）に規定する交付金銭等の交付については、なお従前の例による。

名公社債の利子等に係る告知書等の提出等)に規定する保管の委託に係る契約の締結の際に、当該契約を締結した同項に規定する金融機関の営業所等の長に同項の告知書を提出した者 当該告知書を提出した者が当該金融機関の営業所等の長に附則第五十一条第三項(無記名公社債の利子等の受領者の告知書の記載事項等に関する経過措置)の規定による告知をする日(その者が同項に規定する支払日までに当該告知をしないときは、当該支払日)

三 当該交付金銭等とともに交付を受ける金銭その他の資産で所得税法施行令第三百四十五条第四項(交付金銭等の受領者の告知等)に規定する配当等に該当するもの受領につき、旧令第三百三十六条第二項第六号又は第七号に掲げる場合(施行日前にこれらの規定に規定する名義の変更若しくは書換えの請求又は開設をしている場合に限る。)に該当してこれらの規定に規定する支払事務取扱者又は金融機関の営業所等の長に同条第一項の告知をしたものとみなされる者 当該告知をした者が当該支払事務取扱者又は金融機関の営業所等の長に番号利用法整備令第十六条第五項の規定による告知をする日(その者が同項に規定する支払日までに当該告知をしないときは、当該支払日)

四 当該交付金銭等とともに交付を受ける金銭その他の資産で所得税法施行令第三百四十五条第四項に規定する配当等に該当するもの受領につき、旧令第三百三十九条第三項に規定する場合(施行日前に同項に規定する保管の委託に係る契約を締結している場合に限る。)に該当して同項に規定する金融機関の営業所等の長に同条第一項の規定による告知書の提出があったものとみなされる者 当該告知書を提出した者が当該金融機関の営業所等の長に附則第五十一条第三項の規定による告知をする日(その者が同項に規定する支払日までに当該告知をしないときは、当該支払日)

第七十一条 新規則第九十条の四第一項(信託受益権の譲渡の対価の支払調書)の規定は、施行日以後に支払の確定する同項に規定する信託受益権の譲渡の対価について適用し、施行日前に

支払の確定した旧規則第九十条の四第一項(信託受益権の譲渡の対価の支払調書)に規定する信託受益権の譲渡の対価については、なお従前の例による。

2 施行日前に旧令第三百四十八条第二項各号(信託受益権の譲渡の対価の受領者の告知)の告知をした者に対して施行日以後に当該各号に定める信託受益権の譲渡の対価の支払をする者が、当該信託受益権の譲渡の対価のうちその支払を受ける者が番号利用法整備令第十六条第七項(所得税法施行令の一部改正に伴う経過措置)の規定による告知をする日(その者が同項に規定する支払日までに当該告知をしないときは、当該支払日)までに支払の確定するものにつき所得税法施行規則第九十条の四第一項(信託受益権の譲渡の対価の支払調書)の規定により提出する調書については、同項第一号のうちのその支払を受ける者の個人番号に係る部分の規定は、適用しない。

第七十二条 新規則第九十条の五(先物取引に関する支払調書)の規定は、同条に規定する先物取引に係る同条に規定する差金等決済で施行日以後に行われるものについて適用し、旧規則第九十条の五(先物取引に関する支払調書)に規定する先物取引に係る同条に規定する差金等決済で施行日前に行われたものについては、なお従前の例による。

2 施行日前に旧令第三百五十条の三第二項各号(先物取引の差金等決済をする者の告知)の告知をした者が行う当該各号に定める先物取引の同条第一項に規定する差金等決済で施行日以後に行うものに係る所得税法施行規則第九十条の五(先物取引に関する支払調書)に規定する商品先物取引業者等が、当該差金等決済のうちその差金等決済を行う者が番号利用法整備令第十六条第二十一項(所得税法施行令の一部改正に伴う経過措置)の規定による告知をする日(その者が同項に規定する決済日)までに当該告知をしないときは、当該決済日)までに当該告知を提出する調書については、同条第一号イ、第二号イ又は第三号イのうちその差金等決済をする者の個人番号に係る部分の規定は、適用しない。

第七十三条 新規則第九十条の六(金地金等の譲渡の対価の支払調書)の規定は、施行日以後に

支払の確定する同条に規定する金地金等の譲渡の同条に規定する対価について適用し、施行日前に支払の確定した旧規則第九十条の六(金地金等の譲渡の対価の支払調書)に規定する金地金等の譲渡の同条に規定する対価については、なお従前の例による。

2 施行日前に旧令第三百五十条の八第二項(金地金等の譲渡の対価の受領者の告知)の告知をした者に対して施行日以後に同条第一項に規定する金地金等の譲渡の同項に規定する対価の支払をする者が、当該金地金等の譲渡の対価のうちその支払を受ける者が番号利用法整備令第十六条第二十五項(所得税法施行令の一部改正に伴う経過措置)の規定による告知をする日(その者が同項に規定する支払日までに当該告知をしないときは、当該支払日)までに支払の確定するものにつき所得税法施行規則第九十条の六(金地金等の譲渡の対価の支払調書)の規定により提出する調書については、同条第一号の規定のうちその支払を受ける者の個人番号に係る部分の規定は、適用しない。

第七十四条 新規則第九十三条第一項(給与等の源泉徴収票)の規定は、施行日以後に支払うべき同項に規定する給与等について適用し、施行日前に支払うべき旧規則第九十三条第一項(給与等の源泉徴収票)に規定する給与等については、なお従前の例による。

2 新規則第九十三条第三項(新規則第九十四条第三項(退職手当等の源泉徴収票)又は第九十四条の二第三項(公的年金等の源泉徴収票)において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定は、施行日以後に新規則第九十三条第三項の規定により提出する申請書について適用し、施行日前に旧規則第九十三条第三項(旧規則第九十四条第三項(退職手当等の源泉徴収票)又は第九十四条の二第三項(公的年金等の源泉徴収票)において準用する場合を含む。)の規定により提出する申請書については、なお従前の例による。

第七十五条 新規則第九十四条第一項(退職手当等の源泉徴収票)の規定は、施行日以後に支払うべき同項に規定する退職手当等について適用し、施行日前に支払うべき旧規則第九十四条第一項(退職手当等の源泉徴収票)に規定する退職手当等については、なお従前の例による。

(公的年金等の源泉徴収票に関する経過措置) 第七十六条 新規則第九十四条の二第二項(公的年金等の源泉徴収票)の規定は、施行日以後に支払うべき同項に規定する公的年金等について適用し、施行日前に支払うべき旧規則第九十四条の二第二項(公的年金等の源泉徴収票)に規定する公的年金等については、なお従前の例による。

(信託の計算書に関する経過措置) 第七十七条 新規則第九十六条第一項(信託の計算書)の規定は、新法第二百二十七条(信託の計算書)に規定する信託会社が施行日以後に開始する事業年度に係る同条の規定により提出する同条に規定する計算書(同条に規定する信託会社以外の受託者にあつては、施行日の属する年の翌年一月一日以後に提出する同条に規定する計算書)について適用し、旧法第二百二十七条(信託の計算書)に規定する信託会社が施行日前に開始した事業年度に係る同条の規定により提出した同条に規定する計算書(同条に規定する信託会社以外の受託者にあつては、施行日の属する年の翌年一月一日前に提出した同条に規定する計算書)については、なお従前の例による。

(有限責任事業組合等に係る組合員所得に関する計算書に関する経過措置) 第七十八条 新規則第九十六条の二第二項(有限責任事業組合等に係る組合員所得に関する計算書)の規定は、施行日の属する年の翌年一月一日以後に新法第二百二十七条の二(有限責任事業組合等に係る組合員所得に関する計算書)の規定により提出する同条に規定する計算書について適用し、施行日の属する年の翌年一月一日前に旧法第二百二十七条の二(有限責任事業組合等に係る組合員所得に関する計算書)の規定により提出した同条に規定する計算書については、なお従前の例による。

(名義人受領の配当所得等の調書に関する経過措置) 第七十九条 新規則第九十七条第一項(名義人受領の配当所得等の調書)の規定は、施行日以後に支払を受ける同項に規定する利子等又は配当等について適用し、施行日前に支払を受けた旧規則第九十七条第一項(名義人受領の配当所得等の調書)に規定する利子等又は配当等については、なお従前の例による。

る株式等の譲渡の対価について適用し、施行日前に旧規則第九十七条第五項に規定する支払を受けた同項に規定する株式等の譲渡の対価については、なお従前の例による。

（新株予約権の行使に関する調査に関する経過措置）
第八十条 新規則第九十七条の第二項（新株予約権の行使に関する調査）の規定は、施行日以後の同項に規定する新株予約権の行使について適用し、施行日以前の旧規則第九十七条の第二項（新株予約権の行使に関する調査）に規定する新株予約権の行使については、なお従前の例による。

（株式無償割当てに関する調査に関する経過措置）
第八十一条 新規則第九十七条の第三項（株式無償割当てに関する調査）の規定は、同項に規定する株式無償割当てで施行日以後にその効力が生ずるものについて適用し、旧規則第九十七条の第三項（株式無償割当てに関する調査）に規定する株式無償割当てで施行日前にその効力が生じたものについては、なお従前の例による。

（外国親会社等が国内の役員等に供与等をした経済的利益に関する調査）の規定は、同項に規定する役員等が施行日以後に受ける経済的利益の同項に規定する供与等について適用し、旧規則第九十七条の三の二第一項（外国親会社等が国内の役員等に供与等をした経済的利益に関する調査）に規定する役員等が施行日前に受けた経済的利益の同項に規定する供与等については、なお従前の例による。

（支払調書等の提出の特例に関する経過措置）
第八十三条 新規則第九十七条の四第五項（支払調書等の提出の特例）の規定は、施行日以後に提出する新令第三百五十五条第一項（支払調書等の提出の特例）の申請書について適用し、施行日前に提出した旧令第三百五十五条第一項（支払調書等の提出の特例）の申請書については、なお従前の例による。

（開業等の届出書に関する経過措置）
第八十四条 新規則第九十八条第二項（開業等の届出書）の規定は、施行日以後に提出する新法第二百二十九条（開業等の届出）の届出書につ

いて適用し、施行日前に提出した旧法第二百二十九条（開業等の届出）の届出書については、なお従前の例による。

（給与等の支払をする事務所の開設等の届出に関する経過措置）
第八十五条 新規則第九十九条（給与等の支払をする事務所の開設等の届出）の規定は、施行日以後に同条の規定により提出する届出書について適用し、施行日前に旧規則第九十九条（給与等の支払をする事務所の開設等の届出）の規定により提出した届出書については、なお従前の例による。

（事業所得等に係る総収入金額報告書の記載事項に関する経過措置）
第八十六条 新規則第百三条（事業所得等に係る総収入金額報告書の記載事項）の規定は、施行日が属する年分以後の所得税について適用し、施行日が属する年分前の所得税については、なお従前の例による。

（個人番号を確認した場合の特例）
第八十七条 附則第四十九条第二項（利子等の受領者の申請により作成する貯蓄取扱機関等の営業所の長、附則第五十四条第二項（株式等の譲渡の対価の受領者の申請により作成する帳簿の記載事項等に関する経過措置）に規定する株式等の譲渡の対価の支払者、附則第五十五条（交付金銭等の受領者の申請により作成する帳簿の記載事項等に関する経過措置）に規定する交付金銭等の交付者、附則第五十六条（償還金等の受領者の申請により作成する帳簿の記載事項等に関する経過措置）に規定する償還金等の交付者、附則第五十七條第二項（信託受益権の譲渡の対価の受領者の申請により作成する帳簿の記載事項等に関する経過措置）に規定する信託受益権の譲渡の対価の支払者、附則第五十八條第二項（先物取引の差金等決済をする者の告知に関する経過措置）に規定する商品先物取引業者等又は附則第五十九条第二項（金地金等の譲渡の対価の受領者の申請により作成する帳簿の記載事項等に関する経過措置）に規定する金地金等の譲渡の対価の支払者（以下この項において「貯蓄取扱機関等の営業所の長等」という。）が附則第四十九条第二項に規定する利子等若しくは配当等の支払を受ける者、附則第五十四条第二項に規定する株式等の譲渡の対価の支払を受ける者、附則第五十五条に規定する交付金銭等

の交付を受ける者、附則第五十六条に規定する償還金等の交付を受ける者、附則第五十七条第二項に規定する信託受益権の譲渡の対価の支払を受ける者、附則第五十八条第二項に規定する先物取引の差金等決済をする者又は附則第五十九条第二項に規定する金地金等の譲渡の対価の支払を受ける者（以下この項において「番号未告知者」という。）の個人番号を国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第七十四条の十三の四第二項（振替機関の加入者情報の管理等）の規定による同項に規定する番号等（以下この条において「番号等」という。）の提供を受けて確認した場合には、当該番号未告知者から当該貯蓄取扱機関等の営業所の長等に附則第四十九条第二項、第五十四条第二項（附則第五十五条又は第五十六条において準用する場合を含む。）、第五十七条第二項、第五十八条第二項又は第五十九条第二項の規定による個人番号の告知があったものとみなす。この場合における附則第四十九条第三項、第五十四条第三項（附則第五十五条又は第五十六条において準用する場合を含む。）、第五十七条第三項、第五十八条第三項及び第五十九条第三項の規定の適用については、これらの規定中「当該告知のあった者の個人番号又は法人番号及び当該告知の際に提示を受けた確認書類の名称又は当該告知の際に署名用電子証明書等の送信を受けた旨」とあるのは、「附則第八十七条第一項（個人番号を確認した場合の特例）の規定により同項に規定する番号未告知者の個人番号を確認した旨及びその確認した個人番号」とする。

2 支払事務取扱者等（番号利用法整備令第十六条第二十七項（所得税法施行令の一部改正に伴う経過措置）に規定する支払事務取扱者等）をいう。以下この条において同じ。）が同項の規定により同項に規定する番号未告知者の個人番号を確認した場合における附則第五十条第一項（支払事務取扱者等の確認事項の記録及び帳簿書類の保存等）、第六十条第二項（利子等の支払調書及び配当等の支払調書に関する経過措置等）、第六十九条第二項（株式等の譲渡の対価等の支払調書に関する経過措置）、第七十一条第二項（信託受益権の譲渡の対価の支払調書に関する経過措置）、第七十二条第二項（先物取引に関する支払調書に関する経過措置）及び第七十三条第二項（金地金等の譲渡の対価の支払

調書に関する経過措置）の規定の適用については、附則第五十条第一項中「同条第五項の規定による告知の際に提示された同項に規定する確認書類の名称又は当該告知の際に署名用電子証明書等の送信を受けた」とあるのは、「同条第二十七項の規定により同項に規定する番号未告知者の個人番号を確認した」と、附則第六十条第二項中「番号利用法整備令第十六条第五項（所得税法施行令の一部改正に伴う経過措置）の規定による告知をする日（その者が同項）とあるのは「個人番号を番号利用法整備令第十六条第六項（所得税法施行令の一部改正に伴う経過措置）の規定により確認した日（同日が同条第十三項）」と、「まだに当該告知をしないときは」とあるのは「後で当該告知をしないときは」と、附則第七十一条第二項中「番号利用法整備令第十六条第十七項（所得税法施行令の一部改正に伴う経過措置）の規定による告知をする日（その者が同項）とあるのは「個人番号を番号利用法整備令第十六条第二十七項（所得税法施行令の一部改正に伴う経過措置）の規定により確認した日（同日が同条第十七項）」と、「まだに当該告知をしないときは」とあるのは「後で当該告知をしないときは」と、附則第七十二条第二項中「番号利用法整備令第十六条第二十一項（所得税法施行令の一部改正に伴う経過措置）の規定による告知をする日（その者が同項）とあるのは「個人番号を番号利用法整備令第十六条第二十七項（所得税法施行令の一部改正に伴う経過措置）の規定により確認した日（同日が同条第二十七項）」と、附則第七十三条第二項中「番号利用法整備令第十六条第二十五項（所得税法施行令の一部改正に伴う経過措置）の規定による告知をする日（その者が同項）とあるのは「個人番号を番号利用法整備令第十六条第二十七項（所得税法施行令の一部改正に伴う経過措置）の規定により確認した日（同日が同

条第一項第十四号)に改める部分に限る。)、同令第八十九条第一項の改正規定(「第六百六十一号第一号の二」を「第六百六十一号第一項第四号」に改める部分に限る。)、同条第二項の改正規定(同項第一号に係る部分を除く。)、同令第九十条第二項の改正規定(同項第一号に係る部分を除く。)、同令第九十条の三第一項の改正規定、同令第九十条の四から第九十条の六までの改正規定、同令第九十六条第三項の改正規定(同項第二号に係る部分を除く。)、同令第九百三十三号の改正規定、同令第九百三十三号の改正規定(同表の備考7に係る部分、同表の備考8に係る部分、同表の備考25に係る部分及び同表の備考28に係る部分を除く。)、同令別表第五(十一)の表の備考1の改正規定、同令別表第五(十二)の表の備考1の改正規定、同令別表第五(十四)の表の備考1の改正規定、同令別表第五(十七)の改正規定(同表の備考1に係る部分及び同表の備考2(3)に係る部分に限る。)、同令別表第五(十八)の改正規定(同表の備考1に係る部分に限る。)、同令別表第五(十九)の改正規定(同表の備考1に係る部分に限る。)、同令別表第五(二十)の改正規定(同表の備考1に係る部分に限る。)、同令別表第五(二十一)の改正規定(同表の備考1に係る部分に限る。)、同令別表第五(二十二)の改正規定(同表の備考1に係る部分に限る。)、同令別表第五(二十三)の改正規定(同表の備考1に係る部分、同表の備考2(6)に係る部分及び同表の備考2(7)に係る部分に限る。)、同令別表第五(二十七)の改正規定(同表の備考1に係る部分に限る。)、並びに同令別表第五(二十八)、別表第五(二十九)、別表第五(三十)、別表第五(三十一)及び別表第五(三十二)の改正規定並びに附則第三条の規定、平成二十八年四月一日

六十一号第一項第十四号)に改める部分を除く。)、同令別表第五(十二)の改正規定(同表の備考1に係る部分を除く。)、及び同令別表第五(十三)の改正規定並びに附則第十七条、第十八条及び第二十四条第一項の規定、平成三十年一月一日

六 第一条中所得税法施行規則第七号の改正規定、同令第八号の二及び第十二条第二項の改正規定、同令第六十九号第一号の改正規定、同令第七十条第一号の改正規定、同令第八十一条の五第一項第一号イの改正規定、同令第八十一条の六(見出しを含む)の改正規定、同令第八十一条の七の改正規定、同令第八十一条の八の改正規定、同令第八十一条の九第一項第一号の改正規定、同令第八十一条の十一の改正規定、同令第八十一条の十二の改正規定、同令第八十一条の十七の改正規定、同令第八十一条の二十第一項の改正規定、同令第八十一条の二十一の改正規定、同令第八十一条の二十二第一項の改正規定、同令第八十一条の二十五第一項、第八十一条の二十九第一項及び第八十一条の三十三第一項の改正規定、同令第八十一条の三十四の改正規定、同令第八十一条の三十五第一項の改正規定、同令第八十一条の三十六の改正規定、同令第八十一条の三十八の改正規定、同令第八十一条の三十九の改正規定、同令第八十一条の四十一第一項の改正規定、同令第八十二条第一項第一号の改正規定、同令第八十三条第一項第一号イの改正規定、同令第八十四条の二第一項第一号の改正規定、同令第八十九条第一項第一号の改正規定、同令第九十条第二項第一号の改正規定、同令第九十条の二第二項第一号の改正規定、同令第九十六号第一項第一号及び第二号、第九十七号第一項第一号、第九十七号の二第一項第一号、第九十七号の三第一項第一号、第九十七号の四第五項第一号並びに第九十九号第一号の改正規定、同令別表第五(十七)の改正規定(同表の表に係る部分に限る。)、同令別表第五(十八)の改正規定(同表の表に係る部分に限る。)、同令別表第五(十九)の改正規定(同表の表に係る部分に限る。)、同令別表第五(二十)の改正規定(同表の表に係る部分に限る。)、同令別表第五(二十一)の改正規定(同表の表に係る部分に限る。)、同令別表第五(二十二)の改正規定(同表の表に係る部分に限る。)

る。)、同令別表第五(二十二)の改正規定(同表の表に係る部分に限る。)、同令別表第五(二十三)の改正規定(同表の表に係る部分に限る。)、並びに同令別表第五(二十七)の改正規定(同表の表に係る部分に限る。)、並びに次条並びに附則第六号、第七号、第十条から第十六号まで、第十九号から第二十一条まで及び第二十四条第二項の規定、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号) 附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日

七 第一条中所得税法施行規則の目次の改正規定(「第七十七号の五」を「第七十七号の六」に、「第七十七号の六」を「第七十七号の七」に改める部分に限る。)、同令第四十七号の改正規定(同条第十八号に係る部分及び同条第十九号に係る部分に限る。)、同令第四十七号の二(見出しを含む)の改正規定、同令第七十三号の二の改正規定、同令第七十四条の改正規定、同令第七十四条の二を同令第七十四条の三とし、同令第七十四条の次に一条を加える改正規定、同令第七十四条の三の次に一条を加える改正規定、同令第七十七条の四の改正規定、同令第四編第四章中第七十七条の六を第七十七条の七とし、同編第三章中第七十七条の五を第七十七条の六とし、第七十七条の四の次に一条を加える改正規定、同令第九十三号第一項の改正規定、同令第九十四条の二第一項及び同令別表第六(三)の改正規定並びに附則第四条、第八条、第九条、第二十二号、第二十三号、第二十四条第四項及び第五項並びに第二十五条の規定、平成二十八年一月一日

(障害者等に該当する旨を証する書類の範囲等に関する経過措置)

預金の利子所得等の非課税)の規定による告知又は所得税法施行令の一部を改正する政令(平成二十七年政令第四百四十一号。以下「改正令」という。))による改正後の所得税法施行令(以下「新令」という。))第四十三号第一項(非課税貯蓄に関する異動申告書)の規定による同項の申告書の提出若しくは新令第四十七号第二項(非課税貯蓄相続申込書)の規定による同項の非課税貯蓄相続申込書の提出の際に提示するこれらの規定に規定する書類について適用する。

2 新規則第七条第六項の規定は、前条第六号に定める日以後に同項の規定により提出する届出書について適用し、同日前に第一条の規定による改正前の所得税法施行規則(以下「旧規則」という。))第七条第六項(障害者等に該当する旨を証する書類の範囲等)の規定により提出した届出書については、なお従前の例による。

(外国税額控除に関する経過措置)

第三条 所得税法等の一部を改正する法律(平成二十六年法律第十号。以下この条において「平成二十六年改正法」という。))附則第七条第二項(外国税額控除に関する経過措置)の規定によりなおその効力を有するものとされる平成二十六年改正法第一条(所得税法の一部改正)の規定による改正前の所得税法第九十五条(外国税額控除)の規定に基づく旧規則第四十一条(外国税額控除を受けるための書類)及び第四十二条(繰越し又は繰戻しによる外国税額控除を受けるための書類)の規定は、なおその効力を有する。

(確定申告書の記載事項に関する経過措置)

第四条 新規則第四十七号第十八号及び第十九号(確定申告書の記載事項)の規定は、附則第一条第七号(施行期日)に定める日が属する年分以後の所得税について適用し、同日が属する年分前の所得税については、なお従前の例による。

(国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予等に関する経過措置)

第五条 平成二十七年七月一日から附則第一条第六号(施行期日)に定める日までの間における新規則第五十二条の二(国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予)及び第五十二条の三(贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予)の規定の適用については、新規則第五十二条の二第一項第一号中

「住所」とあるのは「及び住所」と、「同じ」とあるのは「及び住所」を有しない者にあつては、氏名及び住所。以下この款において同じ。」とあるのは「同じ」と、同条第三項第一号並びに新規則第五十二条の第三項第一号及び第三項第一号中「住所及び個人番号」とあるのは「及び住所」とする。

（給与等につき源泉徴収を受けない場合の申告書の記載事項に関する経過措置）

第六条 新規則第六十九条（給与等につき源泉徴収を受けない場合の申告書の記載事項）の規定は、附則第一条第六号（施行期日）に定める日以後に新法第七十二条第一項（給与等につき源泉徴収を受けない場合の申告納税等）の規定により提出する申告書について適用し、同日前に改正法第一条（所得税法の一部改正）の規定による改正前の所得税法（以下「旧法」という。）第七十二条第一項（給与等につき源泉徴収を受けない場合の申告納税等）の規定により提出した申告書については、なお従前の例による。

（退職所得の選択課税による還付のための申告書の記載事項に関する経過措置）

第七条 新規則第七十条（退職所得の選択課税による還付のための申告書の記載事項）の規定は、附則第一条第六号（施行期日）に定める日以後に提出する新法第七十三条第一項（退職所得の選択課税による還付）に規定する申告書について適用し、同日前に提出した旧法第七十三条第一項（退職所得の選択課税による還付）に規定する申告書については、なお従前の例による。

（給与所得者の扶養控除等申告書の記載事項等に関する経過措置）

第八条 新規則第七十三条第一項から第三項まで（給与所得者の扶養控除等申告書の記載事項）、第七十四条第一項及び第二項（従たる給与についての扶養控除等申告書の記載事項）、第七十四条の三第一項（給与所得者の配偶者特別控除申告書の記載事項）並びに第七十五条第一項（給与所得者の保険料控除申告書の記載事項）（これらの規定のうち、新規則第七十三条第一項第一号に規定する住所に係る部分に限る。）の規定は、附則第一条第七号（施行期日）に定める日以後に提出する新法第九十四条第七項（給与所得者の扶養控除等申告書、新法第九十四

五条第五項（従たる給与についての扶養控除等申告書）に規定する従たる給与についての扶養控除等申告書、新法第九十五条の二第三項（給与所得者の配偶者特別控除申告書）に規定する給与所得者の配偶者特別控除申告書及び新法第九十六条第三項（給与所得者の保険料控除申告書）に規定する給与所得者の保険料控除申告書について適用し、同日前に提出した旧法第九十四条第四項（給与所得者の扶養控除等申告書）、旧法第九十五条第四項（従たる給与についての扶養控除等申告書）、旧法第九十五条の二第三項（給与所得者の配偶者特別控除申告書）に規定する給与所得者の配偶者特別控除申告書及び旧法第九十六条第三項（給与所得者の保険料控除申告書）に規定する給与所得者の保険料控除申告書については、なお従前の例による。

2 新規則第七十六条の二第四項及び第五項（給与所得者の源泉徴収に関する申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供）（これらの規定のうち新規則第七十三条第一項第一号に規定する住所に係る部分に限るものとし、これらの規定を新規則第七十七条第二項（退職所得の受給に関する申告書の記載事項等）又は第七十七条の四第三項（公的年金等の受給者の扶養親族等申告書の記載事項等）において準用する場合を含む。）の規定は、附則第一条第七号に定める日以後に提出する新令第三百九十九条の二第二項又は第五項（給与所得者の源泉徴収に関する申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供に係る承認等に関する手続）（これらの規定を新令第三百九十九条の四（退職所得の受給に関する申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供に係る承認等に関する手続）において準用する場合を含む。）の申請書又は届出書について適用し、同日前に提出した改正令による改正前の所得税法施行令（以下「旧令」という。）第三百九十九条の二第二項又は第五項（給与所得者の源泉徴収に関する申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供に係る承認等に関する手続）（これらの規定を旧令第三百九十九条の四（退職所得の受給に関する申告書に記載すべき

事項の電磁的方法による提供に係る承認等に関する手続）又は第三百九十九条の十一（公的年金等の受給者の扶養親族等申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供に係る承認等に関する手続）において準用する場合を含む。）の申請書又は届出書については、なお従前の例による。

（公的年金等の受給者の扶養親族等申告書の記載事項等に関する経過措置）

第九条 新規則第七十七条の四第一項（公的年金等の受給者の扶養親族等申告書の記載事項等）（同項第一号に規定する住所に係る部分に限る。）の規定は、附則第一条第七号（施行期日）に定める日以後に提出する新法第二百三十三条の五第九項（公的年金等の受給者の扶養親族等申告書）に規定する公的年金等の受給者の扶養親族等申告書について適用し、同日前に提出した旧法第二百三十三条の五第八項（公的年金等の受給者の扶養親族等申告書）に規定する公的年金等の受給者の扶養親族等申告書については、なお従前の例による。

（貯蓄取扱機関等の営業所の長に提示する書類の範囲等に関する経過措置）

第十条 新規則第八十一条の六第二項（第九号に係る部分に限る。）（貯蓄取扱機関等の営業所の長に提示する書類の範囲）（新規則第八十一条の二十第一項（株式等の譲渡の対価の支払者に提示する書類の範囲）、第八十一条の二十五第一項（交付金銭等の交付者に提示する書類の範囲）、第八十一条の二十九第一項（株式等証券投資信託等の償還金等の交付者に提示する書類の範囲）、第八十一条の三十三第一項（信託受益権の譲渡の対価の支払者に提示する書類の範囲）、第八十一条の三十六第二項（先物取引の差金等決済をする者の告知）及び第八十一条の三十八（金地金等の譲渡の対価の支払者に提示する書類の範囲））において準用する場合を含む。）の規定は、附則第一条第六号（施行期日）に定める日以後に新法第二百二十四条第一項（利子、配当、償還金等の受領者の告知）、第二百二十四条の三第一項（株式等の譲渡の対価の受領者の告知）（同条第三項又は第四項において準用する場合を含む。）、第二百二十四条の四（信託受益権の譲渡の対価の受領者の告知）、第二百二十四条の五第一項（先物取引の差金等決済をする者の告知）若しくは第二百二十四条の六（金地金等の譲渡の対価の受領者の告知）の

規定による告知又は新法第二百二十四条第二項若しくは第四項若しくは第二百二十四条の二（譲渡性預金の譲渡等に関する告知）の規定による告知書の提出の際に提示するこれらの規定に規定する書類について適用する。

（利子等の受領者の申請により作成する帳簿の記載事項に関する経過措置）

第十一条 新規則第八十一条の七第二項（利子等の受領者の申請により作成する帳簿の記載事項）の規定は、附則第一条第六号（施行期日）に定める日以後に受理する新令第三百三十七条第三項（告知に係る住民票の写しその他の書類の提示等）の申請書について適用し、同日前に受理した旧令第三百三十七条第三項（告知に係る住民票の写しその他の書類の提示等）の申請書については、なお従前の例による。

2 新規則第八十一条の七第三項の規定は、附則第一条第六号に定める日以後に同項の規定により提出する届出書について適用し、同日前に旧規則第八十一条の七第三項（利子等の受領者の申請により作成する帳簿の記載事項）の規定により提出した届出書については、なお従前の例による。

（無記名公社債の利子等の受領者の申請により作成する帳簿の記載事項に関する経過措置）

第十二条 新規則第八十一条の十一第二項（無記名公社債の利子等の受領者の申請により作成する帳簿の記載事項）の規定は、附則第一条第六号（施行期日）に定める日以後に受理する新令第三百三十九条第九項（無記名公社債の利子等に係る告知書等の提出等）において準用する新令第三百三十七条第三項（告知に係る住民票の写しその他の書類の提示等）の申請書について適用し、同日前に受理した旧令第三百三十九条第九項（無記名公社債の利子等に係る告知書等の提出等）の申請書については、なお従前の例による。

2 新規則第八十一条の十一第三項の規定は、附則第一条第六号に定める日以後に同項の規定により提出する届出書について適用し、同日前に旧規則第八十一条の十一第三項（無記名公社債の利子等の受領者の申請により作成する帳簿の記載事項）の規定により提出した届出書については、なお従前の例による。

（株式等の譲渡の対価の受領者の申請により作成する帳簿の記載事項等に関する経過措置）

第十三条 新規則第八十一条の二十一第一項（株式等の譲渡の対価の受領者の申請により作成す

る帳簿の記載事項等) (新規則第八十一条の二十六(交付金銭等の受領者の申請により作成する帳簿の記載事項等)又は第八十一条の三十(償還金等の受領者の申請により作成する帳簿の記載事項等)において準用する場合を含む)の規定は、附則第一条第六号(施行期日)に定める日以後に受理する新令第三百四十三条第三項(株式等の譲渡の対価の受領者の告知に係る住民票の写しその他の書類の提示等)(新令第三百四十五条第六項(交付金銭等の受領者の告知等)又は第三百四十六条第六項(償還金等の受領者の告知等)において準用する場合を含む)の申請書について適用し、同日前に受理した旧令第三百四十三条第三項(株式等の譲渡の対価の受領者の告知に係る住民票の写しその他の書類の提示等)(旧令第三百四十五条第六項(交付金銭等の受領者の告知等)又は第三百四十六条第六項(償還金等の受領者の告知等)において準用する場合を含む)の申請書については、なお従前の例による。

2 新規則第八十一条の第二十二項の規定は、附則第一条第六号に定める日以後に同項の規定により提出する届出書について適用し、同日前に旧規則第八十一条の第二十二項(株式等の譲渡の対価の受領者の申請により作成する帳簿の記載事項等)の規定により提出した届出書については、なお従前の例による。

(信託受益権の譲渡の対価の受領者の申請により作成する帳簿の記載事項等)に関する経過措置

第十四条 新規則第八十一条の三十四第一項(信託受益権の譲渡の対価の受領者の申請により作成する帳簿の記載事項等)の規定は、附則第一条第六号(施行期日)に定める日以後に受理する新令第三百四十九条第三項(信託受益権の譲渡の対価の受領者の告知に係る住民票の写しその他の書類の提示等)の申請書について適用し、同日前に受理した旧令第三百四十九条第三項(信託受益権の譲渡の対価の受領者の告知に係る住民票の写しその他の書類の提示等)の申請書については、なお従前の例による。

(先物取引の差金等決済をする者の告知に関する経過措置)

第十五条 新規則第八十一条の三十六第三項(先物取引の差金等決済をする者の告知)の規定は、附則第一条第六号(施行期日)に定める日以後に受理する新令第三百五十条の四第三項(先物取引の差金等決済をする者の告知に係る住民票の写しその他の書類の提示等)の申請書について適用し、同日前に受理した旧令第三百五十条の四第三項(先物取引の差金等決済をする者の告知)の規定により提出した届出書については、なお従前の例による。

2 新規則第八十一条の三十六第四項の規定は、附則第一条第六号に定める日以後に同項の規定により提出する届出書について適用し、同日前に旧規則第八十一条の三十六第四項(先物取引の差金等決済をする者の告知)の規定により提出した届出書については、なお従前の例による。

(金地金等の譲渡の対価の受領者の申請により作成する帳簿の記載事項等)に関する経過措置

第十六条 新規則第八十一条の三十九第一項(金地金等の譲渡の対価の受領者の申請により作成する帳簿の記載事項等)の規定は、附則第一条第六号(施行期日)に定める日以後に受理する新令第三百五十条の九第三項(金地金等の譲渡の対価の受領者の告知に係る住民票の写しその他の書類の提示等)の申請書について適用し、同日前に受理した旧令第三百五十条の九第三項(金地金等の譲渡の対価の受領者の告知に係る住民票の写しその他の書類の提示等)の申請書については、なお従前の例による。

2 新規則第八十一条の三十九第二項の規定は、附則第一条第六号に定める日以後に同項の規定により提出する届出書について適用し、同日前に旧規則第八十一条の三十九第二項(金地金等の譲渡の対価の受領者の申請により作成する帳簿の記載事項等)の規定により提出した届出書については、なお従前の例による。

(生命保険金等の支払調書に関する経過措置)

第十七条 新規則第八十六条第一項(第八号に係る部分に限る)(生命保険金等の支払調書)の規定は、平成三十年一月一日以後に支払の確定する同項に規定する生命保険金等同日以後に同項に規定する契約者の変更が行われたものについて適用する。

(損害保険等給付の支払調書に関する経過措置)

第十八条 新規則第八十七条第一項(第八号に係る部分に限る)(損害保険等給付の支払調書)の規定は、平成三十年一月一日以後に支払の確定する同項に規定する損害保険等給付で同日以後に同項に規定する契約者の変更が行われたものについて適用する。

(非居住者等の所得の支払調書に関する経過措置)

第十九条 新規則第八十九条第一号及び第二号(非居住者等の所得の支払調書)の規定は、附則第一条第六号(施行期日)に定める日以後に支払の確定する新規則第八十九条第一項に規定する利益又は同条第二項に規定する国内源泉所得については、なお従前の例による。

(不動産所得等の支払調書に関する経過措置)

第二十条 新規則第九十条第二項第一号(不動産所得等の支払調書)の規定は、附則第一条第六号(施行期日)に定める日以後に支払の確定する同項に規定する対価について適用し、同日前に支払の確定した旧規則第九十条第二項(不動産所得等の支払調書)に規定する対価については、なお従前の例による。

第二十一条 新規則第九十条の第二項(株式等の譲渡の対価等の支払調書)の規定は、附則第一条第六号(施行期日)に定める日以後に支払の確定する同項に規定する割引債の償還金等について適用し、同日前に支払の確定した旧規則第九十条の第二項(株式等の譲渡の対価等の支払調書)に規定する割引債の償還金等については、なお従前の例による。

(給与等の源泉徴収票に関する経過措置)

第二十二条 新規則第九十三条第一項(給与等の源泉徴収票)の規定は、附則第一条第七号(施行期日)に定める日以後に支払うべき同項に規定する給与等について適用し、同日前に支払うべき旧規則第九十三条第一項(給与等の源泉徴収票)に規定する給与等については、なお従前の例による。

(公的年金等の源泉徴収票に関する経過措置)

第二十三条 新規則第九十四条の第二項(公的年金等の源泉徴収票)の規定は、附則第一条第七号(施行期日)に定める日以後に支払うべき同項に規定する公的年金等について適用し、同日前に支払うべき旧規則第九十四条の第二項(公的年金等の源泉徴収票)に規定する公的年金等については、なお従前の例による。

第七号(施行期日)に定める日以後に支払うべき同項に規定する公的年金等について適用し、同日前に支払うべき旧規則第九十四条の第二項(公的年金等の源泉徴収票)に規定する公的年金等については、なお従前の例による。

(書式に関する経過措置)

第二十四条 新規則別表第五(十一)及び別表第五(十三)に定める書式は、平成三十年一月一日以後に新法第二百二十五条第一項(支払調書及び支払通知書)の規定により提出する同項に規定する調査書について適用し、同日前に旧法第二百二十五条第一項(支払調書及び支払通知書)の規定により提出した同項に規定する調査書については、なお従前の例による。

2 別表第五(十七)の改正規定(同表の表に係る部分に限る)、別表第五(十八)の改正規定(同表の表に係る部分に限る)、別表第五(十九)の改正規定(同表の表に係る部分に限る)、別表第五(二十)の改正規定(同表の表に係る部分に限る)、別表第五(二十一)の改正規定(同表の表に係る部分に限る)、別表第五(二十二)の改正規定(同表の表に係る部分に限る)、別表第五(二十三)の改正規定(同表の表に係る部分に限る)及び別表第五(二十七)の改正規定(同表の表に係る部分に限る)による新規則別表第五(十七)から別表第五(二十二)まで及び別表第五(二十七)に定める書式は、附則第一条第六号に定める日以後に新法第二百二十五条第一項の規定により提出する同項に規定する調査書について適用し、同日前に旧法第二百二十五条第一項の規定により提出した同項に規定する調査書については、なお従前の例による。

3 別表第五(二十)の改正規定(同表の表に係る部分を除く)による新規則別表第五(二十一)に定める書式は、平成二十七年七月一日以後に新法第二百二十五条第一項の規定により提出する同項に規定する調査書について適用し、同日前に旧法第二百二十五条第一項の規定により提出した同項に規定する調査書については、なお従前の例による。

4 新規則別表第六(一)に定める書式は、附則第一条第七号に定める日以後に支払うべき新法第二百二十六条第一項(源泉徴収票)に規定する給与等について同項の規定により提出し、又は同項若しくは同条第四項ただし書の規定により交付する同条第一項に規定する源泉徴収票に

ついて適用し、同日前に支払うべき旧法第二... 二十六条第一項（源泉徴収票）に規定する給与等... 若しくは同条第四項ただし書の規定により交付した同条第一項に規定する源泉徴収票については、なお従前の例による。

5 新規別表第六（三）に定める書式は、附則第一条第七号に定める日以後に支払うべき新法第二... 二十六条第三項に規定する公的年金等について同項の規定により提出し、又は同項若しくは同条第四項ただし書の規定により交付した同条第一項に規定する源泉徴収票については、なお従前の例による。

6 前各項に規定する書式は、当分の間、改正前の所得税法施行規則の相当の規定に定める調査に、新規別表第五（十一）、別表第五（十三）、別表第五（十七）から別表第五（二十三）まで、別表第五（二十七）、別表第六（一）及び別表第六（三）に準じて、記載したものをもつてこれに代えることができる。

7 平成二十八年四月一日から同年十二月三十一日までの間における新規別表第五（十七）に定める書式の適用については、同表の備考1中「利益」とあるのは、「利益（所得税法等の一部を改正する法律（平成26年法律第10号）第1条の規定による改正前の所得税法第161条第1号の2に掲げるものに該当するものに限る。）とする。

25 附則第一条第六号（施行期日）に定める日が平成二十八年一月一日後である場合における所得税法施行規則の一部を改正する省令（平成二十六年財務省令第五十三号）附則第三十七條から第三十九條まで（給与所得者の扶養控除等申告書の記載事項に関する経過措置等）、第四十一条（給与所得者の源泉徴収に関する申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供に関する経過措置）及び第四十三条（公的年金等の受給者の扶養親族等申告書の記載事項等に関する経過措置）の規定の適用については、同令附則第三十七條中「第百九十四條第四項」とあるのは「第百九十五條第七項」と、同令附則第三十八條中「第百九十五條第五項」と、同令附則第三十九條中「第百九十五條の二第二項」とあるのは「第百九十五條の二第三項」と、同令附則第四十一条中「第百九十九條の十一」とあるのは「第百九十九條の十二」と、同令附則第四十三条中「第百九十三條の五第八項」とあるのは「第百九十三條の五第九項」とする。

25 附則第一条第六号（施行期日）に定める日が平成二十八年一月一日後である場合における所得税法施行規則の一部を改正する省令（平成二十六年財務省令第五十三号）附則第三十七條から第三十九條まで（給与所得者の扶養控除等申告書の記載事項に関する経過措置等）、第四十一条（給与所得者の源泉徴収に関する申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供に関する経過措置）及び第四十三条（公的年金等の受給者の扶養親族等申告書の記載事項等に関する経過措置）の規定の適用については、同令附則第三十七條中「第百九十四條第四項」とあるのは「第百九十五條第七項」と、同令附則第三十八條中「第百九十五條第五項」と、同令附則第三十九條中「第百九十五條の二第二項」とあるのは「第百九十五條の二第三項」と、同令附則第四十一条中「第百九十九條の十一」とあるのは「第百九十九條の十二」と、同令附則第四十三条中「第百九十三條の五第八項」とあるのは「第百九十三條の五第九項」とする。

あるのは「第百九十四條第七項」と、同令附則第三十八條中「第百九十五條第四項」とあるのは「第百九十五條第五項」と、同令附則第三十九條中「第百九十五條の二第二項」とあるのは「第百九十五條の二第三項」と、同令附則第四十一条中「第百九十九條の十一」とあるのは「第百九十九條の十二」と、同令附則第四十三条中「第百九十三條の五第八項」とあるのは「第百九十三條の五第九項」とする。

附則（平成二十七年五月二十九日財務省令第七号）

1 この省令は、公布の日から施行する。ただし、第一条中租税特別措置法施行規則別表第二（二）の表の備考2（5）及び別表第二（六）の表の備考2（7）の改正規定並びに第二条中所得税法施行規則第十三条第一項第七号の改正規定並びに同令別表第二（二）の表の備考2（6）及び別表第二（六）の表の備考2（8）の改正規定は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十五年法律第二十八号）附則第三号に掲げる規定の施行の日（平成二十八年一月一日）から施行する。

2 第二条の規定による改正後の所得税法施行規則（以下「新規規則」という。）別表第三（二）、別表第五（三）、別表第五（七）及び別表第五（二十九）に定める書式は、この省令の施行の日以後に所得税法第二百二十条又は第二百二十五条第一項の規定により添付し、又は提出するこれらの規定に規定する計算書又は調書について適用し、同日前に添付し、又は提出したこれらの計算書又は調書については、なお従前の例による。

3 前項に規定する書式は、当分の間、第二条の規定による改正前の所得税法施行規則の相当の規定に定める計算書又は調書に、新規別表第三（二）、別表第五（三）、別表第五（七）及び別表第五（二十九）に準じて、記載したものをもつてこれに代えることができる。

附則（平成二十七年八月七日財務省令第七号） この省令は、平成二十七年八月十日から施行する。 附則（平成二十七年九月三〇日財務省令第七五号） 抄

（施行期日） 第一条 この省令は、平成二十七年十月一日から施行する。

（経過措置） 第二条 第二条の規定による改正後の所得税法施行規則（以下この条において「新規規則」という。）第九十四條の二の規定及び新規別表第六（三）に定める書式は、この省令の施行の日以後に所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第十号。以下この項において「平成二十六年改正法」という。）第一条の規定による改正後の所得税法第二百二十六条第三項の規定により提出し、又は同項若しくは同条第四項ただし書の規定により交付する同条第三項に規定する源泉徴収票について適用し、同日前に平成二十六年改正法第一条の規定による改正前の所得税法第二百二十六条第三項の規定により提出し、又は同項若しくは同条第四項ただし書の規定により交付した同条第三項に規定する源泉徴収票については、なお従前の例による。

2 前項に規定する書式は、当分の間、第二条の規定による改正前の所得税法施行規則の相当の規定に定める源泉徴収票に、新規別表第六（三）に準じて、記載したものをもつてこれに代えることができる。

附則（平成二十七年一〇月二日財務省令第七八号） 抄 （施行期日） 第一条 この省令は、平成二十八年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。 一 第五号及び第六号の規定並びに附則第十一条の規定 公布の日（オープン型の証券投資信託の収益の分配等の通知書に関する経過措置）

第六号 第二条の規定による改正後の所得税法施行規則（以下「新所得税法施行規則」という。）第九十二條第一項の規定は、所得税法第二百二十五条第二項に規定する支払の確定した日が施行日以後である同項各号に規定する収益の分配又は剰余金の配当、利益の配当、剰余金の分配若しくは金銭の分配とみなされるものについて適用し、同項に規定する支払の確定した日が施行日以前である同項各号に規定する収益の分配又は剰余金の配当、利益の配当、剰余金の分配若しくは金銭の分配とみなされるものについては、なお従前の例による。

（給与等の源泉徴収票に関する経過措置） 第七号 新所得税法施行規則第九十三條第一項の規定は、施行日以後に支払うべき同項に規定する給与等について適用し、施行日前に支払うべき第二条の規定による改正前の所得税法施行規則（以下「旧所得税法施行規則」という。）第九十三條第一項に規定する給与等については、なお従前の例による。

（退職手当等の源泉徴収票に関する経過措置） 第八号 新所得税法施行規則第九十四條第一項の規定は、施行日以後に支払うべき同項に規定する退職手当等について適用し、施行日前に支払うべき旧所得税法施行規則第九十四條第一項に規定する退職手当等については、なお従前の例による。

（公的年金等の源泉徴収票に関する経過措置） 第九号 新所得税法施行規則第九十四條の二第一項の規定は、施行日以後に支払うべき同項に規定する公的年金等について適用し、施行日前に支払うべき旧所得税法施行規則第九十四條の二第一項に規定する公的年金等については、なお従前の例による。

（振替国債等の利子の課税の特例等に関する経過措置） 第十号 施行日から個人情報保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十七年法律第六十五号）附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日の前日までの間における次に掲げる規定の適用については、施行日から同法の施行の日の前日までの間は、これらの規定中「第三十九條第四項」とあるのは「第四十二條第四項」とし、同法の施行の日から同号に掲げる規定の施行の日の前日までの間は、これらの規定中「第三十九條第四項」とあるのは「第三十八條第四項」とする。

一 略 二 新所得税法施行規則第八十一条の六第三項 附則（平成二十八年三月三十一日財務省令第一五号） 抄 （施行期日） 第一条 この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。 一 第一条中所得税法施行規則第八條の三の改正規定、同令第十條第二項第一号の改正規定

（給与等の源泉徴収票に関する経過措置） 第七号 新所得税法施行規則第九十三條第一項の規定は、施行日以後に支払うべき同項に規定する給与等について適用し、施行日前に支払うべき第二条の規定による改正前の所得税法施行規則（以下「旧所得税法施行規則」という。）第九十三條第一項に規定する給与等については、なお従前の例による。

（退職手当等の源泉徴収票に関する経過措置） 第八号 新所得税法施行規則第九十四條第一項の規定は、施行日以後に支払うべき同項に規定する退職手当等について適用し、施行日前に支払うべき旧所得税法施行規則第九十四條第一項に規定する退職手当等については、なお従前の例による。

定、同令第二十二條の改正規定、同令第二十三條第一号、第二十四條第一号、第二十五條第一号、第二十五條第二号、第二十七條第一号、第二十九條第一号、第三十一條第一号並びに第三十二條第二号第一号及び第四号第一号の改正規定、同令第三十四條第三号第一号の改正規定、同令第三十六條の四の改正規定、同令第三十九條の二第二号第一号の改正規定、同令第四十條の二の改正規定、同令第四十條の十四第一号の改正規定、同令第四十五條第一号の改正規定、同令第四十六條第一号の改正規定、同令第五十條第一号の改正規定、同令第五十一條第一号及び第五十二條の改正規定、同令第五十二條の二の改正規定、同令第五十二條の三第一号第一号の改正規定、同令第三項第一号の改正規定、同令第五十五條第一号及び第六十六條第一号の改正規定、同令第六十六條の五第一号の改正規定、同令第七十六條の二第四号第一号及び第五号第一号の改正規定、同令第七十七條の四第三項の改正規定（「提供」を「提供等」）に改める部分を除く。）、同令第七十八條第一号及び第七十九條第一号の改正規定、同令第九十三條第三号第一号の改正規定並びに同令第九十七條の四の改正規定（同令第二項に係る部分を除く。）並びに附則第三條、第六條、第十條及び第十三條の規定、平成二十九年一月一日

二 第一号中所得税法施行規則第四十七條第十八号の改正規定、同令第十九号の改正規定（「第二百六十二條第二項」を「第二百六十二條第三項」に改める部分に限る。）、同令第四十七條の二の改正規定、同令第七十三條の二の改正規定、同令第七十四條の二の改正規定、同令第七十四條の四の改正規定、同令第七十七條七十六條第一項の改正規定、同令第七十七條の五の改正規定及び同令第九十七條の四第一項の改正規定、平成三十年一月一日

（非課税貯蓄申込書の特例が認められる預貯金等の範囲等に関する経過措置）

第二条 第一条の規定による改正後の所得税法施行規則（以下「新規則」という。）第六條第二項（非課税貯蓄申込書の特例が認められる預貯金等の範囲等）の規定は、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に所得税法施行令等の一部を改正する政令（平成二十八年政令第四百四十五号。以下「改正令」という。）第一

条（所得税法施行令の一部改正）の規定による改正後の所得税法施行令（以下「新令」という。）第三十五條第四項（普通預金契約等についての非課税貯蓄申込書の特例）の規定により提出する届出書について適用し、施行日前に改正令第一条の規定による改正前の所得税法施行令（以下「旧令」という。）第三十五條第四項（普通預金契約等）についての非課税貯蓄申込書の特例）の規定により提出した届出書については、なお従前の例による。

（金融機関等において事業譲渡等があった場合に提出すべき書類の記載事項等に関する経過措置）

第三条 新規則第八條の三及び第十條第二項（非課税貯蓄者死亡届出書の記載事項等）の規定は、平成二十九年一月一日以後に新令第四十四條第一項又は第四十六條第二項（非課税貯蓄者死亡届出書等）の規定により提出する書類について適用し、同日前に旧令第四十四條第一項又は第四十六條第二項（非課税貯蓄者死亡届出書等）の規定により提出した書類については、なお従前の例による。

（非課税貯蓄相続申込書の記載事項に関する経過措置）

第四条 新規則第十一條（非課税貯蓄相続申込書の記載事項）の規定は、施行日以後に提出する新令第四十七條第一項（非課税貯蓄相続申込書）に規定する非課税貯蓄相続申込書について適用し、施行日前に提出した旧令第四十七條第一項（非課税貯蓄相続申込書）に規定する非課税貯蓄相続申込書については、なお従前の例による。

（特定退職金共済団体の資金運用の対象となる生命保険料等の範囲等に関する経過措置）

第五条 新規則第十八條の四第十二項（特定退職金共済団体の資金運用の対象となる生命保険料等の範囲等）の規定は、施行日以後に新令第七十三條第一項（特定退職金共済団体の要件）の承認（新令第七十四條第五項（特定退職金共済団体の承認）の変更の承認を含む。）を受ける場合について適用し、施行日前に旧令第七十三條第一項（特定退職金共済団体の要件）の承認（旧令第七十四條第五項（特定退職金共済団体の承認）の変更の承認を含む。）を受けた場合については、なお従前の例による。

（特別な評価の方法の承認申請書の記載事項等に関する経過措置）

第六条 新規則第二十二條、第二十三條、第二十四條、第二十五條、第二十五條の二、第二十七

条、第二十九條、第三十一條、第三十二條第二項及び第四項、第三十四條第三項、第三十九條の二第一号、第四十條の二、第四十五條、第四十六條、第五十條から第五十二條まで、第五十二條の二第一号及び第三項、第五十二條の三第三項（第一号に係る部分に限る。）及び第四項、第五十五條並びに第六十六條（青色申告をやめようとする場合の届出等）の規定は、平成二十九年一月一日以後に所得税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十五号。以下「改正法」という。）第一条（所得税法の一部改正）の規定による改正後の所得税法（以下「新法」という。）第一百十條第二項、第一百一十一條第一項、第一百三十一條第二項、第一百三十三條第一項、第一百三十四條第一項、第一百三十七條第二項若しくは第六項、第四百四十四條若しくは第四百五十一條第一項（青色申告の取りやめ等）の規定、新令第九十九條の二第二項、第一百一条第二項、第二百一十條の二第二項、第二百一十一條第四項、第二百一十二條第二項、第二百二十二條第二項、第二百二十四條第二項、第二百三十三條若しくは第七項（収入及び費用の帰属時期の特例を受けるための手続等）の規定又は第一条の規定による改正前の所得税法施行規則（以下「旧規則」という。）第三十九條の二第一項（再び小規模事業者の収入及び費用の帰属時期の特例を受ける場合の手続）について適用し、同日前に改正法第一条の規定による改正前の所得税法（以下「旧法」という。）第一百十條第二項、第一百三十一條第一項、第一百三十一條第二項、第一百三十七條の二第二項若しくは第六項、第四百四十四條若しくは第四百五十一條第一項（青色申告の取りやめ等）の規定、新令第九十九條の二第二項、第一百一条第二項、第二百一十條の二第二項、第二百一十一條第四項、第二百一十二條第二項、第二百二十二條第二項、第二百二十四條第二項、第二百三十三條若しくは第七項（収入及び費用の帰属時期の特例を受けるための手続等）の規定又は第一条の規定による改正前の所得税法施行規則（以下「旧規則」という。）第三十九條の二第一項（再び小規模事業者の収入及び費用の帰属時期の特例を受ける場合の手続）の規定により提出した申請

書、届出書又は書類については、なお従前の例による。

（減価償却資産の償却の方法等に関する経過措置）

第七条 改正令附則第八條第二項（減価償却資産の償却の方法等に関する経過措置）に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 改正令附則第八條第二項の届出書を提出する者の氏名及び住所（国内に住所がない場合には、居所）

二 その償却の方法を変更しようとする減価償却資産の種類及び構造若しくは用途又は細目の区分（二以上の事業所を有する個人で事業所ごとに償却の方法を選定していないものが事業所ごとに償却の方法を選定しようとする場合にあつては、事業所ごとのこれらの区分）

三 現によつて償却の方法及びその償却の方法を採用した年月日

四 その他他参考となるべき事項

（給与所得者の保険料控除申告書の記載事項に関する経過措置）

第八条 新規則第七十五條第一項（給与所得者の保険料控除申告書の記載事項）の規定は、施行日以後に提出し、又は受理する新法第九十六條第三項（給与所得者の保険料控除申告書）に規定する給与所得者の保険料控除申告書について適用し、施行日前に提出し、又は受理した旧法第九十六條第三項（給与所得者の保険料控除申告書）に規定する給与所得者の保険料控除申告書については、なお従前の例による。

（退職所得の受給に関する申告書の記載事項等に関する経過措置）

第九条 新規則第七十七條第二項から第五項まで（退職所得の受給に関する申告書の記載事項等）の規定は、平成二十九年一月一日以後に支払を受けるべき新法第九十九條（源泉徴収義務）に規定する退職手当等に係る新法第二百三條第八項（退職所得の受給に関する申告書）に規定する退職所得の受給に関する申告書について適用する。

（納期の特例に関する承認の申請書等に関する経過措置）

第十条 新規則第七十八條及び第七十九條（納期の特例の要件を欠いた場合の届出書の記載事項等）の規定は、平成二十九年一月一日以後に新

法第二十七條第一項又は第二十八條（納期の特例の要件を欠いた場合の届出等）の規定により提出する申請書又は届出書について適用し、同日前に旧法第二十七條第一項又は第二十八條（納期の特例の要件を欠いた場合の届出等）の規定により提出した申請書又は届出書については、なお従前の例による。

（特定株式投資信託等の要件等に関する経過措置）

第十一条 新規別表第八十一條の五第一項から第三項まで（特定株式投資信託等の要件等）の規定は、その支払の確定する日（無記名の受益証券に係る収益の分配にあつては、支払をした日。以下この条において同じ。）が施行日以後である新令第三百三十六條第一項（預貯金、株式等に係る配当等又は新令第三百三十九條第一項（無記名公社債の利子等に係る告知書等の提出等）に規定する利子等について適用し、その支払の確定する日が施行日前である旧令第三百三十六條第一項（預貯金、株式等に係る配当等又は旧令第三百三十九條第一項（無記名公社債の利子等に係る告知書等の提出等）に規定する利子等について適用し、その支払の確定する日が施行日前である旧令第三百三十六條第一項（預貯金、株式等に係る配当等又は旧令第三百三十九條第一項（無記名公社債の利子等に係る告知書等の提出等）に規定する利子等については、なお従前の例による。

第十二條 新規別表第八十一條の十七（譲渡性預金の譲渡等に関する告知書）の規定は、施行日以後に行われる新法第二二十四條の二（譲渡性預金の譲渡等に関する告知）に規定する譲渡性預金の譲渡又は譲受けについて適用し、施行日前に行われた旧法第二二十四條の二（譲渡性預金の譲渡等に関する告知）に規定する譲渡性預金の譲渡又は譲受けについては、なお従前の例による。

第十三條 新規別表第九十三條第三項（給与等の源泉徴収票）（新規別表第九十四條第三項又は第九十四條の二第三項（公的年金等の源泉徴収票等）において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定は、平成二十九年一月一日以後に新規別表第九十三條第三項の規定により提出する申請書について適用し、同日前に旧規則第九十三條第三項（給与等の源泉徴収票）（旧規則第九十四條第三項又は第九十四條の二第三項（公的年金等の源泉徴収票等）において

準用する場合を含む。）の規定により提出した申請書については、なお従前の例による。

（書式に関する経過措置）

第十四條 新規別表第五（二十八）に定める書式は、施行日以後に新法第二二十五條第一項（支払調書及び支払通知書）の規定により提出する調書について適用し、施行日前に旧法第二百二十五條第一項（支払調書及び支払通知書）の規定により提出した調書については、なお従前の例による。

2 新規別表第六（一）及び別表第六（二）に定める書式は、施行日以後に新法第二百二十六條第一項又は第二項（源泉徴収票）の規定により提出し、又は同条第一項、第二項若しくは第四項ただし書の規定により交付した源泉徴収票について適用し、施行日前に旧法第二百二十六條第一項又は第二項（源泉徴収票）の規定により提出し、又は同条第一項、第二項若しくは第四項ただし書の規定により交付した源泉徴収票については、なお従前の例による。

3 新規別表第八（三）に定める書式は、施行日以後に新法第二百二十八條第二項（名義人受領の配当所得等の調書）の規定により提出する調書について適用し、施行日前に旧法第二百二十八條第二項（名義人受領の配当所得等の調書）の規定により提出した調書については、なお従前の例による。

附則（平成二八年五月三一日財務省令第五〇号）抄

1 この省令は、公布の日から施行する。ただし、第一條中租税特別措置法施行規則第十九條の十四の二の改正規定及び次項から附則第七項までの規定は、平成二十八年九月一日から施行する。

6 前項の規定による改正後の所得税法施行規則（次項において「新所得税法施行規則」という。）別表第五（二十一）に定める書式は、平成二十八年九月一日以後に所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二百二十五條第一項の規定により提出する同項に規定する調書について適用し、同日前に提出した同項に規定する調書については、なお従前の例による。

7 前項に規定する書式は、当分の間、附則第五項の規定による改正前の所得税法施行規則の相別表第五（二十）に準じて、記載したものをもってこれに代えることができる。

附則（平成二八年六月一〇日財務省令第五号）抄

（施行期日）

第一條 この省令は、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十五号）附則第一條第五号に掲げる規定の施行の日から施行する。

（所得税法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第七條 前条の規定による改正後の所得税法施行規則（以下「新所得税法施行規則」という。）別表第三（三）及び別表第三（四）に定める書式は、適用開始日以後に所得税法第二百二十條の規定により添付する同条に規定する計算書について適用し、適用開始日前に添付した当該計算書については、なお従前の例による。

2 新所得税法施行規則別表第四（一）から別表第四（三）までに定める書式は、適用開始日以後に所得税法第二百二十四條第二項の規定により提出する同項に規定する告知書について適用し、適用開始日前に提出した当該告知書については、なお従前の例による。

3 新所得税法施行規則別表第五（一）、別表第五（二）、別表第五（三）、別表第五（四）、別表第五（五）（七）（八）から別表第五（九）、別表第五（十）、別表第五（十一）に定める書式は、適用開始日以後に所得税法第二百二十五條第一項の規定により提出する同項に規定する調書について適用し、適用開始日前に提出した当該調書については、なお従前の例による。

4 新所得税法施行規則別表第八（三）に定める書式は、適用開始日以後に所得税法第二百二十八條第二項の規定により提出する同項に規定する調書について適用し、適用開始日前に提出した当該調書については、なお従前の例による。

5 前各項に規定する書式は、当分の間、前条の規定による改正前の所得税法施行規則の相別の規定に定める計算書、告知書又は調書に、新所得税法施行規則別表第三（三）、別表第三（四）、別表第四（一）から別表第四（三）まで、別表第五（一）、別表第五（二）、別表第五（三）、別表第五（四）、別表第五（五）（七）（八）から別表第五（九）、別表第五（十）、別表第五（十一）から別表第五（十二）まで、別表第五（二十八）及び別表第八（三）に準じて、記載したものをもってこれに代えることができる。

附則（平成二九年三月三一日財務省令第一六号）抄

（施行期日）

第一條 この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 別表第五（二十八）の表の備考2（2）の改正規定 平成二十九年十月一日

二 第一條第一項の改正規定、第四十七條の二の改正規定、第四十七條の三の改正規定、第四十七條の四の改正規定（同条第一項第四号イに係る部分を除く）、第七十三條第一項の改正規定、第七十四條第三項の改正規定、第七十四條の三（見出しを含む。）の改正規定、第七十四條の四（見出しを含む。）の改正規定、第七十六條の四の改正規定、第七十七條の四第一項の改正規定、第九十三條第一項の改正規定、別表第六（一）の改正規定及び別表第六（三）の改正規定並びに次条の規定 平成三十年一月一日

（源泉徴収票に関する経過措置）

第二條 改正後の所得税法施行規則（以下「新規則」という。）第九十三條第一項（給与等の源泉徴収票）の規定及び別表第六（一）に定める書式は、平成三十年一月一日以後に支払うべき所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第四号。以下「改正法」という。）第一條（所得税法の一部改正）の規定による改正後の所得税法（以下「新法」という。）第二百二十六條第一項（源泉徴収票）に規定する給与等につき同項の規定により提出し、又は同項若しくは同条第四項ただし書の規定により交付する同条第一項に規定する源泉徴収票について適用し、同日前に支払うべき改正法第一條の規定による改正前の所得税法（以下「旧法」という。）第二百二十六條第一項（源泉徴収票）に規定する給与等につき同項の規定により提出し、又は同項若しくは同条第四項ただし書の規定により交付した同条第一項に規定する源泉徴収票については、なお従前の例による。

2 新規別表第九十四條の二第二項（公的年金等の源泉徴収票）の規定及び別表第六（三）に定める書式は、平成三十年一月一日以後に支払うべき新法第二百二十六條第三項に規定する公的年金等につき同項の規定により提出し、又は同項若しくは同条第四項ただし書の規定により交付する同条第三項に規定する源泉徴収票について適用し、同日前に支払うべき旧法第二百二十六

第三項に規定する公的年金等につき同項の規定により提出し、又は同項若しくは同条第四項ただし書の規定により交付した同条第三項に規定する源泉徴収票については、なお従前の例による。

3 前二項に規定する書式は、当分の間、改正前の所得税法施行規則（以下「旧規則」という。）の相当の規定に定める源泉徴収票に、新規規則別表第六（一）及び第六（三）に準じて、記載したものをもってこれに代えることができる。

第三條（開業等の届出に関する経過措置）

新規規則第九十八条（開業等の届出）の規定は、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後の同条に規定する事業所得等を生ずべき事業に係る同条に規定する事務所等の開設、移転又は廃止について適用し、施行日以前の不動産所得、事業所得又は山林所得を生ずべき事業に係る旧規則第九十八条第一項第一号（開業等の届出書）に規定する事務所等の開設、移転又は廃止については、なお従前の例による。（給与等の支払をする事務所等の届出に関する経過措置）

第四條（新規則第九十九条（給与等の支払をする事務所等の開設等の届出）の規定は、施行日以後の同条に規定する給与支払事務所等の移転について適用し、施行日以前の旧規則第九十九条（給与等の支払をする事務所等の開設等の届出）に規定する給与支払事務所等の移転については、なお従前の例による。

附則（平成三〇年三月三十一日財務省令（施行期日）
第二号）抄

第一条 この省令は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第十八条の二の改正規定、第十九条の三第一号の改正規定及び第三十六条の三の改正規定 平成三十年五月一日
- 二 目次の改正規定、第一編第一章の二中第一条の二を第一条の三とし、同編第一章中第一条の次に一条を加える改正規定、第十八条第一項の改正規定、第十八条の四第二項の改正規定、別表第三（三）の表の備考12の改正規定、別表第三（四）の表の備考25の改正規定、同表の備考28の改正規定、別表第四（二）の表の備考3（9）、別表第四（二）の表の備考3（9）及び別表第四（三）の表の

備考3（8）の改正規定、別表第五（一）の表の備考2（13）の改正規定、別表第五（二）の表の備考2（13）の改正規定、別表第五（五）の表の備考2（10）の改正規定、別表第五（六）の表の備考2（11）の改正規定、別表第五（七）の表の備考2（13）の改正規定、別表第五（九）の表の備考2（8）の改正規定、別表第五（十）の表の備考2（7）の改正規定、別表第五（十七）の表の備考2（12）の改正規定、別表第五（十八）の表の備考2（5）、別表第五（十九）の表の備考2（9）、別表第五（二十）の表の備考2（5）、別表第五（二十一）の表の備考2（7）、別表第五（二十二）の表の備考2（8）の改正規定、別表第五（二十三）の表の備考2（8）の改正規定、別表第五（二十八）の表の備考2（17）（ル）の改正規定、別表第七（二）の表の備考2（9）トの改正規定並びに別表第八（三）の表の備考2（9）ニの改正規定並びに附則第十六条第三項の規定 平成三十一年一月一日

三 第一条第三項の改正規定、第三十六條の五の改正規定、第三十六條の六（見出しを含む。）の改正規定、第四十七條の七の次に一条を加える改正規定、第六十六條の七の次に一条を加える改正規定、第七十二条の四（見出しを含む。）の改正規定、第七十二条の六（見出しを含む。）の改正規定、第七十三条第一項第二号の改正規定、第七十四条の四の次に一条を加える改正規定、第八十二条第一項の改正規定、第八十三条の改正規定、別表第三（一）の改正規定、別表第三（二）の改正規定、別表第三（四）の改正規定（同表の備考25に係る部分及び同表の備考28に係る部分を除く。）、別表第五（一）の改正規定（同表の備考2（13）に係る部分を除く。）、別表第五（二）の改正規定（同表の備考2（13）に係る部分を除く。）、別表第五（五）の改正規定（同表の備考2（10）に係る部分を除く。）、別表第五（六）の改正規定（同表の備考2（11）に係る部分を除く。）、別表第五（七）の改正規定（同表の備考2（13）に係る部分を除く。）、及び別表第六（一）の改正規定（同表の備考2（17）（ル）に係る部分を除く。）並びに附則第五条、第十五条並びに第

十六條第二項及び第四項の規定 令和二年一月一日
四 第七十六條の二の改正規定 令和二年十月一日
五 第四條第十七號の改正規定、第七條第一項第二十九號の改正規定及び第七十七條の二（見出しを含む。）の改正規定並びに次條の規定 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の一部を改正する法律（平成三十年法律第七号）の施行の日（障害者等の範囲に関する経過措置）

第二条 改正前の所得税法施行規則（以下「旧規則」という。）第四條第十七號（障害者等の範囲）に規定する個人の前條第五號に定める日前に所得税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第七號。以下「改正法」という。）第一條（所得税法の一部改正）の規定による改正前の所得税法（以下「旧法」という。）第十條第一項（障害者等の少額預金の利子所得等の非課税）に規定する預入等をした同項に規定する預貯金、合同運用信託、特定公募公社債等運用投資信託又は有価証券については、なお従前の例による。（障害者等に該当する旨を証する書類の範囲等に関する経過措置）

第三条 改正後の所得税法施行規則（以下「新規則」という。）第七條第八項（障害者等に該当する旨を証する書類の範囲等）（租税特別措置法施行規則（昭和三十三年大藏省令第十五號）第二條の五第一項（障害者等の少額公債の利子の非課税）において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定は、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に提出する新規則第七條第八項に規定する届出書について適用し、施行日前に提出した旧規則第七條第八項（障害者等に該当する旨を証する書類の範囲等）（租税特別措置法施行規則第二條の五第一項において準用する場合を含む。）に規定する届出書については、なお従前の例による。

2 平成二十八年一月一日前に行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う財務省関係政令の整備に関する政令（平成二十六年政令第七十九號。以下この項において「番号利用法整備令」という。）第十五條（所得税法施行令の一部改正）の規定による改正前の所得税法施行令（以下「平成二十六年旧令」という。）第四十一條の二第二項（障害者等に該当する旨を証する書類の範囲）（番号利用法整備令第七條（租税特別措置法施行令の一部改正）の規定による改正前の租税特別措置法施行令（昭和三十三年政令第四十三號）第二條の四第三項（障害者等の少額公債の利子の非課税）において準用する場合を含む。）に規定する申請書を提出した者（同日から施行日の前日までの間に第一号から第五号までに掲げる書類のいずれをも提出していない者に限る。）が、施行日以後最初に所得税法施行規則第七條第八項（障害者等に該当する旨を証する書類の範囲等）（租税特別措置法施行規則第二條の五第一項において準用する場合を含む。）に規定する届出書を提出する場合（施行日以後に第一号又は第六号に掲げる書類のいずれをも提出していない場合に限る。）における所得税法施行規則第七條第八項（租税特別措置法施行規則第二條の五第一項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、所得税法施行規則第七條第八項中「次に掲げる場合に該当することとなつた場合」とあるのは「その氏名、住所又は個人番号の変更をした場合」と、「個人番号（第一号に掲げる場合には、その変更前の氏名及び住所並びに変更後の氏名及び住所）」とあるのは「個人番号」と、「書類（第一号に掲げる場合には、同項各号に掲げるいずれかの書類又は次條第二項に規定する書類）」とあるのは「書類」とする。

一 所得税法第十條第四項（障害者等の少額預金の利子所得等の非課税）に規定する非課税貯蓄限度額変更申告書又は租税特別措置法第四條第二項（障害者等の少額公債の利子の非課税）において準用する所得税法第十條第四項に規定する特別非課税貯蓄限度額変更申告書

二 所得税法施行規則の一部を改正する省令（平成二十六年財務省令第五十三號。以下附則第十四條（金地金等の譲渡の対価の受領者に関する経過措置）までにおいて「平成二十六年改正規則」という。）による改正後の所得税

法施行規則第七條第八項（障害者等に該当する旨を証する書類の範囲等）（租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十六年財務省令第五十一号）第一条（租税特別措置法施行規則の一部改正）の規定による改正後の租税特別措置法施行規則第二条の五第一項（障害者等の少額公債の利子の非課税）において準用する場合を含む。）に規定する届出書

三 番号利用法整備令第十五条の規定による改正後の所得税法施行令（以下この号において「平成二十六年新令」という。）第四十三條第六項（非課税貯蓄に関する異動申告書）に規定する非課税貯蓄に関する異動申告書又は番号利用法整備令第七条の規定による改正後の租税特別措置法施行令第二条の四第三項（障害者等の少額公債の利子の非課税）において準用する平成二十六年新令第四十三條第六項に規定する特別非課税貯蓄に関する異動申告書

四 所得税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十五号。以下この号において「平成二十八年改正法」という。）第一条（所得税法の一部改正）の規定による改正前の所得税法第十条第一項（障害者等の少額預金の利子所得等の非課税）に規定する非課税貯蓄申込書又は平成二十八年改正法第十条（租税特別措置法の一部改正）の規定による改正前の租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）第四條第一項（障害者等の少額公債の利子の非課税）に規定する特別非課税貯蓄申込書

五 所得税法施行令等の一部を改正する政令（平成二十八年政令第四十五号）第一条（所得税法施行令の一部改正）の規定による改正前の所得税法施行令（以下この号において「平成二十八年旧令」という。）第四十七條第一項（非課税貯蓄相続申込書）に規定する非課税貯蓄相続申込書又は租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成二十八年政令第五十九号）第一条（租税特別措置法施行令の一部改正）の規定による改正前の租税特別措置法施行令第二条の四第三項（障害者等の少額公債の利子の非課税）において準用する平成二十八年旧令第四十七條第一項に規定する特別非課税貯蓄相続申込書

六 所得税法施行令第四十三條第二項又は第三項（非課税貯蓄に関する異動申告書）（租税特別措置法施行令第二条の四第三項において準用する場合を含む。）の規定による申告書（非課税貯蓄に関する異動申告書等の記載事項に関する経過措置）

特別措置法施行令第二条の四第三項において準用する場合を含む。）の規定による申告書（非課税貯蓄に関する異動申告書等の記載事項に関する経過措置）

第四條 新規則第八條第一項（非課税貯蓄に関する異動申告書の記載事項）（租税特別措置法施行規則第二条の五第一項（障害者等の少額公債の利子の非課税）において準用する場合を含む。）の規定は、施行日以後に提出する所得税法施行令等の一部を改正する政令（平成三十年政令第三十一号。以下この号において「改正令」という。）第一条（所得税法施行令の一部改正）の規定による改正後の所得税法施行令（以下「新令」という。）第四十三條第六項（非課税貯蓄に関する異動申告書）に規定する非課税貯蓄に関する異動申告書又は租税特別措置法施行令第二条の四第三項（障害者等の少額公債の利子の非課税）において準用する新令第四十三條第六項に規定する特別非課税貯蓄に関する異動申告書について適用し、施行日前に提出した改正令第一条の規定による改正前の所得税法施行令（以下この号において「旧令」という。）第四十三條第六項（非課税貯蓄に関する異動申告書）に規定する非課税貯蓄に関する異動申告書又は租税特別措置法施行令第二条の四第三項（障害者等の少額公債の利子の非課税）において準用する旧令第四十三條第六項に規定する特別非課税貯蓄に関する異動申告書については、なお従前の例による。

2 平成二十八年一月一日前に行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十五年法律第二十八号。以下この項において「番号利用法整備法」という。）第十四條（所得税法の一部改正）の規定による改正前の所得税法（以下この項において「平成二十五年旧法」という。）第十条第三項（障害者等の少額預金の利子所得等の非課税）に規定する非課税貯蓄申告書又は番号利用法整備法第七条（租税特別措置法の一部改正）の規定による改正前の租税特別措置法第四條第二項（障害者等の少額公債の利子の非課税）において準用する平成二十五年旧法第十条第三項に規定する特別非課税貯蓄申告書を提出した者（同日から施行日の前日までの間に第一号、第二号又は第四号に掲げる書類のいずれをも提出していない者に限る。）が、施行日以後最初に所得税法施行令第四十三條第一項（非課税貯蓄に関する異動申告書）（租税特別措置法施行令第二条の四第三項において準用する場合を含む。）の規定により所得税法施行令第四十三條第六項に規定する非課税貯蓄に関する異動申告書又は租税特別措置法施行令第二条の四第三項において準用する所得税法施行令第四十三條第六項に規定する特別非課税貯蓄に関する異動申告書を提出する場合（施行日以後に第一号、第三号又は第四号に掲げる書類若しくは同号に掲げる電磁的記録（所得税法第十条第二項（障害者等の少額預金の利子所得等の非課税）に規定する電磁的記録をいう。第四号及び第四項において同じ。）のいずれをも提出し、又は提供していない場合に限る。）における所得税法施行規則第八條第一項（非課税貯蓄に関する異動申告書の記載事項）（租税特別措置法施行規則第二条の五第一項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、所得税法施行規則第八條第一項第一号中「個人番号（提出者の氏名又は住所の変更をした場合には、当該提出者の氏名、生年月日及び住所）」とあるのは、「個人番号」とする。

一 前条第二項第一号に掲げる書類
二 前条第二項第二号から第五号までに掲げる書類
三 前条第二項第六号に掲げる書類
四 所得税法施行令第四十一條の二第五項（障害者等に該当する旨を証する書類の範囲等）（租税特別措置法施行令第二条の四第三項において準用する場合を含む。）に規定する申告書又は当該申請書に記載すべき事項を記録した電磁的記録
3 改正令附則第四條第二項（非課税貯蓄に関する異動申告書等に関する経過措置）に規定する財務省令で定める者は、前条第二項第一号から第五号まで又は前項第四号に掲げる書類のいずれをも提出していない者とする。
4 改正令附則第四條第二項に規定する財務省令で定める場合は、前条第二項第一号若しくは第六号又は第二項第四号に掲げる書類若しくは同号に掲げる電磁的記録のいずれをも提出し、又は提供していない場合とする。
5 確定申告書の記載事項に関する経過措置
第五條 新規則第四十七條第一項及び第二項（確定申告書の記載事項）の規定は、令和二年分（平成三十一年一月一日から令和元年十二月三十一日

までの期間に係る年分をいう。）以前の所得税については、なお従前の例による。
第六條 新規則第七十七條の四第八項及び第九項（公的年金等の受給者の扶養親族等申告書の記載事項等）の規定は、施行日以後に提出する新法第二百三條の五第十項（公的年金等の受給者の扶養親族等申告書）に規定する公的年金等の受給者の扶養親族等申告書について適用する。（利子等の受領者の申請により作成する帳簿の記載事項に関する経過措置）
第七條 新規則第八十一條の七第四項（利子等の受領者の申請により作成する帳簿の記載事項）の規定は、施行日以後に提出する同項に規定する届出書について適用し、施行日前に提出した旧規則第八十一條の七第三項（利子等の受領者の申請により作成する帳簿の記載事項）に規定する届出書については、なお従前の例による。
2 平成二十八年一月一日前に平成二十六年旧令第三百三十七條第三項（告知に係る住民票の写しその他の書類の提示平等）に規定する申請書を提出した者で同日以後平成二十六年旧令第三百三十六條第一項（預貯金、株式等に係る利子、配当等の受領者の告知）に規定する利子等又は配当等の支払を受けるもの（平成二十六年改正規則附則第四十九條第二項（利子等の受領者の申請により作成する帳簿の記載事項に関する経過措置）の規定による告知をしていない者に限る。）が、施行日から経過日（平成二十六年改正規則附則第四十九條第二項に規定する経過日）をいう。以下同じ。）以後最初の当該利子等又は配当等の平成二十六年改正規則附則第四十九條第二項に規定する支払日までの間に、最初にその者の氏名又は住所（所得税法施行規則第八十一條の七第三項第一号（利子等の受領者の申請により作成する帳簿の記載事項）に規定する住所をいう。以下同じ。）の変更をした場合における所得税法施行規則第八十一條の七第四項の規定の適用については、同項中「いずれか（第一号に掲げる場合に該当することとなつた場合には、当該書類又は同条第三項に規定する住所等変更確認書類）」とあるのは、「いずれか」と、同項第一号中「法人番号（その者が個人である場合には、その変更をした後の氏名及び住所）」とあるのは、「個人番号又は法人番号」とする。

動申告書）（租税特別措置法施行令第二条の四第三項において準用する場合を含む。）の規定により所得税法施行令第四十三條第六項に規定する非課税貯蓄に関する異動申告書又は租税特別措置法施行令第二条の四第三項において準用する所得税法施行令第四十三條第六項に規定する特別非課税貯蓄に関する異動申告書を提出する場合（施行日以後に第一号、第三号又は第四号に掲げる書類若しくは同号に掲げる電磁的記録（所得税法第十条第二項（障害者等の少額預金の利子所得等の非課税）に規定する電磁的記録をいう。第四号及び第四項において同じ。）のいずれをも提出し、又は提供していない場合に限る。）における所得税法施行規則第八條第一項（非課税貯蓄に関する異動申告書の記載事項）（租税特別措置法施行規則第二条の五第一項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、所得税法施行規則第八條第一項第一号中「個人番号（提出者の氏名又は住所の変更をした場合には、当該提出者の氏名、生年月日及び住所）」とあるのは、「個人番号」とする。
一 前条第二項第一号に掲げる書類
二 前条第二項第二号から第五号までに掲げる書類
三 前条第二項第六号に掲げる書類
四 所得税法施行令第四十一條の二第五項（障害者等に該当する旨を証する書類の範囲等）（租税特別措置法施行令第二条の四第三項において準用する場合を含む。）に規定する申告書又は当該申請書に記載すべき事項を記録した電磁的記録
3 改正令附則第四條第二項（非課税貯蓄に関する異動申告書等に関する経過措置）に規定する財務省令で定める者は、前条第二項第一号から第五号まで又は前項第四号に掲げる書類のいずれをも提出していない者とする。
4 改正令附則第四條第二項に規定する財務省令で定める場合は、前条第二項第一号若しくは第六号又は第二項第四号に掲げる書類若しくは同号に掲げる電磁的記録のいずれをも提出し、又は提供していない場合とする。
5 確定申告書の記載事項に関する経過措置
第五條 新規則第四十七條第一項及び第二項（確定申告書の記載事項）の規定は、令和二年分（平成三十一年一月一日から令和元年十二月三十一日

(無記名公社債の利子等の受領者の申請により作成する帳簿の記載事項等に関する経過措置) 第八条 平成二十八年一月一日前に平成二十六年旧令第三百三十九条第三項(無記名公社債の利子等に係る告知書等の提出等)の規定による告知書を提出した者で同日以後に同条第一項に規定する無記名公社債等(以下この条において「無記名公社債等」という。)の同項に規定する利子等(以下この条において「利子等」という。)の支払を受けるもの(平成二十六年改正規則附則第五十一條第三項(無記名公社債の利子等の受領者の告知書の記載事項等に関する経過措置)の規定による告知をしていない者)が、施行日から経過日以後最初の当該無記名公社債等の利子等の

平成二十六年改正規則附則第五十二條第二項に規定する支払日までの間に、最初にその者の氏名又は住所の変更をした場合における所得税法施行規則第八十一條の十一第四項(無記名公社債の利子等の受領者の申請により作成する帳簿の記載事項)の規定の適用については、同項中「いずれか(第一号に掲げる場合に該当することとなつた場合には、当該書類又は令第三百三十九條第九項において準用する令第三百三十七條第三項に規定する住所等変更確認書類)」とあるのは「いずれか」と、同項第一号中「法人番号(その者が個人である場合には、その変更をした後の氏名及び住所)」とあるのは「個人番号又は法人番号」とする。

平成二十六年改正規則附則第五十二條第二項に規定する支払日までの間に、最初にその者の氏名又は住所の変更をした場合における所得税法施行令第三百三十九條第四項及び第九項(無記名公社債の利子等に係る告知書等の提出等)の規定の適用については、同条第四項中「法人番号(その者が個人である場合には、その変更をした後の氏名及び住所)」とあるのは「個人番号又は法人番号」と、同条第九項中「同条第三項第一号」とあるのは「同条第四項第一号」とあるのは「個人(個人番号の告知をしていない者を除く)」が、同条第四項第一号」とする。

2 新規規則第八十一條の十一第四項(無記名公社債の利子等の受領者の申請により作成する帳簿の記載事項)の規定は、施行日以後に提出する同項に規定する届出書について適用し、施行日前に提出した旧規則第八十一條の十一第三項(無記名公社債の利子等の受領者の申請により作成する帳簿の記載事項)に規定する届出書については、なお従前の例による。

3 平成二十八年一月一日前に平成二十六年旧令第三百三十九條第九項において準用する平成二十六年旧令第三百三十七條第三項(告知に係る住民票の写しその他の書類の提示等)に規定する申請書を提出した者で同日以後に無記名公社債等の利子等の支払を受けるもの(平成二十六年改正規則附則第五十二條第二項(無記名公社債の利子等の受領者の申請により作成する帳簿の記載事項)に関する経過措置)の規定による告知をしていない者に限る)が、施行日から経過日以後最初の当該無記名公社債等の利子等の

平成二十六年改正規則附則第五十二條第二項に規定する支払日までの間に、最初にその者の氏名又は住所の変更をした場合における所得税法施行規則第八十一條の十一第四項(無記名公社債の利子等の受領者の申請により作成する帳簿の記載事項)の規定の適用については、同項中「いずれか(第一号に掲げる場合に該当することとなつた場合には、当該書類又は令第三百三十九條第九項において準用する令第三百三十七條第三項に規定する住所等変更確認書類)」とあるのは「いずれか」と、同項第一号中「法人番号(その者が個人である場合には、その変更をした後の氏名及び住所)」とあるのは「個人番号又は法人番号」とする。

第九條 新規規則第八十一條の二十一第三項(株式等の譲渡の対価の受領者の申請により作成する帳簿の記載事項等)の新規則第八十一條の二十六(交付金銭等の受領者の申請により作成する帳簿の記載事項等)又は第八十一條の三十(償還金等の受領者の申請により作成する帳簿の記載事項等)において準用する場合を含む)の規定は、施行日以後に提出する同項に規定する届出書について適用し、施行日前に提出した旧規則第八十一條の二十一第二項(株式等の譲渡の対価の受領者の申請により作成する帳簿の記載事項等)(旧規則第八十一條の二十六(交付金銭等の受領者の申請により作成する帳簿の記載事項等)又は第八十一條の三十(償還金等の受領者の申請により作成する帳簿の記載事項等)等)において準用する場合を含む)に規定する届出書については、なお従前の例による。

2 平成二十八年一月一日前に平成二十六年旧令第三百四十三條第三項(株式等の譲渡の対価の受領者の告知に係る住民票の写しその他の書類の提示等)に規定する申請書の同項に規定する提出をした者で同日以後に平成二十六年旧令第三百四十二條第一項(株式等の譲渡の対価の受領者の告知)に規定する株式等の譲渡の同項に規定する対価の支払を受けるもの(平成二十六年改正規則附則第五十四條第二項(株式等の譲渡の対価の受領者の申請により作成する帳簿の記載事項)に関する経過措置)の規定による告知をしていない者に限る)が、施行日から経過日以後最初の当該株式等の譲渡の所得税法施行令第三百四十二條第一項(株式等の譲渡の対

平成二十六年改正規則附則第五十二條第二項に規定する対価の平成二十六年改正規則附則第五十四條第二項に規定する支払日までの間に、最初にその者の氏名又は住所の変更をした場合における所得税法施行規則第八十一條の二十一第三項(株式等の譲渡の対価の受領者の申請により作成する帳簿の記載事項)の規定の適用については、同項中「いずれか(第一号に掲げる場合に該当することとなつた場合には、当該書類又は令第三百四十三條第三項に規定する住所等変更確認書類)」とあるのは「いずれか」と、同項第一号中「法人番号(その者が個人である場合には、その変更をした後の氏名及び住所)」とあるのは「個人番号又は法人番号」とする。

第十條 前条第二項の規定は、平成二十八年一月一日前に平成二十六年旧令第三百四十五條第六項(交付金銭等の受領者の告知等)において準用する平成二十六年旧令第三百四十三條第三項(株式等の譲渡の対価の受領者の告知に係る住民票の写しその他の書類の提示等)に規定する申請書の同項に規定する提出をした者で同日以後に平成二十六年旧令第三百四十五條第三項に規定する交付金銭等の交付を受けるもの(平成二十六年改正規則附則第五十五條(交付金銭等の受領者の申請により作成する帳簿の記載事項)等)に規定する届出書については、なお従前の例による。

第十一條 附則第九條第二項(株式等の譲渡の対価の受領者の申請により作成する帳簿の記載事項)の規定は、平成二十八年一月一日前に平成二十六年旧令第三百四十五條第六項(交付金銭等の受領者の告知等)において準用する平成二十六年旧令第三百四十三條第三項(株式等の譲渡の対価の受領者の告知に係る住民票の写しその他の書類の提示等)に規定する申請書の同項に規定する提出をした者で同日以後に平成二十六年旧令第三百四十五條第三項に規定する交付金銭等の交付を受けるもの(平成二十六年改正規則附則第五十五條(交付金銭等の受領者の申請により作成する帳簿の記載事項)等)に規定する届出書については、なお従前の例による。

第十二條 新規規則第八十一條の三十四第三項(信託受益権の譲渡の対価の受領者の申請により作成する帳簿の記載事項等)の規定は、施行日以後に提出する同項に規定する届出書について適用し、施行日前に提出した旧規則第八十一條の三十四第二項(信託受益権の譲渡の対価の受領者の申請により作成する帳簿の記載事項等)に規定する届出書については、なお従前の例による。

2 平成二十八年一月一日前に平成二十六年旧令第三百四十九條第三項(信託受益権の譲渡の対価の受領者の告知に係る住民票の写しその他の書類の提示等)に規定する申請書を提出した者で同日以後に平成二十六年旧令第三百四十八條第一項(信託受益権の譲渡の対価の受領者の告知)に規定する信託受益権の譲渡の対価の支払

項等に関する経過措置)の規定は、平成二十八年一月一日前に平成二十六年旧令第三百四十六條第六項(株式等証券投資信託等の償還金等の受領者の告知等)において準用する平成二十六年旧令第三百四十三條第三項(株式等の譲渡の対価の受領者の告知に係る住民票の写しその他の書類の提示等)に規定する申請書の同項に規定する提出をした者で同日以後に平成二十六年旧令第三百四十六條第三項に規定する償還金等の交付を受けるもの(平成二十六年改正規則附則第五十六條(償還金等の受領者の申請により作成する帳簿の記載事項)等)に関する経過措置)において準用する平成二十六年改正規則附則第五十四條第二項(株式等の譲渡の対価の受領者の申請により作成する帳簿の記載事項)等)に規定する届出書については、なお従前の例による。

第十三條 新規規則第八十一條の三十四第三項(信託受益権の譲渡の対価の受領者の申請により作成する帳簿の記載事項等)の規定は、施行日以後に提出する同項に規定する届出書について適用し、施行日前に提出した旧規則第八十一條の三十四第二項(信託受益権の譲渡の対価の受領者の申請により作成する帳簿の記載事項等)に規定する届出書については、なお従前の例による。

第十四條 新規規則第八十一條の三十四第三項(信託受益権の譲渡の対価の受領者の申請により作成する帳簿の記載事項等)の規定は、施行日以後に提出する同項に規定する届出書について適用し、施行日前に提出した旧規則第八十一條の三十四第二項(信託受益権の譲渡の対価の受領者の申請により作成する帳簿の記載事項等)に規定する届出書については、なお従前の例による。

2 平成二十八年一月一日前に平成二十六年旧令第三百四十九條第三項(信託受益権の譲渡の対価の受領者の告知に係る住民票の写しその他の書類の提示等)に規定する申請書を提出した者で同日以後に平成二十六年旧令第三百四十八條第一項(信託受益権の譲渡の対価の受領者の告知)に規定する信託受益権の譲渡の対価の支払

を受けるもの（平成二十六年改正規則第五十七條第二項（信託受益権の譲渡の対価の受領者の申請により作成する帳簿の記載事項等に関する経過措置）の規定による告知をしていない者に限る。）が、施行日から経過日以後最初の当該信託受益権の譲渡の対価の平成二十六年改正規則第五十七條第二項に規定する支払日までの間に、最初にその者の氏名又は住所の変更をした場合における所得税法施行規則第八十一条の三十四第三項（信託受益権の譲渡の対価の受領者の申請により作成する帳簿の記載事項等）の規定の適用については、同項中「いずれか（第一号に掲げる場合）に該当することとなつた場合には、当該書類又は令第三百四十九條第三項に規定する住所等変更確認書類」とあるのは「いずれか」と、同項第一号中「法人番号（その者が個人である場合には、その変更をした後の氏名及び住所）」とする。

第十三条 新規規則第八十一条の三十六第六項（先物取引の差金等決済をする者の告知）の規定は、取引日以後に提出する同項に規定する届出書について適用し、施行日前に提出した旧規則第八十一条の三十六第五項（先物取引の差金等決済をする者の告知）に規定する届出書については、なお従前の例による。

第十四条 新規規則第八十一条の三十九第三項（金地金等の譲渡の対価の受領者の申請により作成する帳簿の記載事項等）の規定は、施行日以後に提出する同項に規定する届出書について適用し、施行日前に提出した旧規則第八十一条の三十九第二項（金地金等の譲渡の対価の受領者の申請により作成する帳簿の記載事項等）に規定する届出書については、なお従前の例による。

第十五条 新規規則第八十二条第一項（利子等の支払調書）及び第八十三条第一項（配当等の支払調書）の規定は、新法第二百二十五条第一項（支払調書）に規定する支払の確定した日が令和二年一月一日以後である新規規則第八十二条第一項に規定する配当等について適用し、旧法第二百二十五条第一項（支払調書）に規定する支払の確定した日が同年一月一日前である旧規則第八十二条第一項（利子等の支払調書）に規定する配当等については、なお従前の例による。

る場合に該当することとなつた場合には、当該書類又は令第三百五十條の四第三項に規定する住所等変更確認書類」とあるのは「いずれか」と、同項第一号中「法人番号（その者が個人である場合には、その変更をした後の氏名及び住所）」とあるのは「個人番号又は法人番号」とする。

第十四条 新規規則第八十一条の三十九第三項（金地金等の譲渡の対価の受領者の申請により作成する帳簿の記載事項等）の規定は、施行日以後に提出する同項に規定する届出書について適用し、施行日前に提出した旧規則第八十一条の三十九第二項（金地金等の譲渡の対価の受領者の申請により作成する帳簿の記載事項等）に規定する届出書については、なお従前の例による。

第十五条 新規規則第八十二条第一項（利子等の支払調書）及び第八十三条第一項（配当等の支払調書）の規定は、新法第二百二十五条第一項（支払調書）に規定する支払の確定した日が令和二年一月一日以後である新規規則第八十二条第一項に規定する配当等について適用し、旧法第二百二十五条第一項（支払調書）に規定する支払の確定した日が同年一月一日前である旧規則第八十二条第一項（利子等の支払調書）に規定する配当等については、なお従前の例による。

第十六条 新規規則表第二（四）に定める書式は、施行日以後に提出する新規規則第十五条（非課税貯蓄申告書等の書式）に規定する申告書について適用し、施行日前に提出した旧規則第十五条（非課税貯蓄申告書等の書式）に規定する申告書については、なお従前の例による。

第十七条 新規規則表第三（一）及び別表第三（二）に定める書式は、令和二年一月一日以後に新法第二百二十条（源泉徴収に係る所得税の納付手続）の規定により添付する同条に規定する計算書について適用し、同日前に旧法第二百二十条（源泉徴収に係る所得税の納付手続）の規定により添付した同条に規定する計算書については、なお従前の例による。

第十八条 新規規則表第五（二十八）に定める書式は、平成三十一年一月一日以後に新法第二百二十五条第一項（支払調書及び支払通知書）の規定により提出する同項に規定する調書について適用し、同日前に旧法第二百二十五条第一項（支払調書及び支払通知書）の規定により提出した同項に規定する調書については、なお従前の例による。

第十九条 新規規則表第六（一）に定める書式は、令和二年一月一日以後に支払うべき新法第二百二十六条第一項（源泉徴収票）に規定する給与等につき同項の規定により提出し、又は同項若しくは同条第四項ただし書の規定により交付した同条第一項に規定する源泉徴収票については、なお従前の例による。

は源泉徴収票に、新規規則表第二（四）、別表第三（一）、別表第三（二）、別表第三（四）、別表第五（二十八）及び別表第六（一）に準じて、記載したものをもってこれに代えることができる。

附則（平成三十一年三月二十九日財務省令第六号）抄

第一条 この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中所得税法施行規則第四十条の十の二の改正規定、同令第五十三條第一項第三号の改正規定、同令第七十二條の四第一項の改正規定、同令第七十七條の二第一項及び第七十七條の三第一項の改正規定、同令第七十七條の四の改正規定、同令第七十七條の五の改正規定、同令第七十七條の六の改正規定、同令第八十二条第一項第五号の改正規定、同令第八十三条第一項の改正規定、同令第九十四条の二の改正規定、同令別表第三（二）の改正規定、同令別表第三（四）の改正規定（同表の備考25に係る部分を除く。）、同令別表第五（一）の改正規定、同令別表第五（三）の改正規定、同令別表第五（五）の改正規定、同令別表第五（六）の改正規定、同令別表第五（七）の表の備考2（7）の改正規定並びに同令別表第六（三）の改正規定並びに附則第六條第二項の規定、令和二年一月一日

二 第二条中所得税法施行規則の一部を改正する省令（平成二十六年財務省令第五十三号）の附則に一条を加える改正規定、令和二年四月一日

三 第一条中所得税法施行規則表第五（二十八）の改正規定及び同令別表第五（二十九）の改正規定、中小企業等の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等の一部を改正する法律（平成三十一年法律第...号）の施行の日

第二条 第一条の規定による改正後の所得税法施行規則（以下「新規規則」という。）第十九條の四第一項の規定は、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行われる合併及び分割型分割について適用し、施行日前に行われた合併及び分割型分割については、なお従前の例による。

(確定申告書の記載事項に関する経過措置)
第三条 所得税法等の一部を改正する法律(平成三十一年法律第六号。以下「改正法」という)附則第六条第一項の規定により読み替え適用される改正法第一条の規定による改正後の所得税法(以下「新法」という)第二百二十二条第一項に規定する財務省令で定める事項は、新規則第四十七条第一項に規定する事項とする。

2 改正法附則第六条第一項の規定により読み替えて適用される新法第二百二十二条第一項後段の規定による同項の申告書の記載は、新規則第四十七条第二項に規定する記載とする。
3 新規則第四十七條第三項(第六号に係る部分に限る。)(新規則第六十七條において準用する場合を含む。)の規定は、施行日以後に令和元年分(平成三十一年一月一日から令和元年十二月三十一日までの期間に係る年分をいう。以下同じ。)以後の所得税に係る確定申告書を提出する場合について適用し、施行日前に確定申告書を提出した場合及び施行日以後に平成三十年分以前の所得税に係る確定申告書を提出する場合については、なお従前の例による。

4 新規則第四十八條第二項(新規則第六十七條において準用する場合を含む。)の規定は、施行日以後に令和元年分以後の所得税に係る確定申告書を提出する場合について適用する。(還付を受ける場合の源泉徴収税額等の明細書の記載事項に関する経過措置)
第四条 新規則第五十三條第二項の規定は、令和元年分以後の所得税について適用し、平成三十年分以前の所得税については、なお従前の例による。(決算に関する経過措置)
第五条 新規則第六十條の規定は、令和元年分以後の所得税について適用し、平成三十年分以前の所得税については、なお従前の例による。(書式に関する経過措置)
第六条 新規則別表第六(一)に定める書式は、施行日以後に支払うべき新法第二百二十六条第一項に規定する給与等につき同項の規定により提出し、又は同項若しくは同条第四項ただし書の規定により交付する同条第一項に規定する源泉徴収票について適用し、施行日前に支払うべき改正法第一条の規定による改正前の所得税法(以下「旧法」という)第二百二十六条第一項に規定する給与等につき同項の規定により提出し、又は同項若しくは同条第四項ただし書の規

定により交付した同条第一項に規定する源泉徴収票については、なお従前の例による。
2 新規則第九十四條の二第一項の規定及び別規則別表第六(二)に定める書式は、令和二年一月一日以後に支払うべき新法第二百二十六条第三項に規定する公的年金等につき同項の規定により提出し、又は同項若しくは同条第四項ただし書の規定により交付する同条第三項に規定する源泉徴収票について適用し、同日前に支払うべき旧法第二百二十六条第三項に規定する公的年金等につき同項の規定により提出し、又は同項若しくは同条第四項ただし書の規定により交付した同条第三項に規定する源泉徴収票については、なお従前の例による。
3 前二項に規定する書式は、当分の間、第一条の規定による改正前の所得税法施行規則の相当の規定に定める源泉徴収票に、新規則別表第六(一)及び別表第六(二)に準じて、記載したものをもってこれに代えることができる。
附則(令和元年五月七日財務省令第一号)抄
1 この省令は、公布の日から施行する。(施行期日)
2 この省令の施行の際、現に存する改正前の様式又は書式による用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。
附則(令和元年六月二十八日財務省令第一三号)抄
この省令は、令和元年七月一日から施行する。
附則(令和元年九月三日財務省令第二七号)
1 この省令は、令和元年十月一日から施行する。(施行期日)
2 改正後の所得税法施行規則第三十六條の五第二項の規定は、個人がこの省令の施行の日以後にする所得税法施行令第六十七條の三第一項第一号、第二項第一号又は第四項に規定する料金の支出について適用し、個人が同日前にしたこれらの規定に規定する料金の支出については、なお従前の例による。
附則(令和元年十一月二十九日財務省令第三四号)
この省令は、道路交通法の一部を改正する法律(令和元年法律第二十号)附則第一条第二号

に掲げる規定の施行の日(令和元年十二月一日)から施行する。
附則(令和元年二月十三日財務省令第三六号)抄
第一条 この省令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日(令和元年十二月十六日)から施行する。
附則(令和二年三月三十一日財務省令第一一号)抄
第一条 この省令は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 第七十四條第一項第四号の改正規定、第九十四條の二第一項第五号の改正規定及び別表第六(三)の改正規定(同表の備考2(10)に係る部分を除く。並びに附則第二十七條及び第二十九條第一項並びに第三十條第一項及び第五(二十八)の表の備考2(12)の改正規定 令和三年四月一日)
二 第三十九條の二の改正規定、第四十條の改正規定、第四十條の十六の次に一条を加える改正規定、第四十七條第三項第三号の改正規定、同項第十五号の改正規定、第四十七條の二第二項第一号イの改正規定、同項第三号の改正規定、同条第九項の改正規定、第四十七條の三第一項の改正規定、第四十八條第一項第三号の改正規定、第五十三條第一項の改正規定、第五十六條第二項の改正規定、第六十九條第一項第二号の改正規定、第七十一條第六項の改正規定及び第七十二条の改正規定並びに次条から附則第七条までの規定 令和四年一月一日
四 第四十七條第三項第二十一号の改正規定、第四十七條の二の改正規定(同条第三項第一号イに係る部分、同項第三号に係る部分及び同条第九項に係る部分を除く。)、第七十三條の二の改正規定、第七十四條の二の改正規定、第七十四條の四の改正規定、第七十七條の五の改正規定、第九十三條第一項第六号イの改正規定、第九十四條の二第一項第七号イ

の改正規定、別表第六(一)の表の備考2(16)の改正規定並びに別表第六(三)の表の備考2(10)の改正規定並びに附則第二十八條第一項、第二十九條第二項並びに第三十條第二項及び第五項の規定 令和五年一月一日
五 第四十七條第三項第六号の改正規定、第六十條第二項及び第三項の改正規定、第九十條の五の改正規定並びに別表第五(三十一)の改正規定 情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第二十八号)の施行の日
第二条 改正後の所得税法施行規則(以下「新規則」という)第四十七條第三項(第三号に係る部分に限る。)(新規則第六十七條において準用する場合を含む。)の規定は、令和四年一月一日以後に令和三年分以後の所得税に係る確定申告書を提出する場合について適用し、同日前に確定申告書を提出した場合及び同日以後に令和二年分以前の所得税に係る確定申告書を提出する場合については、なお従前の例による。
第三条 新規則第四十七條の二第三項(第一号に係る部分に限る。)(新規則第六十七條において準用する場合を含む。)の規定は、令和四年一月一日以後に令和三年分以後の所得税に係る確定申告書を提出する場合について適用し、同日前に確定申告書を提出した場合及び同日以後に令和二年分以前の所得税に係る確定申告書を提出する場合については、なお従前の例による。
第四条 新規則第四十八條第一項(第三号に係る部分に限る。)(新規則第六十七條において準用する場合を含む。)の規定は、令和四年一月一日以後に令和三年分以後の所得税に係る確定申告書を提出した場合及び同日以後に令和二年分以前の所得税に係る確定申告書を提出した場合及び同日以後に令和

の改正規定、別表第六(一)の表の備考2(16)の改正規定並びに別表第六(三)の表の備考2(10)の改正規定並びに附則第二十八條第一項、第二十九條第二項並びに第三十條第二項及び第五項の規定 令和五年一月一日
五 第四十七條第三項第六号の改正規定、第六十條第二項及び第三項の改正規定、第九十條の五の改正規定並びに別表第五(三十一)の改正規定 情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第二十八号)の施行の日
第二条 改正後の所得税法施行規則(以下「新規則」という)第四十七條第三項(第三号に係る部分に限る。)(新規則第六十七條において準用する場合を含む。)の規定は、令和四年一月一日以後に令和三年分以後の所得税に係る確定申告書を提出する場合について適用し、同日前に確定申告書を提出した場合及び同日以後に令和二年分以前の所得税に係る確定申告書を提出する場合については、なお従前の例による。
第三条 新規則第四十七條の二第三項(第一号に係る部分に限る。)(新規則第六十七條において準用する場合を含む。)の規定は、令和四年一月一日以後に令和三年分以後の所得税に係る確定申告書を提出した場合について適用し、同日前に確定申告書を提出した場合及び同日以後に令和二年分以前の所得税に係る確定申告書を提出する場合については、なお従前の例による。
第四条 新規則第四十八條第一項(第三号に係る部分に限る。)(新規則第六十七條において準用する場合を含む。)の規定は、令和四年一月一日以後に令和三年分以後の所得税に係る確定申告書を提出した場合及び同日以後に令和

の改正規定、別表第六(一)の表の備考2(16)の改正規定並びに別表第六(三)の表の備考2(10)の改正規定並びに附則第二十八條第一項、第二十九條第二項並びに第三十條第二項及び第五項の規定 令和五年一月一日
五 第四十七條第三項第六号の改正規定、第六十條第二項及び第三項の改正規定、第九十條の五の改正規定並びに別表第五(三十一)の改正規定 情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第二十八号)の施行の日
第二条 改正後の所得税法施行規則(以下「新規則」という)第四十七條第三項(第三号に係る部分に限る。)(新規則第六十七條において準用する場合を含む。)の規定は、令和四年一月一日以後に令和三年分以後の所得税に係る確定申告書を提出する場合について適用し、同日前に確定申告書を提出した場合及び同日以後に令和二年分以前の所得税に係る確定申告書を提出する場合については、なお従前の例による。
第三条 新規則第四十七條の二第三項(第一号に係る部分に限る。)(新規則第六十七條において準用する場合を含む。)の規定は、令和四年一月一日以後に令和三年分以後の所得税に係る確定申告書を提出した場合について適用し、同日前に確定申告書を提出した場合及び同日以後に令和二年分以前の所得税に係る確定申告書を提出する場合については、なお従前の例による。
第四条 新規則第四十八條第一項(第三号に係る部分に限る。)(新規則第六十七條において準用する場合を含む。)の規定は、令和四年一月一日以後に令和三年分以後の所得税に係る確定申告書を提出した場合及び同日以後に令和

二年分以前の所得税に係る確定申告書を提出する場合については、なお従前の例による。
(還付を受ける場合の源泉徴収税額等の明細書の記載事項に関する経過措置)

第五条 新規則第五十三条第一項の規定は、令和四年一月一日以後に令和三年分以後の所得税に係る確定申告書を提出する場合について適用し、同日前に確定申告書を提出した場合及び同日以後に令和二年分以前の所得税に係る確定申告書を提出する場合については、なお従前の例による。
(給与等につき源泉徴収を受けない場合の申告書の記載事項に関する経過措置)

第六条 新規則第六十九條第一項(第二号に係る部分に限る。)の規定は、令和四年一月一日以後に令和三年分以後の申告書(所得税法第七十二条第一項の規定による申告書をいう。以下この条において同じ。)を提出する場合について適用し、同日前に申告書を提出した場合及び同日以後に令和二年分以前の申告書を提出する場合については、なお従前の例による。
(退職所得の選択課税による還付のための申告書への添附書類に関する経過措置)

第七条 新規則第七十一条第一項の規定は、令和四年一月一日以後に令和三年分以後の申告書(所得税法第七十三条第一項の規定による申告書をいう。以下この条において同じ。)を提出する場合について適用し、同日前に申告書を提出した場合及び同日以後に令和二年分以前の申告書を提出する場合については、なお従前の例による。
(給与所得に係る源泉徴収に関する経過措置)

第八条 所得税法等の一部を改正する法律(令和二年法律第八号。以下「改正法」という。)附則第八條第三項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
一 改正法附則第八條第三項の規定による申告書を提出する者の氏名及び住所
二 改正法附則第八條第三項に規定する給与等の支払者の氏名又は名称
三 その他参考となるべき事項
2 改正法附則第八條第四項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
一 改正法附則第八條第四項の規定による申告書を提出する者の氏名及び住所
二 改正法附則第八條第四項に規定する給与等の支払者の氏名又は名称

三 その他参考となるべき事項
(貯蓄取扱機関等の営業所の長に提示する書類の範囲等に関する経過措置)

第九条 新規則第八十一条の第六項の規定は、この省令の施行の日(以下「施行日」という。)以後に所得税法施行令及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の施行に関する政令の一部を改正する政令(令和二年政令第一百十一号)第一条の規定による改正後の所得税法施行令(以下「新令」という。)第三百三十六條第一項から第三項までの規定による告知をする場合について適用する。
(利子等の受領者の申請により作成する帳簿の記載事項に関する経過措置)

第十条 新規則第八十一条の第七項の規定は、施行日以後に提出する同項に規定する届出書について適用し、施行日前に提出した改正前の所得税法施行規則(以下「旧規則」という。)第八十一条の第七項に規定する届出書については、なお従前の例による。
(無記名公社債の利子等の受領者の告知書の記載事項等に関する経過措置)

第十一条 新規則第八十一条の第九項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき同項に規定する無記名公社債等の同項に規定する利子等について適用し、施行日前に支払を受けるべき旧規則第八十一条の第九項に規定する無記名公社債等の同項に規定する利子等については、なお従前の例による。
(無記名公社債に係る貯蓄取扱機関等の営業所の長に提示する書類の範囲に関する経過措置)

第十二条 新規則第八十一条の十の規定により読み替えて適用する新規則第八十一条の第六項の規定は、施行日以後に新令第三百三十九條第一項に規定する告知書の提出若しくは同条第三項の規定による告知書の提出をする場合について適用する。
(無記名公社債の利子等の受領者の申請により作成する帳簿の記載事項に関する経過措置)

第十三条 新規則第八十一条の十一第四項の規定は、施行日以後に提出する同項に規定する届出書について適用し、施行日前に提出した旧規則第八十一条の十一第四項に規定する届出書については、なお従前の例による。
(無記名公社債の利子等の支払の取扱者等の確認事項の記録及び帳簿書類の保存等に関する経過措置)

第十四条 新規則第八十一条の十二第一項において準用する新規則第八十一条の第六項の規定

は、施行日以後に新令第三百三十九條第一項に規定する告知書の提出若しくは同条第三項の規定による告知書の提出又は同条第四項に規定する書類の提出をする場合について適用する。
(譲渡性預金の譲渡等に関する告知書に関する経過措置)

第十五条 新規則第八十一条の十七第二項の規定により読み替えて適用する新規則第八十一条の第六項の規定は、施行日以後に行われる所得税法第二百二十四條の二に規定する譲渡性預金の譲渡又は譲受けについては、なお従前の例による。
2 新規則第八十一条の十七第三項の規定は、施行日以後に行われる所得税法第二百二十四條の二に規定する譲渡性預金の譲渡又は譲受けについて適用する。

3 新規則第八十一条の十七第六項の規定は、施行日以後に行われる所得税法第二百二十四條の二に規定する譲渡性預金の譲渡又は譲受けについて適用し、施行日前に行われた当該譲渡性預金の譲渡又は譲受けについては、なお従前の例による。
(株式等の譲渡の対価の支払者に提示する書類の範囲等に関する経過措置)

第十六条 新規則第八十一条の二十第一項において準用する新規則第八十一条の六第五項の規定は、施行日以後に新令第三百四十二條の規定による告知をする場合について適用する。
(株式等の譲渡の対価の受領者の申請により作成する帳簿の記載事項等に関する経過措置)

第十七条 新規則第八十一条の二十一第三項の規定は、施行日以後に提出する同項に規定する届出書について適用し、施行日前に提出した旧規則第八十一条の二十一第三項に規定する届出書については、なお従前の例による。
(交付金銭等の交付者に提示する書類の範囲等に関する経過措置)

第十八条 新規則第八十一条の二十五第一項において準用する新規則第八十一条の六第五項の規定は、施行日以後に新令第三百四十五條第三項の規定による告知をする場合について適用する。
(交付金銭等の受領者の申請により作成する帳簿の記載事項等に関する経過措置)

第十九条 新規則第八十一条の二十六において準用する新規則第八十一条の二十一第三項の規定は、施行日以後に提出する同項に規定する届出書について適用し、施行日前に提出した旧規則

第八十一条の二十六において準用する旧規則第八十一条の二十一第三項に規定する届出書については、なお従前の例による。
(償還金等の交付者に提示する書類の範囲等に関する経過措置)

第二十条 新規則第八十一条の二十九第一項において準用する新規則第八十一条の六第五項の規定は、施行日以後に新令第三百四十六條第三項の規定による告知をする場合について適用する。
(償還金等の受領者の申請により作成する帳簿の記載事項等に関する経過措置)

第二十一条 新規則第八十一条の三十において準用する新規則第八十一条の二十一第三項の規定は、施行日以後に提出する同項に規定する届出書について適用し、施行日前に提出した旧規則第八十一条の三十において準用する旧規則第八十一条の二十一第三項に規定する届出書については、なお従前の例による。
(信託受益権の譲渡の対価の支払者に提示する書類の範囲等に関する経過措置)

第二十二条 新規則第八十一条の三十三第一項において準用する新規則第八十一条の六第五項の規定は、施行日以後に新令第三百四十八條の規定による告知をする場合について適用する。
(信託受益権の譲渡の対価の受領者の申請により作成する帳簿の記載事項等に関する経過措置)

第二十三条 新規則第八十一条の三十四第三項の規定は、施行日以後に提出する同項に規定する届出書について適用し、施行日前に提出した旧規則第八十一条の三十四第三項に規定する届出書については、なお従前の例による。
(先物取引の差金等決済をする者の告知に関する経過措置)

第二十四条 新規則第八十一条の三十六第二項において準用する新規則第八十一条の六第五項の規定は、施行日以後に新令第三百五十條の三の規定による告知をする場合について適用する。
2 新規則第八十一条の三十六第六項の規定は、施行日以後に提出する同項に規定する届出書について適用し、施行日前に提出した旧規則第八十一条の三十六第六項に規定する届出書については、なお従前の例による。
(金地金等の譲渡の対価の支払者に提示する書類の範囲等に関する経過措置)

第二十五条 新規則第八十一条の三十八第一項において準用する新規則第八十一条の六第五項の

規定は、施行日以後に新令第三百五十条の八の規定による告知をする場合について適用する。
(金地金等の譲渡の対価の受領者の申請により作成する帳簿の記載事項等に関する経過措置)

第二十六条 新規則第八十一条の三十九第三項の規定は、施行日以後に提出する同項に規定する届出書について適用し、施行日前に提出した旧規則第八十一条の三十九第三項に規定する届出書については、なお従前の例による。
(先物取引に関する支払調書に関する経過措置)

第二十七条 新規則第九十条の五(第三号に係る部分に限る。)の規定は、同号に規定する暗号資産デリバティブ取引の同条に規定する差金等決済で令和三年一月一日以後に行われるものについて適用する。
(給与等の源泉徴収票に関する経過措置)

第二十八条 新規則第九十三条第一項(第六号に係る部分に限る。)の規定は、令和五年一月一日以後に支払うべき同項に規定する給与等について適用し、同日前に支払うべき旧規則第九十三条第一項に規定する給与等については、なお従前の例による。
2 新規則第九十三条第一項(第九号に係る部分に限る。)の規定は、令和二年中に支払うべき同項に規定する給与等でその最後に支払をする日が施行日以後であるものについて適用し、同年中に支払うべき旧規則第九十三条第一項に規定する給与等でその最後に支払をする日が施行日前であるものについては、なお従前の例による。

3 令和二年中に支払うべき新規則第九十三条第一項に規定する給与等でその最後に支払をする日が施行日以後であるものであって改正法第一条の規定による改正後の所得税法(以下「新法」という。)第九十条の規定の適用を受けないものについては、同項の規定の適用については、同項第九号中「寡婦、ひとり親」とあるのは、「所得税法等の一部を改正する法律(令和二年法律第八号。以下「改正法」という。))第十五条の規定による改正前の租税特別措置法第四十一条の十七第一項(寡婦控除の特例)の規定に該当する寡婦若しくはその他の改正法第一条の規定による改正前の法第二条第一項第三十号(定義)に規定する寡婦、同項第三十一号に規定する寡夫」とする。

第二十九条 新規則第九十四条の二第一項(第五号に係る部分に限る。)の規定は、令和三年一月一日以後に支払うべき同項に規定する公的年金等について適用し、同日前に支払うべき旧規則第九十四条の二第一項に規定する公的年金等については、なお従前の例による。
2 新規則第九十四条の二第一項(第七号に係る部分に限る。)の規定は、令和五年一月一日以後に支払うべき同項に規定する公的年金等について適用し、同日前に支払うべき旧規則第九十四条の二第一項に規定する公的年金等については、なお従前の例による。
第三十条 新規則別表第五(三十一)に定める書式は、令和三年一月一日以後に所得税法第二百二十五条第一項の規定により提出する同項に規定する調書については、なお従前の例による。

月一日以後に支払うべき同項に規定する公的年金等について適用し、同日前に支払うべき旧規則第九十四条の二第一項に規定する公的年金等については、なお従前の例による。
2 新規則第九十四条の二第一項(第七号に係る部分に限る。)の規定は、令和五年一月一日以後に支払うべき同項に規定する公的年金等について適用し、同日前に支払うべき旧規則第九十四条の二第一項に規定する公的年金等については、なお従前の例による。
(書式に関する経過措置)

第三十条 新規則別表第五(三十一)に定める書式は、令和三年一月一日以後に所得税法第二百二十五条第一項の規定により提出する同項に規定する調書については、なお従前の例による。

2 新規則別表第六(一)(同表の備考2(16)に係る部分に限る。)に定める書式は、令和五年一月一日以後に支払うべき所得税法第二百二十六条第一項に規定する給与等について同項の規定により提出し、又は同項若しくは同条第四項ただし書の規定により交付した当該源泉徴収票については、なお従前の例による。

3 新規則別表第六(一)(同表の備考2(17)に係る部分に限る。)に定める書式は、令和二年中に支払うべき所得税法第二百二十六条第一項に規定する給与等でその最後に支払をする日が施行日以後であるものについて同項の規定により提出し、又は同項若しくは同条第四項ただし書の規定により交付する同条第四項に規定する源泉徴収票について適用し、同日前に支払うべき当該給与等について同項の規定により提出し、又は同項若しくは同条第四項ただし書の規定により交付した当該源泉徴収票については、なお従前の例による。

4 新規則別表第六(三)(同表の表及び同表の備考2(5)に係る部分に限る。)に定める書式は、令和三年一月一日以後に支払うべき所得税法第二百二十六条第三項に規定する公的年金等について同項の規定により提出し、又は同項若しくは同条第四項ただし書の規定により交付する同条第三項に規定する源泉徴収票については、なお従前の例による。

適用し、同日前に支払うべき当該公的年金等については、なお従前の例による。又は同項若しくは同条第四項ただし書の規定により交付した当該源泉徴収票については、なお従前の例による。

5 新規則別表第六(三)(同表の備考2(10)に係る部分に限る。)に定める書式は、令和五年一月一日以後に支払うべき所得税法第二百二十六条第三項に規定する公的年金等について同項の規定により提出し、又は同項若しくは同条第四項ただし書の規定により交付する同条第三項に規定する源泉徴収票について適用し、同日前に支払うべき当該公的年金等について同項の規定により提出し、又は同項若しくは同条第四項ただし書の規定により交付した当該源泉徴収票については、なお従前の例による。

6 前各項に規定する書式は、当分の間、旧規則の相当の規定に定める調書又は源泉徴収票に、新規則別表第五(三十一)、別表第六(一)及び別表第六(三)に準じて、記載したものをもってこれに代えることができる。

7 令和二年中に支払うべき所得税法第二百二十六条第一項に規定する給与等でその最後に支払をする日が施行日以後であるものであって新法第九十条の規定の適用を受けないものにつき同項の規定により提出し、又は同項若しくは所得税法第二百二十六条第四項ただし書の規定により交付する同条第一項に規定する源泉徴収票については、同表の備考2(17)(ハ)中「寡婦、ひとり親」とあるのは、「所得税法等の一部を改正する法律(令和二年法律第八号。以下「改正法」という。))第15条の規定による改正前の租税特別措置法第41条の17第1項の規定に該当する寡婦若しくはその他の改正法第一条の規定による改正前の法第二条第1項第30号に規定する寡婦、同項第31号に規定する寡夫」とする。

附則(令和二年五月一日財務省令第四六号)抄
1 この省令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第十六号。以下「改正法」という。)附則第一条第十六号に掲げる規定の施行の日(令和二年五月二十五日)から施行する。
(経過措置)
3 通知カード所持者が施行日以後に提示する当該通知カード所持者に係る通知カード及び所得税法施行令(昭和四十年政令第九十六号)第四十一条の二第二項又は所得税法施行規則第八十一条の六第二項に規定する住所等確認書類に係る第二条の規定による改正前の所得税法施行規則第七條第四項及び第八十一条の六第一項(同令第八十一条の十及び第八十一条の十七第二項の規定により読み替えて適用する場合並びに同令第八十一条の二十第一項、第八十一条の二十五第一項、第八十一条の二十九第一項、第八十一条の三十三第一項、第八十一条の三十六第二項及び第八十一条の三十八第一項並びに第一条の規定による改正前の租税特別措置法施行規則第三条の十七第七項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、なお従前の例による。

通知カード所持者が施行日以前に当該事項に変更があったものが、改正法第四条の規定による改正前の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第七條第四項後段(同条第五項後段において準用する場合を含む。)の規定による措置を受けていない場合には、前三項の規定は、適用しない。

附則(令和二年六月三〇日財務省令第五六号)抄
第一条 この省令は、令和四年四月一日から施行する。
(施行期日)
第十五条 第五條の規定による改正後の所得税法施行規則別表第五(七)に定める書式の適用については、次に定めるところによる。

一 改正法第五条の規定による改正後の所得税法施行令(昭和四十年政令第九十六号)以下この条において「新所得税法施行令」という。第六十一条第二項第一号の合併に係る同条第六項第五号に規定する被合併法人の当該合併の日前日の属する事業年度が連結事業年度(旧法人税法第十五条の二第二項に規定する連結事業年度をいう。以下この条にお

一 改正法第五条の規定による改正後の所得税法施行令(昭和四十年政令第九十六号)以下この条において「新所得税法施行令」という。第六十一条第二項第一号の合併に係る同条第六項第五号に規定する被合併法人の当該合併の日前日の属する事業年度が連結事業年度(旧法人税法第十五条の二第二項に規定する連結事業年度をいう。以下この条にお

いて同じ。)である場合には、当該事業年度終了の時の連結個別資本等の額(旧法人税法第二条第十七号の二に規定する連結個別資本等の額をいう。以下この条において同じ。)を新所得税法施行令第六十一条第二項第一号の資本等の額とみなす。

二 新所得税法施行令第六十一条第二項第二号の分割型分割に係る同条第六項第六号に規定する分割法人、同条第二項第三号の株式分割に係る同条第六項第九号に規定する現物分配法人若しくは同条第二項第四号に規定する払戻し等に係る当該払戻し等を行った法人(以下この号において「払戻し法人」という。)の当該分割型分割、株式分配若しくは払戻し等の日の属する事業年度又はその前事業年度が連結事業年度である場合には当該分割型分割、現物分配法人又は払戻し法人の連結個別資本等の額及び改正令第五条の規定による改正前の所得税法施行令(以下この号において「旧所得税法施行令」という。)第六十一条第二項第二号に規定する連結個別利益積立金額を当該分割型分割、現物分配法人又は払戻し法人の資本等の額(新法人税法第二条第六号に規定する資本等の額をいう。次号において同じ。)及び新所得税法施行令第六十一条第二項第二号に規定する利益積立金額と、当該分割型分割、株式分配又は払戻し等の日以前六月以内に旧所得税法施行令第六十一条第二項第二号に規定する連結中間申告書を提出し、かつ、その提出の日から当該分割型分割、株式分配又は払戻し等の日までの間に法人税法第二条第三十一号に規定する確定申告書又は旧法人税法第二条第三十二号に規定する連結確定申告書を提出していなかった場合には当該連結中間申告書に係る旧法人税法第八十一号の二十第一項に規定する期間を新所得税法施行令第六十一条第二項第二号に規定する前事業年度と、それぞれみなす。

三 新所得税法施行令第六十一条第二項第六号に規定する自己株式の取得等に係る当該自己株式の取得等をした法人の当該自己株式の取得等の日の属する事業年度が連結事業年度である場合には、当該自己株式の取得等の直前の連結個別資本等の額を当該直前の資本等の額とみなす。

附則(令和二年七月八日財務省令第五九号)

この省令は、令和二年十二月一日から施行する。

附則(令和三年三月三十一日財務省令第一五号)抄

(施行期日)

第一条 この省令は、令和三年四月一日から施行する。ただし、第十八条の三第一項第一号の改正規定、第四十七條第三項の改正規定、第四十七條の四の次に一條を加える改正規定、第四十九條第一項第三号の改正規定、第七十七條第一項の改正規定、第九十四條第一項第五号の改正規定、第九十七條の四の改正規定及び別表第六(二)の改正規定(同表の備考2(8)に係る部分を除く。)並びに附則第四条第三項の規定は、令和四年一月一日から施行する。(障害者等に該当する旨を証する書類の範囲等に関する経過措置)

第二条 改正後の所得税法施行規則(以下「新規規則」という。)第七條第一項第七号(租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令(令和三年財務省令第二十一号)第一條の規定による改正後の租税特別措置法施行規則(昭和三十三年大蔵省令第十五号)第二條の五第一項において準用する場合を含む。)の規定は、この省令の施行の日(以下「施行日」という。)以後に所得税法等の一部を改正する法律(令和三年法律第十一号。以下この項において「改正法」という。)第一條の規定による改正後の所得税法(以下「新法」という。)第十條第二項の規定による同項の非課税貯蓄申込書の提出、同条第五項の規定による告知、所得税法施行令の一部を改正する政令(令和三年政令百十三号。以下この項において「改正令」という。)による改正後の所得税法施行令(以下この項において「新令」という。)第四十七條第二項の規定による同項の非課税貯蓄相続申込書の提出、改正法第七條の規定による改正後の租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)第四條第二項において準用する新法第十條第二項の規定による同項の特別非課税貯蓄申込書の提出、同条第五項の規定による告知又は租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令(令和三年政令百十九号。以下この項において「令和三年租税特別措置法施行令改正令」という。)第一條の規定による改正後の租税特別措置法施行令(昭和三十三年政令第四十三号。以下この項において「新租税特別措置法施行令」という。)第二條の

四第三項において準用する新令第四十七條第二項の規定による同項の特別非課税貯蓄相続申込書の提出の際に提示するこれらの規定に規定する書類及び新令第四十一條の二第五項の規定によるその写しの添付若しくは提示又は新租税特別措置法施行令第二條の四第三項において準用する新令第四十一條の二第五項の規定によるその写しの添付若しくは提示をするこれらの規定に規定する障害者等確認書類について適用し、施行日前に改正法第一條の規定による改正前の所得税法(以下「旧法」という。)第十條第二項の規定による同項の非課税貯蓄申込書の提出、同条第五項の規定による告知、改正令による改正前の所得税法施行令(以下この項において「旧令」という。)第四十七條第二項の規定による同項の非課税貯蓄相続申込書の提出、改正法第七條の規定による改正前の租税特別措置法第四條第二項において準用する旧法第十條第二項の規定による同項の特別非課税貯蓄申込書の提出、同条第五項の規定による告知又は令和三年租税特別措置法施行令改正令第一條の規定による改正前の租税特別措置法施行令(以下この項において「旧租税特別措置法施行令」という。)第一條の四第三項において準用する旧令第四十七條第二項の規定による同項の特別非課税貯蓄相続申込書の提出の際に提示したこれらの規定に規定する書類及び旧令第四十一條の二第五項の規定によるその写しの添付したこれらの規定に規定する障害者等確認書類については、なお従前の例による。

2 新規規則第七條第十項及び第十一項の規定は、施行日以後に同条第八項又は第九項に規定する提出先金融機関の営業所等に対して行う同条第八項第一号に規定する電磁的方法による同条第八項又は第九項に規定する届出書に記載すべき事項及び同条第八項に規定する書類の写しに記載されている事項の提供について適用する。(確定所得申告書に添付すべき書類等に関する経過措置)

3 新規規則第四十七條の二第三項(第一号に係る部分に限る。)の規定は、個人が施行日以後に支出する新法第七十八條第一項に規定する特定寄附金について適用し、個人が施行日前に支出した旧法第七十八條第一項に規定する特定寄附金については、なお従前の例による。

4 前三項に規定する書式は、当分の間、改正前の所得税法施行規則の相当の規定に定める申告書、申込書、調書又は源泉徴収票に、新規規則表第二(一)から別表第二(六)まで、別表第五(二十八)及び別表第六(二)に準じて、記載したものをもってこれに代えることができる。

(書式に関する経過措置)

第四条 新規規則表第二(一)から別表第二(六)までに定める書式は、施行日以後に提出する所得税法施行規則第十五條に規定する申告書又は申込書について適用し、施行日前に提出した同条に規定する申告書又は申込書については、なお従前の例による。

2 新規規則表第五(二十八)に定める書式は、施行日以後に所得税法第二百二十五條第一項の規定により提出する調書について適用し、施行日前に同項の規定により提出した調書については、なお従前の例による。

3 新規規則表第六(二)に定める書式は、令和四年一月一日以後に支払うべき所得税法第二百二十六條第二項に規定する退職手当等について同項の規定により提出し、又は同項若しくは同条第四項ただし書の規定により交付する同条第二項に規定する源泉徴収票について適用し、同日前に支払うべき当該退職手当等について同項の規定により提出し、又は同項若しくは同条第四項ただし書の規定により交付した当該源泉徴収票については、なお従前の例による。

4 前三項に規定する書式は、当分の間、改正前の所得税法施行規則の相当の規定に定める申告書、申込書、調書又は源泉徴収票に、新規規則表第二(一)から別表第二(六)まで、別表第五(二十八)及び別表第六(二)に準じて、記載したものをもってこれに代えることができる。

附則(令和三年二月二七日財務省令第八二号)抄

この省令は、戸籍法の一部を改正する法律(令和元年法律第十七号)附則第一條第四号に掲げる規定の施行の日(令和四年一月十一日)から施行する。

附則(令和四年三月三十一日財務省令第一三三号)

第一条 この省令は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第十八條の二第二号の改正規定及び第十八條の三の改正規定 令和四年五月一日
- 二 目次の改正規定(第三十四條)を「第三十四條の三」に改める部分を除く。、第一編第五章を削る改正規定、同編第四章中第十六條の三を第十七條とする改正規定、第二編第

六

一章第三節第一款の二を同節第一款の三とし、同節第一款を同節第一款の二とし、同款の前に第一款を加える改正規定及び第九十七條の四第二項の改正規定 令和五年一月一日

三 第四十條の十の二第五号の改正規定、第八十二條第一項第五号の改正規定、第八十三條の改正規定、別表第五(一)の改正規定、別表第五(三)の改正規定、別表第五(五)の改正規定、別表第五(六)の改正規定及び別表第五(七)の表の備考2(7)の改正規定 令和五年十月一日

(障害者等に該当する旨を証する書類の範囲等に関する経過措置)

第二条 国民年金手帳(年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律(令和二年法律第四十号)第二条の規定による改正前の国民年金法(昭和三十四年法律第四百一十一号)第十三条第一項に規定する国民年金手帳をいう。次条において同じ。)が年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令(令和三年厚生労働省令第百十五号)次条において「整備省令」という。)附則第六條第一項の規定により同項に規定する書類とみなされる間における所得税法施行規則第七條第二項(租税特別措置法施行規則(昭和三十三年大蔵省令第十五号)第二条の五第一項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、所得税法施行規則第七條第二項中「掲げる書類」とあるのは、「掲げる書類又は年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律(令和二年法律第四十号)第二条(国民年金法の一部改正)の規定による改正前の国民年金法(昭和三十四年法律第四百一十一号)第十三条第一項(国民年金手帳)に規定する国民年金手帳」とする。

第三条 国民年金手帳が整備省令附則第六條第一項の規定により同項に規定する書類とみなされる間における改正後の所得税法施行規則(以下「新規則」という。)第八十一條の六第二項(所得税法施行規則第八十一條の二十第一項、第八十一條の二十五第一項、第八十一條の二十九第一項、第八十二條及び第八十一條の三十八第一項並びに租税特別措置法施行規則第三條の十七第

七項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、新規則第八十一條の六第二項中「掲げる書類」とあるのは、「掲げる書類又は年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律(令和二年法律第四十号)第二条(国民年金法の一部改正)の規定による改正前の国民年金法第十三條第一項(国民年金手帳)に規定する国民年金手帳」とする。

(書式に関する経過措置)

第四条 新規則別表第五(七)(同表の備考2(7)に係る部分を除く。)及び別表第五(二十九)に定める書式は、この省令の施行の日以後に所得税法第二百二十五條第一項又は第二項の規定により提出し、又は交付するこれらの規定に規定する調書及び通知書について適用し、同日前にこれらの規定により提出し、又は交付したこれらの規定に規定する調書及び通知書については、なお従前の例による。

2 前項に規定する書式は、当分の間、改正前の所得税法施行規則の相当の規定に定める調書又は通知書に、新規則別表第五(七)及び別表第五(二十九)に準じて記載したものをもってこれに代えることができる。

附則(令和五年三月三十一日財務省令第(一)号)抄

第一条 この省令は、令和五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第四十七條の二の改正規定及び第七十三條の二の改正規定並びに附則第四條及び第七條の規定 令和六年一月一日

二 第七十五條第一項の改正規定及び附則第八條の規定 令和六年十月一日

三 第七十三條の改正規定、第七十四條の改正規定、第九十三條第一項第二号の改正規定(第百九十四條第八項)に改める部分に限る。及び同項第六号の改正規定 令和七年一月一日

四 第六十六條の改正規定及び第九十八條の改正規定並びに附則第六條及び第十三條の規定 令和八年一月一日

五 第三十六條の四第一項の改正規定、第五十五條の改正規定、第七十八條の改正規定、第九十三條第一項第二号の改正規定(及び次項第三号)を削る部分に限る。、同条第二項

の改正規定、第九十四條第二項の改正規定、第九十四條の二の改正規定、第九十五條の二の次に一条を加える改正規定及び第九十九條の改正規定並びに次条並びに附則第五條、第九條から第十一條まで及び第十四條の規定 令和九年一月一日

六 第七條の改正規定並びに附則第十六條及び第十七條の規定 デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和三年法律第三十七号)附則第一條第七号に掲げる規定(同法第四十九條の規定に限る。)の施行の日

七 第八十一條の二十第二項の改正規定、第八十一條の三十三第二項の改正規定、第九十條の四第一項の改正規定、第九十條の五の改正規定及び別表第五(三十)の表の備考1の改正規定並びに附則第十五條の規定 安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律(令和四年法律第六十一号)の施行の日(青色専従者給与に関する届出書の記載事項等に関する経過措置)

第二条 改正後の所得税法施行規則(以下「新規則」という。)第三十六條の四第一項の規定は、令和九年分以後の所得税について適用し、令和八年分以前の所得税については、なお従前の例による。

(給与等の支払者による証明等に関する経過措置)

第三条 新規則第三十六條の五第一項の規定は、この省令の施行の日(以下「施行日」という。)以後にされる同項に規定する申出に基づき同項の証明が行われる場合について適用し、施行日前にされた改正前の所得税法施行規則(以下「旧規則」という。)第三十六條の五第一項に規定する書面による申出に基づき同項の書面による証明が行われた場合については、なお従前の例による。

(確定申告書に添付すべき書類等に関する経過措置)

第四条 新規則第四十七條の二第六項第三号及び第八項第三号の規定は、令和六年分以後の所得税に係る確定申告書を提出する場合について適用する。

(青色申告承認申請書の記載事項に関する経過措置)

定は、令和九年分以後の所得税につき所得税法第百四十三條(同法第百六十六條において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の承認を受けようとする場合について適用し、令和八年分以前の所得税につき同法第百四十三條の承認を受けようとする場合については、なお従前の例による。

(青色申告をやめようとする場合の届出に関する経過措置)

第六条 新規則第六十六條(所得税法施行規則第六十七條において準用する場合を含む。)の規定は、令和八年分以後の所得税につき青色申告書の提出をやめようとする場合につき適用し、令和七年分以前の所得税につき青色申告書の提出をやめようとする場合については、なお従前の例による。

(給与所得者の扶養控除等申告書等に添付すべき書類等に関する経過措置)

第七条 新規則第七十三條の二第三項第三号及び所得税法施行規則第七十四條の四(新規則第四十七條の二第六項第三号に係る部分に限る。)の規定は、令和六年一月一日以後に支払を受けるべき所得税法第百八十三條第一項に規定する給与等について提出する同法第百九十四條第七項に規定する給与所得者の扶養控除等申告書及び同法第百九十五條の二第三項に規定する給与所得者の配偶者控除等申告書について適用する。

(給与所得者の保険料控除申告書の記載事項に関する経過措置)

第八条 新規則第七十五條第一項の規定は、令和六年十月一日以後に提出する所得税法第百九十六條第三項に規定する給与所得者の保険料控除申告書について適用し、同日前に提出した同項に規定する給与所得者の保険料控除申告書については、なお従前の例による。

(納期の特例に関する承認の申請書に関する経過措置)

第九條 新規則第七十八條の規定は、令和九年一月一日以後に支払うべき所得税法第百六十六條に規定する給与等及び退職手当等について適用し、同日前に支払うべき同条に規定する給与等及び退職手当等については、なお従前の例による。

(給与等の源泉徴収票に関する経過措置)

第十条 新規則第九十三條第二項の規定は、令和九年一月一日以後に提出すべき同条第一項に規

定は、令和九年分以後の所得税につき所得税法第百四十三條(同法第百六十六條において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の承認を受けようとする場合について適用し、令和八年分以前の所得税につき同法第百四十三條の承認を受けようとする場合については、なお従前の例による。

(青色申告をやめようとする場合の届出に関する経過措置)

定は、令和九年分以後の所得税につき所得税法第百四十三條(同法第百六十六條において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の承認を受けようとする場合について適用し、令和八年分以前の所得税につき同法第百四十三條の承認を受けようとする場合については、なお従前の例による。

(青色申告をやめようとする場合の届出に関する経過措置)

定する給与等の源泉徴収票について適用し、同日前に提出すべき旧規則第九十三条第一項に規定する給与等の源泉徴収票については、なお従前の例による。

2 令和九年一月一日以後に提出すべき新規規則第九十三条第一項に規定する源泉徴収票に係る新規規則第九十七条の四第一項の規定の適用については、同項中「枚数」とあるのは、「枚数（所得税法施行規則の一部を改正する省令（令和五年財務省令第十二号）による改正前の所得税法施行規則第九十三条第二項各号（給与等の源泉徴収票）の規定に該当する同条第一項に規定する給与等に係る別表第六（一）の表の枚数を除く。」とする。

2 令和九年一月一日以後に提出すべき新規規則第九十四条の二第一項に規定する公的年金等の源泉徴収票に係る同条第二項の規定の適用については、なお従前の例による。

2 令和九年一月一日以後に提出すべき新規規則第九十四条の二第一項に規定する源泉徴収票に係る新規規則第九十七条の四第一項の規定の適用については、同項中「枚数」とあるのは、「枚数（所得税法施行規則の一部を改正する省令（令和五年財務省令第十二号）による改正前の所得税法施行規則第九十四条の二第二項各号（公的年金等の源泉徴収票）の規定に該当する同条第一項に規定する公的年金等に係る別表第六（二）の表の枚数を除く。」とする。

2 令和九年一月一日以後に提出すべき新規規則第九十四条の二第一項に規定する源泉徴収票に係る新規規則第九十七条の四第一項の規定の適用については、同項中「枚数」とあるのは、「枚数（所得税法施行規則の一部を改正する省令（令和五年財務省令第十二号）による改正前の所得税法施行規則第九十四条の二第二項各号（公的年金等の源泉徴収票）の規定に該当する同条第一項に規定する公的年金等に係る別表第六（二）の表の枚数を除く。」とする。

2 令和九年一月一日以後に提出すべき新規規則第九十四条の二第一項に規定する源泉徴収票に係る新規規則第九十七条の四第一項の規定の適用については、同項中「枚数」とあるのは、「枚数（所得税法施行規則の一部を改正する省令（令和五年財務省令第十二号）による改正前の所得税法施行規則第九十四条の二第二項各号（公的年金等の源泉徴収票）の規定に該当する同条第一項に規定する公的年金等に係る別表第六（二）の表の枚数を除く。」とする。

2 令和九年一月一日以後に提出すべき新規規則第九十四条の二第一項に規定する源泉徴収票に係る新規規則第九十七条の四第一項の規定の適用については、同項中「枚数」とあるのは、「枚数（所得税法施行規則の一部を改正する省令（令和五年財務省令第十二号）による改正前の所得税法施行規則第九十四条の二第二項各号（公的年金等の源泉徴収票）の規定に該当する同条第一項に規定する公的年金等に係る別表第六（二）の表の枚数を除く。」とする。

2 令和九年一月一日以後に提出すべき新規規則第九十四条の二第一項に規定する源泉徴収票に係る新規規則第九十七条の四第一項の規定の適用については、同項中「枚数」とあるのは、「枚数（所得税法施行規則の一部を改正する省令（令和五年財務省令第十二号）による改正前の所得税法施行規則第九十四条の二第二項各号（公的年金等の源泉徴収票）の規定に該当する同条第一項に規定する公的年金等に係る別表第六（二）の表の枚数を除く。」とする。

2 令和九年一月一日以後に提出すべき新規規則第九十四条の二第一項に規定する源泉徴収票に係る新規規則第九十七条の四第一項の規定の適用については、同項中「枚数」とあるのは、「枚数（所得税法施行規則の一部を改正する省令（令和五年財務省令第十二号）による改正前の所得税法施行規則第九十四条の二第二項各号（公的年金等の源泉徴収票）の規定に該当する同条第一項に規定する公的年金等に係る別表第六（二）の表の枚数を除く。」とする。

（給与等の支払をする事務所の開設等の届出に
関する経過措置）
第十四条 新規規則第九十九条（第四号に係る部分に限る。）の規定は、令和九年一月一日以後に生ずる新法第二百三十条に規定する事実について適用し、同日前に生じた旧法第二百三十条に規定する事実については、なお従前の例による。

（信託受益権の譲渡の対価の支払調書の書式に関する経過措置）
第十五条 新規規則第五（三十）に定める書式は、附則第一条第七号に定める日以後に所得税法第二百二十五条第一項の規定により提出する同項に規定する調書について適用し、同日前に同項の規定により提出した同項に規定する調書については、なお従前の例による。

2 前項に規定する書式は、当分の間、旧規則の相当の規定に定める調書に、新規規則第五（三十）に準じて、記載したのもをもってこれに代えることができる。

附則（令和六年三月三〇日財務省令第一四号）抄
第一条 この省令は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第四十六条の改正規定、第四十七条第三項の改正規定、第四十八条第一項第四号の改正規定、第九十三条第一項の改正規定、第九十四条の二第一項の改正規定、別表第六（一）の改正規定（同表の備考2（17）（チ）及び（リ）に係る部分を除く。）及び別表第六（三）の改正規定並びに附則第五条、第六条、第八条及び第十条の規定 令和六年六月一日

二 第七十二条第二項の改正規定 令和六年十二月二日

三 第四百四条（見出しを含む。）の改正規定 令和八年九月一日

四 第十六条第二項第一号の改正規定、第十六条の二第二項第一号の改正規定、第九十六条第一項第七号ハの改正規定及び別表第七（一）の表の備考2（9）へ（i i i）の改正規定並びに附則第七条並びに第九条第二項及び第四項の規定 公益信託に関する法律（令和六年法律第 号）の施行の日

五 第七十七条の四第七項の改正規定 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の

の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第十六号）附則第一条第十号に掲げる規定の施行の日
（非課税とされる国等から支給される金品に係る事業の範囲等に関する経過措置）
第二条 改正後の所得税法施行規則（以下「新規規則」という。）第三条の二第三項（第一号に係る部分に限る。）の規定は、令和六年分以後の所得税については、なお従前の例による。

（公共法人等及び公益信託等に係る非課税申告書の記載事項に関する経過措置）
第三条 新規規則第十六条の二（第一項第四号に係る部分に限る。）の規定は、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に提出する所得税法第十一条第三項の申告書について適用し、施行日前に提出した所得税法等の一部を改正する法律（令和六年法律第八号）以下「改正法」という。）第一条の規定による改正前の所得税法第十一条第三項の申告書については、なお従前の例による。

（支払通知書に係る電磁的方法による提供の承諾に関する経過措置）
第四条 新規規則第九十二条の二（所得税法施行規則第七十二条の四第十項及び第七十二条の六第十項並びに租税特別措置法施行規則（昭和三十一年大蔵省令第十五号）第五条の四の二第一項、第五条の四の三第八項、第五条の四の四第九項及び第五条の四の五第八項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定は、新規規則第九十二条の二に規定する支払をする者、所得税法施行規則七十二條の四第十項に規定する内国法人、同令第七十二条の六第十項に規定する外国法人、租税特別措置法施行規則第五条の四の二第十項に規定する特定目的会社、同令第五条の四の三第八項に規定する投資法人又は同令第五条の四の四第九項若しくは第五条の四の五第八項に規定する受託法人が施行日以後に行う新規規則第九十二条の三第二項に規定する通知について適用する。

（給与等の源泉徴収票に関する経過措置）
第五条 新規規則第九十三条第一項の規定及び新規規則別表第六（一）に定める書式は、令和六年以後に支払うべき同年以後に支払の確定した所得

の最後に支払をする日が同年六月一日以後であるものについて適用し、同年以前に支払うべき同年以前に支払の確定した同項に規定する給与等であるものについては、なお従前の例による。

2 前項に規定する書式は、当分の間、改正前の所得税法施行規則（以下「旧規則」という。）の相当の規定に定める源泉徴収票に、新規規則別表第六（一）に準じて、記載したのもをもってこれに代えることができる。

（公的年金等の源泉徴収票に関する経過措置）
第六条 新規規則第九十四条の二第一項の規定及び新規規則別表第六（三）に定める書式は、令和六年六月一日以後に支払う所得税法第三十五条第三項に規定する公的年金等について適用し、同日前に支払う同項に規定する公的年金等については、なお従前の例による。

2 前項に規定する書式は、当分の間、旧規則の相当の規定に定める源泉徴収票に、新規規則別表第六（三）に準じて、記載したのもをもってこれに代えることができる。

（信託の計算書に関する経過措置）
第七条 改正法附則第三条第一項の規定の適用がある場合における新規規則第九十六条の規定の適用については、同条第一項第七号ハ中「規定する公益信託」とあるのは、「規定する公益信託若しくは所得税法等の一部を改正する法律（令和六年法律第八号）附則第三条第一項（寄附金控除に関する経過措置）に規定する特定公益信託」と、「当該公益信託」とあるのは、「当該公益信託又は特定公益信託」とする。

（給与等、退職手当等又は公的年金等の支払明細書に関する経過措置）
第八条 新規規則第一百条第一項の規定は、令和六年六月一日以後に支払う所得税法第八十三条第一項に規定する給与等について適用し、同日前に支払う同項に規定する給与等については、なお従前の例による。

（書式に関する経過措置）
第九条 新規規則別表第三（五）、別表第四（二）、別表第五（三）及び別表第五（八）に定める書式は、施行日以後に所得税法第二百二十条、第二百二十四条第二項及び第二百二十五条第一項の規定により添付し、又は提出するこれらの規定に規定する計算書、告知書及び調書について適用し、施行日前にこれらの規定により添付

の最後に支払をする日が同年六月一日以後であるものについて適用し、同年以前に支払うべき同年以前に支払の確定した同項に規定する給与等であるものについては、なお従前の例による。

2 前項に規定する書式は、当分の間、改正前の所得税法施行規則（以下「旧規則」という。）の相当の規定に定める源泉徴収票に、新規規則別表第六（一）に準じて、記載したのもをもってこれに代えることができる。

（公的年金等の源泉徴収票に関する経過措置）
第六条 新規規則第九十四条の二第一項の規定及び新規規則別表第六（三）に定める書式は、令和六年六月一日以後に支払う所得税法第三十五条第三項に規定する公的年金等について適用し、同日前に支払う同項に規定する公的年金等については、なお従前の例による。

2 前項に規定する書式は、当分の間、旧規則の相当の規定に定める源泉徴収票に、新規規則別表第六（三）に準じて、記載したのもをもってこれに代えることができる。

（信託の計算書に関する経過措置）
第七条 改正法附則第三条第一項の規定の適用がある場合における新規規則第九十六条の規定の適用については、同条第一項第七号ハ中「規定する公益信託」とあるのは、「規定する公益信託若しくは所得税法等の一部を改正する法律（令和六年法律第八号）附則第三条第一項（寄附金控除に関する経過措置）に規定する特定公益信託」と、「当該公益信託」とあるのは、「当該公益信託又は特定公益信託」とする。

（給与等、退職手当等又は公的年金等の支払明細書に関する経過措置）
第八条 新規規則第一百条第一項の規定は、令和六年六月一日以後に支払う所得税法第八十三条第一項に規定する給与等について適用し、同日前に支払う同項に規定する給与等については、なお従前の例による。

（書式に関する経過措置）
第九条 新規規則別表第三（五）、別表第四（二）、別表第五（三）及び別表第五（八）に定める書式は、施行日以後に所得税法第二百二十条、第二百二十四条第二項及び第二百二十五条第一項の規定により添付し、又は提出するこれらの規定に規定する計算書、告知書及び調書について適用し、施行日前にこれらの規定により添付

の最後に支払をする日が同年六月一日以後であるものについて適用し、同年以前に支払うべき同年以前に支払の確定した同項に規定する給与等であるものについては、なお従前の例による。

2 前項に規定する書式は、当分の間、改正前の所得税法施行規則（以下「旧規則」という。）の相当の規定に定める源泉徴収票に、新規規則別表第六（一）に準じて、記載したのもをもってこれに代えることができる。

（公的年金等の源泉徴収票に関する経過措置）
第六条 新規規則第九十四条の二第一項の規定及び新規規則別表第六（三）に定める書式は、令和六年六月一日以後に支払う所得税法第三十五条第三項に規定する公的年金等について適用し、同日前に支払う同項に規定する公的年金等については、なお従前の例による。

し、又は提出したこれらの規定に規定する計算書、告知書及び調書については、なお従前の例による。

2 新規別表第七(一)に定める書式は、附則第二十条第四号に定める日以後に所得税法第二百二十七条の規定により提出する同条に規定する計算書について適用し、同日前に同条の規定により提出した同条に規定する計算書については、なお従前の例による。

3 前二項に規定する書式は、当分の間、旧規則の相当の規定に定める計算書、告知書又は調書に、新規別表第三(五)、別表第四(二)、別表第五(三)、別表第五(八)及び別表第七(一)に準じて、記載したものをもってこれに代えることができる。

4 改正法附則第三条第一項の規定の適用がある場合において、所得税法第二百二十七条に規定する信託が租税特別措置法(昭和三十一年法律第二十六号)第四条の五第一項に規定する特定寄附信託であるときにおける所得税法第二百二十七条に規定する計算書については、同表の備考2(9)へ(iii)中「規定する公益信託」とあるのは「規定する公益信託若しくは所得税法等の一部を改正する法律(令和6年法律第8号)附則第3条第1項に規定する特定公益信託」と、「当該公益信託」とあるのは「当該公益信託又は特定公益信託」とする。

- 別表第一 削除
- (略) 別表第二(一)
- (略) 別表第二(二)
- (略) 別表第二(三)
- (略) 別表第二(四)
- (略) 別表第二(五)
- (略) 別表第二(六)
- (略) 別表第三(一)
- (略) 別表第三(二)
- (略) 別表第三(三)

- 別表第三(四)
 - (略) 別表第三(五)
 - (略) 別表第三(六)
 - (略) 別表第四(一)
 - (略) 別表第四(二)
 - (略) 別表第四(三)
 - (略) 別表第四(四)
 - (略) 別表第五(一)
 - (略) 別表第五(二)
 - (略) 別表第五(三)
 - (略) 別表第五(四)
 - (略) 別表第五(五)
 - (略) 別表第五(六)
 - (略) 別表第五(七)
 - (略) 別表第五(八)
 - (略) 別表第五(九)
 - (略) 別表第五(十)
 - (略) 別表第五(十一)
 - (略) 別表第五(十二)
 - (略) 別表第五(十三)
 - (略) 別表第五(十四)
 - (略) 別表第五(十五)
 - (略) 別表第五(十六)
 - (略) 別表第五(十七)
- 削除

- 別表第五(十八)
- (略) 別表第五(十九)
- (略) 別表第五(二十)
- (略) 別表第五(二十一)
- (略) 別表第五(二十二)
- (略) 別表第五(二十三)
- (略) 別表第五(二十四)
- (略) 別表第五(二十五)
- (略) 別表第五(二十六)
- (略) 別表第五(二十七)
- (略) 別表第五(二十八)
- (略) 別表第五(二十九)
- (略) 別表第五(三十)
- (略) 別表第五(三十一)
- (略) 別表第五(三十二)
- (略) 別表第六(一)
- (略) 別表第六(二)
- (略) 別表第六(三)
- (略) 別表第七(一)
- (略) 別表第七(二)
- (略) 別表第八(一)
- (略) 別表第八(二)
- (略) 別表第八(三)
- (略) 別表第八(四)

- 別表第九(一)
- (略) 別表第九(二)
- (略) 別表第九(三)